平成19年版

# 環境白書



称名滝



### 環境白書の刊行にあたって



富山県は、立山連峰や黒部峡谷などの世界的な山岳景観や蜃気楼がみられる不思議の海富山湾、さらには本州一の植生自然度を誇る森林、全国名水百選に全国最多の4か所が選定される清らかな水環境など、豊かな水と緑に恵まれています。私たちは、これらの素晴らしい環境を守り、県民の大切な財産として、将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

しかしながら、現在、地球温暖化をはじめとする地球的規模の問題から、廃棄物や自然破壊、大気・水・土壌の汚染など身近な問題に至るまで、私たちは様々な環境問題に直面しています。こうした問題に対処していくためには、現代の経済や社会のあり方を見直し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築していくことが必要です。

このため、県では、県民の皆さんが健康で快適に、安全で安心して暮らせる「安心とやま」の実現を目指し、循環型・脱温暖化社会の構築や生活環境、自然環境の保全に取り組んでいます。

特に、環境に配慮した生活様式「エコライフスタイル」の推進については、昨年から「とやまエコライフ・アクト10宣言」キャンペーンを展開しており、これまで6万人を超える皆様に宣言いただくなど、県民の環境への意識・関心は大変高まってきています。また、去る6月には、県内の主要スーパーマーケットや消費者団体、行政機関等からなる「レジ袋削減推進協議会」が設立され、今後この協議会を中心として、県民と事業者の理解と協力のもと、年間3億枚ともいわれる県内のレジ袋の削減が推進されるよう県としても普及広報等に努めることとしています。さらに、本県の環日本海地域における環境保全や環境協力が国において高く評価され、本年冬に「日中韓三カ国環境大臣会合」が地方都市では初めて富山県で開催されることとなりました。県では、この大臣会合に合わせて、日本・中国・韓国・ロシアの自治体、経済界、学界が参加する「北東アジア環境パートナーズフォーラム in とやま」を開催し、北東アジア地域の環境の現状と共通の課題等に関する意見交換を通じ、産学官の幅広い関係者が北東アジア地域で連携しながら環境保全に取り組んでいく機運を盛り上げていくこととしています。

この環境白書は、平成18年度における本県の環境の状況を紹介するとともに、環境の保全及び創造に関する取組みについて取りまとめたものです。本書を通じて、多くの皆様に環境への理解と関心を高めていただき、「清らかな水と豊かな緑に恵まれた快適な環境」の保全と創造に向け、一層のご協力を賜りますようお願いいたします。

平成19年9月

## 目 次

総	論	]
概論·		]
特集「	エコライフを進めよう!」	
第1章	環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する取組み	
第1節	基本的施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	環境基本条例	
2 3	環境基本計画	
第2節	安全で健康な生活環境の確保	
1 1	建康で快適な大気環境の確保	
(1)	大気環境の状況	
(2)	大気環境の保全対策	
(3)	環境基本計画に掲げる目標	
2 <u>‡</u>	豊かで清らかな水環境の確保	
(1)	水環境の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2)	水環境の保全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3)	環境基本計画に掲げる目標	
3 1	建やかで豊かな生活を支える土壌環境と地下水の確保	
(1)	土壌環境と地下水の状況	
(2)	土壌環境と地下水の保全対策	
(3)	環境基本計画に掲げる目標	
4 .	騒音、振動のないやすらかな環境の実現	
(1)	騒音、振動の状況	
(2)	騒音、振動の防止	
(3)	環境基本計画に掲げる目標	43
5 1	化学物質による環境リスクの低減	
(1)	化学物質による環境リスクの状況	
(2)	化学物質による環境リスク防止対策	
(3)	環境基本計画に掲げる目標	
	公害被害等の防止と解決	
(1)	公害被害等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2)	公害被害等の防止対策	
(3)	環境基本計画に掲げる目標	
第3節	環境への負荷が少ない循環型社会の構築 ····································	
1 /	廃棄物の発生抑制及び循環的利用の推進	55

		(1)	廃棄物の発生抑制及び循環的利用の状況	55
		(2)	廃棄物の発生抑制及び循環的利用の推進	59
		(3)	環境基本計画に掲げる目標	62
	2	J	廃棄物の適正処理の推進	63
	(	(1)	廃棄物の適正処理の状況	63
		(2)	廃棄物の適正処理の確保	65
		(3)	環境基本計画に掲げる目標	71
第	4 :	節	自然と共生したうるおいのある環境の実現	72
	1	-	すぐれた自然環境の保全	72
	(	(1)	自然環境の状況	72
		(2)	自然環境の保全対策	76
	(	(3)	環境基本計画に掲げる目標	77
	2		自然とのふれあいの確保	77
	(	(1)	自然とのふれあいの状況	77
		(2)	自然とのふれあいの確保	80
		(3)	環境基本計画に掲げる目標	81
,	3	4	生物多様性の確保	82
	(	(1)	生物多様性の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
	(	(2)	生物多様性の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	86
	(	(3)	環境基本計画に掲げる目標	88
	4	Ī	豊かで美しい森づくり	89
	(	(1)	森づくりの状況	89
	(	(2)	豊かで美しい森づくりの推進	89
第	5 :	節	快適な環境づくり	91
	1	ļ	県土美化推進運動の展開	91
		(1)	県土美化推進運動の状況	91
		(2)	県土美化推進運動の推進	91
	(	(3)	環境基本計画に掲げる目標	91
	2	,	心地よい水辺環境の創造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
	(	(1)	水辺環境の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
	(	(2)	心地よい水辺環境の確保	93
		(3)	環境基本計画に掲げる目標	93
	3	į	里や街における豊かな緑の保全と創造	93
	(	(1)	里や街における緑の状況	93
	(	(2)	里や街における豊かな緑の確保	94
	(	(3)	環境基本計画に掲げる目標	94
	4		うるおいある景観の保全と創造	95
	(	(1)	景観の状況	95

	(2)	うるおいある景観の保全と創造	.95
	(3)	環境基本計画に掲げる目標	-96
5	5	歴史や文化をいかした街づくり	-96
	(1)	歴史や文化をいかした街づくりの状況	.96
	(2)	歴史や文化をいかした街づくりの推進	.97
	(3)	環境基本計画に掲げる目標	.97
6	3	快適なトイレの推進	.97
	(1)	快適トイレの状況	.97
	(2)	・ 快適トイレ推進プランの推進・	.97
	(3)	環境基本計画に掲げる目標	.98
第6	節	地球環境の保全への行動と積極的貢献	.99
1		地球環境保全行動計画の推進	.99
	(1)	地球環境保全行動計画の推進	.99
	(2)	- 環境基本計画に掲げる目標	.99
2	<u>-</u>	地球環境の保全のための対策の推進	100
	(1)	地球環境問題の状況	100
	(2)	地球環境の保全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100
	(3)	環境基本計画に掲げる目標	105
3	}	環日本海地域の環境保全と国際環境協力	105
	(1)	環日本海地域の環境保全と国際環境協力の状況	105
	(2)	環日本海地域の環境保全と国際環境協力の推進	105
	(3)	環境基本計画に掲げる目標	106
2	1	北西太平洋行動計画(NOWPAP)の推進	106
	(1)	NOWPAPの実施状況 ····································	106
	(2)	NOWPAPの推進 ····································	107
	(3)	環境基本計画に掲げる目標	107
Ę	5	日本海学の推進	107
	(1)	日本海学の概要	107
	(2)	日本海学の推進	108
	(3)	環境基本計画に掲げる目標	108
第7	7節	環境の保全及び創造に向けたみんなの行動	109
1		環境保全活動へのみんなの参加	109
	(1)		
	(2)	環境保全活動の推進	110
	(3)	環境基本計画に掲げる目標	110
2	2	環境問題の理解と対応のための教育・学習	
	(1)	環境教育・学習の状況	111
	(2)	- 環境教育・学習の推進	111

(3) 環境基本計画に掲げる目標	112
3 事業者としての県の環境保全率先行動	112
(1) 県の環境保全率先行動の状況	112
(2) 環境保全率先行動の推進	115
(3) 環境基本計画に掲げる目標	116
第8節 総合的視点で取り組む環境の保全と創造	117
1 環境問題の解決に向けた公害防止計画	117
(1) 公害防止計画の状況	117
(2) 公害防止計画の推進	117
(3) 環境基本計画に掲げる目標	117
2 事業実施に当たっての環境への影響評価の推進	117
(1) 環境影響評価等の状況	
(2) 環境影響評価の推進	119
(3) 環境基本計画に掲げる目標	119
3 環境の保全及び創造を支える調査研究等の推進	121
(1) 調査研究等の状況	
(2) 調査研究等の推進	121
(3) 環境基本計画に掲げる目標	122
4 環境コミュニケーションの推進	122
(1) 環境コミュニケーションの状況	122
(2) 環境コミュニケーションの推進	122
(3) 環境基本計画に掲げる目標	123
5 県民参加による新たな環境保全の仕組みづくり	123
(1) 環境保全の仕組みづくりにおける県民参加の状況	123
(2) 県民参加による新たな環境保全の仕組みづくりの推進	123
(3) 環境基本計画に掲げる目標	123
第2章 平成19年度において実施する環境の保全及び創造に関する取組み	125
1 基本的施策の推進	125
2 安全で健康な生活環境の確保	125
(1) 健康で快適な大気環境の確保	125
(2) 豊かで清らかな水環境の確保	126
(3) 健やかで豊かな生活を支える土壌環境と地下水の確保	126
(4) 騒音、振動のないやすらかな環境の実現	127
(5) 化学物質による環境リスクの低減	127
(6) 公害被害等の防止と解決	128
3 環境への負荷が少ない循環型社会の構築	128
(1) 廃棄物の発生抑制及び循環的利用の推進	128

(2) 廃棄物の適正処理の推進	129
4 自然と共生したうるおいのある環境の実現	130
(1) すぐれた自然環境の保全	130
(2) 自然とのふれあいの確保	130
(3) 生物多様性の確保	131
(4) 豊かで美しい森づくりの推進	132
5 快適な環境づくり	132
(1) 県土美化推進運動の展開	132
(2) 心地よい水辺環境の創造	133
(3) 里や街における豊かな緑の保全と創造	133
(4) うるおいのある景観の保全と創造	133
(5) 歴史や文化をいかした街づくり	134
(6) 快適なトイレの推進	134
6 地球環境の保全への行動と積極的貢献	135
(1) 地球環境保全行動計画の推進	
(2) 地球環境保全のための対策の推進	135
(3) 環日本海地域の環境保全と国際環境協力	
(4) 北西太平洋行動計画(NOWPAP)の推進	136
(5) 日本海学の推進	137
7 環境の保全及び創造に向けたみんなの行動	137
(1) 環境保全活動へのみんなの参加	137
(2) 環境問題の理解と対応のための教育・学習	138
(3) 事業者としての県の環境保全率先行動	138
8 総合的視点で取り組む環境の保全と創造	139
(1) 環境問題の解決に向けた公害防止計画	139
(2) 事業実施に当たっての環境への影響評価の推進	139
(3) 環境の保全及び創造を支える調査研究等の推進	
(4) 環境コミュニケーションの推進	140
(5) 県民参加による新たな環境保全の仕組みづくり	140
資料編	
第1 図表	
(1) 安全で健康な生活環境の確保	
表2-1 一般環境観測局の概要	
表 2 - 2   二酸化硫黄濃度の年度別推移(年平均値)	
表 2 - 3   二酸化硫黄に係る環境基準の達成状況	
表 2 – 4 二酸化窒素濃度の年度別推移(年平均値)	
表 2 - 5 二酸化窒素に係る環境基準の達成状況	145

表2-6	浮遊粒子状物質濃度の年度別推移(年平均値)	·146
表2-7	浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成状況	·147
表2-8	光化学オキシダント濃度の年度別推移(年平均値)	·148
表2-9	光化学オキシダントに係る環境基準の達成状況	·149
表 2 - 10	自動車排出ガス観測局の概要	
表2-11	自動車排出ガス観測局における測定結果の年度別推移(年平均値)	·151
表 2 - 12	自動車排出ガス観測局における環境基準の達成状況	·152
表 2 - 13	ばい煙発生施設数の年度別推移	·153
表2-14	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届出状況	
表2-15	大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設の届出状況	·154
表2-16	大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物(VOC)排出施設の届出状況 …	·154
表2-17	「大気汚染防止法」及び「富山県建築物又は工作物の解体等に伴う石綿粉じん	
	排出等防止措置要綱」に基づくアスベスト除去等作業の届出状況(18年度)…	·155
表2-18	大気関係立入調査状況(18年度)	·155
表 2 - 19	大気汚染緊急時の措置	·156
図2-1	悪臭苦情の発生源別推移	·158
表 2 -20	公害防止条例に基づく悪臭の届出工場・事業場の概要	
表 2 -21	悪臭実態調査結果(18年度)	·159
表 2 -22	畜産業の悪臭実態調査結果(18年度)	
表 2 -23	畜産環境保全実態調査結果	·160
表 2 -24	畜産農家の巡回指導等の実施状況(18年度)	
表 2 -25	各種助成制度に基づく家畜ふん尿処理施設設置実績(18年度)	·160
表 2 -26	公共用水域の水域別測定地点数(18年度)	·161
表 2 -27	地下水の水質測定地点数(18年度)	·161
表 2 -28	河川の主要測定地点(環境基準点)における水質測定結果(18年度)	·162
表 2 -29	河川末端における水質(BOD)の年度別推移	·163
表 2 -30	湖沼の主要測定地点(環境基準点)における水質測定結果(18年度)	·164
表 2 -31	湖沼における水質(COD、全りん)の年度別推移	·164
表 2 -32	海域の主要測定地点(環境基準点)における水質測定結果(18年度)	
表 2 -33	海域における水質(COD)の年度別推移	·166
表 2 -34	地下水の定期モニタリング(環境監視)調査結果(18年度)	·167
表 2 -35	地下水の定期モニタリング(汚染井戸)調査結果(18年度)	·168
表 2 -36	汚染井戸における水質の年度別推移	·169
表 2 -37	水質汚濁防止法に基づく特定事業場数	
表 2 -38	水質関係立入調査状況(18年度)	·170
表 2 - 39	公共用水域の主要測定地点における全窒素・全りんの水質測定結果(18年度)…	.171
表 2 -40	河川における要監視項目測定結果(18年度)	·173
表 2 -41	湖沼水質調査結果(18年度)	.174

表 2 -42	海水浴場水質調査結果(18年度)	174
表 2 -43	海水浴場水質調査結果(18年度)          底質(重金属等)調査結果(18年度)	175
表 2 -44	立山環境調査(河川等環境調査)結果(18年度)	176
表 2 -45	水生生物調査結果(18年度)	177
表 2 -46	公共下水道及び特定環境保全公共下水道の概要	178
図2-2	下水道の普及率の推移	179
表 2 -47	農村下水道の整備状況	180
表 2 -48	コミュニティ・プラントの整備状況	181
表 2 -49	合併処理浄化槽設置整備事業の状況	181
図2-3	定置網漁場環境調査地点図	182
表 2 -50	定置網漁場環境調査の定点別の最大値・最小値及び平均値(18年度)	183
表 2 -51	玄米及び土壌中カドミウム濃度(神通川流域)	184
表 2 -52	対策地域内の玄米及び土壌中カドミウム濃度(神通川流域)	184
表 2 -53	玄米及び土壌中カドミウム濃度(黒部地域)	184
表 2 -54	対策地域内の玄米及び土壌中カドミウム濃度(黒部地域)	185
表 2 -55	神通川流域における土地利用区分と面積(実測)	185
表 2 -56	神通川流域における第 1 ~ 3 次地区の復旧方式等	185
表 2 -57	公害防止事業に係る費用負担計画の概要(神通川流域)	186
表 2 -58	神通川流域における公特事業の計画面積	186
表 2 -59	神通川流域における19年度に作付可能な面積	186
表 2 -60	黒部地域における土地利用区分と面積(実測)	187
表2-61	黒部地域における対策地域の復旧方式等	187
表 2 -62	公害防止事業に係る費用負担計画の概要(黒部地域)	187
表2-63	土壌汚染対策法に基づく指定区域の概要	187
表 2 -64	地下水観測井の位置と構造	
表2-65	地下水位年平均値の年度別推移	189
図2-4	主な観測井の地下水位(月平均)	190
図2-5	塩化物イオン濃度分布(18年度)	192
表2-66	地下水条例に基づく揚水設備の届出状況	
表2-67	地下水採取状況(18年度)	194
図2-6	騒音・振動苦情の発生源別推移	195
図2-7	一般地域の環境騒音の環境基準達成状況(18年度)	195
表 2 -68	自動車騒音の環境基準達成状況	196
表 2 -69	道路に面する地域の環境騒音調査結果(18年度)	196
表 2 -70	航空機騒音の年度別推移	197
表 2 -71	北陸新幹線鉄道の沿線地域における環境騒音・振動の現況調査結果	
	(17~18年度)	)198
表 2 -72	騒音規制法に基づく特定施設の届出状況	199

	表 2 -73	公害防止条例に基づく騒音の届出工場・事業場の状況	.200
	表 2 -74	騒音関係立入検査状況(18年度)	·200
	表 2 -75	道路交通振動の調査結果(18年度)	·200
	表 2 - 76	振動規制法に基づく特定施設の届出状況	·201
	表 2 -77	振動関係立入検査状況(18年度)	.202
	表 2 - 78	ダイオキシン類環境調査結果(18年度)	.202
	表 2 - 79	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の届出状況	·207
	表 2 -80	有害大気汚染物質の調査概要(18年度)	·209
	表 2 -81	その他優先取組物質の調査結果(18年度)	·209
	表 2 -82	ゴルフ場排水の農薬調査結果(18年度)	·210
	表 2 -83	農薬使用総量(18年度)	·211
	表 2 -84	魚介類の水銀検査結果(18年度)	
	表 2 -85	食品中のPCB検査結果(18年度)	·211
	表 2 -86	公害審査会に係属した事件	·212
	表 2 -87	公害種類別苦情受理状況の年度別推移	·212
	表2-88	発生源別苦情受理状況(18年度)	·213
	表 2 -89	市町村別苦情処理状況(18年度)	·214
	表 2 -90	苦情の処理状況 (18年度)	·215
	表 2 - 91	「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく指定の内容	·215
	表 2 -92	イタイイタイ病患者及び要観察者生存数	·215
(2	) 環境へ <i>の</i>	)負荷が少ない循環型社会の構築	·216
		ごみ処理状況の年度別推移	
	表 2 -94	容器包装リサイクル法に基づく分別収集量の年度別推移	
	表 2 -95	家電リサイクル法に基づく廃家電品の引取り台数	·216
	図2-8		
	表 2 -96	多量排出事業者の処理計画書等の提出状況(18年度)	·217
	表 2 -97	ごみ処理施設の整備状況	·218
	表 2 -98	し尿処理状況の年度別推移	·219
		し尿処理施設の整備状況	
	表 2 - 100	PCB特別措置法に基づく届出状況	·220
	表 2 - 101	産業廃棄物処理施設の許可(届出)状況	·221
(3	) 白然と共	生したうるおいのある環境の実現	.221
(•		宝立のとうるのである環境の失踪 国立公園内における工作物の新築等に係る許認可取扱状況(18年度)	
		国定公園内における工作物の新築等に係る許認可取扱状況(18年度)	
		県立自然公園内における工作物の新築等に係る許認可取扱状況(18年度) …	
		富川県自然環境保全基金による土地保有状況	

表 2 -106 立山山麓家族旅行村の主要施設	223
表 2 -107 登山届出及び遭難事故の概要	223
表 2 -108 自然公園等における主たる施設整備実績(18年度)	223
表 2 -109 愛鳥週間行事(18年度)	224
表 2 – 110 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」	
による種の指定状況	225
表 2 - 111 野生鳥獣の救護活動実績(18年度)	225
表 2 -112 有害鳥獣捕獲等の状況(18年度)	226
表 2 - 113 狩猟者登録の実績(18年度)	226
(4) 快適な環境づくり	226
表 2 -114 県民公園新港の森の概要	226
表 2 -115 県民公園新港の森施設利用状況	227
表 2 – 116 空港スポーツ緑地の概要	227
表 2 -117 空港スポーツ緑地施設利用状況	227
(5) 地球環境の保全への行動と積極的貢献	228
表 2 - 118 酸性雨実態調査の概要(18年度)	228
表 2 – 119 雨水の p H調査結果(18年度)	228
表 2 -120 雨水の p Hの年度別調査結果(一週間降雨毎)	228
図2-9 主要イオン成分降下量、降水量の月別推移(18年度)	229
図 2 - 10 主要イオン成分降下量の経年変化(射水市)	230
図 2 – 11 縄ケ池における p H及びアルカリ度の経年変化	231
表 2 – 121 森林地における雨水の p H調査結果(18年度)	231
表 2 -122 財環日本海環境協力センター(NPEC)の事業概要(18年度)	232
表 2 -123 環日本海地域との相互派遣の概要(18年度)	233
(6) 環境の保全及び創造に向けたみんなの行動	235
表 2 -124 主な環境月間行事(18年度)	235
表 2 -125 環境保全相談室の活動状況(18年度)	235
表 2 -126 中小企業環境施設整備資金融資制度の概要	236
表 2 - 127 中小企業環境施設整備資金融資実績の年度別推移	237
表 2 -128 中小企業環境施設整備資金の融資実績(施工地市町村別)の推移	238
表 2 -129 公害防止施設等に対するその他融資制度の実績の推移	239
表 2 -130 公害防止管理者等の選任届出状況	
表 2 - 131 事前協議の概要(18年度)	239
(7) 総合的視点で取り組む環境の保全と創造	240

表名	! - 132 富山・高岡地域公害防止計画の概要240
表名	2 -133 環境影響評価の実施状況240
表名	! - 134 県が企業と締結している公害防止協定241
表名	! -135 環境保全に関する試験・研究242
第2	日誌(18年度)246
第3	富山県環境関係行政組織図248
第4	富山県環境関係附属機関249
第5	富山県環境関係分掌事務250
第6	市町村環境関係担当課一覧253
第7	環境用語の説明254







# 総論

#### 概論

本県は、早くから工業県として発展してきた結果、昭和30年代後半からの高度経済成長の過程で、生活水準は著しく向上したものの、大気汚染や水質汚濁などの産業公害により生活環境が悪化するとともに各種開発による自然環境の改変が進みました。

昭和40年代には環境保全のための各種法体系の整備が進められ、本県においても公害防止条例の制定をはじめ、独自の大気環境計画の策定等の公害防止対策を講じるとともに、県立自然公園条例や自然環境保全条例の制定などの自然保護施策を展開しました。その結果、環境は全般的に改善され、清らかな水、さわやかな空気、変化に富んだ美しく豊かな自然などすぐれた環境の保全に大きな成果をあげてきました。

しかしながら、都市化の進展やライフスタイルの変化などを背景に、自動車による大気汚染や騒音、身近な自然の減少など、都市・生活型の環境問題が課題となっています。

さらに、廃棄物の発生抑制や循環的利用、 適正処理が確保される循環型社会の構築や、 地球温暖化をはじめとする地球的規模の環 境問題は、緊急の課題となっており、ダイ オキシン類などの有害な化学物質に対する 対策も必要となっています。

こうした課題の多くは、日常的な生活や 通常の事業活動に起因することから、従来 の規制的あるいは個別的な手法だけでは十 分には対応できない状況にあります。

一方で、生態系の価値や多様な自然環境 の重要性に対する認識が高まるとともに、 うるおいのある水辺や豊かな緑、美しい景 観など、より質の高い環境の形成に対する ニーズが高まってきています。

このような状況に対処するため、平成7年12月に、「環境の恵沢の享受と継承」、「持続的発展が可能な社会の構築及び環境保全上の支障の未然防止」並びに「地球環境保全の推進」を基本理念とする環境基本条例を制定しました。また、この条例に基づき、快適で恵み豊かな環境の保全と創造に関する施策の基本的な考え方、長期的な目標、必要な推進事項を盛り込んだ環境基本計画を策定し、次の区分に従い、環境の保全及び創造に向けて各種の施策を実施しています。

- ・安全で健康な生活環境の確保
- ・環境への負荷が少ない循環型社会の 構築
- ・自然と共生したうるおいのある環境 の実現
- ・快適な環境づくり
- ・地球環境の保全への行動と積極的貢献
- ・環境の保全及び創造に向けたみんな の行動
- ・総合的視点で取り組む環境の保全と 創造

18年度において、環境の保全及び創造に関して講じた主な施策は以下のとおりです。

「基本的施策の推進」については、環境 基本条例の目的を達成するため、環境を取 り巻く状況の変化を反映して16年3月に改 定した環境基本計画の推進に努めました。 「安全で健康な生活環境の確保」については、大気環境の保全のため、化学物質排出量の削減指導やエコドライブの普及啓発等により、大気環境計画(ブルースカイ計画)を推進しました。また、アスベスト対策として、大気汚染防止法及び富山県建築物又は工作物の解体等に伴う石綿粉じんの排出等防止措置要綱に基づき、アスベスト除去等作業現場の監視・指導や環境調査を実施しました。

水環境の保全について、13年度に改定した水質環境計画(クリーンウオーター計画)を推進したほか、富山湾の水質保全を図るため、「富山湾共同環境調査検討会」において、海上保安庁との富山湾共同環境調査等で得られた知見を総合的に解析しました。

土壌環境の保全について、土壌汚染対策 法に基づき、市街地等の土壌汚染に対して 適切に対応するとともに、「土壌汚染リスク 情報管理システム」により、土壌汚染に関 する情報の管理・活用を図りました。

地下水の保全について、冬期間の地下水 位を常時把握するためのテレメータシステムを導入し、県民や関係機関等に対し、情報提供するとともに、地下水涵養を普及するため、県民、事業者等を対象としたシンポジウムを開催しました。

騒音、振動のないやすらかな環境の実現について、自動車や航空機に係る騒音の状況の把握及び北陸新幹線鉄道の富山以西の沿線地域について、環境基準の地域類型当てはめのための土地利用状況や騒音・振動現況調査を実施しました。

化学物質による環境汚染の防止について、ダイオキシン類に係る大気、水質等の環境調査や主な発生源の監視・指導を実施しました。また、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化学物質排出把握管理促進法)」に基づき、事業者の化学物質の排出量等について集計、公表を行うとともに、化学物質に

ついて、事業者等の取組みとリスクコミュニケーションを推進するため、「化学物質管理計画策定ガイドライン」を作成しました。

「環境への負荷が少ない循環型社会の構 築」については、廃棄物の発生抑制や循環 的利用、適正処理を総合的かつ計画的に推 進し、循環型社会を構築するため、15年3 月に策定した廃棄物処理計画(とやま廃棄 物プラン)に基づき、県民、事業者及び市 町村の取組みを支援するとともに、「ごみゼ 口推進県民会議」を中心とした、県民総ぐ るみの「ごみゼロ推進大運動」を推進しま した。また、廃棄物の循環的利用を推進す るため、今後の県の施策を明らかにした「廃 棄物循環的利用推進指針」を策定するとと もに、行政と事業者が連携協力して生ごみ のリサイクル(肥料化)の事業化の可能性 を検討しました。さらに、不法投棄等の防 止対策としてパトロールを実施したほか、 長期間にわたり保管されている PCB 廃棄 物については、18年3月に策定したPCB 廃棄物処理計画を推進しました。

「自然と共生したうるおいのある環境の 実現 については、県内4地区5か所の自 然公園等にナチュラリストを配置し自然解 説活動を実施したほか、「人と生き物との共 生」をテーマとして、自然博物園「ねいの 里 | の展示館の改修を行い、自然公園にお けるごみ持ち帰り運動や外来植物除去を継 続して実施したほか、自然に親しむための 施策として、立山黒部地区において、歩道 の整備等を行いました。また、人と野生鳥 獣との共生の確保及び生物多様性の保全を 基本方針として、野生鳥獣を適切に保護管 理することにより生活環境の保全及び農林 水産業の振興を図ることを目的として、「鳥 獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 | に基づき、第10次鳥獣保護事業計画を策定 しました。これに伴い、人とのあつれきが 深刻化しているニホンザルについて、農林 作物被害等を軽減し、人とサルとの共生を 図るため、過去3年間の取組みを踏まえ、 ニホンザル保護管理計画を改定するととも に電気柵の普及等を推進しました。なお、 16年秋及び18年に大量出没したツキノワグ マについては、安全対策や共生対策を図る ために、県内外の有識者からなる「ツキノ ワグマ等保護管理検討委員会」において、 保護管理指針を策定するとともに、ツキノ ワグマの各種モニタリング調査を引き続き 実施しました。さらに、有害鳥獣捕獲の中 心的な担い手となっている狩猟者の高齢化 や減少が進んでいるため、19年1月に有害 鳥獣捕獲体制検討委員会を立ち上げ、今後 の有害鳥獣捕獲の担い手育成・確保対策に ついて検討を行いました。

森づくりの推進については、里山整備など森林の保全・整備を推進したほか、富山県森づくり条例を制定するとともに、この条例に基づき富山県森づくりプランを策定しました。

「快適な環境づくり」については、地域住民が主体となり、継続的な清掃美化活動を推進する「アダプト・プログラム事業」により、地域住民と行政との協働体制づくりを推進しました。また、地域の特性を活かした優れた景観の保全及び創造を図るため、14年9月に制定した景観条例に基づき、うるおいのある景観づくりを総合的かつ計画的に推進したほか、美しい散村(散居)景観を保全するため、地域住民が主体となる活動を関係団体・市町村と連携して行いました。さらに、本県の優れた水環境を広く紹介することを目的に、追加選定したとやまの名水について、PR冊子の作成・配布などにより普及啓発しました。

「地球環境の保全への行動と積極的貢献」については、地球温暖化対策を地域レ

ベルで計画的かつ体系的に推進するため、 16年3月に策定した地球温暖化対策推進計 画(とやま温暖化ストップ計画)に基づき、 県民や事業者による温室効果ガスの削減対 策を推進したほか、「富山県地球温暖化防止 活動推進センター」である働とやま環境財 団と連携して、地球温暖化防止活動推進員 の活動支援や地球温暖化防止県民大会の開 催等を行いました。また、国や関係機関と 連携して酸性雨や黄砂の実態調査を実施し ました。

環日本海地域との国際環境協力について、 (財)環日本海環境協力センター(NPEC) と連携して、「北東アジア地域自治体連合環境分科委員会」を運営し、環日本海地域の 環境保全についての情報交換や自治体間での環境協力事業を推進したほか、青少年の 環境意識の醸成を図るため「北東アジア青少年環境シンポジウム2006」を開催しました。また、日本、中国、韓国及びロシアの自治体やNGOの参加を得て、日本海及び 黄海の海辺の漂着物調査を実施したほか、 ロシア沿海地方との渡り鳥に関する共同調査や中国遼寧省との水質環境に関する共同 調査研究を実施しました。

北西太平洋行動計画(NOWPAP)の 推進について、NOWPAPの活動の連絡 調整を担う地域調整部(RCU)富山事務 所の活動を支援するとともに、NOWPA Pの特殊モニタリング・沿岸環境評価地域 活動センター(CEARAC)に指定され ているNPECと連携して、第2回NOW PAP海洋ごみワークショップの開催を支 援するとともに、リモートセンシングによ る海洋環境モニタリング手法の開発を推進 するため、富山湾をモデル海域としてモニ タリング手法に関する調査研究を行う「富 山湾プロジェクト」を実施しました。また、 「環日本海環境ウォッチシステム」により、 衛星から受信した海洋環境データを解析し、 国内外に発信しました。

このほか、日本海及び環日本海地域の過去・現在・未来にわたる人間と自然とのかかわり、地域間の人間と人間とのかかわりについて、総合的、学際的に研究することを目的として、県が提唱している「日本海学」の確立、推進を図るため、日本海学推進機構を中心に、普及啓発事業や調査研究を行いました。

「環境の保全及び創造に向けたみんなの 行動」については、国の国民運動「チーム・ マイナス6%」と連携して県民に省エネ等 の10のアクションを呼びかける「とやま工 コライフ・アクト10宣言 | キャンペーンの 展開など、日常生活の中でごみや二酸化炭 素を極力出さない取組み(エコライフスタ イル)を推進しました。また18年3月に策 定した「環境教育推進方針」の推進を図っ もエコクラブの活動を支援や、学校、地域 団体の希望に応じ、環境に関する講師を派 遣する「出前講座 | を実施しました。また、交 通事業者の協力も得て、「県・市町村統一ノ ーマイカーデー」を実施するなど、「ノーマ イカー県民運動」を推進しました。

県自らの環境への配慮の率先実行については、地球温暖化防止のための富山県庁行動計画(新県庁エコプラン)第2期計画を策定したほか、県庁本庁舎において認証を取得しているISO14001の環境マネジメントシステムに基づき、オフィス活動や各種事業における環境への配慮に取り組みました。また、公共事業環境配慮指針に基づき、県が実施する公共工事による環境負荷の低減を図るとともに、グリーン購入調達方針に基づき、環境物品等の調達に努め、重点的に調達を推進する品目を拡大しました。

「総合的視点で取り組む環境の保全と創造」については、富岩運河等のダイオキシ

ン類汚染などの課題に関係機関が連携して総合的な視点で取り組むため、第7次富山・高岡地域公害防止計画を推進したほか、大規模な開発事業に伴う環境への影響を低減するため、環境影響評価条例等に基づき、事業者による適切な配慮を指導しました。また、各試験研究機関において、環境保全等に関する各種調査研究を実施しました。

19年度においては、「安心とやま」の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する各種の施策をさらに推進することにしています。

「基本的施策の推進」については、環境 基本計画に基づき、「清らかな水と豊かな緑 に恵まれた快適な環境」の実現をめざし、 県民、事業者及び行政が連携協力して、環 境の保全と創造に関する各種施策を推進し ます。

「安全で健康な生活環境の確保」については、ブルースカイ計画を推進し、新たに化学物質対策などに対応した効果的・効率的な大気環境モニタリング体制を構築するとともに、届出のあったアスベスト除去等作業現場で監視・指導及び環境調査を実施します。また、富山湾水質保全対策を推進するとともに、水環境の保全を総合的に推進するため、クリーンウオーター計画を改定します。

地下水の保全については、関係機関と連携して冬期間の地下水位低下対策の検討を行うとともに、地下水涵養を普及するため、市町村等への技術的支援を行います。

騒音、振動のないやすらかな環境の実現については、北陸新幹線鉄道の富山市から 小矢部市までの沿線地域で環境基準の地域 類型の当てはめを実施します。

化学物質については、昨年度に作成した

「化学物質管理計画策定ガイドライン」の 普及啓発を図るため、事業者を対象とした 説明会を開催します。また、ダイオキシン 類等に関する環境調査等を実施し、公表し ます。

「環境への負荷が少ない循環型社会の構築」については、とやま廃棄物プランに基づき、廃棄物の発生抑制や循環的利用、適正処理を県民総ぐるみで推進するため、「環境とやま県民会議」を中心に、「ごみゼロ推進大運動」を展開します。また、市町村をはじめ地域住民やNPO、事業者の取組みを支援するとともに、「廃棄物循環的利用推進指針」に基づき、ごみ焼却灰から生成される溶融スラグの利用促進、レジ袋削減に向けた取組みの推進、産業廃棄物の減量化や再生利用を進めるための技術的支援などの施策を実施します。

「自然と共生したうるおいのある環境の 実現」については、国立公園等において登 山道整備や植生復元、木製土留工などの整 備を行うほか、能登半島国定公園の九殿浜 園地で園路等を整備します。また、人と野 生鳥獣との共生を図るため、狩猟免許試験 の回数増など今後の有害鳥獣捕獲の担い手 確保対策を推進するとともに、ツキノワグ マ、ニホンザルについては、ツキノワグ マ、ニホンザルについては、ツキノワグ て、護管理指針及びニホンザル保護管理計画 に基づく事業等を実施し、イノシシについ ては、生息状況及び被害状況を調査し、被 害防除対策を検討します。

さらに、県立自然公園の新規指定に向けた関係機関との調整を行うとともに、県民 全体で支える森づくりを推進します。

「快適な環境づくり」については、「アダプト・プログラム」や「とやまふる里海岸クリーンアップキャンペーン」の実施等により、引き続き県土美化推進運動を推進す

るとともに、県民参加による植樹運動などの緑化運動を展開します。また、景観条例に基づき、大規模行為の届出制度等の景観づくりの推進に関する施策を実施します。また、市町村が実施する自噴井戸保全対策に対し、財政面や技術面から支援するとともに、「とやまの名水」について、維持管理状況等の点検を実施します。

「地球環境の保全への行動と積極的頁献」については、地球環境保全に関する情報を体系的に県民に提供するとともに、16年3月に策定したとやま温暖化ストップ計画に基づき、県民、事業者及び行政が一体となった温暖化対策を推進します。また、環境家計簿や省エネルギー機器を活用し、CO2削減を競い合う「とやまエコ・メイト事業」を実施するとともに、事業者の取組みを支援するため、中小企業向けの環境マネジメントシステム「エコアクション21」を推進します。さらに、酸性雨・黄砂に関する実態調査を実施します。

環日本海地域との国際環境協力について、 関係機関と連携して、NPECの活動を支援し、環日本海地域における国際環境協力 を推進するほか、NPECと連携して、「北東アジア地域自治体連合環境分科委員会」 を運営し、環日本海地域の環境保全についての情報交換や自治体間での環境協力事業について検討を行います。また、NOWPAPのCEARACに指定されたNPECが国際的な役割を適切に果たせるよう、赤潮を含む有害藻類の異常繁殖に関する取組みやリモートセンシングによる海洋環境モニタリング手法の開発を支援します。

さらに、北東アジア地域において顕在化している環境問題に対応するため、地方都市としては初めて本県で開催されることとなった日中韓三カ国環境大臣会合に合わせて、日本・中国・韓国・ロシアの自治体、経済界、学界が参加する国際フォーラム「北

東アジア環境パートナーズフォーラム in とやま」を開催し、地域レベルで幅広い主体が連携した取組みの強化を図ります。

日本海学の推進については、日本海学推 進機構と連携して、普及啓発や調査研究を 推進します。

「環境の保全及び創造に向けたみんなの行動」については、「ノーマイカー県民運動」の推進を図るため、公共交通事業者の協力を得て実施する「県・市町村統一ノーマイカーウィーク」への多くの参加を働きかけます。また、環境問題に関する理解と、環境の保全と創造に関する自主的な取組みの促進を図るため、環境教育推進方針を推進します。

エコライフスタイルを促進するため、エコライフ・アクト大会や県内10市でのエコライフ・イベントを開催するとともに、「とやまエコライフ・アクト10宣言」キャンペーンを引き続き展開します。

また、県自らの環境への配慮の率先実行について、ISO14001に基づき、引き続き環境に配慮したオフィス活動やエコイベント実施方針による取組みを推進します。新県庁エコプランについては、第2期計画に基づき出先機関等での取組みを強化します。また、グリーン購入調達方針に基づき、環境物品等の調達に努めます。

「総合的視点で取り組む環境の保全及び 創造」については、第7次富山・高岡地域 公害防止計画に基づき、関係機関と連携し て各種事業を実施するとともに、事業の実 施状況や効果等を把握し、適切な進行管理 を行います。また、環境影響評価条例等に 基づき、事業者による適切な環境配慮を推 進するとともに、県民団体や事業者団体、 報道機関、行政などが連携協力してエコラ イフスタイルを推進するため、「環境とやま 県民会議」を設立します。 複雑で多様化する環境問題を解決し、快適で恵み豊かな環境を保全し創造していくためには、今後とも、県民一人ひとりが人間活動と環境との関係について理解を深めるとともに、県民、事業者、行政が一体となって取り組んでいくことが必要です。

このため、環境の恵沢の享受と継承、持続的発展が可能な社会の構築及び環境保全上の支障の未然防止、地球環境保全の推進という環境基本条例の基本理念の実現に向け、関係機関と連携しながら、地域に根ざした環境保全活動を展開するなど、環境基本計画に基づく各種施策を積極的に推進していきます。

### 特集 エコライフを進めよう!

いま、私たちは「地球温暖化問題」と「廃棄物問題」という大きな課題に直面しています。ライフスタイルの変化や、大量生産・大量消費・大量廃棄といった現代の社会経済の 仕組みなどが原因です。

国においては、地球温暖化対策や循環型社会の構築のための戦略等を盛り込んだ「21世紀環境立国戦略」を取りまとめ、「美しい星50(Cool Earth50)」の推進など、持続可能な社会づくりに取り組んでいくこととしています。

富山県でも、19年4月に策定した総合計画「元気とやま創造計画」において、「循環型・脱温暖化社会の構築」を安心とやまの政策に掲げ、「地球温暖化問題」と「廃棄物問題」に取り組むこととしています。しかしながら、これらの解決のためには、県民の皆さんの理解と協力が不可欠です。そのため昨年度に引き続き、環境に配慮した生活様式(エコライフスタイル)を普及する「とやまエコライフ・アクト10宣言」キャンペーンを展開し、県民運動として「エコライフ」の機運を高めていきたいと考えています。

この特集では、「地球温暖化問題」と「廃棄物問題」の現状と、「とやまエコライフ・アクト10宣言」キャンペーンを通じた「エコライフ」の取組みを紹介し、私たちが「今、何をすべきか」を考えていきたいと思います。

### 「地球温暖化問題」の現状

地球温暖化は、地表から放射された熱を吸収し、再び地表に放射して温度を上昇させる効果をもつ二酸化炭素等の温室効果ガスが、近年の人間活動の拡大に伴って大量に排出されることにより起こるといわれています。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の報告によれば、大気中の二酸化炭素濃度は産業革命前に比べ約1.4倍に増え、地球の平均気温はこの100年間で0.74℃上昇したといわれています。国の報告によれば、日本でも年平均地上温度が、長期的には100年当たり1.07℃の割合で上昇しており、特に近年、高温となる年が多い状況といわれています。

本県でも、真夏日(気温30℃を超える日)の増加傾向(図1)や、桜の開花時期の早まり、カエデの紅葉時期の遅れ(図2)などの環境変化が見られています。(環境科学センター研究成果より)

前述のIPCCによれば、21世紀末の平均気温上昇は1.1~6.4℃にもなると予測されており、強い熱帯低気圧や大雨などの異常気象の増加や海面上昇、生物の絶滅のリスクの増加や、食糧生産への影響などの懸念がなされています。

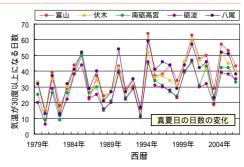


図 1 富山県の真夏日の日数の変化 (出典:気象庁の観測結果資料より作成)

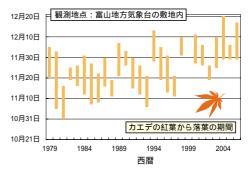


図 2 富山県のカエデの紅葉から落葉の期間 (出典:気象庁の観測結果資料より作成)

17年度の日本での温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算)は136,000万トンー  $CO_2$ /年で2年度と比較して7.8%増加しています(図3)。また、本県の排出量は16年度は13,032 千トンー  $CO_2$ /年で2年度と比較して5.8%増加しています(図4)。本県では、特に家庭やオフィスなど民生(家庭、業務)部門での伸び率が大きくなっています。

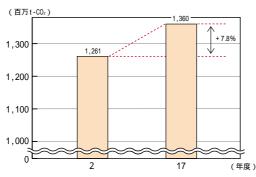


図 3 日本の温室効果ガス排出量の推移 (出典:環境省資料より作成)

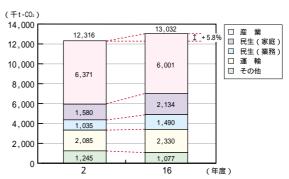


図 4 富山県の温室効果ガス排出量の推移 (出典:富山県資料)

地球温暖化の影響は予測が難しく、またその影響が顕著に現れるまでには時間がかかります。私たちが今、対策をとらないと、子どもたち、孫たちの世代に大きなつけを残すことになってしまいます。そのときには取り返しのつかない深刻な事態が起こっている可能性もあるのです。

地球温暖化による被害を抑えるためにも、身近に私たちができることを今取り組んでいかなければならないのです。

### 2

### 「廃棄物問題」の現状

廃棄物の発生は、人間の活動において避けて通れないものです。日本では、戦後の高度経済成長の過程で廃棄物問題への取組みが後手に回り、結果として不法投棄や有害物質の蓄積等の問題が生じました。また、狭い国土のため最終処分場の不足が深刻な問題となっているほか、生産や消費の拡大、ライフスタイルの多様化等により廃棄物の排出量が増大し、質的にも多様化していることから、コストや処理技術の問題で循環的利用が困難な事例も見受けられています。これを見直して、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する循環型社会の構築を進めるため、廃棄物の発生抑制や循環的利用である3R(スリーアール。廃棄物の発生抑制(Reduce:リデュース)、再使用(Reuse:リユース)、再生利用(Recycle:リサイクル))の推進が求められています。

17年度の日本でのごみ(家庭ごみ等の一般廃棄物)処理量は4,977万トンで、リサイクル率は19.0%となっています(図5)。本県では、ごみ処理量は402千トンで、リサイクル率は19.3%となっています(図6)。本県でのごみ処理量は横ばい傾向にありますが、リサイクル率は向上しています。

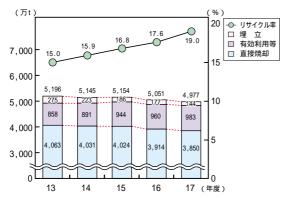


図5 日本のごみ処理状況等の推移 (出典:環境省資料より作成)

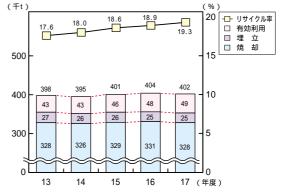


図6 富山県のごみ処理状況等の推移 (出典:富山県資料)

日常生活から排出される生活系ごみはごみ処理量のうち約7割を占めており、発生抑制を進めるには、過剰包装を断る、詰め替えられる商品を購入するなど、日頃から環境に配慮した取組みを進めることが必要です。また、循環的利用を推進するため、日常生活からの分別排出を促進するとともに、リサイクル製品の普及や廃棄物の減量化・リサイクル等に取り組む店舗等の拡大を図る取組み(図7)などが進められています。さらに、製造など産業活動から発生する廃棄物(産業廃棄物)についても3Rの取組みが進められています。



図7 富山県リサイクル認定マーク 廃棄物を利用して製造されるリサイクル製品や、 廃棄物の減量化・リサイクル等に積極的に取り 組む店舗や事業所に掲示されています。

廃棄物問題の解決のためには、何よりも限られた資源 を無駄にせず効率的に利用する"もったいない"の心で、

廃棄物の発生抑制や循環的利用等の3 Rに取り組んでいくことが必要です。

私たち自身が社会経済のあり方やライフスタイルを見直し、日頃から不断の努力を積み 重ねていくことが求められています。

### 3 今、なぜエコライフなのか

「地球温暖化問題」と「廃棄物問題」に取り組むことで達成すべき「脱温暖化社会の構築」と「循環型社会の構築」とは、ともにエネルギーや資源の消費を抑制し、環境保全を図ることを目指すものであり、相互に関連することから、これらについて総合的に取り組んでいく必要があります。

また、県民や事業者の日々の活動が環境に負荷を与えていることから、循環型・脱温暖化社会の実現のためには、一人ひとりの県民や全ての事業者が、環境を守る価値を見出し、環境配慮の視点に立って行動していく必要があります。特に、これまで述べたとおり、身近な日常生活からの取組みが有効であり、またその取組み=「エコライフ」を進めることが急務となっています。

次からは、「エコライフ」の普及のため展開している「とやまエコライフ・アクト10宣言」を通して、私たちが取り組むべき「エコライフ」の内容や県が取り組んでいる施策等を紹介します。

### 4 とやまエコライフ・アクト10宣言

#### (1) とやまエコライフ・アクト10宣言とは?

17年度から国においては地球温暖化防止に向けた国民運動「チーム・マイナス 6 %」が展開されており、富山県でもこの運動に呼応した取組みを行ってきました。

この「チーム・マイナス6%」の6つの取組みと、富山県が進めてきた「とやまオリジナル」の4つの取組み、合わせて10のアクションを県民の皆さんに呼びかけるのが「とやまエコライフ・アクト10宣言」です。これは、県民の皆さんが日々の生活の中で取り組めると思われることを宣言していただくことで、地球温暖化をはじめとする環境問題への関心を高め、解決に向けて少しずつでも進んでいこうとするものです。

#### 「チーム・マイナス6%とは?」

17年2月に京都議定書が発効し、日本は基準年から6%の温室効果ガス排出量の削減を達成するという国際公約を果たす必要があります。このため、政府では17年度から地球温暖化対策のための国民運動「チーム・マイナス6%」を展開し、国民に対してクールビズなどの行動を呼びかけています。

#### (2) 10のアクションとオリジナルロゴ

### 10のアクション

#### チーム・マイナス6%の取組み

ACT 2

買おう

#### ACT1 冷房の設定温度は28℃、 暖房時の室温は 20℃にしよう ・ 72 +10

ふんわりアクセル [eスタート]を しよう

無駄なレジ袋は 断ろう

しめよう エコ製品を選んで

蛇口はこまめに

コンセントから こまめに抜こう

マイカーに乗らずに 出かけよう

月に2回はマイカー利用を 控え、公共交通機関を利用し ましょう。

資源回収等の 地域の環境保全活動に 参加しよう

新聞紙、空缶等の資源回収 や美化活動に参加し、みんな の力で美しい地域環境を作 りましょう。

#### とやまオリジナルの取組み ACT 8

#### 自然とふれあい、 緑を守り育てよう

自然観察や庭・ベランダでの ガーデニング、森づくりへの 参加などにより、温暖化を防 ぐ緑に親しみましょう。

とやまの旬の食材を 食べよう

地元でとれた旬の食材を おいしく食べて、食材の輸 送やハウス栽培等に必要な エネルギーの削減を図りま しょう。

### オリジナルロゴ



#### "とやまエコライフ・アクト10宣言しよう"!

みんなで止めよう温暖化 チーム・マイナス6%

#### (3) 目標と実績

目標:県民の20人に1人が宣言登録=56,000人

(キャンペーン期間18年8月21日~20年3月31日)

実績:67,806人(達成率 121%)(19年8月31日時点)

キャンペーン開始以来、イベント 等の機会を通じて多くの皆様に宣言 いただきました。テレビ、ラジオ等 で活躍されている著名人の方々も宣 言されています。



宣言された著名人

左:シンガーソングライター高原兄さん 右:お笑いコンビ藤沢姉弟さん (出典:富山県ホームページ)

#### (4) 宣言方法

宣言者を継続して募集しています。下記のいずれかの方法で宣言できます。

#### 富山県の HP からの宣言!

http://www.pref.toyama. jp/cms\_sec/1705/ ki00003967.html

上記ホームページから宣言 フォームに進み、必要事項 を入力・送信します。

#### • チーム・マイナス6%の HP からチーム員登録!

http://www.team-6.jp/ 上記ホームページから宣言 フォームに進み、必要事項 を入力・送信します。

#### 宣言書の送付で宣言!

チラシなどの宣言書に必要 事項を記入の上、県庁環境 政策課へFAX又は郵送で 送付します。

※どの宣言方法でも、「とやまエコライフ・アクト10宣言」と「チーム・マイナス6%」の両方に登録されます。

#### (5) みんなの取組みと県の施策

### ACT 1 冷房の設定温度は28℃、暖房時の室温は20℃にしよう

適切な温度設定は、省エネに効果的です。 18年6月に開催した「エコライフスタイル推 進大会」では、政財界のトップの皆さんが 「クールビズファッションショー」に出演し てPRしました。 体感温度℃℃!



モデル(左から): 中尾哲雄 富山経済同友会代表幹事、米原蕃富山県議会議長(当時)、石井隆一 富山県知事、永原功 北陸電力㈱取締役社長、橘正則 씞富山県産業廃棄物協会会長



水の作文コンクールの受賞者の皆さん

#### ◆ ACT 2 蛇口はこまめにしめよう

水の出しっぱなしはもったいない。きれいな水やお湯を作ったり、送水のためのガスや電気の削減にも繋がります。水の大切さ等を考える「富山県中学生水の作文コンクール」には、多くの中学生の皆さんが応募されました。県としても、水資源についての総合的な取組みを支援しています。

### ACT 3 ふんわりアクセル「eスタート」 (エコドライブ)をしよう

自動車は私たちの生活に欠かせない便利な乗り物ですが、空気を汚す窒素酸化物や、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を排出します。身近な環境も地球環境も守るため、県では「エコドライブ宣言」を呼びかけ、多くの皆さんに宣言いただいています。

にもやさしい♪ で、環境にも家計 ガソリン代の節約



エコドライブ講習会

(宣言はこちらから http://www.pref.toyama.jp/sections/1706/library/kakari2/eco/eco.htm)

水

ŧ

いつまでも…かの王国とやも



エコ製品を購入する「買い物ゲーム」

#### ◆ ACT 4 エコ製品を選んで買おう

詰め替え商品やリサイクル製品、省エネ製品など、環境への負荷ができるだけ少ない製品を購入することが必要です。消費者団体「グリーンコンシューマーネットワークとやま」では、スーパーなどの協力を得ながら、ゲームを通じてエコ製品の購入を啓発しています。

#### ACT 5 無駄なレジ袋は断ろう

家に帰れば不要になるレジ袋は、つくる際にも、再生・破棄する際にもエネルギーを使っています。19年6月に開催されたエコライフ・アクト大会では、「富山県レジ袋削減推進協議会」の皆さんが協議会の設立を報告し、レジ袋の削減を呼びかけました。

ことにしませんか。 グを、当たり前の くことにしませんか。



富山県レジ袋削減推進協議会の設立報告

#### ◆ ACT 6 コンセントからこまめに抜こう

電気製品を使用していないときにも、タイ マーなどのために電力が消費されています。 地域で楽しみながらエコライフを続けていく 「とやまエコ・メイト事業」に参加した「魚 津しんきろうエコ・メイトクラブ | の皆さん は、電気ポットのプラグをこまめに抜くこと を重点目標に、地域ぐるみで家庭での省エネ の取組みを進めました。

約消待 10費機 電電力は な家 ん庭の



魚津しんきろうエコ・メイトクラブ クラブ結成時講習会



万葉線アイトラム

### ● ACT 7 マイカーに乗らずに出かけよう

富山県は1世帯当たりの自家用車保有率が全 国第2位と、マイカーへの依存率が高くなって います。県公共交通利用促進協議会が呼びかけ る「ノーマイカー県民運動」として、18年10月 に4回目となる「県・市町村統一ノーマイカー デー | が実施されました。また、県では公共交通 の維持活性化に向けた取組みを支援しています。

#### 自然とふれあい、緑を守り育てよう ACT 8

けよう。 お共交通

転通

4車で出.2機関、:

か徒

う活地

♪動域 の輪ら

☆を広げる環境保

よ全

富山県は、本州一の植生自然度を誇る森林など、 豊かな自然環境を有しています。その自然環境を 保全し、県民の皆さんの自然に対する理解を深め るため、ナチュラリスト(富山県自然解説員)が企 画・提案する「ナチュラリスト自然ふれあい塾」が 開催されており、多くの皆さんが参加しています。 大して まの自然を



県政バスで実施した外来植物除去活動の様子



富山市草島町内会 (19年度地域環境美化功績者表彰(環境省))

### ● ACT 9 資源回収等の地域の環境保全活 動に参加しよう

持続可能な社会づくりのためには、まずは 地域から環境保全活動を推進していくことが 必要です。富山市草島町内会では、『快適で美 しいまちづくり』を合言葉に、地域の環境を まもるため、地域の環境美化活動の中心とな って、積極的に清掃活動や保健衛生活動、緑 化活動に取り組んでいます。

#### ◆ ACT10 とやまの旬の食材を食べよう

富山県の豊かな自然環境に育まれた旬の農 産物は、おいしいうえ、食材の輸送やハウス 栽培等に必要なエネルギーもかかりません。 県内各地には、旬の地元の農作物の直売所が 設けられ、地産地消に貢献しています。

ま新 の鮮 旬お の (1 食材☆



地物野菜の直売所

### 5 エコライフの一層の普及に向けて

「エコライフ」の一層の普及に向けて、19年6月に県民団体や事業者団体、報道機関、 県など行政の参加のもと、県民総ぐるみで「エコライフ」を推進する母体として「環境と やま県民会議」が設立されました。県民会議では、エコライフスタイル推進運動やごみゼ 口推進運動、地球温暖化防止運動などを通じて、活動の環を広げていくことにしています。

#### 環境とやま県民会議 設立総会









記念講演 西尾哲茂 環境省総合環境政策局長 「環境立国・日本をめざして」

また、県民の皆さんに「エコライフ」についてもっと知っていただき、実践につなげていただくために、19年6月に「エコライフ・アクト大会」を開催しました。この大会では、各報道機関等のマスコットキャラクターによる「とやまエコライフ・アクト10宣言」PRや、子どもたちがエコライフについて学ぶ公開講座「チャレンジ10 in エコライフ・アクト大会」、アメリカの元副大統領アル・ゴア氏の講演を追いながら地球温暖化の現状や地球の将来をリアルに描いたドキュメンタリー映画「不都合な真実」の特別上映を実施しました。また、関係団体等の「エコライフ」に関する展示もあり、約450名の方々の参加をいただきました。



#### エコライフ・アクト大会



マスコットキャラクターによる 「とやまエコライフ·アクト10宣言」PR



こどもエコクラブの皆さんが参加した 「チャレンジ10 in エコライフ・アクト大会」

マイバッグの展示

「エコライフ」は、日常生活から環境の大切さに気付き、取り組む第一歩です。「地球温暖化問題」、「廃棄物問題」を解決し持続可能な社会を構築するため、今すぐできることからはじめてみましょう。そして、その取組みを継続し、活動の環を広げていきましょう。

# 環境月間ポスター 富山県知事賞(最優秀賞)



小学生 の 部 **寺 崎 辰 海**さん



中学生<br/>の 部小矢部市立石動中学校 2 年境津々美 さん

# 愛鳥に関するポスター 富山県知事賞。



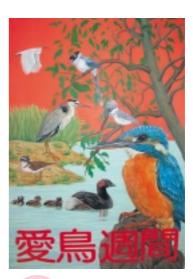
小学生 の 部

秋見市立比美乃江小学校 4 年 **櫻 打 鈴 子** さん



上市町立上市中学校2年 髙 **原 美那子** さん





高学生 の 部

富山第一高等学校 1 年 **牧 田 恵 美** さん



第1章 環境の状況並びに環境の保全 及び創造に関する取組み

### 第『章

### 環境の状況並びに環境の保全 及び創造に関する取組み

18年度における県内の環境の状況は、これまで実施してきた各種の施策により、全般に良好な水準を維持しています。

大気環境については、主な汚染物質である二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は環境基準を達成していますが、光化学オキシダントについては環境基準を達成していません。また、有害大気汚染物質のうち、環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンは、すべて環境基準を達成しています。さらに、悪臭についても、生活環境への著しい支障は生じていません。

水環境については、公共用水域の水質環境基準のうち、富山湾において COD の環境基準を達成していない地点があります。また、新たな地下水汚染は見られず、過去に汚染が判明した地域にも汚染の拡大は見られません。

土壌環境については、一部の市街地で土 壌汚染対策法に基づく指定地域があるほか、 神通川流域の農用地において、土壌汚染対 策計画に基づき復元事業が進められていま す。

地下水位については、おおむね横ばいの傾向にありますが、道路などの消雪用揚水設備の増加に伴い、冬期間には市街地の一部で低下がみられます。

騒音、振動については、生活環境への著しい支障は生じておらず、道路に面する一部の地域を除き、おおむね良好な状況となっています。

ダイオキシン類については、住居地域や 工業地域等における大気、主要な河川の水 質や底質、海域の水質や底質、地下水及び 土壌のほとんどで環境基準を達成していま すが、富岩運河等で達成していない地点が あります。

廃棄物については、県民総ぐるみで循環型社会の構築に取り組む「ごみゼロ推進大運動」の推進により、発生抑制や循環的利用が進められるとともに、不法投棄の未然防止をはじめとする適正処理の確保が図られています。

自然環境については、多様な自然環境の保全が図られるとともに、近年、人や農作物等への被害が問題となっているツキノワグマやニホンザル等の野生生物との共生と生物の多様性の確保が図られています。また、森林の保全・整備や県民参加による森づくりが進められています。

このように本県の環境の状況は概ね良好ですが、富山湾の水質保全や富岩運河等のダイオキシン類汚染の改善などの課題も残されており、また、循環型・脱温暖化の社会づくりなど新たな課題に取り組むため、18年度においても、各種計画の推進や県民総ぐるみによる活動の展開など、環境の保全及び創造に関して各種施策を講じたところです。

### 第1節基本的施策の推進

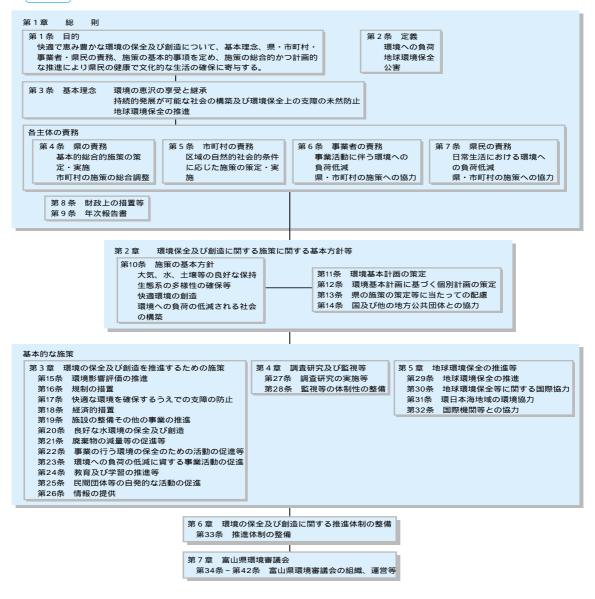
健康で文化的な生活を送るためには、快適で恵み豊かな環境が不可欠であり、将来にわたって、県民の貴重な財産であるすばらしい環境を守り育てていくことが必要です。このため、環境基本条例の基本理念を

踏まえ、環境の保全と創造に関する各種施 策を計画的に推進し、県民総ぐるみで清ら かな水と豊かな緑に恵まれた快適な環境づ くりに取り組んでいます。

#### 1 環境基本条例

都市・生活型公害から地球環境問題まで 広範多岐にわたる今日の環境問題に適切に 対応するため、7年12月に環境基本条例を 制定しました。この条例は、快適で恵み豊 かな環境を保全し、及び創造することを目 標に、「環境の恵沢の享受と継承」、「持続的 発展が可能な社会の構築及び環境保全上の 支障の未然防止」並びに「地球環境保全の 推進」の3つを基本理念として、環境の保 全と創造に向けた行政、事業者、県民の責 務を明示しています。環境基本条例の体系 図は図1-1のとおりです。

#### 図1-1 環境基本条例の体系図



#### 2 環境基本計画

環境基本計画は、環境基本条例の基本理念の実現に向けて、快適で恵み豊かな環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本条例第11条の規定により施策の大綱や必要な推進事項を盛り込んで10年3月に策定したものであり、県における環境の保全と創造に関する基本となる計画です。

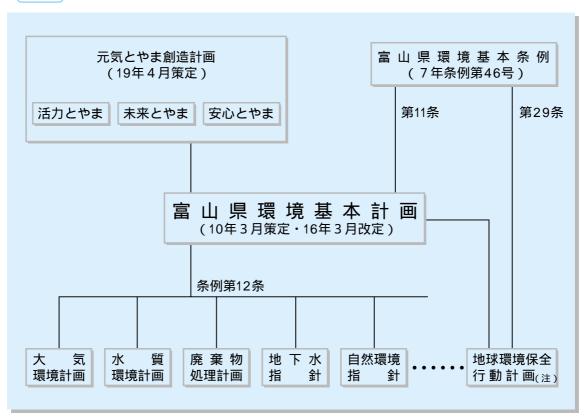
今日の環境に関する課題は、県や市町村のみならず、県民、事業者等の各主体が連携、協力しながら、それぞれの立場で自主的かつ積極的に取り組まなければ解決できないものとなっています。環境基本計画は、環境の保全と創造に向けて各主体に求めら

れる取組みの指針となるものです。

なお、各種環境法令等の整備により環境を取り巻く状況が変化していることや、富山湾の水質汚濁や富岩運河等のダイオキシン類汚染などの新たな課題への対応が求められていることなどから、16年3月に環境基本計画を改定しました。

本県の環境行政における環境基本計画の位置付けは、図1-2のとおりであり、新しい総合計画「元気とやま創造計画」に示された「安心とやま」の環境面からの実現を図るための部門別計画として位置づけられるものです。また、計画に定めた施策の概要は図1-3のとおりです。

#### 図1-2 環境基本計画の位置付け



(注)この計画の趣旨を踏まえ、16年3月には、地域レベルで地球温暖化対策に取り組むための地球温暖化対策推進計画を策定

#### 図1-3 環境基本計画の施策の概要

#### 1 安全で健康な生活環境の確保

- (1) 健康で快適な大気環境の確保
  - ・ブルースカイ計画の推進
  - ・かおり環境の保全
- (2) 豊かで清らかな水環境の確保
  - ・クリーンウオーター計画の推進
  - ・富山湾水質保全対策の推進
- (3) 健やかで豊かな生活を支える土壌環境と地下水の確保
  - 農用地土壌汚染対策の推進
  - 市街地等の土壌汚染対策の推進
  - ・地下水指針の推進
- (4) 騒音、振動のないやすらかな環境の実現
  - ・適正な土地利用、総合的な自動車騒音対策等の推進
  - ・音風景の保全
- (5) 化学物質による環境リスクの低減
  - ・化学物質の環境モニタリングとリスクの低減
  - ・化学物質管理指針の策定とリスクコミュニケーションの推進
  - ・富岩運河のダイオキシン類対策の推進
- (6) 公害被害等の防止と解決
  - ・イタイイタイ病対策の推進
  - ・公害紛争・苦情の未然防止と解決

#### 2 環境への負荷が少ない循環型社会の構築

- ・とやま廃棄物プランの推進
- ・廃棄物の発生抑制等の推進
- ・廃棄物の循環的利用の推進
- ・廃棄物の適正処理の確保
- ・廃棄物処理施設の整備促進

#### 3 自然と共生したうるおいのある環境の実現

- (1) すぐれた自然環境の保全
  - 自然環境指針の推進
  - 自然環境の保全と適正な利用の推進
- (2) 自然とのふれあいの確保
  - ・自然とふれあう機会の確保
  - ・ナチュラリスト、バードマスター等の育成
  - ・登山道、公衆トイレ等の整備
- (3) 生物多様性の確保
  - ・生態系や種、遺伝子の多様性の保全
  - ・ふるさと生き物環境づくりマニュアルの活用

#### 4 快適な環境づくり

- (1) 心地よい水辺環境の創造
  - ・水辺空間の創出、名水等の保全
  - ・水辺等における清掃や美化活動の推進
- (2) 里や街における豊かな緑の保全と創造
  - ・花と緑の新世紀プランの推進

- ・公園、道路等の緑化の推進
- (3) うるおいのある景観の保全と創造
  - ・景観条例に基づく景観づくりの推進
  - ・各種事業における景観への配慮の推進
- (4) 歴史や文化をいかした街づくり
  - ・歴史的・文化的遺産の保全と景観への配慮の推進
  - ・歴史的・文化的背景をいかした街づくりの推進
- (5) 快適なトイレの推進
  - ・快適トイレ推進プランの推進

#### 5 地球環境の保全への行動と積極的貢献

- (1) 地球環境保全行動計画の推進
  - ・省資源、省エネルギーの推進
  - ・フロン対策等の推進
- (2) 地球環境の保全のための対策の推進
  - ・地球温暖化対策推進計画(とやま温暖化ストップ計画)の推進
  - ・酸性雨、黄砂対策の推進
- (3) 環日本海地域の環境保全と国際環境協力
  - ・
    া
    関

    ・
    関

    環

    日

    本

    海

    環

    境

    協

    力

    セ

    ン

    タ

    ー

    を

    中

    核

    拠

    点

    と

    し

    た

    海

    洋

    環

    境

    保

    全

    対

    策

    の

    推

    進
  - ・北西太平洋行動計画(NOWPAP)への支援、協力
  - ・日本海学の推進

#### 6 環境の保全及び創造に向けたみんなの行動

- (1) 環境保全活動へのみんなの参加
  - ・
    働とやま環境財団を中核拠点とした県民の環境保全活動への参加の促進
  - ・企業、県民、民間団体の環境保全活動の支援
- (2) 環境問題の理解と対応のための教育・学習
  - ・環境教育基本計画の推進
  - ・とやま環境財団を中核拠点とした環境教育・学習の推進
  - ・こどもエコクラブの活動の支援
- (3) 事業者としての県の環境保全率先行動
  - ・新県庁エコプランの推進
  - ·ISO14001による環境への配慮
  - ・グリーン購入の推進

#### 7 総合的視点で取り組む環境の保全と創造

- (1) 環境問題の解決に向けた公害防止計画
  - ・公害防止計画に基づく施策の推進
- (2) 事業実施に当たっての環境への影響評価の推進
  - ・環境影響評価条例に基づく環境影響評価の推進
  - ・公害防止条例や土地対策要綱による事前審査
- (3) 環境の保全及び創造を支える調査研究等の推進
  - ・調査研究の推進
  - ・県内外の研究機関との共同研究の推進
- (4) 環境コミュニケーションの推進
  - ・環境情報の充実、情報公開の推進
- (5) 県民参加による新たな環境保全の仕組みづくり
  - ・県民参加による仕組みづくりの検討

### 第2節安全で健康な生活環境の確保

健康や生活環境に対して被害が生じないよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されることは、健やかに暮らしていくために最も基本的なことです。環境基準\*\*の達成状況等からみると県内の環境はおおむね良好な状況

ですが、富山湾の水質や道路周辺の騒音など良好な状況とはいえない項目があります。 また、富岩運河のダイオキシン類汚染など 有害化学物質による環境汚染に対しても適切に対応していく必要があります。

#### 1 健康で快適な大気環境の確保

#### (1) 大気環境の状況

大気環境の指標として、二酸化硫黄\*² や二酸化窒素\*³等について環境基準が定められています。

18年度における一般大気環境中の二酸 化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 \*4については、県内25の一般環境観測局 すべてで環境基準を達成しています。

光化学オキシダント\*5については、高温無風の晴天時に環境基準値を超過することが多く、観測時間に対する環境基準を超過した時間の割合は、2.8~12.0%でした。

また、大気汚染防止法で定められている緊急時の措置については、16年6月及び7月に富山、高岡・射水及び新川地域

の3地域に光化学オキシダントの注意報を過去最多の2回発令しましたが、17、18年度においては注意報等の発令はありませんでした。

主な大気汚染物質の環境基準達成率の推移は、表1-1のとおりです。また、その年平均値の推移は、図1-4のとおり、ここ数年間は、概ね横ばいで推移しています。

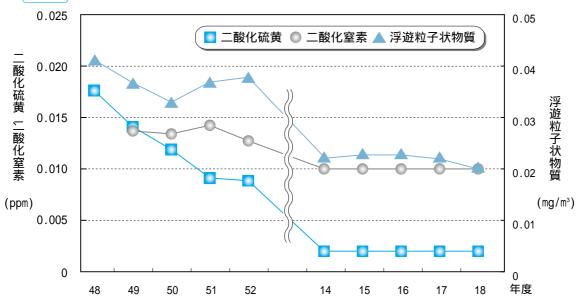
大気中の自動車排出ガスの濃度について、一酸化炭素\*6、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は県内7の自動車排出ガス観測局すべてで環境基準を達成しています。また、主な大気汚染物質の年平均値の推移は図1-5のとおり、ここ数年間は概ね横ばいで推移しています。

#### |表1-1||主な大気汚染物質の環境基準達成率の推移(長期的評価\*7)|

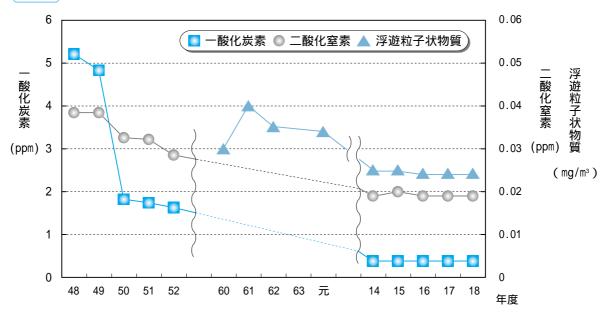
物	質	名	48年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
二 酉	後 化 碛	前黄	50	100	100	100	100	100
西	後 化 至	星素	100	100	100	100	100	100
浮遊	粒子状	物質	45	100*(0**)	100	100	100	100

- 注 環境基準達成率 (%) = 〔環境基準達成観測局数/全観測局数〕×100
  - \* 黄砂\*8の影響が大きかった3日間を除いて評価した値
  - \*\*黄砂の影響が大きかった3日間を含めて評価した値
  - \* 1環境基準 … 環境基本法等に基づき政府が定める人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい環境の質の基準です。
  - \*2二酸化硫黄 … 硫黄分を含む燃料等を燃焼させることにより生じ、呼吸器等に影響を及ぼす物質で、硫黄酸化物 (SOx) の一種です。
  - \*3 二酸化窒素 … 燃焼に伴い空気中の窒素が酸化されることにより生じ、呼吸器等に影響を及ぼすほか、光化学オキシダントの原因ともなる物質で、窒素酸化物(NOx)の一種です。
  - \*4 浮遊粒子状物質 … 大気中に浮遊する微細な粒子で、ぜん息等の原因物質です。工場・事業場のばい煙や自動車の排ガス等に含まれます。
  - \*5光化学オキシダント ··· 窒素酸化物や炭化水素類が太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより生成する酸化性の強い物質の総称で、高濃度では人の粘膜や呼吸器に影響を及ぼすほか、植物等への影響も報告されています。
  - \*6一酸化炭素 … 燃料の不完全燃焼等によって生じる有毒物質です。
  - \* 7 長期的評価 … 大気汚染物質に係る環境基準達成状況の評価方法で、測定精度や測定時の特殊事情に配慮した上で、年間を通じた大気汚染の状況を的確に把握するため採用されています。
  - \*8黄砂 … 中国大陸の黄土地帯の砂が強風で吹き上げられ、偏西風にのって細かい砂が飛来する現象です。

#### 図1-4 主な大気汚染物質の年平均値の推移(一般環境観測局)



### 図1-5 主な大気汚染物質の年平均値の推移(自動車排出ガス観測局)



#### (2) 大気環境の保全対策

#### ア 法令等に基づく規制の概要

の 大気汚染防止法等による規制

大気汚染防止法は、工場・事業場における事業活動並びに建築物の解体等に伴うばい煙及び粉じんの排出等を規制するとともに、有害大気汚染物質対策の推進や自動車排出ガスに係る許容限度の設定等により、大気汚染の防止を図っています。

18年度末のばい煙発生施設の届出 状況は、総施設数が3,064施設(1,263 工場・事業場)であり、種類別では、ボイラーが2,004施設(構成比65%)で 最も多く、次いでディーゼル機関276 施設(構成比9%)、金属溶解炉167 施設(構成比5%)となっています。

一般粉じん発生施設の届出状況は、総施設数が1,085施設(254工場・事業場)であり、種類別では、ベルトコンベアが374施設(構成比34%)で最も多く、次いで堆積場349施設(構成比32%)、破砕機・摩砕機296施設(構成比27%)となっています。

また、18年度より規制された揮発性有機化合物(VOC)の排出施設の届出状況は、総施設数が25施設(13工場・事業場)であり、種類別では

粘着テープ等製造に係る接着の用に 供する乾燥施設が8施設(構成比35%)で最も多く、次いでVOCを溶 剤として使用する化学製品の製造に 供する乾燥施設5施設(構成比22%)、 接着の用に供する乾燥施設5施設 (構成比22%)となっています。

さらに、公害防止条例では、法の 規制対象外の施設を対象として、大 気汚染に係る施設の届出を義務付け るとともに、ばい煙、粉じん及び有 害ガスの排出を規制しています。

#### (イ) 大気汚染緊急時対策要綱による措 置

大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に被害が生ずるおそれのある場合は、大気汚染防止法及び大気汚染緊急時対策要綱に基づき、協力工場へのばい煙排出量削減の要請等や学校、一般住民などへの周知を行っています。

また、近年、沿岸部や山間部でも 光化学オキシダントが高くなる傾向 にあることから、15年度に要綱を改 正し、緊急時の措置の適用地域を県 内全域に拡大しました。

大気汚染緊急時対策要綱の概要は、 表 1 - 2 のとおりです。

#### 表1-2 大気汚染緊急時対策要綱の概要

ì	茵	用	地	域	県内全域									
7	付	象	物	質	硫黄酸化	黄酸化物、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、二酸化窒素								
	<u>X</u>			分	情報、注	意報、警	報、重大	警報						
Ž	—— 発	令	基	準	情	報	注 意	類 報	警	報	重	大	警	報
		硫 黄	酸化	物	0.2ppm 0.3ppm	2時間	0.2ppm 0.3ppm 0.5ppm 48時間平		0.5ppm	2時間	0.5p		3時	
			 オエミノグ	*>/ <b>\</b>	0.1ppm		0.15ppm 0.12ppm		0.24ppm		0.4p	nnm		_
		7616 <del>T</del>	カインノ	71.	υ. τρριτί		υ. Ιζρριί	!	0.24ppiii		U.4	ρΠ		
	浮遊粒子状物質		物質	2.0mg/m	1 <sup>3</sup>	2.0mg/r	2.0mg/m³ 2時間		-	3.0mg/m³ 3時間		時間		
		二酸	化 窒	素	0.4ppm		0.5ppm		_		1.0p	pm		

- 注1 発令基準欄中の時間は、当該濃度が継続した時間を表します。
  - 2 発令は対象地域ごとに1局以上の常時観測局において、対象物質の濃度が発令基準のいずれかに該当し、かつ、気象条件からみて汚染の状況が継続すると認められる場合に行います。

#### (ウ) 悪臭防止法等による規制

悪臭防止法は、規制地域において、 工場・事業場の敷地境界での悪臭物質の濃度や気体排出口及び排水口に おける悪臭物質の排出等を規制する ことにより、悪臭の防止を図ってい ます。

規制地域は、10市4町のうち、都市計画法に基づく用途地域の定められている地域であり、アンモニア、メチルメルカプタン等22物質について、工業専用地域とその他の用途地域に区分し、事業場の敷地境界、気体排出口及び排水口における規制基準が設定されています。

また、公害防止条例では、悪臭に 係る特定施設の届出を義務付けてい ます。

## イ 大気環境計画の推進

大気環境計画(48年2月策定。以下「ブルースカイ計画」という。)は、環境基本条例に定める大気汚染の防止に関する個別計画であり、大気環境を保全するための基本となる方向を示すものです。

県では、17年3月に改定したブルースカイ計画に基づき、安全で健康な大気環境を確保するため、本県において発生量が多い化学物質について工場・事業所に対して削減指導を行いました。

一方、県民の関心の高い自動車排ガス対策として、アイドリングストップ等の環境にやさしいエコドライブを国土交通省など関係機関と連携して普及・啓発しました。また、県民の自主的取組みを推進するため、「エコドライブ宣言者」の募集を行っており、18年度末では、県民1,033名、事業所98社が登録されています。

さらに、県民、事業者を対象に、エコドライブの実技講習会を劇省エネルギーセンターと共催で実施し、環境にやさしい運転を啓発しました。

また、計画に掲げた各種施策を着実に実施するため、県民、関係団体及び行政で構成する大気環境計画推進協議会において、各種施策の調整や進行状況等について協議し、計画の推進を図りました。

ブルースカイ計画の概要は、表 1 - 3 のとおりです。

#### |表1-3||ブルースカイ計画の概要

	_			
計	画	目	標	「安全で健康な大気環境の確保」及び「快適な大気環境の創造」 (※具体的な目標は表 1 - 4 のとおり)
計	画	期	間	17~21年度までの5か年間
対	象	地	域	富山県全域
主推	要調	<b>見</b> 施	と策	1 安全で健康な大気環境の確保 ○化学物質対策 ・VOC(揮発性有機化合物)排出規制に伴う排出実態調査 ・「化学物質管理指針(仮称)」の策定 など ○光化学オキシダント対策 ・光化学オキシダント等緊急時対策の推進 ・事業者による自主的なVOC排出削減の推進 など ○自動車排出ガス対策 ・エコドライブの推進 ・低公害車の普及啓発 など 2 快適な大気環境の創造 ○快適なかおり環境の創造 ・工場・事業場に対する規制基準の遵守及び悪臭防止技術の指導 ・かおり環境の保全と創造
計画	画の推	進進体	制	県民、NPO、事業者、行政の役割分担を明確にし、一体となって計画目標の実現を図ります。 また、県民、関係団体及び行政からなる大気環境計画推進協議会において、計画を効果的に推進します。

## 表1-4 具体的な目標

## 「安全で健康な大気環境の確保」具体的な目標値

※新たな追加物質

物質	環 境 上 の 条 件	
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm 以下であること	環
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/ 以下であること	境
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm 以下であること	*7T
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppm から0.06ppm までのゾーン内 又はそれ以下であること	基
ダイオキシン類* 1	1年平均値が0.6pg *2-TEQ *3/ m³以下であること	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/ m³以下であること	\.
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/ m³以下であること	準
テトラクロロエチレ	ン 1年平均値が0.2mg/ m³以下であること	
※ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/ m³以下であること	
※アクリロニトリル	1年平均値が2µg*4/ m³以下であること	
※塩化ビニルモノマ	- 1年平均値が10μg / m³以下であること	指針値
※水銀及びその化合	物 1年平均値が0.04µg Hg/ ㎡以下であること	直
※ニッケル化合物	1年平均値が0.025µg Ni/ ㎡以下であること	

#### 「快適な大気環境の創造」具体的な目標

全	県 域	悪臭のない快適な環境の実現
	かおり風景100選選定地域	心地よいかおりを感じることができる快適な環境の創造

## ウ 監視測定体制の整備

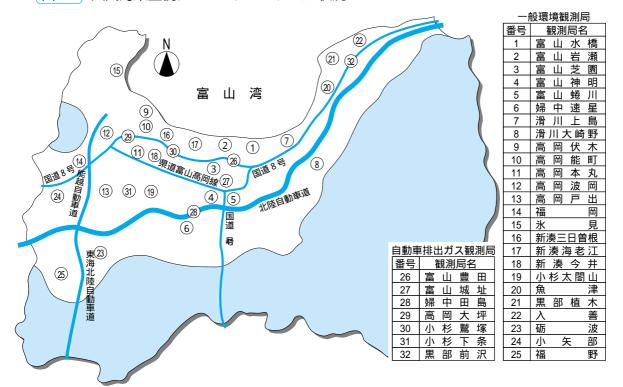
- グ 大気汚染常時観測局等の整備状況
  - a 大気汚染常時観測局の概要
    - ・一般環境観測局 一般環境の大気汚染を常時 測定するため、県や市により 一般環境観測局25局が設置さ れています。
    - ・自動車排出ガス観測局 自動車排出ガスを常時測定

- するため、県と富山市により 主要幹線道路近傍に自動車排 出ガス観測局7局が設置され ています。
- b 大気汚染監視テレメータシス テムの整備状況

大気汚染の状況を的確に把握し、光化学オキシダント等の大気汚染緊急時に迅速に対応するため、図1-6のとおり、インターネットを利用し、一般環境観

- \* 1 ダイオキシン類 … ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーPCBの総称です。ダイオキシン類のなかで最も毒性が強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンについては、人に対する発がん性が確認されています。
- \* 2 pg ··· ピコグラムと読みます。ピコは単位の一つで 1 兆分の 1 (10<sup>-12</sup>) を示します。
- \* 3 TEQ ··· Toxicity Equivalency Quantity (又は Toxic Equivalent) の略称で、毒性等量の意味です。ダイオキシン類には組成や構造が異なる多くの種類があり、それぞれ毒性の強さが異なるため、最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンに換算して全体的な毒性の強さを表しています。
- \*  $4 \mu g \cdots \nabla A = 10^{-6}$  マイクログラムと読みます。マイクロは単位の一つで百万分の  $1(10^{-6})$  を示します。

## 図1-6 大気汚染監視テレメータシステムの状況



測局25局、自動車排出ガス観測局7局及び緊急時一斉指令システム等からなる大気汚染監視テレメータシステムを整備しています。

また、県内の大気汚染状況を 県民に広く知ってもらうため、 県のホームページや携帯電話で 大気汚染の状況を見ることがで きるシステムを整備しています。

(イ) 大気汚染常時観測局の適正配置 県では、14年度に策定した大気汚 染常時観測局適正配置計画に基づき、 観測局の効率的、計画的な配置を行っています。大気汚染常時観測局適 正配置計画の概要は、表 1-5のとお りです。

#### り 環境放射能測定機器の整備状況

県内における環境放射能\*の実態を把握するため、文部科学省のモニタリング調査の一環として、環境科学センターにサーベイメータ、モニタリングポスト、GM式ベータ線測定装置、ゲルマニウム半導体核種分析装置を整備し、一般環境中の放射能の測定を行っています。

### ロ 花粉常時観測体制の整備

国と連携して富山市と立山町に整備した花粉観測システム(愛称:はなこさん)により、花粉飛散時期に飛散情報の提供を行っています。

\*環境放射能 ··· 環境中に存在する放射能で、宇宙からのエネルギーにより大気中で生成する物質や地殻中に存在する物質による自然的なものと、原子力の利用等に由来する人工的なものがあります。

#### |表1-5||大気汚染常時観測局適正配置計画の概要

	1													
計画期間	14~24年	14~24年度まで 												
概要	(1) 一般環境観測局													
						年								
	□区分	区 分 │ 測定項目 ├	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	┪ 備 考 ┃
		二酸化硫黄		△3		△1	△1	△1	△1			△1	△1	25局→16局
年次計画	一般環境	二酸化窒素				△2	△3	△2		△1				25局→17局
1 0001 11	観測局	浮遊粒子状物質												25局→25局
		オキシダント												25局→25局
	自動観	車排出ガス 測 局			増設1 移設1									6局→7局

注 △は廃止局数

#### 工 監視指導

グ 大気汚染防止法等に基づく監視指導

大気汚染防止法及び公害防止条例に基づく対象工場・事業場(中核市である富山市の区域を除く。)延べ102工場・事業場を対象に立入検査を実施し、排出基準等の適合状況及び対象施設の維持・管理状況や届出状況について確認するとともに、ブルースカイ計画に基づく対象工場・事業場については、燃料中の硫黄分や窒素酸化物の排出状況を調査しました。その結果、12工場・事業場に対し、排出基準を遵守するよう改善を指導しました。

(イ) 悪臭防止法等に基づく監視指導 悪臭の実態を把握するため、塗装 業、化学工業、医薬品原料製造業の 3工場・事業場で、敷地境界又は排 水口の調査を実施しました。

その結果、規制対象となる工場・ 事業場においては規制基準と比較し て低い値でした。

#### オ アスベスト対策の推進

アスベスト含有建材を使用している 建築物、工作物の解体等工事に伴うア スベスト除去作業の適正化を図るため、 大気汚染防止法及び富山県建築物又は 工作物の解体等に伴う石綿粉じんの排 出等防止措置要綱で届出のあったアス ベスト除去等作業現場182件について 立入調査を実施し、アスベストの飛散 防止対策の徹底について指導・助言を 行いました。

また、県内の一般大気環境中におけるアスベスト濃度の実態を把握するため、住宅地域や工業地域など14地点で環境調査を実施し、その結果は、不検出~0.88本/ℓで特に問題はなく、環境省が実施した全国の一般環境調査結果と同程度でした。

#### 力 環境放射能調査

環境放射能の実態を把握するため、 文部科学省の委託を受けて、日常生活 に関係のある大気や水道水など各種環 境試料中の放射能を調査しました。調 査項目等は、表 1 - 6 のとおりです。そ の結果、県内における環境放射能の実 態は、全国と同程度でした。

# キ 畜産環境保全対策

畜産農家の実態調査、巡回指導、ふ ん尿の適正処理技術研修会を開催する

## 表1-6 環境放射能調査の概要

調査項目	i	試 料	名		調査地点	調査回数	測 定 方 法
空間放射	空			気	射水市	12	サーベイメータ
線量率		//			//	連続	モニタリングポスト
全ベータ線	降			水	//	降雨毎	GM式ベータ線 測定装置
	大:	大     気     浮     遊       降     下		h	//	4	
	降			物	//	12	
	水	道		水	//	1	
核種		米			//	1	ゲルフーウ/ 坐道は
が性ガンマー線	野菜	(ほうれ	んそう	5)	富山市	1	ゲルマニウム半導体 ・核種分析装置
カンマー 心が	//	(大	<u>†</u>	艮)	射水市	1	似性力机衣巨
	牛			乳	砺波市	1	
	日	常		食	富山市等	2	
	土	壌(上層	、下層	롤)	射水市	1	

とともに、畜産環境保全に係る施設導 入に対し、補助や融資を行いました。

## ⑦ 調査及び巡回指導

県、市町村及び農業団体の連携による総合的な指導体制のもとに、畜産農家の実態調査、巡回指導、水質検査、悪臭調査等を実施しました。このうち、実態調査については、毎年9~10月に実施しており、200戸の畜産農家を調査しました。その結果、ふん尿処理施設の設置及び利用状況は、各畜種とも発酵処理施設による利用が最も多い状況でした。また、畜産農家付近住民から寄せられる苦情を未然に防ぐため、延べ435戸を巡回指導を行うとともに、水質検査を8戸、悪臭調査を4戸で実施しました。

## (イ) 健全な畜産経営の育成

家畜の飼養に伴って生ずる衛生環 境阻害要因の除去、施設の改善及び 畜舎周辺の美化運動等を推進すると ともに、地域社会と調和した清潔で 快適な畜産環境の維持を推進しました。また、家畜ふん尿を適正に処理した堆肥づくり、堆肥利用の組織づくり及び各種補助制度を活用した処理施設の設置等について、積極的に指導しました。

#### (3) 環境基本計画に掲げる目標

環境基本計画では、健康で快適な大気環境の確保について、「健康で快適な生活ができるきれいな空」及び「悪臭のないさわやかな環境」を実現することを目標としています。

具体的には、大気汚染物質濃度については、環境基準及びブルースカイ計画の目標を達成維持することとしており、悪臭については、日常生活において不快さを感じないレベルを達成維持することとしています。

環境基本計画に掲げる健康で快適な大 気環境の確保に係る指標の達成状況は、 表 1 - 7 のとおりです。

#### 表1-7 健康で快適な大気環境の確保に係る指標の達成状況

指標の名称	指標の説明	単位	現	状	目	標
拍除り右帆	括り、これり 	中加	年度	値	年度	値
浮遊粒子状物質大気 環境基準の達成率	年間評価 達成局数/測定局数(長期的評価)	%	18	100	22	100
二酸化窒素大気環境 基準の達成率	年間評価 達成局数/測定局数(長期的評価)	%	18	100	22	100
ベンゼン大気環境基 準の達成率	年間評価 達成地点数/測定地点数	%	18	100	22	100

## 2 豊かで清らかな水環境の確保

#### (1) 水環境の状況

水質環境の指標として、カドミウムや水銀などの人の健康に関連して定められた項目(健康項目)や生物化学的酸素要求量(BOD)\*¹などの生活環境の保全に関連して水域の利用目的に応じて定められた項目(生活環境項目)等について環境基準が定められています。

河川、湖沼及び海域の公共用水域については、図1-7の27河川(51水域)90地点、3湖沼(3水域)6地点、2海域(7水域)28地点の合計124地点のすべてで、健康項目に係る環境基準を達成しています。また、生活環境項目に係る環境基準の達成状況は、表1-8のとおり、17年度は河川及び湖沼では100%の達成率でしたが、海域では60%で、全体では88%となっています。

生活環境項目に係る水質の推移をみると、図1-8のとおり、過去に著しい汚濁がみられた小矢部川や神通川などは、大幅に改善され、近年は清浄になってきています。また、庄川や常願寺川、黒部川などは現在もその清流を保っています。さらに、中小の河川のうち、生活排水の影響がみられた都市河川は、徐々に改善されています。それぞれの河川の水質の

状況は、図 1 - 9 のとおり、ほとんど環境 基準の A A ~ A 類型\*2 に相当する清浄な 水質を維持しています。

湖沼は、清浄な水質を維持しており、 すべての湖沼で継続して環境基準を達成 しています。

また、海域は、環境基準達成率が毎年上下し、18年度は60%となっていますが、水質でみると、ここ数年はほぼ横ばいとなっています。海域(富山湾)の水質は、気象や海況などの影響を受けて変動しやすいことから、今後も監視を継続し、中・長期的にみていく必要があります。

なお、海域(富山湾)の環境基準は、表中層(海面~2m)の化学的酸素要求量(COD)で評価していますが、表 1-9のとおり、海面下10m層の COD は低く、有害な赤潮の発生や漁業被害は報告されていません。

地下水については、平野部の76地点で 測定した結果、一部の自然由来の汚染を 除き環境基準を達成していました。

さらに、過去に汚染が判明した地域においても42地点で地下水の測定を行った結果、汚染範囲の拡大はみられていません。

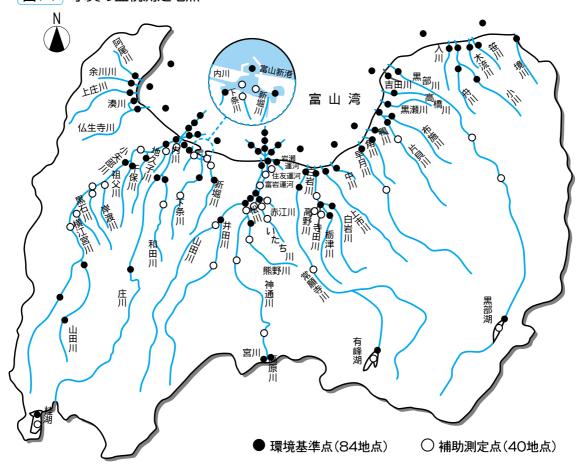
# 表1-8 河川、湖沼、海域における環境基準達成率の推移

(単位:%)

区	分	51年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
河	Щ	81	100	100	100	100	100
湖	沼	_	100	100	100	100	100
海	域	85	84	88	92	76	60
全	体	83	95	96	98	93	88

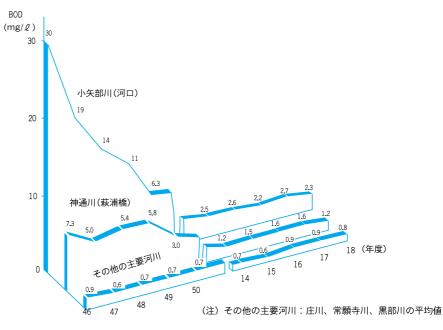
- 注1 有機汚濁の代表的な水質指標である BOD(河川)、COD \*゚(湖沼及び海域)によります。
  - 2 環境基準達成率は、環境基準点数に対する環境基準達成地点数の割合です。
  - \* 1生物化学的酸素要求量(BOD)… 水中の汚濁物質が微生物によって分解されるときに必要な酸素の量で、河川の汚濁を示す代表的な指標です。
  - \*2 (水質環境基準の) 類型 … 水域の利用目的に応じて定められている環境基準の区分で、河川の場合はAA~E 類型の6つに、湖沼の場合は、AA~C類型の4つに、海域の場合はA~C類型の3つに分けられています。河 川や湖沼のAA類型、海域のA類型は最も清浄な水質を目標とする水域です。
  - \*3化学的酸素要求量(COD)… 水中の汚濁物質を化学的に分解するときに必要な酸素の量で、湖沼や海域の汚濁を示す代表的な指標です。

# 図1-7 水質の監視測定地点

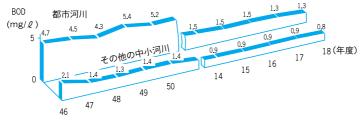


# 図1-8 河川、湖沼及び富山湾の水質の推移(年間75%値)

主要河川



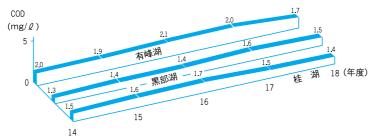
(2) 中小河川



(注)都市河川:上庄川、仏生寺川 (湊川)、内川、 下条川、中川、角川、 鴨川、黒瀬川、高橋川、 木流川の平均値

その他の: 阿尾川、余川川、 中小河川 新堀川、白岩川、 上市川、早月川、 片貝川(布施川)、 吉田川、入川、小川、 笹川、境川の平均値

(3) 湖沼



富山湾 (4)

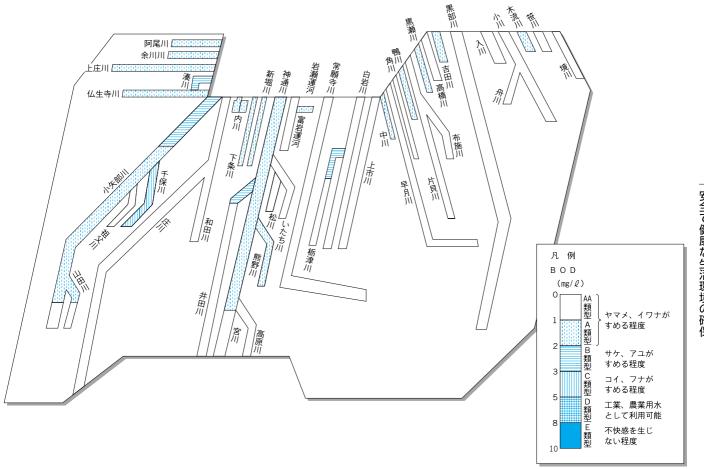


(注) B類型: 小矢部川河口及

び神通川河口海域のうちB類型 海域

A類型: 小矢部川河口及び神通川河口海域のうち A 類型海域などは 他地先海域

# 図1-9 河川の水質状況(18年度)



## 表1-9 海域(富山湾)における表中層と海面下10m層の COD の比較

(単位: $mg/\ell$ )

×	<u> </u>	立	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
表	中	層	1.7	1.5	1.5	1.6	2.0
10	m	層	1.1	0.8	0.8	0.9	1.4

注1 表中層とは、海面下0.5mから2m層です。

<sup>2</sup> 富山湾海域22地点の COD 年平均値を平均したもので、測定回数は年度により異なっています。

#### (2) 水環境の保全対策

## ア 法令等に基づく規制の概要

水質汚濁防止法では、公共用水域の 水質汚濁の防止を図るため、工場・事 業場から排出される水に全国一律の排 水基準を設定し、規制しています。

また、この一律基準では水質汚濁の 防止が不十分と認められる水域につい ては、条例でより厳しい排水基準(上 乗せ排水基準)を設定できることになっており、本県では、主要な公共用水 域について上乗せ排水基準を設定しています。

規制の対象は、特定施設を設置している工場・事業場であり、現在、政令で101業種等の施設が指定されています。18年度末における特定施設の届出状況は、3,430工場・事業場であり、地域別では、富山市が27%、高岡市が13%を占めています。また、業種別では、旅館業が19%、食料品製造業が16%となっています。

また、本県では、公害防止条例により、法の規制対象外の施設を対象として、特定施設を追加指定するとともに、排水基準を設定し、水質汚濁の未然防止を図っています。

さらに、地下水汚染を防止するため、 水質汚濁防止法及び公害防止条例によ り、有害物質を含む水の地下浸透を禁 止しています。

#### イ 水質環境計画の推進

水質環境計画(62年2月策定、14年3月改定。以下「クリーンウオーター計画」という。)は、環境基本条例に定める水質汚濁の防止に関する個別計画であり、河川、湖沼、海域及び地下水の水質環境を保全するための基本となる方向を示すとともに、県及び市町村の事業、事業者の活動など水環境を利用する際の指針となるものです。

県では、この計画に基づき、公共下 水道、農村下水道の整備や合併処理浄 化槽の設置などの事業を積極的に行う とともに、有害化学物質等汚染防止対 策、国際協力の推進などの施策を推進 しています。

また、富山湾の水質については、窒素、りんに起因する植物プランクトンの増殖(内部生産)があるため、表 1-10のとおり富山湾海域における窒素、りんの水質環境目標を設定しています。この計画を総合的かつ計画的に推進するため、県、市町村、関係団体等からなる「水質環境計画推進協議会」において、施策の実施状況や推進方策等について具体的な検討を行っています。クリーンウオーター計画の概要は、表 1-11のとおりです。

## 表1-10 富山湾海域における窒素・りんの水質環境目標

水 域 名	窒	素	り	h
小矢部川河口海域(乙)	0.17mg	8/0以下	0.016m	ig/ℓ以下
神通川河口海域(乙)	0.23mg	5/0以下	0.017m	ig/l以下
その他の富山湾海域	0.14mg	5/0以下	0.010m	ig/l以下

#### 「表1-11」クリーンウオーター計画の概要

計画目標	「魚がすみ、水遊びが楽しめる川、湖、海及び清らかな地下水」 (「きれいな水」と「うるおいのある水辺」の確保) ※具体的な目標は表 1 - 12のとおり
計画期間	特に期間は定めていませんが、おおむね5年を目途に施策等の見直しを図るものとしています。
対 象 水 域	県下全域の公共用水域及び地下水域
計画の推進施策	<ul><li>・水質調査</li><li>・排水対策</li><li>・水域の保全</li><li>・環境保全活動等</li></ul>
計画の推進体制	行政、事業者、県民の役割分担を明確にし、一体となって計画目標の実現を図ります。 また、国、県、市町村、関係団体からなる水質環境計画推進協議会において、計画を効果的に推進します。

## 表1-12 具体的な目標

	公共用水域	有害物質	環境基準		
		河川の水質	環境基準のB類型相当以上※		
き れ い な 水		湖沼の水質	環境基準のA類型相当以上		
		海域の水質	環境基準のB類型相当以上※		
	地下水域	有害物質	環境基準		
うるおいのある水辺	水辺空間	周辺の景観と調和が図られ、水や緑、魚などの自然 あうことができ、散策など憩いの場が確保されてし			

注 環境基準がAA類型やA類型に指定されている水域については、その環境基準の達成維持を目標と します。

## ウ 監視測定体制の整備

水質汚濁防止法に基づき、公共用水域及び地下水の水質測定計画を作成し、公共用水域では27河川、3湖沼、2海域の124地点、地下水では定期モニタリングの118地点で水質を監視しています。

## 工 監視指導

水質汚濁防止法及び公害防止条例に 基づく規制工場・事業場等(中核市で ある富山市を除く。)延べ222工場・事 業場を対象に、排水基準の適合状況及 び汚水処理施設の管理状況等について、 立入検査を実施し、7工場・事業場に 対して、汚水処理等の改善を指導しま した。

なお、県と「環境保全等に関する基本協定」を締結している岐阜県飛騨市

の神岡鉱業㈱から、16年に発生した豪雨による排水異常に関して、排水改善対策の現地確認等を行いました。

#### 才 富山湾水質保全対策

富山湾の水質保全を図るため、工場・ 事業場対策として、10工場・事業場に おいて排水中の窒素、りんの濃度を調 査し、窒素、りん削減の技術指導を行 いました。

また、排出量が50m³/日以上の工場・ 事業場を対象にアンケート形式により 窒素、りんの排出量実態調査を実施し たところ、18年度における窒素、りん の年間排出量は、クリーンウオーター 計画の基準年度である11年度と比較す ると窒素で32%減少し、りんで4%増 加していました。

さらに、事業者、行政等から構成す

る「富山湾水質改善対策推進協議会」 において、窒素、りんの削減に関する 効率的かつ効果的な技術等の情報交換、 事例紹介等を行い、工場・事業場に対 する意識啓発を行いました。

一方、富山湾における海潮流や栄養 塩の挙動を把握することを目的に、全 国で初めて海上保安庁と共同で実施し た富山湾共同環境調査の結果を、学識 者で構成する検討会において、総合的 に解析しとりまとめました。

#### カ とやま21世紀水ビジョンの改定

水に関する施策を総合的に推進する ため、19年3月にとやま21世紀水ビジョンを16年ぶりに改定しました。

#### キ 水質環境の各種調査

の 窒素・りん環境調査

河川や海域における全窒素及び全りんの実態を把握するため、河川57地点、海域28地点で調査を実施しました。

その結果、河川の全窒素及び全り んの濃度は一般的に人為的汚濁源の 多い河川で高く、有機汚濁の状況と ほぼ類似した傾向を示しました。

また、富山湾の全窒素は、環境基準の I 類型 (0.2mg/ ℓ以下)~Ⅱ類型 (0.3mg/ℓ以下)、全りんは環境基準の I 類型 (0.02mg/ℓ以下)に相当する水質であり、クリーンウオーター計画で設定した水質環境目標の適合率は、全窒素で29%、全りんは53%でした。

(1) 要監視項目環境調査

公共用水域における要監視項目\* の実態を把握するため、河川52地点で9項目について調査を実施しまし t-.

その結果、一部の地点でフェニトロチオン、ニッケル、モリブデン、エピクロロヒドリン及び全マンガンが検出されましたが、環境省が定める指針値を超えたものはありませんでした。

#### (ウ) 湖沼水質調査

主要な湖沼の水質の現況を把握し、 水質汚濁の未然防止に資するため、 小牧ダム貯水池、上市川ダム貯水池、 朝日小川ダム貯水池の3湖沼で水質 調査を実施しました。

その結果、有機汚濁の指標である CODについては、3湖沼とも環境 基準のA類型(3 mg/ ℓ以下)に相 当する水質でした。

#### (工) 海水浴場水質調査

海水浴場の水質実態を把握するため、主要8海水浴場について調査を 実施しました。

結果は、すべて水浴場として適当 な水質でした。

(オ) 神通川第一発電所ダム水質調査 神岡鉱業㈱との「環境保全等に関する基本協定」に基づき、カドミウムについて神通川第一発電所ダムで毎月、1日5回の調査を実施しました

その結果、全て不検出 (0.0001mg/ ℓ未満) でした。

#### (カ) 底質調査

公共用水域における底質の重金属の状況を把握し、水質汚濁の未然防止を図るため、河川及び港湾22地点で調査を実施したところ、総水銀については暫定除去基準の25ppmを超える地点はみられませんでした。

\*要監視項目 ··· 人の健康の保護や水生生物の生息に関連する物質のうち、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準を設定せず、引き続き知見の集積に努めることとされているものです。現在、人の健康の保護に係るものとしてはニッケルやモリブデン等27物質が位置付けられています。

#### (井) 立山環境調査

立山地区の水質環境の保全を図るため、常願寺川上流部の河川等の環境13地点及び発生源10事業場の水質調査を実施しました。

その結果、環境においてはBOD (又はCOD) についていずれも環 境基準A類型に相当する良好な水質 でした。発生源については1事業場 に対して、汚水処理等の改善を指導 しました。

### (ク) 水生生物調査

広く水質保全意識の普及啓発を図るため、中学校や高等学校の科学部等の各種団体の協力を得て、河川の水生生物調査を実施しており、18年度は、16団体555名の参加により、18河川の27地点で調査を実施しました。

## ク 各種の水環境保全対策

## ⑦ 下水道の整備

12年度に策定した全県域下水道化新世紀構想に基づき、流域下水道、公共下水道、特定環境保全公共下水道の整備を計画的に進めています。18年度までに県内15市町村すべてにおいて整備が進められ、供用を開始しています。

流域下水道のうち、高岡市等5市を対象とした小矢部川流域下水道事業は、62年度から供用を開始し、順次区域を拡大しており、射水市等3市を対象とした神通川左岸流域下水道事業は9年度から供用を開始し、順次区域を拡大しています。

また、公共下水道については、富山市等10市4町1村で、特定環境保全公共下水道については、富山市等10市4町で事業を実施しています。

なお、18年度末の下水道処理人口 普及率は73%(全国第11位、全国平 均普及率71%)となっています。

#### (イ) 農村下水道の整備

農村下水道の整備は、農業集落排 水事業や漁業集落排水事業等により 実施しています。

18年度末現在では、全体で13市町村178地区において事業を実施しており、計画処理人口126,100人のうち122,091人について整備済及び整備中です。

(グ) コミュニティ・プラントの整備 コミュニティ・プラント(地域し 尿処理施設)は、郊外型ミニ下水道 ともいうべき生活雑排水とし尿を合 わせて処理する施設で、廃棄物処理 施設整備事業により普及促進が図ら れています。18年度末現在で、4市 町村、6施設(計画処理人口7,612人) が供用されています。

#### 口 合併処理浄化槽の整備

し尿と生活雑排水を合わせて処理 する合併処理浄化槽の設置について は、62年度から国が市町村に対して 補助を行っています。

県も、63年度から市町村への補助 を行っています。

18年度は、12市町において本事業が進められた結果、363基の合併処理 浄化槽が設置され、18年度末現在での設置数は、14市町において、7,648 基となっています。

なお、13年4月以降の浄化槽の新設は、原則として、合併処理浄化槽とすることが義務付けられています。

#### d) 漁場環境保全対策

漁場環境の保全を図るため、漁場環境の監視を行うとともに漁業被害に関する情報の収集、定置網漁場の水質調査等を実施しています。朝日町宮崎から氷見市地先に至る定置網漁場を中心とする32地点において、調査地点ごとに4~11回、水温、pH、塩分、濁度、CODを測定するとともに、海況及び漁獲量も併せて調査し、その結果をとりまとめ、関係者に報告しました。主な調査結果を年間の最小値・最大値でみると、pHについては、7.1~8.6、CODは0.1~6.5mg/ 2となっています。

## (3) 環境基本計画に掲げる目標

環境基本計画では、豊かで清らかな水 環境の確保について、「魚がすみ、水遊び が楽しめる川、湖、海及び清らかな地下 水」を実現することを目標としています。 具体的には、水質汚濁物質濃度につい ては、環境基準及びクリーンウオーター 計画の目標を達成維持することとしてい ます。

環境基本計画に掲げる豊かで清らかな 水環境の確保に係る指標の達成状況は、 表 1-13のとおりです。

## 表1-13 豊かで清らかな水環境の確保に係る指標の達成状況

指標の名称	指標の説明	単位	現	状	目	標
相保の石物	が 相続の説明	半加	年度	値	年度	値
河川BOD水質環境 基準の達成率	年間評価 達成地点数/測定地点数	%	18	100	22	100
海域COD水質環境 基準の達成率	年間評価 達成地点数/測定地点数	%	18	60	22	100
汚水処理施設の人口 普及率	総人口に占める汚水処理 施設の普及人口の割合	%	18	88	22	94

# 3 健やかで豊かな生活を支える土壌環境と地下水の確保

#### (1) 土壌環境と地下水の状況

## ア 農用地の土壌環境の状況

土壌は、一旦汚染されるとその影響が長期にわたり持続するという特徴があり、土壌の機能を保全する観点から、重金属や有機塩素化合物等について環境基準が定められています。また、農用地については、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき、カドミウム、銅及び砒素が特定有害物質として定められています。

県内には、カドミウムによって汚染された農用地として、表 1 - 14、図 1 - 10に 示 す よ う に 神 通 川 流 域 で 1,500.6ha、黒部地域で129.5ha を農用地土壌汚染対策地域に指定し、表 1

-15の農用地土壌汚染対策計画に基づき、汚染を除去するための工事(土壌復元工事)を実施してきたところであり、土壌復元事業が完了した地域については指定を解除した結果、18年度末の時点での指定面積は、神通川流域で261.3ha、黒部地域で68.5haとなっています。

## イ 市街地等の土壌環境の状況

近年、有害物質による土壌汚染の判明件数が全国的に著しく増加してきており、土壌汚染による人の健康影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まったことから、14年5月に「土壌汚染対策法」が公布され、15年2月から

(単位:ha)

表1-14 農用地土壌汚染対策地域の指定及び解除の状況

_															
爿	b 1	対策地域 域名 の指定面 ――――			旨定	解除	した	面和	責		残る指 定面積	汚 染		ひび解除の	
-1		94 11	積①	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	計 ②	1-2	物質	年	月日
		富山市	21.1	_	_	_	_	_	_	_	_	21.1		指定	40年 0 日27日
	左岸	婦中町	912.0	12.5	42.4	130.9	123.8	192.2	184.4	69.8	756.0	156.0			49年8月27日 50年10月17日
<del>-</del> h-th-	<b>左岸地域</b>	八尾町	85.3	_	4.2	80.7	_	_		_	84.9	0.4		区域変更 52年1月28日	
仲通		小 計	1,018.4	12.5	46.6	211.6	123.8	192.2	184.4	69.8	840.9	177.5	カドミウム	指定解除	52年11月30日
神通川流域	右岸地域	富山市	437.6	54.2	129.2	1.0	23.6	12.0	73.5	61.3	354.8	82.8	カトミソム	第2 第3	回62年6月9日 回3年6月18日
坛		大沢野町	44.6	28.5	14.1	0.5	0.4	_	0.1	_	43.6	1.0			回6年4月25日 回9年8月11日
	域	小 計	482.2	82.7	143.3	1.5	24.0	12.0	73.6	61.3	398.4	83.8		第5回	回12年8月11日 回15年7月30日
		計	1,500.6	95.2	189.9	213.1	147.8	204.2	258.0	131.1	1,239.3	261.3			回18年 8 月18日
黒部地域	黒	部市	129.5	61.0	_	_	_	_	_	_	61. 0	68. 5	カドミウム	区域変更 指定解除	48年8月9日 49年11月28日 12年8月11日

注 面積は台帳面積です。

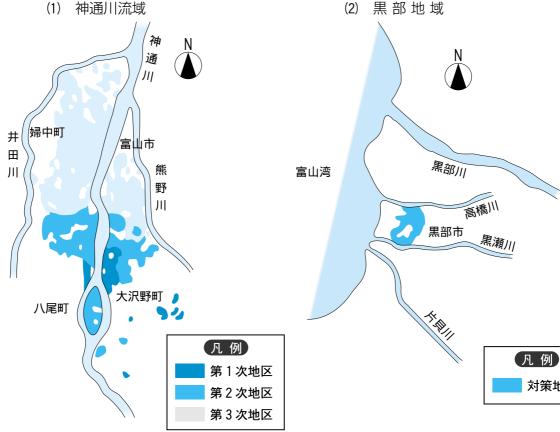
## |表1-15||神通川流域及び黒部地域における農用地土壌汚染対策計画策定状況

地区	神	通	川流	域	黒部地域
計画の内容	第1次地区	第2次地区	第3次地区	計	<b>未</b> 即地域
告示年月日	55年2月6日	59年1月20日 3年9月4日変更	4年2月3日 15年6月26日変更		3年11月19日 8年9月30日変更
計画面積(ha)	96.4(108.0)	450.5(481.1)	953.7(1,055.3)	1500.6(1644.4)	129.5(132.1)

注 実数は台帳面積、( )内は実測面積です。

# 図1-10 農用地土壌汚染対策地域

(1) 神通川流域



施行されています。

土壌汚染対策法では、有害物質使用 特定施設の廃止時等に、土地所有者等 による土壌汚染状況調査の実施を義務 づけており、その結果、指定基準に適 合しない汚染が判明した場合は、指定 地域として指定することとされており、 本県では高岡市内の2か所が指定地域 に指定されています。

#### ウ 地下水の状況

県内における地下水位は、近年、全 体的に見て大幅な変動はなく、おおむ ね横ばいで推移しています。しかしな がら、市街地等の一部地域では、道路 や建築物の消雪設備の一斉稼働により 冬期間に地下水位の低下がみられまし た。

地下水の塩水化は、主として富山新 港を中心とした海岸部と小矢部川の河

口付近にみられ、近年、その範囲に大 きな変化はみられません。

対策地域

地下水位の観測地点は図 1-11、地下 水位の推移は図 1-12のとおりです。

一方、地盤沈下については、16年度 に富山地域及び高岡・射水地域の海岸 平野部において、水準測量調査\*を実施 したところ、富山地域の一部に比較的 沈下量の多い地点がみられたものの、 平均年間変動量はすべて5 mm以下 であり、著しい地盤沈下は認められま せんでした。

# (2) 土壌環境と地下水の保全対策 ア 農用地の土壌環境保全対策

切 神通川流域

神通川流域では、46年に「農用地 の土壌の汚染防止等に関する法律 | が施行されたことに伴い、同年農用 地におけるカドミウム汚染調査を開

\*水準測量調査 … 地盤の変動状況を把握するため、土地の高さの変化を精密に測量する調査です。

## 図1-11 地下水位の観測地点



始しました。

46~51年度の6年間にわたって、両岸の農用地約3,130haを対象に、玄米2,570点、土壌1,667点について調査した結果、表1-16のとおり、カドミウムによる玄米及び土壌の汚染が確認されました。

このうち、玄米中のカドミウム濃度が1.0ppm以上の汚染米が検出された地点は230地点で、汚染米発生地域の面積は約500haであり、これら

の地域では水稲の作付が停止されています。

また、この調査結果に基づき、汚染米発生地域とその近傍地域のうち汚染米が発生するおそれがある地域を合わせた1,500.6haを農用地土壌汚染対策地域(以下「対策地域」という。)として指定しました。対策地域内の汚染状況は、表 1-17のとおりでした。

神通川流域の対策地域面積は

## 表1-16 玄米及び土壌中カドミウム濃度(神通川流域)

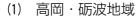
(46~51年度調査)

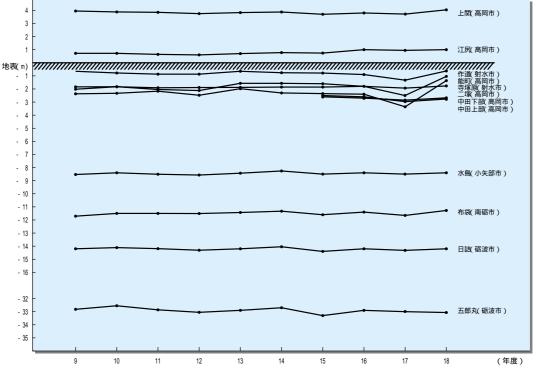
玄米中カドミウ ム濃度(ppm)	点数	比 率 (%)	土壌中カドミウ ム濃度(ppm)	点数	比 率 (%)
0.40未満	1,589	62	0.50未満	185	11
0.40~0.99	751	29	0.50~0.99	725	44
1.00~1.99	198	8	1.00~1.99	500	30
2.00以上	32	1	2.00以上	257	15
計	2,570	100	計	1,667	100

## |表1-17||対策地域内玄米及び土壌中カドミウム濃度(神通川流域)

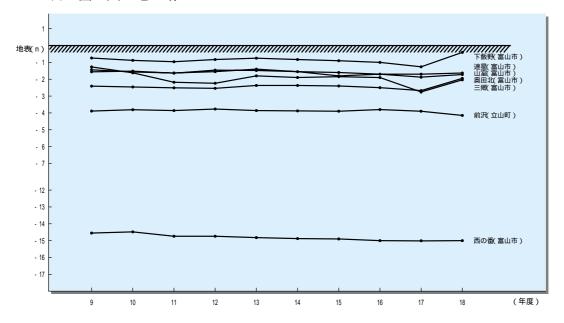
			<del>な</del>	米「	tı (nn	m)		-	±	壌	中	(ppm)	)	
г	□	分	玄米中(ppm)   			11	F	=	Ł	Z	欠 層	를 _	t	
		)J	点	数	平	均	点	数	平	均	点	数	平	均
			54	14	0.	99	54	14	1.	12	30	)4	0.	70

# 図1-12 地下水位の推移





# (2) 富山地域



1.500.6haと広大な地域に及ぶこ とから、対策計画を上流部から順次 分割して策定し、「農用地の土壌の汚 染防止等に関する法律」に基づき、 第1次地区の96.4haについては55 年2月、第2次地区の450.5haにつ いては59年1月(3年9月に変更)、 残る第3次地区の953.7haについ ては4年2月(15年6月に変更)に、 それぞれ対策計画を策定しました。 対策計画に係る事業費は、第1次地 区が1,783,000千円、第2次地区が 10,940,000千円(3年9月の変更後 は9,054,865千円)、3次地区が 19,291,900千円(15年6月の変更後 は24,232,000千円)であり、第1~3 次地区に係る公害防止事業費事業者 負担法に基づく費用負担計画により 負担がなされています。対策計画が 策定されると、土地改良法等に基づ き公害防除特別土地改良事業(以下 「公特事業」という。) が実施される ことになり、第1次地区については、 55年10月に公特事業として事業計画 が確定し、58年度に面工事が完成、 第2次地区については、59年6月に 事業計画が確定し、4年度に面工事 が完成、第3次地区については、4 年9月に事業計画が確定し、10月か ら工事に着手しています。

また、土壌復元工事が実施された 結果、第1次地区及び第2次地区で は、全面積において作付が可能となり、第3次地区についても、19年度に作付可能な客土水田面積は363haとなっています。

なお、18年度に作付した第3次地区の客土水田(16.6ha)においてカドミウム濃度調査を実施したところ、玄米中カドミウム濃度は0.03~0.11ppm、土壌中カドミウム濃度は0.06~0.12ppmでした。

## (1) 黒部地域

黒部地域では、45年に黒部市の旧日本鉱業㈱三日市製錬所周辺地域の農用地が、カドミウム環境汚染要観察地域に指定されました。このため、46~48年度の3年間にわたって同工場周辺の農用地約250haを対象に、玄米316点、土壌(作土)225点についてカドミウム濃度を調査した結果、表1-18のとおり、カドミウムによる玄米及び土壌の汚染が確認されました。

玄米中カドミウム濃度が1.0ppm 以上の汚染米が検出された地点は7 地点で、汚染米発生地域の面積は約8 haとなっています。

この調査結果に基づき汚染米発生 地域と近傍地域をあわせた129.5ha を対策地域として指定しました。対 策地域内の玄米及び土壌の汚染状況 は、表 1-19のとおりでした。

黒部地域の対策地域面積は

١	表1-18	玄米及び土壌中カドミウム濃度	(里部地域)
	4X I IU	ムハメひーダヤカー~フムሎタ	<u> へんさいりょうたん</u>

(46~48年度調査)

玄米中カドミウ ム濃度(ppm)	点数	比 率 (%)	土壌中カドミウム濃度(ppm)	点数	比 率 (%)
0.40未満	80	26	2.00未満	29	13
0.40~0.99	229	72	2.00~5.99	130	58
1.00~1.99	7	2	6.00~9.99	45	20
2.00以上	0	0	10.00以上	21	9
計	316	100	計	225	100

## 表1-19 対策地域内玄米及び土壌中カドミウム濃度(黒部地域)

	分	<del>7,</del>	ᄮ	tı (nn	m)		土 壌 中 (ppm)					)	
$\nabla$		玄米中(ppm)			作  土		次 層 土						
区		点	数	平	均	点	数	平	均	点	数	平	均
		4	44 0.79		79	44		7.57		19		0.85	

129.5ha で、当該地域については、 「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき、3年11月(8年9月に変更)に対策計画を策定しました。対策計画に係る事業費は、2,936,000千円(変更後は4,005,700千円)であり、対策地域に係る公害防止事業費事業者負担法に基づく費用負担計画によって費用負担がなされています。

また、公特事業については、4年 1月に県営公特事業として事業計画 が確定したため、2月から工事に着 手し、9年度には全面積において作 付が可能となっています。

#### (ウ) 産米流通対策地域

農用地土壌汚染対策地域周辺に位置する地域で、玄米中カドミウム濃度が0.4ppm以上1.0ppm未満の米を産出する地域を産米流通対策地域とし、神通川流域では9年2月に、黒部地域では9年11月に対策計画を策定し、復元事業に着手しています。

#### イ 市街地等の土壌環境保全対策

高岡市内の事業場跡地について、土 壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調 査を実施したところ、指定基準に適合 しない区域があったことから、同法に 基づき19年1月に指定区域の指定を行 いました。なお、調査の結果、周辺の 地下水の汚染は確認されませんでした。 また、県では、土壌汚染対策法の確 実な運用を図るため、事業者等に対す る文書通知や説明会の開催等により、 制度の周知を図ってきたほか、土壌汚 染の可能性の高い土地を把握するため の情報や汚染原因の特定のための情報 等の土壌汚染に関する情報を管理・活用するための土壌汚染リスク情報管理システムにより、法の円滑な運用を図っています。

## ウ 射撃場における鉛汚染対策

13年度に福光射撃場内の土壌から環境基準を超える鉛が検出されたため、射撃場の一時閉鎖を行い、学識経験者や関係者で構成するプロジェクトチームを設置し、射撃場における環境保全対策について取り組んでいます。

同プロジェクトチームでの検討結果 を踏まえ、14年度から16年度にかけて、 汚染土壌を掘削し、射撃場内に保管し ています。

併せて13年度より、射撃場下流域での水質調査及び下流集落での井戸水調査を継続的に実施しており、地下水等への影響がないことを確認しています。

また、環境省等との協議を行うなど、 射撃場内で保管してきた汚染土壌の安 全な処理方法についての検討を行いま した。

#### エ 地下水の保全対策

#### ク 地下水条例による規制

地下水については、地下水の採取に関する条例(51年制定。以下「地下水条例」という。)に基づき、地盤沈下や塩水化等の地下水障害を防止するため、地域を指定して地下水の採取を規制しています。

地下水条例の概要は、以下のとおりです。

a 指定地域地下水採取に伴う障害が生じ、

又は生ずるおそれのある地域を規制地域に、また水理地質上、規制地域と関連する周辺の地域を観察地域として表 1-20及び図 1-13のとおり指定しています。

b 規制対象揚水設備 動力を用いて地下水を採取する ための設備で、揚水機の吐出口の 断面積が21cm<sup>2</sup>を超えるもの(た だし、温泉や可燃性ガスの採掘に伴う揚水設備及び河川区域内の揚水設備は除く。)を規制対象としています。

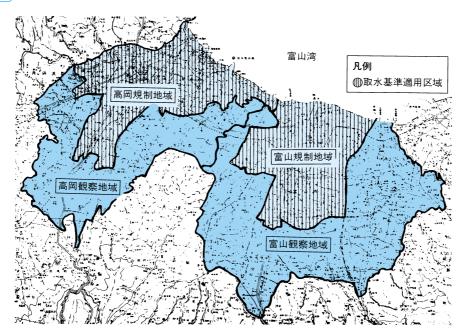
## c 取水基準

規制地域内の工業用や建築物用の対象揚水設備についての取水基準は、52年3月1日から表1-21のとおり適用されています。

## 表1-20 地下水条例指定地域

[	区 分		富山地域	高岡地域			
規	制	地 域	富山市の一部	高岡市及び射水市の一部			
観	察	地域	富山市、上市町及び立山町の一 部、舟橋村の全部	高岡市、砺波市、射水市の一部			

# 「図1-13」条例に基づく取水基準適用区域



## 表1-21 取水基準

区	項 目 分	揚水機の吐出口 の断面積(cm)	採取する地下水 の量(㎡/日)
既設	52年3月1日までに設置された揚水設備	200 以下	1,000 以下
新設	52年3月2日以降に設置された揚水設備	150 以下	800 以下

## d 揚水設備の届出状況

条例に基づく届出状況は、事業 場数が2,996、揚水設備数が3,823 となっています。

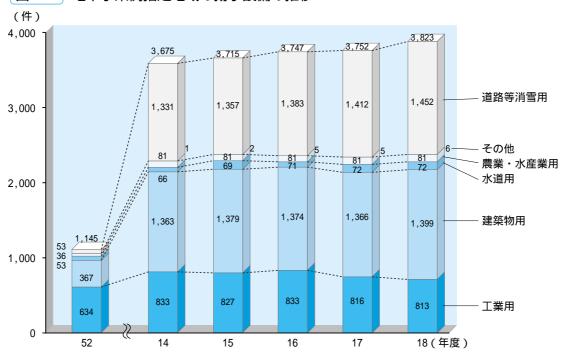
用途別では、道路等消雪用が最も多く1,249事業場1,452設備であり、次いで建築物用が1,180事業場1,399設備、工業用が449事業場813設備となっており、近年、道路等消雪用の設備が増加しています。地下水条例指定地域の揚水設備の

推移は、図 1-14のとおりです。

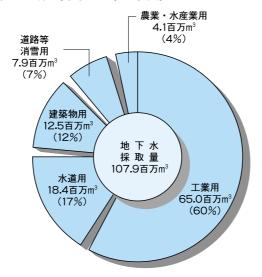
#### e 地下水採取状況

条例に基づき報告された18年度の年間地下水採取量は、107.9百万m³/年となっています。用途別では、図1-15のとおり、工業用が65.0百万m³/年と最も多く、全体の約6割を占めており、次いで水道用の18.4百万m³/年、建築物用の12.5百万m³/年となっています。

## 図1-14 地下水条例指定地域の揚水設備の推移



#### 図1-15 地下水条例指定地域の採取量(18年度)



#### (イ) 地下水指針の推進

県民共有の財産である地下水を保全し、適正に利用していくために、地下水指針(4年5月策定、18年3月改定)を策定し、県民、事業者の協力のもと、各種の地下水保全・適正利用施策を推進しています。

地下水指針の概要は、表 1 -22のと おりです。

## (ウ) 観測体制の整備

地下水の状況を把握するため、地下水位及び塩水化の監視測定を実施するとともに適正揚水量等の調査を 実施しています。本県における地下 水位の観測体制は、34年度に高岡市 二塚及び富山市山室に観測井を設置 して以来、逐次増設され、現在、氷 見地域2井、高岡・砺波地域11井、 富山地域7井、魚津・滑川地域4井、 黒部地域9井の合計33観測井となっ ています。

# (1) 監視指導

地下水条例の対象となる26工場・ 事業場を立入検査し、取水基準の遵 守状況及び揚水記録等設備の維持管 理状況を調査するとともに、技術指 導を行いました。

## 表1-22 地下水指針の概要

目標	「豊かで清らかな地下水の確保」を目指し、「地下水の採取に伴う地下水障害障害を防ぐ(地下水の保全)」とともに、「地下水涵養により健全な水環境を確保する(地下水の創水)」
指標	①県下平野部の17地下水区毎に設定した適正揚水量を、実際の地下水揚水量が上回らないこと。(適正揚水量は図1-16) ②基幹観測井において、一時的にも、地下水位が安全水位を下回らないこと。 (安全水位は表1-23) ③地下水の創水という新たな目標に対して、指標の設定を検討します。
期間	特に期間は定めていませんが、おおむね5年を目途に、地下水を取り巻く状況の変化や県民の意識を踏まえ、見直しを検討することとします。
対 象 地 域	地下水の賦存する平野部の地域(ただし、地下水涵養に関する取組みは県下 全域)
地下水の保全と 創水に向けた 取 組 み	①地下水条例による規制 ②開発事業における配慮 ③地下水の節水・利用の合理化 ④冬期間の地下水位低下対策 ⑤地下水障害等の監視体制の整備 ⑥水循環系の健全性の確保 ⑦地下水の涵養 ⑧調査・研究の推進 ⑨事業者における自主的対策の推進 ⑩地下水の保全と創水にかかる意識の高揚
推進体制	関係団体及び行政からなる「地下水保全・適正利用推進会議」を設置し、指 針を効果的に推進します。

# 図1-16 地下水区における適正揚水量

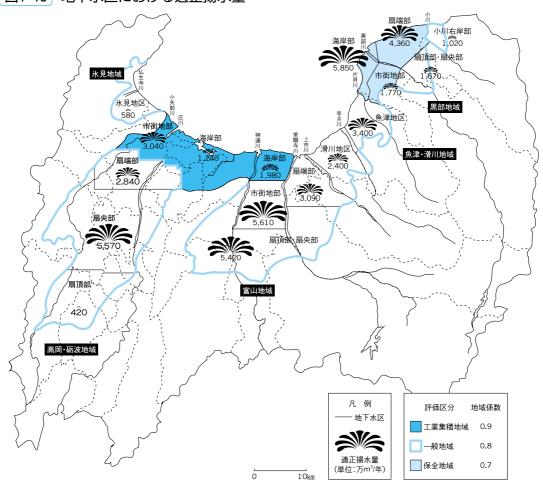


表1-23 基幹観測井と安全水位

地 域 名	観測井名	安全水位		
富山地域	奥田北観測井(富山市)	地表面下 9.98m		
富山地域	蓮町観測井(富山市)	地表面下 12.15m		
高岡・射水地域	作道観測井(射水市)	地表面下 8.86m		
高岡・射水地域	能町観測井(高岡市)	地表面下 10.82m		

注 安全水位とは、冬期間の地下水位低下時においても地盤沈下や地下水の塩水化による 地下水障害が生じないことが確認された地下水位です。

(オ) 地下水揚水量実態調査の実施 地下水の保全と適正利用の推進に 資するため、県下平野部全域における 地下水揚水量実態調査を行いました。 その調査結果は、表 1-24のとおり、 15年度における揚水量の合計は 248.9百万m³/年と平野部全域の適 正揚水量の合計502.6百万m³/年を 下回っていました。また、地下水区 別でも、17の地下水区すべてにおい て適正揚水量を下回っていました。

10年度に実施した実態調査の結果と比較すると、黒部地域の扇頂部・扇央部、市街地部、小川右岸部及び富山地域の扇頂部・扇央部の4地下水区で揚水量が増加しており、残りの13地下水区で揚水量が減少していました。

# 表1-24 地下水区別揚水量 [( )内は10年度の揚水量]

a 黒部地域 (単位:百万m³/年)

地下水区	扇頂部·扇央部	扇 端 部	市街地部	海岸部	小川右岸部	合 計
15年度揚水量	3.2 ( 2.8)	11.9 ( 12.4)	3.8 ( 3.4)	19.0 ( 24.7)	5.1 ( 1.4)	43.1 ( 44.6)
適正揚水量	16.7	43.6	17.7	58.5	10.2	146.7

b 魚津·滑川地域 (単位:百万m³/年)

地下水区	魚津地区	滑川地区	合 計
15年度揚水量	25.0	11.5	36.4
104皮物小里	(29.5)	(13.5)	(43.0)
適正揚水量	34.0	24.0	58.0

C 富山地域 (単位:百万m³/年)

地下水区	扇頂部·扇央部	扇端部	市街地部	海岸部	合 計
15年度担心皇	47.1	11.5	23.9	16.7	99.2
15年度揚水量	( 46.1)	(12.9)	(36.6)	( 18.8)	(114.3)
適正揚水量	54.2	30.9	56.1	19.8	161.0

d 高岡・砺波地域 (単位:百万m³/年)

地下水区	扇頂部	扇央部	扇 端 部	市街地部	海岸部	合 計
15年度揚水量	2.6 ( 2.7)	38.5 ( 41.7)	12.5 ( 19.9)	7.6 (11.9)	7.1 ( 8.0)	68.4 ( 84.2)
適正揚水量	4.2	55.7	28.4	30.4	12.4	131.1

e 氷見地域 (単位:百万m³/年)

地下水区	氷見地区
15年度揚水量	1.8 ( 2.6)
適正揚水量	5.8

f 5 地域合計 (単位: 百万m³/年)

15年度揚水量	248.9 (288.7)
適正揚水量	502.6

- り 冬期間における地下水位低下対策
  - a 基幹観測井のテレメータ化等 冬期間の地下水位低下を常時監視し、その情報を県民、事業者や 関係機関等に提供するため、基幹 観測井2井へ電話回線等を利用したテレメータシステムの導入を図りました。また、地盤沈下計を設置している観測井1か所について、総合的なメンテナンスを行いました。

b 冬期間の地下水位低下対策の普 及啓発

消雪設備の設置者に対し、13年 12月に作成した「消雪設備維持管 理マニュアル」に基づき、交互散 水方式等の節水型消雪方式の採用 や降雪感知器の適正な維持管理等 について指導するとともに、節水 意識の啓発に努めました。

c 冬期間の地下水位低下対策の検 討

国、県、市の関係機関からなる ワーキンググループを設置し、冬 期間の地下水位低下対策を検討す るとともに、モデル地区で消雪設 備の揚水量の削減などの対策を試 行的に実施しました。

(井) 地下水涵養の普及

地下水涵養を普及するため、「地下水涵養マニュアル概要版」の作成・配布を行うとともに、9月に県民、事業者等を対象とした「地下水保全・涵養推進シンポジウム」を開催しました。

## (3) 環境基本計画に掲げる目標

環境基本計画では、健やかで豊かな生活を支える土壌環境と地下水の確保について、「安全な生活を支える土壌と優良な農地、豊かで清らかな地下水」を実現することを目標としています。

具体的には、土壌汚染物質濃度については、環境基準を達成維持することとしています。またカドミウムによる農地用

土壌汚染対策地域の復元を進めるととも に、地下水の採取に伴う地下水障害地域 の拡大を防ぐこととしています。

# 4 騒音、振動のないやすらかな環境の実現

### (1) 騒音、振動の状況

騒音による生活環境への影響の指標として、環境基準が定められ、県及び市町により、環境の監視が行われています。

騒音に係る環境基準の達成状況は、道路に面する地域以外の地域(一般地域)の環境騒音については85%でしたが、道路に面する地域における自動車騒音については90%となっています。また、航空機騒音については、環境基準を達成しています。

振動については、道路に面する地域に おいて測定が行われており、公安委員会 への要請限度\*と比較して極めて低い値 となっています。

# (2) 騒音、振動の防止 ア 騒音の防止対策

### の 法令等に基づく規制の概要

騒音規制法は、規制地域において、 敷地境界での工場騒音、特定建設作 業騒音及び自動車騒音を規制するこ とにより、騒音の防止を図っていま す。

規制地域は、10市4町のうち、都市計画法に基づく用途地域の定められている地域であり、工場騒音は、金属加工機械、織機等31種類の施設、特定建設作業騒音は、くい打機を使用する作業等8種類の作業について、区域及び時間帯ごとに規制基準が定められています。

18年度末の特定施設の届出状況は、 1,590工場·事業場、18,868施設となっています。

また、自動車騒音は、定常走行時 及び加速走行時について許容限度を 定め規制されているほか、公安委員 会への要請限度等が定められていま す。

さらに、公害防止条例では、法の 指定地域以外の地域及び規制対象外 の施設を対象として、県下全域にわ たって規制を行っています。規制基 準は、法に準じて、区域及び時間帯 ごとに定められています。

## (イ) 監視指導

騒音による生活環境への影響を防止するため、各市町では、工場・事業場等の監視を実施するとともに、必要に応じて施設の改善や維持管理の徹底等について指導を行っています。

騒音規制法及び公害防止条例の対象工場・事業場等について、7市町が42工場・事業場の立入検査を実施し、規制基準の適合状況及び対象施設の維持管理状況を調査するとともに技術指導を行いました。

#### (ウ) 騒音の各種調査

一般地域の環境騒音については、 道路に面する地域以外の地域において8市町が実態を調査しました。このうち、昼間及び夜間とも測定が実施された61地点における環境基準の達成状況は、表1-25のとおり、昼間及び夜間とも達成している地点は52地点(85%)であり、昼間、夜間のいずれかにおいて達成している地点は、7地点(12%)でした。

また、自動車騒音については、道路に面する地域において県及び7市町が112地点で実態を調査しました。このうち、環境基準を超過する住居等の戸数及び超過する割合について評価(面的評価)を行っている地点

\*要請限度 … 騒音規制法又は振動規制法に基づき、自動車騒音又は道路交通振動により道路周辺の生活環境が著し く損なわれるとして、市町村長が公安委員会に対し、道路交通法の規定による自動車の通行禁止、最高速度の制限 等の交通規制等の措置を要請する基準です。 の環境基準の達成状況は、表 1 -26の とおり、達成戸数は3,258戸数中 2,942戸数(90%)でした。

また、県では、航空機騒音に係る 環境基準の達成状況を把握するため、 四季ごとに1回(7日間)4地点で 調査を実施しました。その結果、す べての地点において環境基準を達成 していました。航空機騒音の年度別 推移は表1-27のとおりです。

口 北陸新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型当てはめ

富山市から小矢部市までの沿線地

域について環境基準の地域類型の当 てはめを行うため、土地利用状況調 査や騒音・振動現況調査(春季)を実 施しました。

## め その他の対策

高度道路交通システムの整備や道路構造の改善等により、交通流の円滑化、交通渋滞の解消等を促進し、自動車騒音の防止を図っています。

また、県内の主要幹線道路の一部 区間において、遮音壁の設置や騒音 対策舗装を実施することにより、騒音 レベルを低減することができました。

(単位:WECPNL)

# 表1-25 一般地域の環境騒音の環境基準達成率(18年度)

区	分	測定地点数	全部達成(%)	一部達成(%)
道路に面する地域	以外の地域	61	52 (85)	7 (12)

## 表1-26 自動車騒音の環境基準達成状況(18年度)

区		分	評 価区間数	評価対象 戸 数	達成区間数	達成戸数	環境基準達成率(%)
道即地	名に面	する 域	13	3,258	З	2,942	90
内	国	道	7	1,439	1	1,246	87
内 訳	県	道	6	1,819	2	1,696	93

注 環境基準達成率は、当該地域内の全ての住居等のうち環境基準に適合している戸数の割合を把握して面的評価したものです。

## |表1-27||航空機騒音の年度別推移

調査地点名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
富山市萩原	71	72	71	71	69
富山市塚原	70	70	70	71	68
富山市新保	67	67	66	66	67
富山市婦中町萩島	73	70	70	71	71
環境基準	75以下(類型Ⅱ)				

#### イ 振動の防止対策

## の 法令等に基づく規制の概要

振動規制法では、規制地域において、敷地境界での工場振動、特定建設作業振動及び道路交通振動を規制することにより、振動の防止を図っています。

規制地域は、10市4町のうち、都市計画法に基づく用途地域の定められている地域であり、工場振動は、金属加工機械、織機等20種類の施設、特定建設作業振動は、くい打機を使用する作業等6種類の作業について、区域及び時間帯ごとに規制基準が定められています。

18年度末の特定施設の届出状況は、 867工場・事業場、8,718施設となっ ています。

また、道路交通振動については、 公安委員会への要請限度等が定められています。

## (イ) 監視指導

振動による生活環境への影響を防止するため、各市町では、工場・事業場等の監視を実施するとともに、必要に応じて施設の改善や維持管理の徹底等について指導を行っています。

振動規制法の対象工場・事業場等については、3市町が12工場・事業場の立入検査を実施し、規制基準の適合状況及び対象施設の維持管理状

況を調査するとともに技術指導を行いました。

また、道路交通振動については、 7市町が59地点において調査を実施 したところ、いずれの地域において も、道路交通振動に係る公安委員会 への要請限度と比較して極めて低い 値でした。

## り その他の対策

騒音の防止対策と同様、高度道路 交通システムの整備や道路構造の改善等により、交通流の円滑化、交通 渋滞の解消等を促進し、道路交通振動の防止を図っています。

## (3) 環境基本計画に掲げる目標

環境基本計画では、騒音、振動のない やすらかな環境の実現について、「騒音、 振動のない静かな環境」を実現すること を目標としています。

具体的には、騒音レベルについては、 公安委員会への要請限度以下になるよう にするとともに、環境基準を達成維持し ます。また、振動レベルについては、公 安委員会への要請限度を十分下回るよう にするとともに、日常生活において感知 しないレベルを達成維持することとして います。

環境基本計画に掲げる騒音、振動のないやすらかな環境の実現に係る指標の達成状況は、表 1-28のとおりです。

## 表1-28 騒音、振動のないやすらかな環境の実現に係る指標の達成状況

指標の名称	   指標の説明	単位	現	状	目	標
拍除り右帆	拍惊VX就明 	半世	年度	値	年度	値
一般環境騒音環境基 準の達成率	達成地点数/測定地点数	%	18	85	22	100
自動車騒音環境基準 の達成率	面的評価 達成地点数/測定地点数	%	18	90	22	100

# 5 化学物質による環境リスクの低減

### (1) 化学物質による環境リスクの状況

有害性が指摘されている化学物質については、近年、法令による規制が進み、環境リスク(環境の保全上の支障を生じさせる可能性)の低減が図られていますが、使用や排出の実態、環境濃度等の知見が不足しており、今後、実態の把握に努めることが必要となっています。このため、国では、11年7月に、多数の化学物質に係る環境リスクを適切に管理することを目的として「特定化学物質ので建立の排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(以下「化学物質排出把握管理促進法」という。)を制定し、13年4月からPRTR制度\*が運用されています。

化学物質による環境汚染については、 大気汚染防止法やダイオキシン類対策特別措置法などに基づき対策を推進しており、特に環境基準が設定されたベンゼンやダイオキシン類などについては、環境濃度や排出状況等の把握に努めています。

また、工場・事業場における化学物質の適正管理の徹底を指導するとともに、 地下水や土壌の汚染がみられる場合には、 地下水の浄化や汚染土壌の除去等の措置 を講ずるなど、汚染の拡大や健康被害の 防止を図っています。

さらに、人や野生生物の内分泌作用をかく乱し、生殖機能障害等を引き起こす可能性が指摘されている内分泌かく乱化学物質については、主要河川で調査を行い、実態の把握に努めています。

一方、ゴルフ場における農薬の管理については、2年4月に定めた「ゴルフ場農薬安全使用指導要項」に基づき、県内のすべてのゴルフ場で魚類を用いた水質の常時監視が行われており、排水の自主

測定の結果も環境省の暫定指導指針値及 び要綱の指導値を満たしています。

また、農業分野においては、環境にやさしい農業の推進のため「環境にやさしいとやま農業元気指標」を設け、化学肥料や化学農薬の削減、有機物資源の有効活用等、環境への負荷の少ない農業の重要性を啓発する運動を展開しています。

さらに、「持続性の高い農業生産方式の 導入の促進に関する法律」に基づき、たい肥等を活用した土づくりと化学肥料・ 農薬の使用の低減を一体的に行う持続性 の高い農業生産方式を周知徹底するとと もに、これを実践する生産者(エコファ ーマー)を育成するため、積極的な啓発 活動を展開しています。

# (2) 化学物質による環境リスク防止対策 ア PRTR制度の運用

の PRTRデータの集計公表

化学物質排出把握管理促進法に基づくPRTRデータの第5回集計結果が、国から19年2月23日に公表され、県も併せて公表を行いました。

本県の届出数は661件で、その内訳は表1-29のとおり、電子媒体での届出が45.4%を占めており、全国平均の39.5%を上回っていました。また、図1-17のとおり、電子媒体での届出が増加しています。

17年度に届出のあった本県の化学物質の排出・移動量の合計は7,142 tであり、全国順位は24位でした。その内訳は、表1-30のとおり、大気、水域への排出量が2,869 t (40.2%)、廃棄物への移動量は4,273 t (59.8%)であり、全国と比較すると、大気、水域への排出量の割合が

\*PRTR制度 ··· PRTRとは Pollutant Release and Transfer Register の略称で、環境汚染物質排出・移動登録という意味です。有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運びだされたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

少なく、県内の事業所において対象物質の環境への排出抑制が進んでいる状況でした。また、図 1-18のとおり、排出・移動量は減少傾向にあります。

届出排出量の内訳を物質別にみる

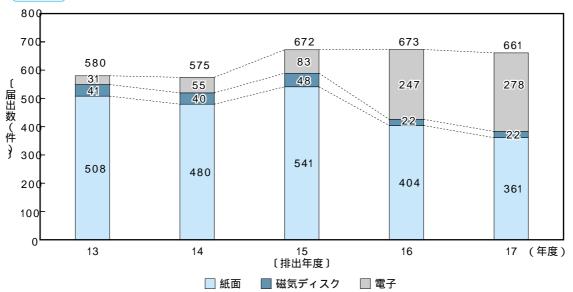
と、表 1-31のとおり、全国と同様に 合成原料や溶剤として幅広く使用されているトルエン(1,197t)、キシレン(453t)、金属洗浄などに使用されるジクロロメタン(塩化メチレン)(368t)が大きな割合を占めて

## 表1-29 届出状況(17年度)

届	出 媒 体	富 山 県	全国
紙	面	361 (54.6)	24,706 (60.5)
電子柑妹	磁気ディスク	22 ( 3.3)	1,251 ( 3.1)
電子媒体	電子情報処理組織	278 (42.1)	14,866 (36.4)
	計	661 ( 100)	40,823 ( 100)

注 ()内は届出排出量の中で占める割合(%)です。

# 図1-17 届出数の経年変化



# 表1-30 排出・移動量集計結果(17年度)

	I✓	分	排出・移	3 動 量(t)
	区	70	富山県	全国
	大	気	2,679 (37.5)	225,313 (46.0)
排	水	域	190 ( 2.7)	10,850 ( 2.2)
出	土	壌	- ( - )	234 ( 0.1)
量	埋	立	- ( - )	22,280 ( 4.6)
	小	計	2,869 (40.2)	258,677 (52.8)
程	廃	棄物	4,273 (59.8)	228,267 (46.6)
移動量	下	水道	- ( - )	2,688 ( 0.6)
重	小	計	4,273 (59.8)	230,956 (47.2)
	合	計 (t)	7,142 ( 100)	489,633 ( 100)

注1 ()内は届出排出・移動量の中で占める割合(%)です。

2 四捨五入の関係により、個別値の合計が合計値と一致しない場合があります。

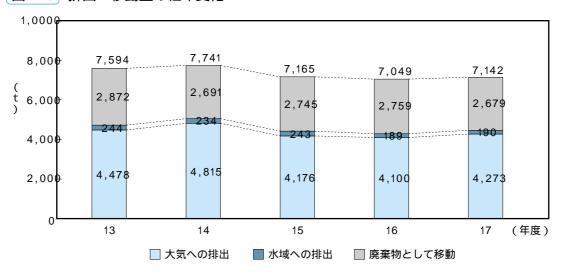
#### いました。

なお、届出排出量と届出外排出量 (小規模事業所、田、家庭、自動車 等からの排出量を国が推計)を合計 した総排出量は、表 1-32のとおり、 7.034 t と全国の1.2%を占めており、 全国順位は35位でした。

(イ) 化学物質管理計画策定ガイドラインの作成

事業者による化学物質の適正管理 やリスクコミュニケーションを一層 推進するため、事業者が化学物質の

## 図1-18 排出・移動量の経年変化



## 表1-31 物質別届出排出量(17年度)

物    質	排 出	量(t/年)
初	富山県	全国
トルエン	1,197 (41.7)	105,692 ( 40.9)
キ シ レ ン	453 ( 15.8)	44,877 ( 17.3)
ジクロロメタン(塩化メチレン)	368 ( 12.8)	22,239 ( 8.6)
その他	851 ( 29.7)	85,869 ( 33.2)
合 計	2,869 (100 )	258,677 (100 )

注 ( )内は届出排出量の中で占める割合(%)です。

## 表1-32 届出排出量及び届出外排出量(17年度)

	届 出	届	出 外	排 出	量(t/	/年)	排出量
	排 出 量 ( t /年)	対象業種	非 対 象 業 種	移動体	家庭	合 計	合計
富山県	2,869 (1.1)	597 (1.0)	1,828 (1.7)	1,280 (1.0)	460 (0.84)	4,165 (1.2)	7,034 (1.2)
全 国	258,677	58,525	110,537	124,025	55,033	348,119	606,796

- 注1 ()内は全国での富山県の占める割合(%)です。
  - 2 四捨五入により、合計が一致しない場合があります。
  - 3 届出外排出量は、現在、手法が改善されているところであり、手法が安定するまでは単純に推計値を比較することはできません。

\*リスクコミュニケーション … リスクに関する正確な情報を市民、産業、行政等のすべてのものが共有しつつ、相 互に意思疎通を図ることです。 管理計画を策定する際の手順や具体的な内容に加え、地域住民等に対するリスクコミュニケーションを行う際の参考事項を盛り込んだ「化学物質管理計画策定ガイドライン」を作成しました。

### イ ダイオキシン類への対応

# ア ダイオキシン類対策特別措置法に 基づく規制の概要

ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等を図るため、工場・事業場から排出される排出ガスや排出水について、排出基準を設定し、規制を行っています。また、規制の対象となる特定施設を設置する工場・事業場に対しては、毎年1回以上のダイオキシン類の測定及びその結果の知事(富山市の工場・事業場にあっては、市長)への報告を義務付けています。

現在、政令で廃棄物焼却炉等24種類の施設が特定施設に指定されており、18年度末の特定施設の届出状況

は、総施設数が259施設(142工場・ 事業場)となっています。種類別に みると、大気基準適用施設(193施設) では、廃棄物焼却炉が140施設(73%) と最も多く、次いでアルミニウム合 金製造用溶解炉が51施設(26%)と なっており、水質基準対象施設(66 施設)では、廃棄物焼却炉に係る廃 ガス洗浄施設等が40施設(61%)、ア ルミニウム及びその合金製造の用に 供する廃ガス洗浄施設が11施設 (17%)となっています。

#### (イ) ダイオキシン類環境調査

県では、ダイオキシン類対策特別 措置法に基づき、国、市町村と連携 して、ダイオキシン類の汚染の状況 を調査しており、18年度は、大気、 河川水質、河川底質、海域水質、海 域底質、地下水質及び土壌について、 合計118地点で調査を実施しました。

調査結果は、表 1-33のとおり、河川水質及び河川底質については、それぞれ富山市の富岩運河1地点で環境基準を超えていましたが、その他の地点では環境基準を達成していま

## 表1-33 ダイオキシン類の調査結果(18年度)

区 分		調査地 点数	調査結果	環境基準	環境基準 超過地点数
大	住居地域	10	0.019 ~0.055pg-TEQ/m <sup>3</sup>		0
	工業地域	3	0.026 ~0.011pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.6pg-TEQ/m³	0
気	廃棄物焼却施設周辺	3	0.013 ~0.024pg-TEQ/m <sup>3</sup>		0
河川水質		37	0.016 ~1.2 pg-TEQ/ℓ (0.016 ~0.72)	lpg-TEQ/ <i>l</i>	1 (0)
河川	底質	13	0.068~750pg-TEQ/g (0.068 ~0.78)	150pg-TEQ/g	1 (0)
海域		5	0.014 ~0.044pg-TEQ/ <i>Q</i>	lpg-TEQ/ <i>l</i>	0
海域	或底質 或底質	3	1.6 ~7.8 pg-TEQ/g	150pg-TEQ/g	0
地	下水質	24	0.021 ~0.068pg-TEQ/ <i>Q</i>	lpg-TEQ/ <i>l</i>	0
土	一般環境	12	0 $\sim$ 10 pg-TEQ/g	1 000ng TEO / g	0
生 壌	発生源周辺	8	$1.6\sim40$ pg-TEQ/g	1,000pg-TEQ/g	0
	合 計	118	_		

- 注1 大気(各地点年4回測定)及び河川水質(各地点年1~4回測定)の調査結果については、年平均値です。
  - 2 河川水質及び河川底質の()は、富岩運河を除いた値です。

した。

## り ダイオキシン類発生源監視指導

a 県の立入検査・測定

18年度は、大気基準適用施設を 有する18工場・事業場について、 立入検査を実施するとともに、排 出ガス(4工場・事業場)のダイ オキシン類濃度を測定しました。 その結果は0.00033~3.7ng\*-

その結果は0.00033~3.7ng\*-TEQ/m³であり、排出基準を超過 した施設はありませんでした。

b 特定施設の設置者による測定結果に対する指導

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置者による測定結果の概要は、表1-34のとおりであり、測定結果が未報告の設置者に対しては、文書や立入検査による指導を行いました。

なお、設置者による測定結果のうち、排出ガスに係る排出基準を超過した施設はありませんでした。また、廃棄物焼却炉からのばいじん等に係る処理基準(3 ng-TEQ/g)を超過した施設が2施設あり、セメント固化により適切に処理するよう指導しました。

田 富岩運河等のダイオキシン類対策の推進

水質や底質のダイオキシン類汚染 が明らかになっている富岩運河等の 対策について、学識経験者等からなる「富山県富岩運河等ダイオキシン 類対策検討委員会」を設置し、調査 や対策の検討を進めてきたところで す。

一方、国土交通省では、15年3月 に「港湾における底質ダイオキシン 類対策技術指針 を取りまとめ、17 年3月には富岩運河の底質を材料と して行った実験結果を「港湾におけ る底質ダイオキシン類分解無害化処 理技術データーブック」として取り まとめて公表するなど、ダイオキシ ン類汚染底質の無害化処理技術の開 発に取り組んでいますが、大量の汚 染土の処理技術としては経済性、施 工性、安全性等において課題が多い ことから、さらなる安全で低コスト な無害化処理技術の確立を国に要望 しているところです。また、環境省 では、ダイオキシン類に汚染された 底質の処理・処分に関して、富岩運 河も対象に、対策工事中の環境監視 手法などについて検討しているとこ ろです。

県では、これらを踏まえ、引き続き、対策の検討を進めることにしています。

富岩運河のしゅんせつ土砂を搬出 した富山新港東埋立地については、 15年5月に汚染土を遮水シートと土

## 表1-34 特定施設の設置者によるダイオキシン類測定結果の概要(18年度)

#### (1) 大気基準適用施設

区分	報 告 対 象 施 設 数	報告施設数	事業者の測定結果
排出ガス	出ガス   146 (101)		0∼7.6ng-TEQ/m³N
ばいじん等	99 (81)	92 (75)	0~58ng-TEQ/g

注()は工場・事業場数です。

# (2) 水質基準適用事業場

区分	報告対象事業場数	報告事業場数	事業者の測定結果
排出水	16	15	0~4.3pg-TEQ/ℓ

砂で覆う対策を完了していますが、 引き続き周辺環境の監視を行ってい ます。

## ウ 有害大気汚染物質への対応

住居地域や工業地域等において、大 気中のベンゼンやトリクロロエチレン などの有害大気汚染物質の環境調査を 実施しました。

環境基準が設定されているベンゼン 等の調査結果は、表 1-35のとおり、ベ ンゼンは0.86~0.97 µ g/m³(地点別 年平均値、以下同じ。)、トリクロロエチレンは $0.12\sim1.6\mu$  g/m³、テトラクロロエチレンは $0.1\mu$  g/m³未満、ジクロロメタンは $0.73\sim2.3\mu$  g/m³で、4物質ともすべての地点で環境基準を達成していました。

また、その他の優先取組物質である アクリロニトリル等の調査結果は、表 1-36のとおりでした。指針値が設定されているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びニッケル化合物 等については、すべての地点で指針値

|表1-35||ベンゼン等環境基準設定物質の調査結果及び環境基準の達成状況(18年度)

		年平均値	(µg / m³)		1四1卒-	甘洪の流	(〇)、否	( <sub>Y</sub> )		
	環境基準			200μg/㎡以下 であること。	150μg/㎡以下 であること。	·	(X)	調査		
区分	物質区分調査地点		トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロ メ タ ン	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	機関
	富山芝園	0.86	0.17	<0.1	2.3	0	0	0	0	富山市
一般環境	魚津	0.97	0.13	<0.1	0.98	0	0	0	0	
	小杉太閤山	0.94	0.12	<0.1	0.73	0	0	0	0	県
固定発生源周辺	高岡伏木	0.90	1.6	<0.1	1.6	0	0	0	0	宗
幹線道路沿道	小杉鷲塚	0.88	_	_	_	0	_	_	_	

表1-36 アクリロニトリル等その他優先取組物質の調査結果(18年度) (単位: µg/m³)

话 口	44. 45 四亚拉荷	   指針値 <del> </del>	17年度全国調査結果(環境省)			
項 目	地点別平均値 	拍車    但	平均	最 小	最大	
アクリロニトリル	<0.1	2	0.10	0.0075	2.0	
塩化ビニルモノマー	<0.1 ~0.74	10	0.069	0.0017	2.4	
クロロホルム	0.14 ~0.68	18	0.32	0.032	39	
1, 2-ジクロロエタン	<0.1 ~0.19	1.6	0.13	0.0045	2.7	
1,3-ブタジエン	<0.1 ~0.16	2.5	0.22	0.0054	1.7	
水銀及びその化合物	0.0018 ~0.0042	0.040	0.0023	0.00069	0.0050	
ニッケル化合物	<0.004 ~0.0073	0.025	0.0053	0.00090	0.038	
ヒ素及びその化合物	0.0010 ~0.0029	_	0.0019	0.00023	0.018	
ベリリウム及びその化合物	<0.0004	_	0.000042	0.0000018	0.0010	
マンガン及びその化合物	0.014 ~0.24		0.033	0.0029	0.24	
クロム及びその化合物	0.0069 ~0.023	_	0.0069	0.00020	0.081	
ホルムアルデヒド	1.2 ~2.4	_	3.0	0.55	7.3	
アセトアルデヒド	1.2 ~2.6	_	2.8	0.38	6.7	
酸化エチレン	<0.05 ~0.12	_	0.093	0.0077	0.52	
ベンゾ (a) ピレン	0.00011 ~0.00016	_	0.0003	0.000015	0.0023	

注 富山市調査分を含みます。

を下回っていましたが、固定発生源周辺では、1,2-ジロロエタン、クロロホルム等が17年度の全国平均値を上回っていました。

#### エ 内分泌かく乱化学物質への対応

内分泌かく乱化学物質の実態を把握するため、県内の7河川において調査を行いました。

調査結果は、表 1-37のとおり、アルキルフェノール類が 1 河川、ビスフェノールAが 2 河川、ベンゾフェノンが3 河川、17 β-エストラジオールが3河川で検出されましたが、全国調査結果と比較して低い濃度でした。

## オ 農薬等への対応

ゴルフ場農薬については、「ゴルフ場 農薬安全使用指導要綱」に基づき、16 か所のゴルフ場において調整池に魚類 を飼育することによる水質の常時監視 が行われていたほか、排水の自主測定 も年2回以上実施されるなど、適正な 管理が図られていました。

排水の自主測定の結果は、いずれも 環境省の暫定指導指針値及び県の要綱 で定める指導値以下でした。一方、県 が行ったゴルフ場排水の水質調査結果 も、すべて環境省の暫定指針値及び要綱で定める県の指導値以下でした。

農業分野においては、農薬の適用農作物・適用病害虫等の対象、使用目的や効果、使用上の注意点に対する十分な理解の徹底を図り、適正な使用について指導しました。その結果、18年度における化学農薬の使用量は5,113 tと、7年度の使用量9,209 tに比べ44%減少しています。

また、化学肥料についても、適正な 施肥の推進等により、17年度における 使用量は41,175 t と、7年度の使用量 58,337 t に比べ29%減少しています。

# カ 食品等の汚染対策

水銀、PCB等の有害物質による汚染状況を把握するため、魚介類中の水銀及び食品中のPCB調査を実施しました。その結果、魚介類中の水銀については、いずれも暫定規制値(総水銀0.4ppm、メチル水銀0.3ppm)以下でした。また、食品中のPCBについては、暫定規制値(0.1~3 ppm)以下でした。

#### キ 毒物劇物の監視指導

毒物及び劇物取締法に基づく届出対

ĺ	表1-37	県内における内分泌かく乱化学物質実態調査結果(水質	) (単位:ug/0)
---	-------	---------------------------	-------------

河川	項   名等	目	アルキルフ ェノール類 (8項目)	フタル酸エ ステル類 (8項目)	ビスフェノ ール A	ベンゾ (a) ピレン	2,4-ジクロロフェノール	アジピン酸 ジー2-エチ ルヘキシル	ベンゾフェ ノン	17β―エスト ラジオール
仏	生 寺	Ш	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0001
内		Ш	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	ND
下	条	$\square$	0.04	ND	0.03	ND	ND	ND	0.01	0.0001
新	堀	Ш	ND	ND	0.06	ND	ND	ND	ND	0.0001
上	市	Ш	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
角		$\equiv$	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	ND
片	貝	Ш	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
(村	食出下限値	直)	0.01~0.1	0.01~0.3	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01	0.0001
全国	(国土交)	通省)	ND ~3.3	ND ~9.4	ND ~2.1	ND	ND ~0.07	ND ~0.16	ND ~0.84	ND ~0.027

注1 NDとは、検出下限値未満です。

<sup>2</sup> 全国(国土交通省)の欄は、国土交通省の10~17年度の調査全体での最小値~最大値を示します。

象である毒物劇物業務上取扱者延べ47 工場・事業場を対象に、飛散、流出等 の防止措置及び保管管理の状況等につ いて立入検査を実施し、表 1 -38のとお り、延べ3工場・事業場について法に 基づく表示や保管管理の徹底を指導し ました。また、講習会を開催し、適正 な毒物劇物の保管管理について指導し ました。

## (3) 環境基本計画に掲げる目標

環境基本計画では、化学物質による環境リスクについて、「化学物質による環

境リスクの低減」を実現することを目標としています。

具体的には、大気、水質、土壌等の 化学物質の濃度については、環境基準 や指針等に定める基準を達成維持する こととしています。また、化学肥料や 農薬の使用量を削減するとともに、ダ イオキシン類の環境基準を達成維持す ることとしています。

環境基本計画に掲げる化学物質による環境リスクの低減に係る指標の達成 状況は、表 1-39のとおりです。

表1-38 要届出毒物劇物業務上取扱者監視状況

	電気めっき業	金属熱処理業	運送業	合 計
工場・事業場	30	1	24	55
立入件数	33 (1)	1 (0)	13 (2) [10]	47 (3) [10]

- 注1 ()内は指導件数です。
  - 2 [ ] 内は、県警察本部の依頼により実施した路上取締り件数です。

「表1-39」化学物質による環境リスクの低減に係る指標の達成状況

指標の名称	指標の説明	単位	現	状	目	標
田原の石物	拍惊叨就明 	中世	年度	値	年度	値
ダイオキシン類環境 基準達成率 大気 水質 底質 土壌	年間評価 達成地点数/測定地点数	%	18	100 98 98 100	22	100

※ 底質及び土壌については、計画的に調査を行っており、これまで調査したすべての 地点の結果で評価しています。

## 6 公害被害等の防止と解決

#### (1) 公害被害等の状況

公害健康被害については、18年度末現在、カドミウム汚染に起因する公害病であるイタイイタイ病に認定された患者は191名、要観察者は334名となっています。

公害紛争処理法に基づき本県の公害審 査会に係属した公害紛争処理事件は、18 年度までで5件となっています。

また、県又は市町村が受理した大気の汚染や水質の汚濁など典型7公書\*についての苦情件数は、図1-19のとおり、47年度の545件をピークに減少し、その後、ここ数年増加傾向にあり、18年度は262件となっています。その内訳は、水質汚濁に関するものが多く、発生源別では、図1-20のとおり、生産工場、家庭生活、建築・土木工事の順となっています。

なお、人口100万人当たりの苦情件数は、 図 1 -21のとおり、本県は全国に比べて苦情の少ない県となっています。

#### (2) 公害被害等の防止対策

## ア 公害健康被害対策

公害健康被害者に対しては、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、原因者負担により、公害によって生じた健康被害の損失に対する補償が行われており、医療費、療養手当等の給付がなされています。本県では、44年12月に神通川下流区域のイタイイタイ病が指定を受けています。

県では、患者等の救済を図るため、 42年にイタイイタイ病患者及び疑似患 者等に関する特別措置要綱を策定し、 43年1月から公費による医療救済を実施しています。また、44年12月に公布 された「公害に係る健康被害の救済に 関する特別措置法」の施行以降、県で は、法定受託事務として、平成13年5 月の環境省環境保健部長通知などの国 の示す基準に従い、県公害健康被害認 定審査会に諮ったうえで、イタイイタ イ病患者等の認定を行っています。

一方、黒部市の旧日本鉱業㈱三日市 製錬所周辺地域は、45年5月に国がカ ドミウム環境汚染要観察地域として指 定した地域であり、県では、45年から 毎年住民の健康調査を実施しています。 の イタイイタイ病対策

患者及び要観察者の治療の促進と 発病の予防を図るため、保健師等に よる家庭訪問指導を実施したほか、 要観察者に対して管理検診を実施し、 健康管理に努めています。また、神 通川流域で患者の発生のおそれのあ る地域の住民に対し、検診を実施し ています。

(イ) カドミウム環境汚染要観察地域対策

黒部市の旧日本鉱業㈱三日市精錬 所周辺地域で住民の健康調査を実施 し、住民の健康管理に努めています。

## イ 公害紛争等の処理対策

#### (7) 公害紛争処理対策

公害紛争処理制度は、公害に関する紛争の迅速かつ適正な解決を図るため設けられたものであり、県では公害審査会や公害苦情相談員を設けて、迅速かつ適切な解決に努めています。

45年11月の公害紛争処理制度の施行から18年度末までに、国の公害等調整委員会及び都道府県の公害審査会等に係属した事件数は1,912件で、うち1,856件が終結しています。

本県の公害審査会への係属事件は5件で、いずれも終結しています。最近では、13年6月11日に黒部川のダム排砂に伴う水質汚濁と漁業被害に関する調停が申請され、10回にわたり関係者の意見聴取や調整等が行

\*典型7公書 … 大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭をいいます。

われましたが、合意に達せず、14年11月6日に調停は打ち切られました。

#### (イ) 苦情対策

県では、工場・事業場の監視などにより施設の適正な維持管理を指導するとともに、市町村と連携して、県民や事業者に苦情の原因となる行為の自粛を呼びかけるなど、苦情の未然防止に努めています。

また、苦情が発生した場合は、市町村等と連携して、速やかな現地調

査を実施し、苦情の原因について改善等を指導するとともに、関係者の調整を図るなど、円滑な解決に努めています。

#### (3) 環境基本計画に掲げる目標

環境基本計画では、公害被害等の防止と解決について、「公害のない住みよい地域社会の構築」を実現することを目標としています。

## 図1-19 苦情件数の推移(典型7公害)

18年度の苦情の内訳

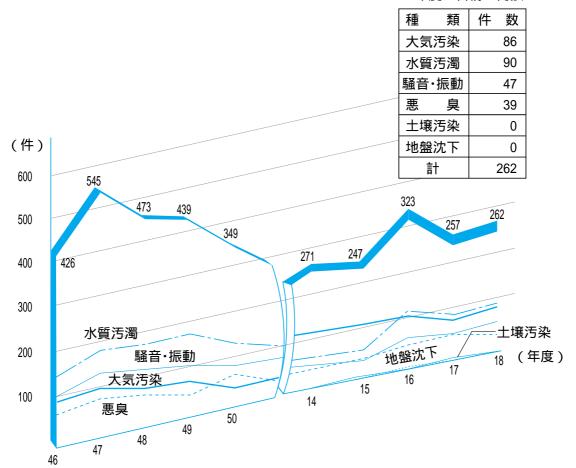


図1-20 苦情の発生源別の推移(典型7公害)

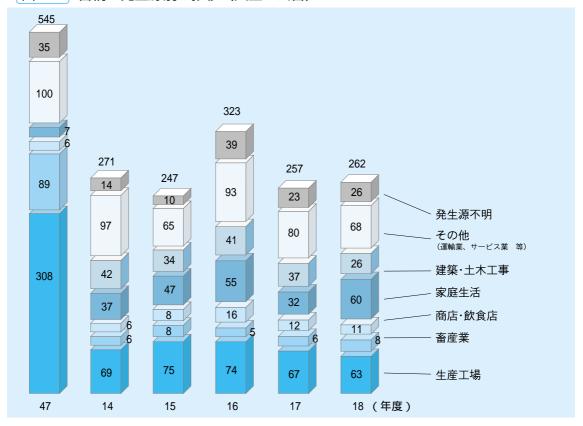
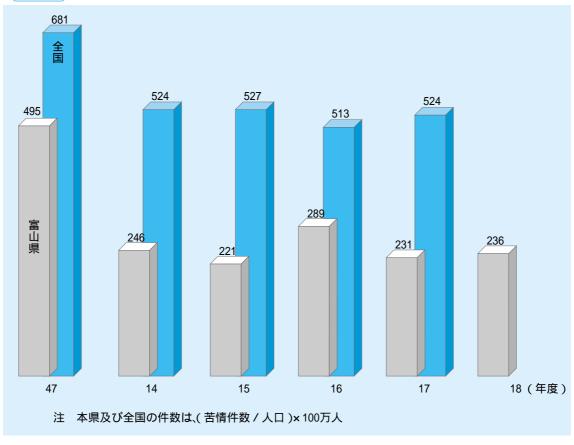


図1-21 人口100万人当たりの苦情件数の推移(典型7公害)



# 第13節環境への負荷が少ない循環型社会の構築

今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会のあり方やライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される、いわゆる循環型社会の実現を図ることが必要です。

国においては、循環型社会の構築に向けて、「循環型社会形成推進基本法」をはじめ自動車リサイクル法等の関係法令や各種ガイドラインを整備し、3R(廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、

再生利用(リサイクル))を推進しています。 県においても、15年3月に策定した廃棄物処理計画(以下「とやま廃棄物プラン」 という。)に基づき、廃棄物の発生抑制、循環的利用及び適正処理を総合的かつ計画的に推進しています。また、県民総ぐるみの「ごみゼロ推進大運動」を展開するとともに、「ごみゼロ推進県民大会」を開催するなど、循環型社会の構築に向けた施策を重点的に推進しています。

## 1 廃棄物の発生抑制及び循環的利用の推進

## (1) 廃棄物の発生抑制及び循環的利用の状 況

生産や消費の拡大、生活様式の多様化 等により、廃棄物の排出量が増大し、質 的にも多様化している一方で、廃棄物の 最終処分場のひっ迫や資源の枯渇が懸念 されています。

このため、廃棄物の発生抑制、再使用 及び再生利用を進め、最後に適正に処理 することにより、資源の消費を抑制し、 環境への負荷をできる限り低減する循環 型社会を構築することが必要です。

## アー般廃棄物

日常生活や事務所等から排出される ごみやし尿は一般廃棄物であり、市町 村が処理計画を策定し、収集、処理し ています。

近年、市町村によるごみの処理量は 増加傾向にあり、17年度における県民 一人一日当たりの排出量は986g/人日 (全国平均は1,131g/人日)となって います。 また、市町村の分別収集、中間処理により有効利用されたごみの量は49千トンであり、このほか集団回収により34千トンのごみが資源化されています。県全体の総排出量に対するリサイクル率は、17年度では19.3%であり、その推移は表1-40のとおりです。

特に、再使用や再生利用が可能と考えられる缶、びん、ペットボトル、紙パック等の容器包装廃棄物については、県内全市町村で「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下「容器包装リサイクル法」という。)に基づき、分別収集が行われており、17年度では25千トンが収集されています。

エアコンやテレビなどの廃家電品については、「特定家庭用機器再商品化法」(以下「家電リサイクル法」という。)に基づき、小売業者等を通じて製造業者等が引き取り再商品化を行っており、18年度における県内4か所の指定引取場所での回収量は、124千台となってい

## 表1-40 リサイクル率

(単位	04)
(42)//	701

区		分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
富	山	県	17.6	18.0	18.6	18.9	19.3
全		国	15.0	15.9	16.8	17.6	19.0

ます。

家庭から排出される使用済みパソコンについては、「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づいて15年10月から製造事業者等により回収・再資源化されています。

使用済自動車については、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(以下「自動車リサイクル法」という。)に基づき、17年1月から引取業者、解体業者及び自動車メーカー等により再資源化されています。

なお、ごみの有料化などの経済的手法が10市町(19年4月現在)で導入されているほか、多くの市町村では、集

団回収を奨励するための報奨金制度の 導入や家庭用の生ごみコンポスト化容 器などに対する助成が行われています。

ごみ処理状況の推移及びごみ計画処理量と一人当たりのごみ排出量の推移は、図1-22及び図1-23のとおりです。

このほか、原材料等に利用(マテリアルリサイクル)できない廃棄物については、エネルギーとしての利用(サーマルリサイクル)が図られており、本県では、10年3月に策定した「ごみ処理広域化計画」に基づき、ごみの焼却余熱を利用した発電(富山地区広域圏事務組合クリーンセンター20,000kW、射水市クリーンピア射水1,470kW)や

## 図1-22 ごみ処理状況の推移

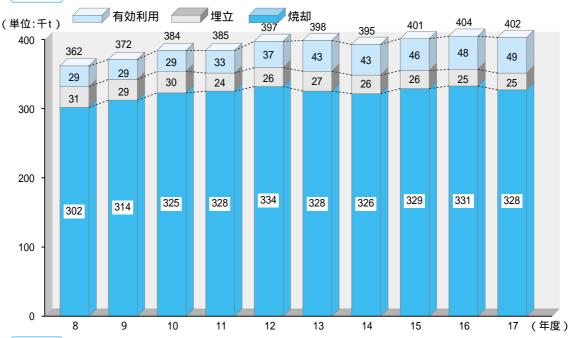
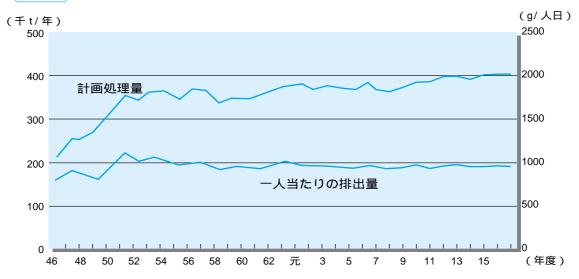


図1-23 ごみ計画処理量と一人当たりのごみ排出量の推移



福祉施設への温水の供給等が行われています。

## イ 産業廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物のうち産業廃棄物は法令で定められた、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等であり、排出事業者処理責任が義務付けられています。県では、とやま廃棄物プランに基づき、発生抑制や減量化、循環的利用の促進、適正処理の推進を図るとともに、産業廃棄物処理施設の計画的な整備を指導しています。

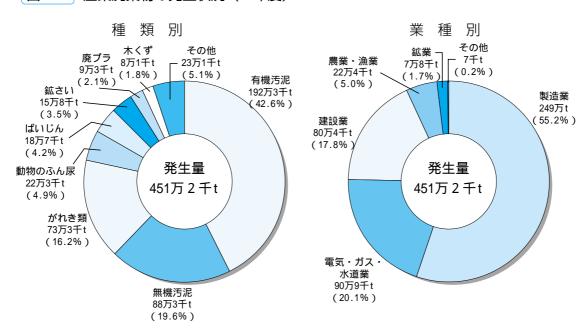
産業廃棄物の発生量(推計)は、図1-24のとおり、17年度では451万2千トンであり、16年度に比べ26万9千トン減少しています。種類別では、紙・パルプ工場、浄水場などから発生する汚泥が全体の62.2%と最も多く、次にがれき類の16.2%となっています。

また、産業廃棄物の処理状況は、図1-25のとおり、全体の58.5%が脱水や焼却などの中間処理によって減量化され、最終的には、34.5%がセメント原料や路盤材などに利用され、残りの7.0%が最終処分(埋立)されています。減量化・再生利用率\*は、93.0%となっています。

産業廃棄物発生量等の推移は、図 1-26のとおりです。

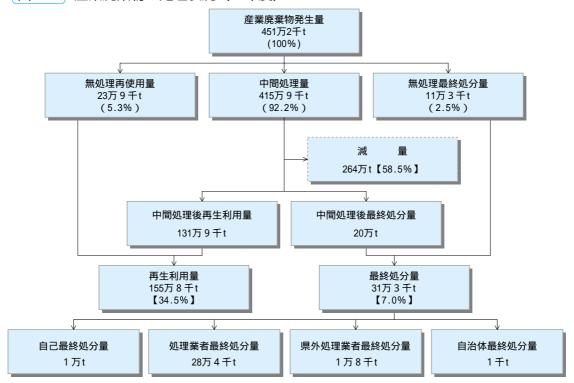
公共工事に伴う建設系廃棄物については、北陸地方建設副産物対策連絡協議会において「北陸地方建設リサイクル推進計画2002」が策定され、その発生抑制、再利用の促進等が図られており、17年度の再資源化率は、アスファルト・コンクリート塊は99.5%、コンクリート塊は100.0%、建築汚泥は85.9%、建設混合廃棄物は43.0%となっています。

## 図1-24 産業廃棄物の発生状況(17年度)



\*減量化・循環利用率 … 産業廃棄物の発生量に対する、減量及び再使用・再生利用量の合計の割合です。

## 図1-25 産業廃棄物の処理状況(17年度)



## 図1-26 産業廃棄物発生量等の推移



# (2) 廃棄物の発生抑制及び循環的利用の推 進

## ア とやま廃棄物プランの推進

廃棄物の発生抑制及び循環的利用を総合的かつ計画的に推進し、循環型社会を構築するため、15年3月にとやま廃棄物プランを策定しました。この計画は、廃棄物処理法に基づき国の基本方針を踏まえ策定したものであり、一般廃棄物と産業廃棄物を対象として廃棄物の発生抑制及び循環的利用に関す

る具体的な数値目標を掲げるとともに、 目標達成に向けた施策や県民、事業者、 行政の役割分担を明らかにしています。 この計画に基づき、県民総ぐるみの「ご みゼロ推進大運動」を展開し、廃棄物 の発生抑制及び循環的利用を一層推進 し、環境にやさしい循環型社会の構築 を図っています。

とやま廃棄物プランの概要は表 1 - 41のとおりです。

## 表1-41 とやま廃棄物プランの概要

表1-41	とやま廃棄物プランの概要					
趣旨	排出抑制>再使用>再生利用>熱回収>適正処理 を基本原則として、県民、事業者、 行政それぞれの役割のもと循環型社会の形成に向けた施策を推進します。					
計画期間	15~22年度まで					
減量化・ リサイク ルの目標	一般廃棄物 (22年度)         ①排出量を 7 %削減       ①発生量の増加を11%に抑制         ②再生利用量を16%から27%に増加       ②再生利用量を31%から33%に増加         ③最終処分量を39%削減       ③最終処分量を52%削減					
計画の推 進施策	一般廃棄物産業廃棄物その他必要な事項・排出抑制の推進 ・減量化及び循環的 利用の推進 ・適正処理の推進 ・適正処理の推進 ・処理施設の確保 ・市町村間の調整 ・市町村への支援 <td・発生抑制の推進 </td・発生抑制の推進  ・減量化及び循環的利用の推進 ・適正処理の推進 ・適正処理の推進 ・「県外産業廃棄物の適正処理 ・処理施設の確保 ・処理施設整備のための配慮 					
県民、事 業者、行 政の役割 分担	原民 排出抑制等の推進、施策への協力等 行政 県:普及啓発の推進、市町村間の取組み調整等 市町村:一般廃棄物の循環的利用、 適正処理等					
計画の推進	<ul><li>○推進体制の整備 推進協議会の設置、NPO等の側面的支援 情報収集、研究機関との連携</li><li>○計画の普及啓発 取組み推進のためのガイドライン作成</li><li>○計画の進行管理 定期的な調査、進捗状況の点検</li></ul>					

#### イ 一般廃棄物

の とやま廃棄物プランの推進 とやま廃棄物プランに基づき、県 民、事業者、行政の適切な役割分担 のもと、連携してごみの発生抑制及 び循環的利用の取組みを展開しまし た。

(イ) ごみゼロ推進大運動の展開

県民、事業者、行政機関などで構成する「ごみゼロ推進県民会議」を中心として、県民総ぐるみで廃棄物の発生抑制、循環的利用及び適正処理に取り組む「ごみゼロ推進大運動」を積極的に展開するため、メールマガジンの配信による情報提供や県民自らがごみを減らす取組みを宣言し、実践する「みんなでチャレンジ」ごみゼロ宣言!」の実施、講習会の開催等により、県民がごみの発生抑制及び循環的利用について考え、実践する機会の提供に努めました。

(ウ) ごみゼロ推進県民大会の開催 県民、事業者、行政が一堂に会し、 ごみゼロ型社会の実現や循環型社会 の構築に向けた取組みを推進することを目的として、18年10月に高岡市 において、「ごみゼロ推進県民大会」 を開催し、ごみの減量化等に取り組む団体・個人やポスターの優秀作品 を顕彰しました。また、従来から実施している環境フェアを併せて開催 し、小学生による環境学習活動の事例発表や、環境にやさしい製品の展示等を行いました。

(ロ) 分別収集促進計画の推進

容器包装廃棄物の分別収集を促進するため、17年7月に策定した第4期分別収集促進計画に基づき、消費者(県民)、市町村、事業者がそれぞれの役割を分担し、資源の有効利用を進めるよう分別排出についての普及啓発に努めました。

第4期分別収集促進計画の概要は、

表 1-42のとおりです。

また、消費活動の入口である買い物の場からごみを極力排出しない取組みを促進するため、6月の環境月間にスーパーマーケットと連携してマイバッグ運動を実施しました。

#### ウ産業廃棄物

の とやま廃棄物プランの推進

事業者による産業廃棄物の計画的 な発生抑制及び循環的利用の取組み や適正処理を進めるため、とやま廃 棄物プランに基づき各種施策を推進 するとともに、発生量の抑制等の目 標の達成に向けて、関係者への周知 徹底、普及・啓発を行ったほか、中 間処理施設の計画的な整備を指導し ました。

(イ) 多量排出事業者の指導等 産業廃棄物の年間発生量が1,000 トン以上(特別管理産業廃棄物\*の 場合は50トン以上)の多量排出事業 者に対して、産業廃棄物(特別管理 産業廃棄物)処理計画書の作成や実 施状況報告書の提出を指導しました。 なお、計画書は、廃棄物処理法に 基づき、縦覧公開し、事業者の自主 的な取組みの推進を図りました。

(ウ) 建設系廃棄物対策の推進

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)を推進するため、届出等の審査やパトロール等を通じて、関係者に対して適正な分別解体、再資源化の実施に関する指導や助言を行いました。

四 木質系廃棄物対策の推進 木材の輸入・製材に伴い発生する 木質系廃棄物(木皮)の利用につい て、木皮利用調査研究会において調 査・検討するとともに、その情報を 木材関連業者に提供しました。

\*特別管理産業廃棄物 ··· 産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものです。

## 「表1-42」第4期分別収集促進計画の概要

計画策定の趣旨	容器包装リサイクル法第9条の規定により、本県における市町村別の容器包装廃棄物の排出見込量等を示すとともに、県が行う分別収集の意義に関する知識の普及等分別収集の促進に関する事項を明らかにします。				
計画期間	18~22年度までの5年間				
容器包装廃棄物の排出 見込量	区分     18年度     19年度     20年度     21年度     22年度       容器包装廃棄物     81,743     81,775     81,699     81,616     81,632				
容器包装廃棄物の分別収集見込量	区 分 18年度 19年度 20年度 21年度 22年度 無色ガラスびん 2,724 2,761 2,797 2,843 2,879 茶色ガラスびん 3,085 3,110 3,138 3,178 3,208 その他ガラスびん 876 883 892 901 910 紙 製 容 器 包 装 2,910 3,002 3,282 3,413 3,507 ペットボトル 1,896 1,948 2,001 2,059 2,113 プラスチック製容器包装 6,393 6,551 6,813 7,041 7,166 (うち白色トレイ) 61 62 63 64 65 ス チ ー ル 缶 1,652 1,672 1,684 1,708 1,722 ア ル ミ 缶 1,534 1,559 1,585 1,619 1,647 紙 パ ッ ク 187 195 204 220 230 段 ボ ー ル 6,871 6,963 7,057 7,164 7,260				
分別収集促進のための施策	①分別収集の促進の意義に関する知識の普及、環境教育の推進②市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進3その他の分別収集に関する事項・廃棄物処理施設の整備に対する指導及び支援・効果的な分別区分及び効率的な収集方法の指導・拠点回収及び集団回収の推進・容器包装廃棄物の排出抑制及び再商品化等への促進のための方策・行政の事業者、消費者としての環境保全に向けた取組みの率先実行・調査研究等の推進				

## エ リサイクルの推進

の リサイクル認定制度の推進 リサイクル製品の製造・販売や廃 棄物の減量化・リサイクル等の取組 みの拡大を推進するため、14年度に 創設したリサイクル認定制度により、 「リサイクル製品」、「エコショップ」、 「エコ事業所」の3つの区分につい て、18年度は2回の公募を行い、認 定審査会における書類審査や現地調 査等を踏まえ認定を行いました。

18年度末における認定状況は、表 1-43のとおり、リサイクル製品が80 製品、エコショップが44店舗、エコ 事業所が15事業所となっています。 また、この制度や製品などを紹介

## 表1-43 リサイクル認定制度に基づく認定状況

区	分	リサイクル製品	エコショップ	エコ事業所
16 左	F 度	19	4	3
17 左	F 度	33	11	6
18 左	F 度	28	29	6
合	計	80	44	15

するため、パンフレットやホームページ等により広報を行うとともに、 環境フェアにおいて認定リサイクル 製品の展示を行いました。

さらに、認定リサイクル製品の公 共事業での利用促進を図るため、「公 共工事におけるリサイクル製品利用 推進部会」において、製品の優先的 な利用を図りました。

(イ) 産業廃棄物の発生抑制、リサイクル等に関する支援

中小企業者等の産業廃棄物の発生 抑制、リサイクルに関する研究開発 等の取組みを支援するため、16年度 に「循環資源活用推進事業費補助金 制度」を創設し、18年度は廃コンク リート中の骨材の再生利用に関する 研究に助成を行いました。

また、環境関連のNPO法人「エコテクノロジー研究会」と連携し、産業廃棄物の発生抑制やリサイクル技術に関する技術相談に応じるとともに、講習会を通じて発生抑制等の先進的な取組みの普及を図りました。

(ウ) 富山市エコタウン事業の推進

富山市エコタウン事業は、14年5月に計画が承認され国等からの技術的、財政的支援を受けて施設の整備が進められ、第1期の4施設が15年に稼働したほか、第2期の廃合成ゴムリサイクル施設、難処理繊維・混合廃プラスチックリサイクル施設及び廃食用油リサイクル施設が稼働しています。

県では、国に対してさらに技術的、 財政的支援を要望するなど、富山市 と連携してエコタウン事業の推進を 図りました。

田 生ごみリサイクルの推進

一般廃棄物の発生量のうち約3割 (含水比)を占める生ごみは、ほとんどが焼却処理されていますが、これを肥料化するなど再生利用することは、循環型社会の形成において非常に重要であることから、県では市 町村がモデル地区を設定して住民の協力を得ながら生ごみを堆肥化する取組みに対して補助を行いました。

また、県、魚津市及び事業者が連携協力して事業所から分別排出された生ごみを肥料化し、野菜や花に施肥する実証試験を行い、リサイクル(肥料化)の事業化の可能性を検討しました。

め 廃棄物循環的利用推進指針の策定 とやま廃棄物プランに掲げる目標 と比較すると、一般廃棄物について は再生利用率(リサイクル率)の増 加が鈍化していることや、産業廃棄 物については、排出者の業種や産業 廃棄物の種類によっては埋立処分量 が多くなっていることから、とやま 廃棄物プランを着実に推進し、より 一層の廃棄物の発生抑制や循環的利 用の促進に取り組むため、「廃棄物循 環的利用調査」を実施して実態を把 握するとともに、産・学・官の専門 家で構成される「循環的利用促進専 門家会議」を設置し、今後の県の施 策を明らかにした「廃棄物循環的利 用推進指針」を策定しました。

廃棄物循環的利用推進指針の概要は、表 1-44のとおりです。

#### (3) 環境基本計画に掲げる目標

環境基本計画では、環境への負荷が少ない循環型社会の構築について、「県民総ぐるみのごみゼロ推進大運動の展開による循環型社会の形成」を実現することを目標としています。

具体的には、廃棄物の発生抑制及び循環的利用の推進については、とやま廃棄物プランの目標を達成することとしています。また、廃棄物の処理体制を将来にわたり安定して確保することとしています。

環境基本計画に掲げる廃棄物の発生抑制及び循環的利用の推進に係る指標の達成状況は、表 1-45のとおりです。

#### 表1-44 廃棄物循環的利用推進指針の概要

#### 富山県廃棄物処理計画(とやま廃棄物プラン)の目標達成に向けて、廃棄物の発生抑制や循環的利用を一層推進していくための、県の施策を具体的に示す指針

#### 一般廃棄物) (産業廃棄物) 施笛 施笛 --- 生活系一般廃棄物の排出抑制及び資源ごみの分別回収の促進 --- 埋立処分量の削減に向けた発生抑制・循環的利用の促進 ---生活系一般廃棄物の処理の有料化等の促進 ・多量排出事業者に対する技術的支援及び技術情報等の提供 (ごみ処理有料化ガイドラインの普及等) (産業廃棄物減量化・再生利用事業の実施等) ・地域における集団回収の拡大 ・発生抑制や循環的利用についての普及啓発の強化 (国連大学エコ・フォーラムの開催等) (こどもエコクラブ資源ごみリサイクル事業の実施等) 資源ごみ分別回収体制の整備促進 (第5期容器包装廃棄物分別収集促進計画の策定等) 循環的利用に係る施設整備等の促進 ------コライフスタイル実践のための環境教育の推進 (レジ袋ゼロ社会推進事業の実施等) ・リサイクル技術やリサイクル施設整備に対する技術的助言及び国等の支 援制度の活用 (事業者に対する技術的支援や国等の支援制度に関する情報提供等) --- 事業系一般廃棄物の排出抑制の促進 ------リサイクル業者のデータベース化及びネットワークの構築 ・廃棄物会計の導入による処理手数料適正化の推進 (リサイクル業者のデータベース構築等) (一般廃棄物会計基準の普及等) ・効率的な産業廃棄物の収集運搬システムの構築 事業系一般廃棄物の排出抑制のための普及啓発の推進 (効率的な収集運搬システムの検討等) (国連大学エコ・フォー 効率的なリサイクル技術・製品の開発とリサイクル製品の流通体制等の確立 -循環的利用に係る施設整備等の促進 ------・リサイクル製品ごとの課題に応じた利用促進プロジェクト等の実施 ・リサイクル施設の整備に対する支援 (事業者等との連携によるリサイクル製品の利用推進方策の検討等) , , , o へ... (生ごみリサイクル事業のフォローアップ等) ・付加価値の高いリサイクル製品の開発 民間リサイクル業者による処理への移行促進 (リサイクル認定製品の普及促進等) (民間リサイクル業者のデータベース構築等) ・リサイクル製品の品質・安全性等の評価の見直し 広域リサイクル体制の構築(富山市エコタウン事業との連携等) (国との連携による安全性評価方法の検討等) --- リサイクル製品等の流通体制の確立 ------・ごみ焼却灰等の利用促進 -~-(ごみ焼却灰再生利用プロジェクト事業の実施等) リサイクル製品の利用促進 (リサイクル認定製品の普及等)

## |表1-45||廃棄物の発生抑制及び循環的利用の推進に係る指標の達成状況

指標の名称	指標の説明	単位	現	状	中間	目目標	目	標
拍悰の石物	拍信の就明 	中加	年度	値	年度	値	年度	値
一般廃棄物の 排出量	市町村により処理された 一般廃棄物の量と集団回 収量の計	千t	17	436	17	421	22	399
一般廃棄物の 再生利用量	市町村により再生利用された一般廃棄物の量と集団回収量の計(リサイクル率)	千 t (%)	17	84 (19)	17	100 (24)	22	106 (27)
産業廃棄物の 発生量	事業所において発生した 産業廃棄物の量	千t	17	4,512	17	5,035	22	5,239
産業廃棄物の 再生利用量	再生利用された産業廃棄物の量 (リサイクル率)	千 t (%)	17	1,558 (35)	17	1,572 (31)	22	1,731 (33)

## 2 廃棄物の適正処理の推進

#### (1) 廃棄物の適正処理の状況

再使用や再生利用ができない廃棄物は、 性状に応じた適正な中間処理(焼却、脱 水等)等を経て、最終処分(埋立)を行 うこととなっています。

#### ア 一般廃棄物

一般廃棄物については、市町村が定める一般廃棄物処理計画に基づき処理されており、県では、適正処理を確保するため、処理施設の計画的な整備等

について技術的な助言を行っています。

また、ダイオキシン類の主な発生源がごみ焼却施設であることから、ごみ処理広域化計画に基づき、ごみ処理の広域化や全連続式のごみ焼却施設の整備を推進しています。

さらに、最終処分場や焼却灰の一時 保管場所を有する焼却施設のうち、遮 水工や浸出液処理設備が設けられてい ないものについては、周辺環境への汚 染を防止するため、地下水調査等の実 施や新たな最終処分場の確保など必要 な措置を指導しています。

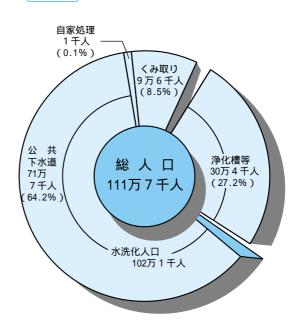
このほか、13年4月からは、廃棄物処理法の基準に従って焼却する場合等を除き、何人も廃棄物を焼却してはならないこととされたことから、県では市町村等と連携して県民等に対する普及啓発を行うとともに、不適正処理の未然防止を図るため、定期的な監視を行っています。

し尿については、水洗化人口が増加しており、総人口に占める割合は17年10月1日現在では、公共下水道人口は64.2%、浄化槽等人口は27.2%で、これに計画収集人口を加えた衛生処理人口は99.9%となっています。また、浄

化槽については、浄化槽法により設置者に水質検査等が義務付けられていますが、維持管理に関する定期検査の受検率が低いことから、関係機関と連携して、普及啓発を行っています。

し尿の処理人口とし尿の処理状況の 推移は、図 1 -27及び図 1 -28のとおり です。

## 図1-27 し尿の処理人口(17年度)



## 図1-28 し尿処理状況の推移



#### イ 産業廃棄物

再使用や再生利用ができない産業廃棄物は、一般的には脱水、焼却、破砕などの中間処理を経て、最終処分(埋立)されています。最終処分場は、埋め立てる産業廃棄物の種類に応じて、遮断型最終処分場\*1、管理型最終処分場\*2及び安定型最終処分場\*3の3つに分類されており、本県では、管理型又は安定型最終処分場で埋立が行われています。

産業廃棄物の中には、爆発性、毒性、 感染性等を有するものがあるため、そ の処理にあたっては適正な管理が必要 です。県では、保管、収集・運搬、中 間処理及び最終処分までの各段階にお いて産業廃棄物の適正な管理が行われ るよう、排出事業者や処理業者に対す る監視、指導を行っており、特に廃棄 物処理法の改正について、関係事業者 を対象に講習会等を開催しています。

また、県外から産業廃棄物を搬入し、 県内で処理する場合には、産業廃棄物 適正処理指導要綱に基づき、事前協議 を行うよう事業者を指導しています。

さらに、不法投棄防止対策の一環として、関係機関と連携し、産業廃棄物 不法投棄の監視パトロールを実施しています。

特別管理産業廃棄物である廃PCB等(PCBを含む高圧コンデンサ、トランス等)については、13年7月に施行された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(以下「PCB特別措置法」という。)により、保管又は使用中の事業所に届出が義務付けられており、処分されるまでの間、適正に保管するよう指導し

ています。PCB特別措置法に基づく 県内の届出事業所数は1,109事業所で、 保管中の廃PCB等は110,637台、使用 中のPCB製品は26,021台となってい ます。

国の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」を受けて18年3月に「富山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定し、廃PCB等を北海道室蘭市の日本環境安全事業㈱北海道事業所で27年3月までに処理すること等を定めました。また計画に沿った処理を行うため、北海道など関係道県で構成される広域協議会に参加し、調整を図っています。

なお、県では、中小企業等が負担するPCB廃棄物の処理費用の軽減を図るため、独立行政法人環境再生保全機構に設けられたPCB廃棄物処理基金に出えんをしています。

#### (2) 廃棄物の適正処理の確保

#### ア 一般廃棄物

#### (7) 適正処理対策

一般廃棄物の適正な処理を確保するため、一般廃棄物処理計画の策定や処理による生活環境への支障の防止等について、市町村に対して技術的な助言を行いました。

## (イ) ダイオキシン類対策

ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類を削減するため、ごみ処理広域化計画を推進し、全連続式のごみ焼却施設の整備促進を図るとともに、県民の協力のもとに、ごみの分別収集の推進を図りました。ごみ処理広域化計画の概要は表 1-46のとおりで、これまでにこの計画に基

- \* 1 遮断型最終処分場 … 有害物質を含む産業廃棄物を対象とする埋立処分場で、底と側面をコンクリート等で固め、雨水等が入り込まないよう屋根を設けるなど、有害物質の外部への浸出を遮断した構造を有しています。
- \*2 管理型最終処分場 ··· 汚泥、鉱さい等の汚水を生するおそれのある産業廃棄物のうち有害物質を含まないものを対象とする埋立処分場で、地下水等の汚染を防止するため、二重シート等の遮水工により浸出水を集め、排水基準に適合するよう処理して放流する構造を有しています。
- \*3 安定型最終処分場 … 金属くずやゴムくず等の生活環境に支障を及ぼすおそれが少ない産業廃棄物のみを対象とする埋立処分場で、産業廃棄物の飛散及び流出を防止する構造を有しています。

づき、表 1-47のとおり、ごみ焼却施設が整備されています。なお、県では、10年度からごみ処理広域化等促進支援事業として表 1-48の事業に対して補助を行っています。

その結果、18年度における県内のごみ焼却施設(市町村設置の6施設)から排出されたダイオキシン類の年間排出総量は、0.27g-TEQとなり

ました。

また、県内 6 施設のごみ焼却施設のダイオキシン類排出濃度を調査したところ、表 1-490とおり、 $0.000039\sim2.8$ ng-TEQ/m $^3$ Nであり、すべての施設で規制基準値を下回っていました。

(ウ) ごみ処理施設等の整備 18年度末におけるごみ処理施設及

## 表1-46 ごみ処理広域化計画の概要

計画策定の趣旨	国の「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に 基づき、「広域ブロックの設定」、「各ブロックの全連続炉等の施設整備 計画」、「ダイオキシン類の現状排出量・将来排出量の推計」等の基本 的な考え方を示します。					
計画期間	10~19年度までの10年間					
広域ブロック割り	市町村意向調査の結果を踏まえ、焼却能力が100 t /日以上の全連続炉が導入できるよう、次の5つの広域ブロックを設定①新川ブロック(2市3町)、②富山ブロック(2市6町3村)、③射水ブロック(1市3町1村)、④高岡ブロック(3市1町)、⑤砺波ブロック(1市5町4村)					
各広域ブロックの施設	ブロック名			<u></u> 経備が予定さ	 される主なが	色設
整備計画	新川ブロック ごみ焼却施設 (174 t / 日)、最終処分場 (165千㎡)				65千㎡)	
	富山ブロック ごみ焼却施設 (810 t /日)、灰溶融固化施設 (140 t /日) 電施設 (20,000kW)				设(140 t / 日)、発	
		ク ごみ焼却施設 (138 t /日)、灰溶融固化施設 (12 t /日)、発電 施設 (1,470kW)				
		プログラス でみ焼却施設 (350 t / 日、処理方法未定)、灰溶融固化施設 (能力未定)、発電施設 (能力未定)				
	砺波ブロック	灰溶融固化	比施設(2.72	2t/日)、i	最終処分場	(57千m³)
ダイオキシン類の現状	区分	8 年度	14年度	19年度	29年度	(g - TEQ/年)
排出量・将来排出量の	富山県合計	18.39	2.04	0.25	0.20	(8 124, 1)
推計	割 合(%)	100.0	11.1	1.4	1.1	
広域化のフォローアッ プの方法	①県の施策 ・市町村等に対する技術的及び財政的支援(広域化促進支援補助) ・ごみ処理広域化計画の進行管理 ・ごみ減量化等の県民・事業者に対する環境教育・普及啓発の実施 ②市町村の施策 ・既存施設の恒久対策及び新施設の早期整備の実施 ・広域ブロック構成市町村間の役割分担等の協議・調整 ・一般廃棄物処理計画の改定 ・ごみ減量化等の県民・事業者に対する環境教育・普及啓発の実施 ・積極的な情報公開の実施					

#### 表1-47 ごみ焼却施設の整備状況

施 設 名 称	焼却方式	処理能力	発電能力
高岡市環境クリーン工場	全連続	270 t /24時間	
氷見市西部清掃センター	バッチ	50 t /16時間	_
射水市クリーンピア射水	全連続	138 t /24時間	1,470kW
富山地区広域圏事務組合 クリーンセンター	全連続	810 t /24時間	20,000kW
新川広域圏事務組合エコぽ〜と	准連続	174 t /16時間	_
砺波広域圏事務組合 クリーンセンターとなみ	准連続	70 t /16時間	_

## 表1-48 ごみ処理広域化等促進支援事業の概要

事 業 名	対象	補助率	限 度 額 ※
広域ごみ処理	一部事務組合が実施す	一般財源負担分	
施設整備事業	る広域的なごみ処理施	の1/4	その他施設;5 千万円
費補助	設の整備事業		

注 限度額は1事業当たりで、ごみ焼却施設が1億円、その他施設が5千万円です。

## 「表1-49」ごみ焼却施設のダイオキシン類排出濃度調査結果(18年度)

施 設 名 称	排出濃度(ng-TEQ/m³N)	基準値(ng-TEQ/m³N)
高岡市環境クリーン工場	0.028~0.067	5
氷見市西部清掃センター	0.000039	5
射水市クリーンピア射水	0.022~0.035	5
富山地区広域圏事務組合 クリーンセンター	0.00054~0.0037	0.1
新川広域圏事務組合エコぽ〜と	0.0034~0.052	5
砺波広域圏事務組合 クリーンセンターとなみ	0.023~2.8	5

びごみ最終処分場の整備状況は、図 1-29及び図 1-30のとおりです。また、県内10施設の最終処分場の埋立残余容量は679千m³であり、18年度の埋立量66千m³から推定すると残余期間は約10.2年間と、全国の14.8年間(17年度末)を下回っていますが、一部の市町村等では新しく最終処分場を確保するため、必要な準備を進めています。

県では、ごみ処理施設の計画的な 整備や適切な維持管理等について、 市町村等に助言しています。

#### ロ し尿処理施設の整備

18年度末におけるし尿処理施設の整備状況は、図 1-31のとおりであり、 県内全体における 1日当たりのし尿 の平均収集量604k  $\ell$  に対して、処理 能力は906k  $\ell$  となっています。

県では、合理的なし尿処理体制の整備について、市町村等に助言しています。

(対) 浄化槽の適正な維持管理 浄化槽については、保守点検と定

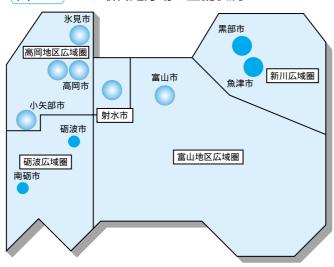
## 図1-29 ごみ処理施設の整備状況

# 

## (19年3月31日現在)



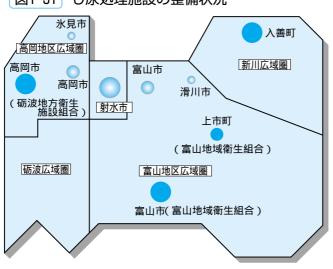
## 図1-30 ごみ最終処分場の整備状況



## (19年3月31日現在)



## 図1-31 し尿処理施設の整備状況



## (19年3月31日現在)



期検査の一括契約の導入等により、 法定検査受検率の向上を図り、適正 な維持管理を推進するとともに、合 併処理浄化槽の一層の普及に努めて います。

## イ 産業廃棄物

#### の 法令等に基づく規制の概要

廃棄物処理法は、廃棄物の適正な 処理等について必要な事項を定める ことにより、生活環境の保全などを 図ることを目的としています。近年 の廃棄物の発生量の増加や最終処分 場のひっ迫、不法投棄問題などに適 切に対応するため、数次の改正が行 われ、不法投棄の未然防止、リサイ クルの促進等の措置の強化が行われ ています。

18年度末における産業廃棄物処理 業の許可状況は、表 1-50のとおりで す。また、産業廃棄物処理施設の許 可は、木くずやがれき類の破砕施設 が249施設、汚泥の脱水施設が100施 設、安定型最終処分場が14施設、管 理型最終処分場が16施設などとなっ ています。

# (イ) 産業廃棄物適正処理指導要綱の運用

産業廃棄物の焼却施設及び最終処分場を設置する際の手続きや県外から産業廃棄物を搬入する際の事前協議などを定めた産業廃棄物適正処理指導要綱により、県内の産業廃棄物の適正な処理の確保を図っています。

この要綱に基づき、産業廃棄物の 焼却施設及び最終処分場の設置にあ たっては、住民等の理解と協力を得 て事業を円滑に進める観点から、生 活環境影響調査の事前協議、住民説 明会の開催、生活環境の保全に関す る協定の締結等を指導するとともに、 学識経験者からなる産業廃棄物処理 施設審査会の意見を踏まえ、生活環 境の保全を図るため必要な措置を講 ずるよう指導しています。

また、県外からの産業廃棄物の搬入にあたっては、事前協議により、 県内の処理体制に影響を及ぼさないよう事業者を指導しており、18年度は99件の事前協議を行いました。特に、搬入量の多い事業者(年間100トン以上)や埋立処分のために搬入する事業者を重点的に指導しました。

## け 適正処理の啓発

廃棄物処理法により、産業廃棄物の処理を委託する際には、マニフェスト\*を使用することが義務付けられていることから、知富山県産業廃棄物協会と連携し、各種講習会などを通じて普及啓発に努めています。

また、県、警察本部、海上保安部 等関係機関からなる不法処理防止連 絡協議会を開催し、情報交換を行う とともに、事業者への指導、各種講 習会の開催、ポスター、パンフレッ トの作成配布により適正処理の啓発 を図っています。

#### 表1-50 産業廃棄物処理業の許可状況

(19年3月31日現在)

許 可 区 分	収集及び運搬	中間処理	最終処分	計
産業廃棄物	1,299	138	9	1,446
産業廃棄物	854	78	4	936
特別管理産業廃棄物	145	5	0	150
付別官垤炷未冼米彻	129	4	0	133

注 上段は富山県の許可件数、下段は富山市の許可件数

\*マニフェスト ··· 産業廃棄物管理票のことで、事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に発行する伝票です。収集 運搬から処分までの各工程ごとに、産業廃棄物の処理状況を確認し、記録・保管するために用います。

## (1) 公共関与による処理施設の整備

公共関与による産業廃棄物処理施設の整備については、①本県の最終処分場は残余年数から当面十分な処理能力を有していると考えられること、②廃棄物の減量・リサイクルの一層の進展が見込まれることなどから、現時点の必要性は低い状況ですが、廃棄物の発生・処理の動向、最終処分場の残余年数などを考慮しながら、引き続き検討を進めていくこととしています。

## 幼 監視指導

県では、必要に応じて市町村とも連携して産業廃棄物の処理業者及び排出事業所延べ218事業所に対して監視を行い、そのうち、19事業所に対して改善を指導しました。監視指導状況は表 1 -51のとおりです。

18年度は、特に解体工事などで発生するアスベスト廃棄物の適正処理の監視指導を重点的に行いました。

また、不適正な処分を行った処理 業者に対して、事業停止(1件)の 行政処分を行いました。

(力) 不法投棄等の防止対策の推進 常勤の産業廃棄物監視指導員2名 により広域的なパトロール(延べ119 回)を実施し、一般廃棄物も含め26 件の不法投棄等の事案を発見しました。

また、10月の「不法投棄防止月間」 に関係機関と連携した一斉パトロールや産業廃棄物運搬車両を対象とした路上検問を実施したほか、県猟友会会員約800名によるパトロール活動を実施しました。

さらに、市町村による不法投棄廃 棄物の撤去に財政上の支援をしまし た。

## (H) 大規模災害時における災害廃棄物 の処理等に関する協定の締結

地震等の大規模な災害の発生時に おいて、災害廃棄物の処理等を適正 かつ円滑に推進するため、(知富山県 産業廃棄物協会、(知富山県構造物解 体協会及び富山県環境保全協同組合 の3団体と協定を締結し、必要な協 力体制を構築しています。

#### (ク) 農業系廃棄物対策の推進

農業用廃プラスチックや廃農薬などの農業生産資材廃棄物については、処理実態調査を実施するとともに、啓発活動や農業協同組合を窓口とした地域回収による適正処理を推進しました。また、リサイクルや生分解性資材の利用等による排出抑制策について検討しました。

## 表1-51 産業廃棄物の監視・指導状況

		産業廃棄物	排出	≡∔			
<ul><li>区分</li></ul>			収集及び運搬	中間処理	最終処分	事業所	計
	立入調査数	199	105	75	19	19	218
	指導件数	15	6	8	1	4	19

## (3) 環境基本計画に掲げる目標

環境基本計画では、環境への負荷が少ない循環型社会を構築するため、廃棄物の適正処理の推進については、とやま廃棄物プランの目標を達成することとしています。また、廃棄物の適正な処理を確

保し、環境への負荷を抑制するとともに、 廃棄物の処理体制を将来にわたり安定し て確保することとしています。

環境基本計画に掲げる廃棄物の適正処理の推進に係る指標の達成状況は、表 1-52のとおりです。

## 表1-52 廃棄物の適正処理の推進に係る指標の達成状況

指標の名称	₽₩₩₩₩	単位	現	状	中間目標		目	標
拍除り右帆	標の名称 指標の説明		年度	値	年度	値	年度	値
一般廃棄物の最終処 分量	埋立処分された一般廃棄 物の量	千t	17	55	17	49	22	38
産業廃棄物の最終処 分量	埋立処分された産業廃棄 物の量	千t	17	313	17	291	22	182

# 第4節 自然と共生したうるおいのある環境の実現

立山連峰や富山湾に代表される豊かな自然環境は県民の誇りであり、将来の世代に継承することが必要です。しかしながら、自然の持つ復元力を超える開発等により、いったん損なわれた自然環境は、回復が非常に困難です。

このため、多様な自然環境の体系的な保全や生物の多様性の確保を図るとともに、様々な自然とのふれあいの場や機会の確保、豊かで美しい森づくりの推進など、自然との共生を推進しています。

## 1 すぐれた自然環境の保全

## (1) 自然環境の状況

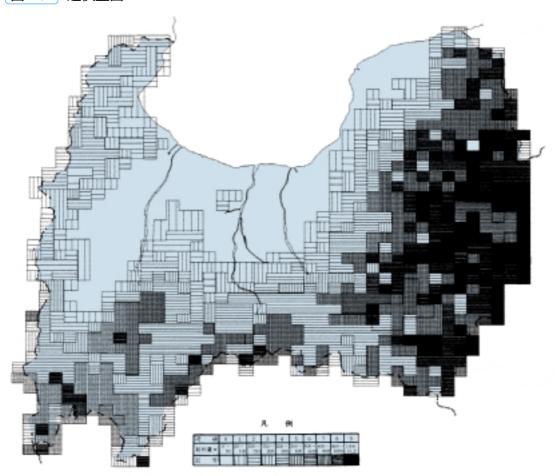
本県は、東に日本を代表する立山連峰、南に飛騨山地に続く山々、中央から西にかけては丘陵地があり、北は富山湾に面しています。また、これらの山々を源として流れ出す河川によりつくり出された扇状地によって富山平野が形づくられて

います。

地形のけわしさの目安となる起伏量\*は、図1-32のとおり大きく、本県特有のけわしさが見られます。特に県東部では、高い山岳が多いことから、起伏量が大きくなっています。

また、この地域では、これまでに人為

## 図1-32 起伏量図



\*起伏量・・・・ 定面積内の最高地点と最低地点の標高差のことで、起伏量が大きいほど平均傾斜が大きくなります。

の加わっていない原生的な植生があり、 優れた自然が多く残っています。

環境省が6~10年度に行った「緑の国勢調査(第5回自然環境保全基礎調査)」によると、植生自然度10又は9(自然度の高い天然林及び自然草原)の地域が県土に占める割合は30%で、全国平均19%を大きく上回っています。都道府県別では、北海道、沖縄に次いで全国第3位、本州では第1位にランクされており、貴重な自然がよく保存されています。

特に県東部の山岳地帯では、図 1-33のとおり、植生自然度10又は9のすぐれた自然が損なわれることなく現在まで引き継がれています。

これらのすぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、国においては、自然公園法に基づき、中部山岳国立公園、白山国立公園及び能登半島国定公園の3地域を指定しています。また、県においては、県立自然公園、条例に基づき、朝日、有峰、五箇山、白木水無及び医王山の5地域を県立自然公園に指定しています。これら自然公園の概要は表1-53のとおりであり、その面積は県土の28.2%を占めています。

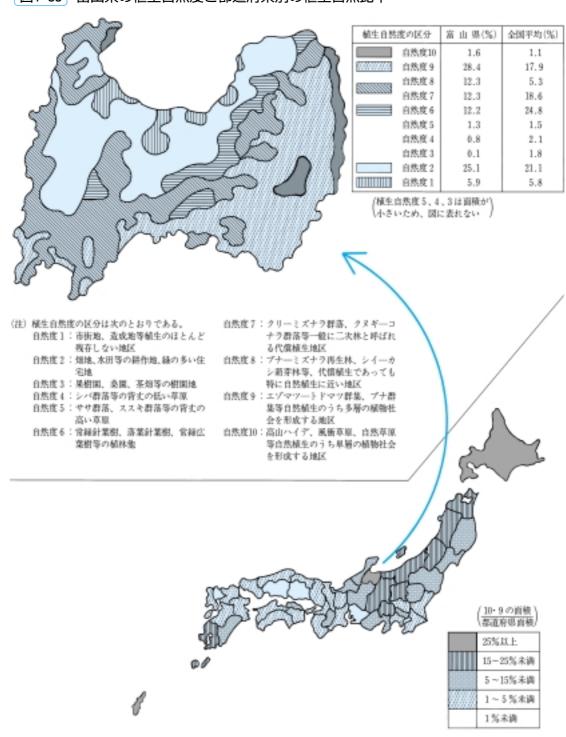
さらに、県では、自然環境保全条例に基づき、すぐれた天然林や貴重な野生生物の保護を目的とした自然環境保全地域11地域を指定しており、その概要は表1-54のとおりです。

県では、恵まれた自然環境を将来の世代に引き継いでいくため、地形・地質、植物、動物及び景観の保全のためのガイドラインである自然環境指針に基づき、各種開発事業に際して、自然環境保全上の指導、助言を行っています。この指針では、県土を約1km四方のメッシュに区切って、地形・地質、植物、動物及び景観の4つの項目について、学術性や自然性に基づく評価を行っており、その評価に応じた保全目標を明らかにしています。いずれかの項目で最も評価が高いVとされた地域は、県東部の山岳地帯を中心に広く分布しています。自然環境指針

の概要は、表 1-55のとおりです。

また、すぐれた自然環境の保全を図る ためには、その現況を把握することが重 要であることから、各種調査を実施して います。

## 図1-33 富山県の植生自然度と都道府県別の植生自然比率



出典:第5回自然環境保全基礎調查(環境省)

表1-53 自然公園の概要

区分	名 称	面積 [ha]	うち特別地域*	指定年月日(昭和)
	中部山岳	76,431	73,837*	9年12月4日
国立公園	白 山	2,742	2,742*	37年11月12日
	小 計	79, 173	76,579*	
国定公園	能登半島	1,005	964*	43年5月1日
	朝日	9,623	9,355	48年3月13日
	有 峰	11,600	11,600	//
県立自然公園	五 箇 山	3,856	3,275	//
宗 <b>立</b> 日然	白木水無	11,554	6,473	49年3月30日
	医 王 山	2,943	1,548	50年2月22日
	小 計	39,576	32,251	
合 計		119,754	109,794*	

注 \*は特別保護地区を含みます。

# 表1-54 自然環境保全地域の概要

名称(所在地)	面積[ha]	指定年月日(昭和)	主な保全対象
沢杉(入善町)	2.7 (2.7*)	48年10月20日	黒部川末端扇状地の伏流水とサワス ギ等の植生
縄ヶ池・若杉 (南砺市)	315.7	//	山地帯における池沼湿原のミズバシ ョウ及びブナ、ミズナラの天然林
愛本(黒部市)	11.8 ( 1.9*)	51年6月1日	黒部川扇頂部の地形とウラジロガシ 林
東福寺(滑川市)	71.5	//	河岸段丘等の地形と安山岩で形成さ れた節理の露頭
神通峡(富山市)	152.7 (45.0*)	//	神通川のV字峡谷とウラジロガシ、 アカシデ林
深谷(富山市)	8.5 (1.8*/* <sup>2</sup> )	53年7月11日	オオミズゴケ、モウセンゴケ等の湿性植物の群生地とハッチョウトンボの生息地
山の神(南砺市)	12.5 (12.5*)	54年8月7日	ブナ、ミズナラの天然林
池の尻(魚津市)	1.4 (1.4*)	56年1月17日	県内最大のミズバショウの純群落と、 モリアオガエル、クロサンショウウ オの繁殖地
日尾御前(富山市)	34.9 (34.9*)	56年11月26日	安山岩質凝灰岩の特異な地形とすぐ れた天然林
常楽寺(富山市)	11.0 (0.7*)	61年7月9日	低山丘陵地帯にあるウラジロガシの 天然林
谷内谷(南砺市)	1.1 (0.2*/*²)	//	低山地帯におけるオオミズゴケを中 心とする湿性植物の群生地
計	623.8 (101.1*) ( 2.0* <sup>2</sup> )		

注 ( )内の \*付きの数値は特別地区、\*2付きの数値は野生動植物保護地区の面積(内数)です。

#### 表1-55 自然環境指針の概要

指針の役割	県内の自然環境の主要な構成要素について、県民、事業者、行政がそれでれの立場において、適正に保全していくためのガイドラインを示すものです。
対象範囲等	自然環境の主要な構成要素(地形・地質、植物、動物、景観)を対象 とし、県下全域を約 1 kmメッシュで評価したものです。
保全目標	自然環境の主要な構成要素(地形・地質、植物、動物、景観)ごとに、 自然環境の評価を5段階で行い、それぞれの評価段階に応じた適正な 保全を目指すものです。
項目別保全目標	<地形・地質> ・貴重な地形・地質等は、その形態を失わないよう保全します。 ・典型的な地形要素は、県土の骨格をこわさず、その典型性を保持できるよう保全します。
	<植物> ・貴重な植物群落の分布地や特に自然性の高い植生域は、厳正に保全します。 ・地域において相対的に自然性の高い植生域はその価値を保全します。
	<動物> ・貴重な動物の分布地では、その生息環境を総体として保全します。 ・多様な動物が生息すると推定される地域は、一定の広がりをもった 生息域を分断することなく保全するとともに、生態的なバランスを くずさない範囲で自然とのふれあいの場としての利用に努めます。 ・動物の生息環境として悪化がみられる地域では、現況以上の悪化を 防ぎ、積極的に環境特性に応じた動物生息環境の創造、復元に努め ます。
	< 景観> ・自然景観資源として評価の高いものは、周辺と一体として、また環境の総体として保全します。 ・眺望の対象として重要な景観資源は、眺望の特性を踏まえてそれを阻害しないよう資源そのもの及び周辺環境を適正に保全します。

## (2) 自然環境の保全対策

## ア 法令等による規制

国立公園、国定公園又は県立自然公園については、自然公園法又は県立自然公園条例に基づき、公園の風致を維持するための特別地域を指定し、その地域内における工作物の新築等を制限しています。

また、自然環境保全地域については、 自然環境保全条例に基づき、特別地区 9地区を指定し、その地区内における 工作物の新築等を制限しています。さ らに、特別地区内のうち、野生動植物 保護地区に指定された地区内において は、動植物種又は卵の捕獲又は採取が 禁止されています。

## イ 自然環境指針に基づく指導・助言

自然環境指針に示す地域ごとの地 形・地質、動植物等に関する評価を踏 まえ、各種開発事業に際して必要な指 導、助言を行いました。

#### ウ 立山道路のマイカー規制等

立山一帯の貴重な自然環境の保護を 目的として、環境省の方針に基づき、 県道富山立山公園線(桂台〜室堂)へ のマイカー乗り入れ禁止を継続しまし た。

#### エ 自然環境の各種調査の実施

### ⑦ 自然環境保全基礎調査

自然環境保全基礎調査(緑の国勢調査)は、環境省が主体となって、 全国の植生や動植物の分布、海岸や 河川、湖沼の改変状況などを対象に 実施しています。

16年度は、種の多様性調査として、 立山地区の生態系を象徴するライチョウについて、植生との関係を解明 し保全対策の基礎資料とするため総 合的な調査を実施しました。

## (イ) 立山植生モニタリング調査

地球温暖化などの環境変化が植生にどのような影響を与えているかを 把握するため、立山地区において科 学的な植生モニタリング調査を実施 しています。

18年度は、第 II 期計画の 5 年目として、美女平〜浄土山・有峰において第 I 期計画(10〜13年度)で設定した調査区に対して、どのような変化が生じているのか具体的に把握するため、植生や土壌等についてモニ

タリング調査を行いました。

#### オ 土地の公有化

自然環境の保全を積極的に推進するため、47年度に自然環境保全基金制度を設置し、自然環境保全地域、自然公園の集団施設地区等について、市町村と共同で土地の公有化を進めてきました。

18年度末における公有化した土地の 面積は、約142ha となっています。

## (3) 環境基本計画に掲げる目標

環境基本計画では、すぐれた自然環境の保全について、「貴重ですぐれた自然の保全と将来への継承」を実現することを目標としています。

具体的には、自然公園及び自然環境保全地域の特別地域等並びに鳥獣保護区の特別保護地区を厳正に保全するとともに、植生自然度が10又は9の地域や自然環境指針に示す評価Vの地域を厳正に保全することとしています。

# 2 自然とのふれあいの確保

#### (1) 自然とのふれあいの状況

地域の特性に応じた自然を保全しながら、多様な自然とのふれあいの場を確保していくためには、自然保護に関する施策を積極的に展開する必要があります。

このため、49年度に全国に先駆けて発足させたナチュラリスト\*1(18年度末現在で607人)による自然解説のほか、自然公園指導員(同49人)、自然保護指導員(同20人)、鳥獣保護員(同49人)、バードマスター\*2(同108人)の活動により、自然保護思想の普及・啓発を積極的に図っています。

また、自然への理解を深め、自然保護

思想の普及啓発を図るため、愛鳥週間等において、広く県民が参加できる自然観察会や探鳥会を毎年開催しています。

さらに、青少年期から自然保護に関する意識の向上を図るとともに、将来のすぐれたナチュラリスト育成を目指して、12年度からジュニアナチュラリストの養成を進めており、ナチュラリストとあわせた計画的な養成に努めています。

一方、国立公園、国定公園などの自然公園においては、すぐれた自然の風景地を保護しながら、その地区の特性や利用 状況に応じ、歩道や公衆トイレ等の整備を進めるとともに、適切な維持管理を行

- \*2バードマスター ・・ 野鳥観察の方法を指導するため、県が設けている野鳥観察指導員です。

## っています。

県では、本県のすぐれた自然の風景地を県立自然公園として5か所を指定するとともに良好な自然環境を適正に保全するため、11地域の自然環境保全地域を指定しており、これらの地域をできるだけ自然のままの姿で保護し、後世に伝えていくよう努めているほか、里地里山等中間域のすぐれた風景地等17か所を県定公園に指定し、関係市町村が歩道や広場等の整備を進め、管理しています。

県内の自然公園等の現況は図1-34、県 定公園の概要は表1-56のとおりです。

また、自然博物園「ねいの里」や野鳥の園などの県民公園でも、自然とふれあうための施設整備が進められています。18年度には「人と生き物との共生」をテーマとして、自然博物園「ねいの里」の

展示館の改修を行いました。

県民公園は、置県百年を記念して、県民の誰もが利用できる総合レクリエーションの場として整備されたもので、表 1-57のとおり、都市公園である新港の森、太閤山ランド及び自然風致公園である頼成の森、自然博物園「ねいの里」、野鳥の園があります。また、県民公園と有機的かつ一体的に機能する施設として、中央サイクリングロードやいこいの村があります。

このほか、太閤山ランドから野鳥の園、 自然博物園を経て、頼成の森に至る延長 19.3km の公園街道が整備されています。

また、家族連れや若者たちが、恵まれた自然の中で健全なレクリエーション活動を楽しむ場として、立山山麓の富山市あわすの平に「立山山麓家族旅行村」が設

## 図1-34 自然公園等の現況 ш 朝日 表立自然公園 日が峰 県定公園 ふくおか西山 県定公園 森林県定公園 ●池の屋 福莱山·宫島県 県定公園 片貝県定公園 部山 增山城跡 田田 ◎ 県定公園 大岩線目 県定公園 公園 常楽寺 立公園 医王山 岳景定公園 果定公園 **県立自然公園** 🌏 神通峡 日尾御前 白木水無 県立自然公園 白山国立公園 即は自然環境保全地域

# 表1-56 県定公園の概要

名  称(所在地)	面積 [ha]	指定年月日	備考
神 通 峡(富山市)	1,160	昭和42年10月7日	
呉羽丘陵(富山市)	487	//	一部都市公園と重複
高岡古城(高岡市)	22	//	都市公園と重複
<b>倶利伽羅(小矢部市)</b>	758	//	
庄 川 峡(砺波市)	835	昭和43年4月16日	一部都市公園と重複
大岩眼目(上市町)	2,880	昭和44年10月25日	
松倉城跡(魚津市)	1,083	平成4年3月26日	
增山城跡 (砺波市)	345	//	一部都市公園と重複
夢の平( // )	221	//	
稲葉山宮島峡(小矢部市)	757	//	
桜 ケ 池 (南砺市)	485	//	一部都市公園と重複
八乙女山·閑乗寺(南砺市)	633	//	一部都市公園と重複
片 貝(魚津市)	2,290	平成17年8月17日	
立山山麓(富山市)	980	//	
牛 岳(富山市・砺波市・南砺市)	2,431	//	
ふくおか西山森林(高岡市)	740	//	
臼が峰(氷見市)	722	//	
計	16,829		

# 表1-57 県民公園の概要

	7KD024				
種別	名	称	規	設置の目的	開設年月(昭和)
都市公園	県民公園新港の森		25h	①公害の防止のための緩衝緑地の 確保 a ②県民に休息、散歩、遊戯、運動 等総合的なレクリエーションの 場の提供	57年10月
<u>遠</u>	県民公園太閤山ランド		118r	県民に休息、観賞、散歩、遊戯、運 a 動等総合的なレクリエーションの 場の提供	58年7月
白	県民公園頼成の森 県民公園自然博物園 (ねいの里) 園 県民公園野鳥の園		115h	a 県民に森林を生かした休養の場 の提供	50年4月
日然 風致公			131	①県民に自然に関する学習の場の a 提供 ②野鳥の保護	56年6月
<b>凤</b>			731	a 県民に自然の探勝の場の提供	60年10月
指定公園	中央サイクし	リングロード	延長 19k	□ 県民公園と有機的かつ一体的に → 機能する公園その他のレクリエー -	52年4月
公 園	いこいの村		17h	> .±←=⊓.	54年5月
(遊歩道)	公 園	街 道	延長19.3k	m 県民公園を結ぶ自然歩道	58年4月

注 中央サイクリングロードには、富山市花ノ木から射水市黒河までの間、遊歩道が併設されています。

置されています。

# (2) 自然とのふれあいの確保 ア 自然保護思想の普及啓発

グ ナチュラリスト等による普及啓発 自然公園を訪れた人々に、より一 層自然への理解を深めてもらうとと もに、訪れる利用者によって、すぐ れた自然環境が損なわれないよう、 ナチュラリスト、バードマスター、 自然公園指導員等の活動を通じて自 然環境保全のための知識とモラルや マナーについて普及啓発を行いまし た。

また、働とやま環境財団内に設置 したナチュラリストバンクでは、個 別団体の要請に対し、ナチュラリス トを派遣しています。

(イ) 鳥獣保護員等の配置 鳥獣保護員を県内に49名配置し、 鳥獣保護の実施と啓発を図りました。

り 愛鳥思想の普及啓発

5月10日からの愛鳥週間に開催される各種行事により、愛鳥思想の普及啓発を図るとともに、鳥獣保護員やバードマスター制度の活用により、野生動物の保護と保護思想の啓発を図りました。

- 田 ジュニアナチュラリストの養成 青少年から自然保護に関する意識 の向上を図るため、小学校4年生から6年生を対象とした自然保護講座 (ジュニアナチュラリスト養成コースI)を開催し、49名を認定しました。
- 切 ジュニアナチュラリストの活動支援

ジュニアナチュラリストが関心を 持って活動を続けられるよう、自然 観察会への参加やナチュラリストに よる自然解説活動の体験の機会を提 供しました。

#### イ 自然公園等の管理

(ア) 現地管理

中部山岳国立公園一帯においては、 春から秋にかけて利用者が集中する 室堂及び剱沢地区に管理職員が常駐 (室堂地区 4 ~11月、剱沢地区 7 ~9月)し、自然保護パトロール、 施設の維持管理、登山者、キャンパー等の利用者への指導を行いました。 自然環境保全地域においては、5 ~11月までの間、各地域に巡視員を 配置し、巡回を行ったほか、日尾御 前自然環境保全地域において巡視歩 道の整備を行いました。

なお、能登半島国定公園や県立自然公園では、県から市町村に管理委託するとともに、県定公園の管理は、県定公園規則の趣旨を踏まえ、関係市町村が行っています。

(イ) N.P.C.(ナショナルパーククリーン) 作戦

国立公園利用者及び事業者の美化意識の向上を図り、ごみ持ち帰り運動を一層推進するキャンペーンとして、N.P.C.作戦により、ごみ袋、ポスター等を配布しました。また、立山黒部環境保全協会が実施するごみ持ち帰り運動に助成するとともに、各施設のごみを国立公園区域外へ搬出し、自然環境の保全に努めました。

() 美化清掃、施設維持管理等

全国統一の自然公園クリーンデーに合わせて、ごみの持ち帰り運動など、美化清掃活動を行いました。また、一ノ越、剱沢等7か所の山岳公衆トイレでは利用者に対する普及啓発とトイレの管理に役立てるため、チップ制システムを導入し、維持管理の充実を図りました。

口 山岳遭難防止等

毎年、12月1日から翌年5月15日までの登山届出条例適用期間に、剱岳一帯での遭難事故を防止するため、馬場島をはじめ各主要地点に登山指導員を配置し、登山届出内容のチェック、装備、行程等の指導、現場の登山者との緊急連絡にあたっていま

す。また、春山スキー(4~5月) シーズンには、室堂を中心に指導員 を配置し、スキーヤーの遭難事故防 止や環境保全に努めています。

さらに、利用最盛期には、室堂(5月1日~5月6日と7月21日~8月20日)に立山診療所、剱沢(7月22日~8月20日)と雷鳥沢(7月22日~8月20日)に山岳診療所を開設して、負傷者や急患の診療を行っています。このほか、県山岳遭難対策協議会が実施している登山者への登山指導等の事業に対し、県費助成を行いました。

## ウ 自然公園等の施設整備

#### の 登山道の整備

すぐれた自然の風景地を保護しながら、その地区の特性や利用状況に応じ、県民が自然にふれ、親しみ、自然への関心を高めることができるよう、中部山岳国立公園において特に利用が集中している剱岳、薬師岳、奥黒部地域等において、日本百名山と称される山々に至る登山道等の整備を行いました。

(イ) 山小屋排水処理施設の整備 生態系への影響が懸念されるし尿 や雑排水の処理に対応した施設の新 設等を行う山小屋にその経費の一部 を補助しました。

#### エ 有峰森林文化村の展開

- ・14年度に開村した有峰森林文化村に おいて、有峰の自然、歴史等をテーマに、広く県民等を対象とした「語り部講」の開催等の有峰森林文化活動を実施しました。
- ・18名のボランティアにより構成される有峰森林レンジャーにより休日の 巡回指導を行い、来訪者に対する自 然解説等を行いました。
- ・有峰森林文化村のホームページである「ありみネット」により、各種情報の提供を行うとともに、有峰村民に対しメールマガジン「有峰文化村新聞」を発行しました。
- ・新しい有峰ハウスを16年10月に竣工 しました。

#### (3) 環境基本計画に掲げる目標

成することとしています。

環境基本計画では、自然とのふれあい の確保について、「自然と親しみ、自然と ふれあう場を確保し、自然を大切にする 心をはぐくむ」ことを目標としています。 具体的には、自然とふれあう場を確保 するとともに、自然を大切にする心を醸

環境基本計画に掲げる自然とのふれあいの確保に係る指標の達成状況は、表 1-58のとおりです。

## 表1-58 自然とのふれあいの確保に係る指標の達成状況

指標の名称	指標の説明	   単位	現	状	Ш	標
拍除り右帆	11 1宗 り 武 明		年度	値	年度	値
ナチュラリストの認定者数	自然保護講座(ナチュラ リスト養成コース)を修 了し、ボランティア自然 解説活動を行う者の数	人	18	607	22	660
ジュニアナチュラリストの 認定者数	小学4年生以上20歳未満で自然保護講座(ジュニアナチュラリスト養成コース)を修了し、ジュニアナチュラリストに認定された者の数	人	18	162	22	290

## 3 生物多様性の確保

#### (1) 生物多様性の状況

本県は、3,000m級の山岳地帯から海岸まで変化に富む地形を有し、高山植生から海浜植生までの多様な植生、ライチョウやカモシカといった動物、大小の河川や各所に見られる湧水、清水等の多様な自然環境に恵まれています。

#### ア 植生

本県は、地形・地質が多岐にわたり、かつ、標高差が大きいことから、植物の分布状況は、図1-35のとおり、複雑になっています。また、標高別の植物の分布状況は、図1-36のとおり、標高に応じて多様な種類の植物が見られます。

#### (P) 平野·海岸地帯

平野部は、主に農耕地や住宅地、 工場用地などに利用されていますが、 一部の扇状地の末端部には、ハンノ キ群落やスギ植林地が見られます。

クロマツに代表される海岸林は、 おおむね保安林として管理されてお り、入善町の園家山には砂丘植生が 残されています。

また、氷見海岸や宮崎海岸の一部には、スダシイやタブノキなど暖帯性の樹林が見られます。

## 份 低山帯 (標高約300m以下)

射水丘陵をはじめとして、県内に広く分布する低山帯は、古くから人間が生活の場として利用してきた地域で、大部分がコナラ、アカマツなどの二次林\*やスギの植林地となり、また、近年、公園やゴルフ場などのレクリエーション施設用地として利用されてきています。

り 山地帯 (標高約300~1,600m) 山地帯は、主な河川の上・中流域 にあって、そのほとんどが保安林な どになっており、県土を保全するうえで重要な地域となっています。植生はブナを主体とする天然林が中心で、標高の高い地域にはクロベ、コメツガなどの常緑針葉樹林が局地的に群生しています。また、標高が低い地域は、かつては薪炭林として利用されていましたが、現在はミズナラの二次林やスギの植林地などになっています。

# (中) 高山帯、亜高山帯 (標高約1,600m) 以上)

高山帯は、植物にとって厳しい生育条件であるため、わずかにハイマツ群落と高山草原が見られる程度です。なお、後立山一帯の白馬連山高山植物帯は、国の特別天然記念物に指定されています。亜高山帯になるとオオシラビソ、ダケカンバなどの植生となっています。

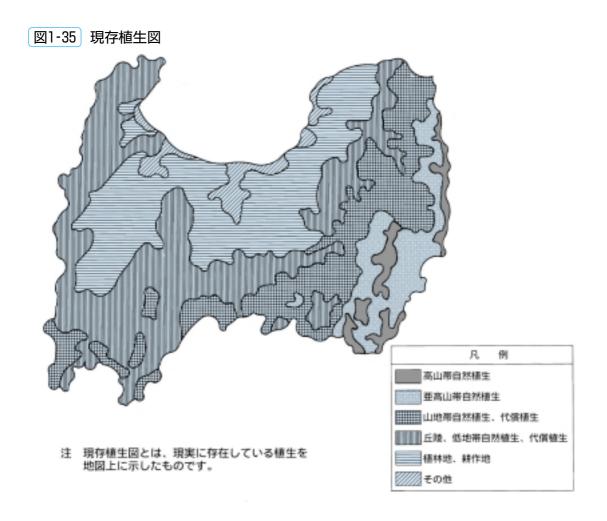
## イ 野生動物

本県は、海岸地帯から標高3,000mの 北アルプスまで、日本有数の大きな標 高差を有しており、この垂直な広がり の中に海岸、河川、湖沼、農耕地、原 野、丘陵、森林、高山などの多様な自 然環境が含まれています。このため、 図1-37のとおり、多種の野生動物が生 息しています。

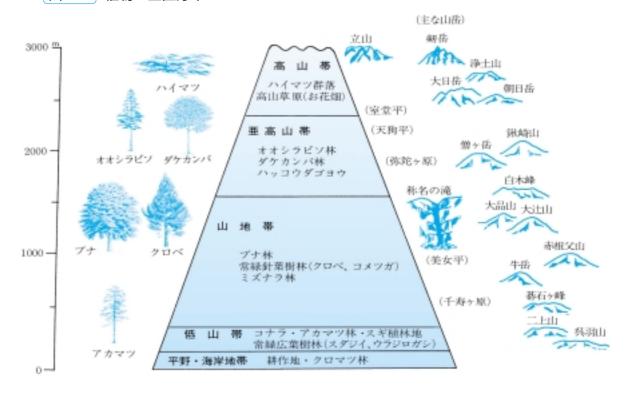
#### (7) 哺乳類

平野部ではイタチやハタネズミのほかには特徴のある種類は見られませんが、丘陵や山地の森林域では、ニホンザル、ノウサギ、タヌキ、カモシカ、ツキノワグマ、イノシシ等の中・大型哺乳類が多く生息しており、外来生物と考えられるハクビシンの生息地も広がってきています。

\*二次林 ··· 本来あった森林が台風や火災等の自然災害又は伐採等によって破壊された跡地に自然に生じた、ミズナラ林やコナラ林等の森林です。



## 図1-36 植物の垂直分布



また、亜高山帯から高山帯では厳 しい気象条件のため、生息種はトガ リネズミ類やオコジョ等に限られて います。

#### (1) 鳥類

海辺や河川にはカモ類、シギ・チドリ類、カモメ類などが生息するほか、湖沼や水田などの水辺にはセキレイ類、サギ類、カモ類、クイナ類などのほかカワセミやオオハクチョウなども見られ、これらの生息域は都市や農村に近いため、自然とのふれあいの感じられる場となっています。

丘陵から山地帯の森林、特に原生林には、シジュウカラ類、キツツキ類、ウグイス類、ホオジロ類、フクロウ類、ワシタカ類といった多様な鳥類が生息し、繁殖の場となっています。

亜高山、高山帯では、カヤクグリ、 イワヒバリ、ホシガラス等のほか、 貴重なライチョウが生息しています が、標高の低い森林域に比較すると 種類は少なくなっています。

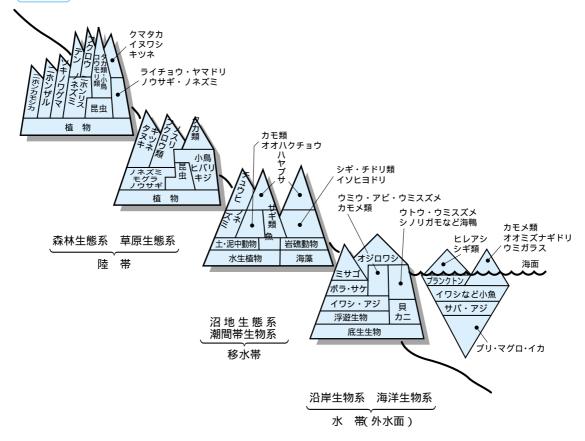
また、本県はツグミやキビタキなど渡り鳥の主要な飛行ルートや越冬地・繁殖地となっており、これらの渡り鳥を研究するため富山市婦中町高塚に国設 1 級婦中鳥類観測ステーションが設置されています。

このステーションで12年10月に足環を付け放鳥したカシラダカが、13年10月に本県の支援で設置しているロシアのナホトカステーションで再捕獲されており、両ステーションで捕獲が確認されたことは、渡り鳥が日本海を一気に渡る幻のルート解明に結びつく画期的な手がかりとなりました。

#### (ウ) 両生・は虫類

両生類は、幼生期を水中で生活する動物で、ホクリクサンショウウオ、カジカガエル、ナガレタゴガエル、 モリアオガエルなど特徴のある種が

## 図1-37 富山県にみられる動物の生態的地位(食物及び天敵関係)



牛息しています。

は虫類では、帰化動物のミシシッピーアカミミガメが増え、逆にイシガメが減少しています。毒蛇であるマムシは県内に広く分布しています。

#### 口 淡水魚類

扇状地の扇端部などの湧水地帯にはトミヨやイトヨ、氷見市の万尾川を中心とする沖積平野には、イタセンパラをはじめとしたタナゴ類やハゼ類といった多様な魚類が生息しています。

#### (オ) 昆虫類

平野部、海岸部は、植生が単純であり、生息環境も限定されるため、 昆虫相も限られますが、低山地帯は、 ギフチョウやオオムラサキなど貴重 なチョウの重要な生息地となっています。

山地帯は、ミズナラ、ブナを幼虫の食餌植物とするミドリシジミ類が多く見られ、高山帯は、タカネヒカゲやクモマベニヒカゲに代表されるように、高山蝶の宝庫になっています。

#### ウ 希少野生動植物

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により国内希少野生動植物種として、動物54種、植物19種の合計73種(18年度末現在)が指定され、捕獲や譲渡が禁止されています。県内では、このうち、ライチョウ、イヌワシ、オジロワシ、オオワシ、オクカ、クマタカ、ハヤブサ、カラフトアオアシシギ及びウミガラスの鳥類9種と淡水魚のイタセンパラが確認されています。そのほか、レッドリストでは掲載選定されている動植物も県内で多く見られます。

県では、適切な鳥獣行政を推進する ため、5年ごとに鳥獣保護事業計画を 策定し、野生鳥獣の保護繁殖を図るた めの鳥獣保護区(18年度末現在40か所合計106,993ha)の指定や、ツバメの 生息調査等の各種施策を行っています。

特に、絶滅が危惧されるイヌワシについては、9年度に全国で初めてイヌワシの保護を目的とした特別保護指定区域の指定を含む鳥獣保護区を設定したほか、12年3月には、人とイヌワシの共生の観点から、イヌワシ保護の基本方針を示すイヌワシ保護指針を策定しています。

また、鳥類、ほ乳類以外の野生生物についても、環境の変化により生存が 危ぶまれる種は、自然環境保全条例に 基づき、その生息・生育地を自然環境 保全地域の野生動植物保護地区に指定 し、捕獲、採取等の規制を行っています。

さらに、県内の絶滅のおそれのある 野生生物の種を明確にし、保全対策に 資するために、13年度に県レベルでの 実情に即したレッドリストを選定しま した。また、これらの貴重な動植物へ の県民の理解を深めることを目的とし て、対象種の特徴や分布状況、保全対 策等を取りまとめた手引書として「富 山県の絶滅のおそれのある野生生物 (レッドデータブックとやま)」を刊行 しました。

このレッドデータブックとやまには、 絶滅危惧種に鳥類ではライチョウやイ ヌワシ、昆虫ではカトリヤンマやコオ イムシ、淡水魚ではナマズやイタセン パラが、また植物では、富山県固有種 であるエッチュウミセバヤが選定され ています。この他にも、オオハクチョ ウやオミナエシなど環境省では選定さ れていない種や、環境の指標となるク イナやゲンジボタルなどが選定されて います。

## エ ビオトープ事業

県では、各種開発行為を行う際の自

\*レッドリスト … 絶滅のおそれのある野生動植物の種と個々の種の生息状況等の報告書です。

然環境保全及び創造に対する配慮や丁 法を明らかにするため、10年3月に、 空間別の配慮方針や取組事例、野生生 物に配慮した環境づくり造成試案など を取りまとめたビオトープ\*マニュア ル(ふるさと生き物環境づくり)を作 成しました。また、これまで、専門的 な立場から情報提供や指導助言を行う ビオトープアドバイザーの設置や学校 でのビオトープづくりの参考となる 「学校ビオトープづくりモデル技術 集 | を作成し、図 1-38に示す進め方に より、ビオトープ事業を推進しました。 なお、ビオトープ事業とは、ビオト ープの保全・復元・創造を行う事業の ほか、ビオトープに配慮した開発事業 や、ビオトープの活用を図った事業も 含んでおり、生き物の住む環境の保全 と創造を図り、生物多様性の確保を図 ること等を目的としています。

# (2) 生物多様性の確保

## ア 野生生物の保護

の 法令等による規制

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により、 国内希少野生動植物種及び緊急指定 種の生きている個体は、捕獲、採取、 殺傷又は損傷をしてはならないこと とされています。

#### (イ) 貴重な野牛牛物の保護

ライチョウ、イヌワシ、イタセン パラ、ホクリクサンショウウオなど 貴重な野生生物については、生態調 査を行い、生態系、種及び遺伝子の 多様性の保全を図っています。

このうち、イヌワシについては、 南砺市小瀬地区の営巣地にカメラを 設置し、継続的に生態観察を行うと ともに、映像を自然博物園「ねいの 里」に送り、貴重な野生生物の保護 の普及啓発を図っています。また、 イヌワシの生態を踏まえ、公共工事 等の各種開発行為との調整を図って います。

## り その他の野生生物の保護

貴重種以外の野生生物についても、 鳥獣保護区の拡充やビオトープマニュアルを活用した自然と共生した地 域づくりを進め、生態系の保全を図っています。

また、生息・生育環境の悪化や消失が見られる地域では、ビオトープ事業の導入、外来植物除去事業やブナ保全対策事業などの施策を行い、環境の復元や創出を図っています。

このほか、14年度からは、自然博物園「ねいの里」において、多様な動植物が生息・生育する森と水辺のビオトープづくりをモデル的に実施しています。

## イ 第9次鳥獣保護事業計画に基づく事 業の実施

人と野生鳥獣との共生の確保及び生物多様性の保全を基本方針として、野生鳥獣を適切に保護管理することにより、生活環境の保全及び農林水産業の振興を図ることを目的として、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、第9次鳥獣保護事業計画を策定しており、この計画に基づく事業を実施しました。

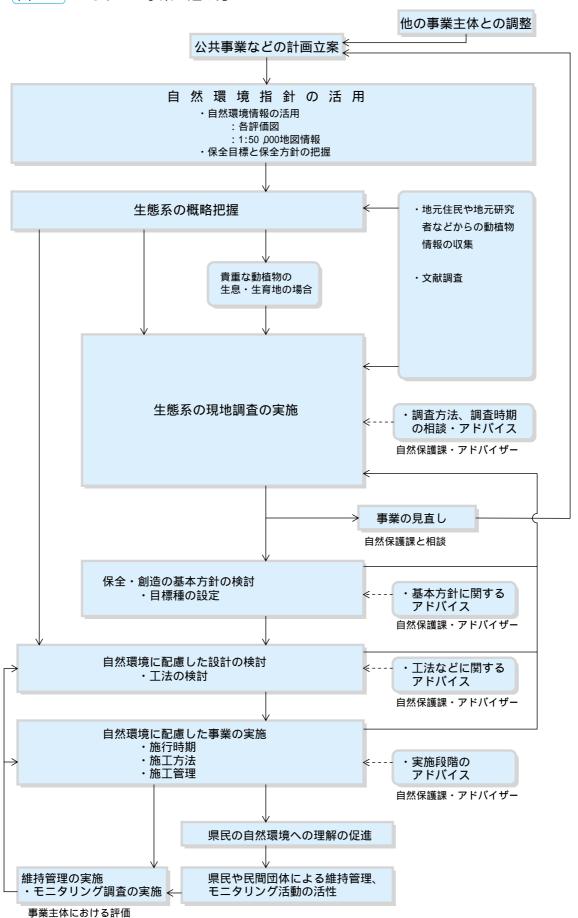
# 

## (イ) 本県の貴重な鳥獣の保護対策の推進 進

県鳥であるライチョウや絶滅のお それのあるイヌワシの生息状況等に ついて保護対策調査等を継続し、適 正な保護を進めました。

\*ビオトープ … 生き物 (Bio) と場所 (Top) を組み合わせた合成語で、野生生物の生息・生育空間という意味です。

# 図1-38 ビオトープ事業の進め方



(ヴ) 環日本海地域の視点を踏まえた鳥 獣保護対策の充実

ロシア沿海地方との渡り鳥に関す る共同調査を実施しました。

#### ウ 第10次鳥獣保護事業計画の策定等

第9次鳥獣保護事業計画の満了に伴い、新たに第10次鳥獣保護事業計画を 策定しました。また、ニホンザル保護 管理計画についても、過去3年間の取 組みを踏まえ、改定を行いました。

#### エ 野生鳥獣とのあつれきの軽減

野生鳥獣と人とが同じ土地に共存していることから、人や農作物等に被害を与える鳥獣の捕獲は避けられない現状であり、18年度においても人への危害防止と農作物等の被害の軽減を図るため、鳥獣の捕獲を行いました。

また、18年度には、ツキノワグマにより9名の人身被害が発生しました。

クマによる人身被害の防止及び農林 業被害の軽減を図ることにより県民の 安全・安心な暮らしを確保するため、 被害防除対策を重点とする「富山県ツ キノワグマ保護管理指針」を策定しま した。

なお、ツキノワグマについては、安全対策を図る一方で、共生対策を進める必要があることから、適切な保護管理を行うために必要な生息数調査、行動域調査、生息環境調査を実施しました。

また、自然博物園「ねいの里」に野生鳥獣共生管理員を配置し、野生鳥獣 との共生に関する知識や理解について の普及啓発を行いました。

さらに、有害鳥獣捕獲の中心的な担い手となっている狩猟者の育成・確保のため、今後の方策について検討を行いました。

#### オ 狩猟の安全性確保

の 法令等による規制

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に 関する法律」に基づき、新たに狩猟 免許を取得しようとする者に試験を 実施し、18年度には28名が合格しま した。また、免許更新をしようとす る者を対象に講習会を開き、18年度 には709名が受講しました。

(イ) 狩猟事故、狩猟違反の防止 休猟区解除地等12か所を「安全狩 猟重点パトロール地域」として指定 し、重点パトロールを実施しました。 また、鳥獣保護区位置図等に学校区 域等を図示し、その周辺での安全狩 猟を徹底させるとともに、安全狩猟 推進のパンフレットを狩猟登録者全 員に配布しました。

#### カ 健全な内水面の生態系の保全

健全な内水面の生態系を保全し、持続的な利用を図るため、外来魚(オオクチバス、コクチバス、ブルーギル)の駆除とカワウの広域的な管理体制に基づいた取組みを推進しました。

## (3) 環境基本計画に掲げる目標

環境基本計画では、生物多様性の確保について、「生物多様性の保全及び野生生物と人との共生」を実現することを目標としています。

具体的には、現在の生息生物種を維持するとともに、希少野生動植物種及び絶滅危惧種の個体数の維持を図ることとしています。また、鳥獣保護区の特別保護地区を厳正に保全するとともに、自然環境保全地域の野生動植物保護地区を厳正に保全することとしています。

# 4 豊かで美しい森づくり

## (1) 森づくりの状況

県土の3分の2 (284千 ha) を占める森林は、多種多様な動植物の生息・生育環境として優れているばかりでなく、洪水や山崩れ、なだれなどの災害から県民の生命や財産を守り、また、そこから流れ出す豊かで清らかな水は、飲料水や農業・工業用水として利用されるとともに、豊かな水資源を育んでいます。一方では、森林浴やレクリエーションの場になるなど、私たちの心身や生活を豊かにしてくれるという一面も持っています。このように、とやまの森はこれら様々な公益的機能を発揮し、県民の生活と本県の産業を支えてきました。

また、図1-39及び図1-40のとおり、本 県の森林の69%(196千 ha)が土砂流出 防止や水源かん養のための保安林\*に指 定されており、保安林率は全国第一位と なっています。

なお、県内の森林の60%は、自然豊かな天然林となっていますが、かつて山村住民の生活とのかかわりの中で維持・管理されてきたいわゆる「里山」は、昭和30年代以降の生活様式の変化等により、人手が入らなくなったことで、かつての若く明るい林から徐々にその姿を変えつつあり、また、一部では放置された竹林

の拡大も見られます。このことは、景観 の悪化だけでなく、これまで生息・生育 していた明るい林に依存する動植物への 影響も懸念され、一方ではツキノワグマ などの大型動物が人里近くまで生息範囲 を広げる一因になっているとも言われて います。

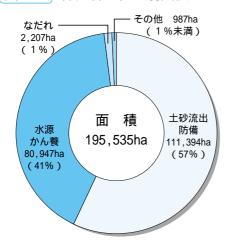
さらに、森林の19%にあたる53千 ha のスギを中心とした人工林では、その多くは、保育等の手入れが必要な林齢から材の利用が可能な林齢となってきていますが、木材価格の低迷による林業採算性の悪化や不在森林所有者の増加等により、手入れが行き届かない森林や利用されない森林が発生しています。このため、水土保全機能、温室効果ガス(二酸化炭素)吸収源としての働き、生物多様性の保全など森林の持つ公益的機能の低下や、雪害など気象害の発生が懸念されています。

# (2) 豊かで美しい森づくりの推進

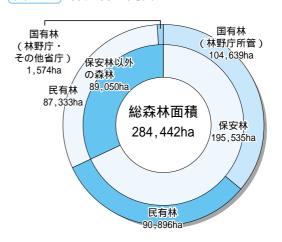
# ア 森林の保全・整備と県民参加による 森づくりの推進

県では、「富山県森林・林業新世紀ビジョン」に基づき、①健全で機能の高い森林づくり、②持続可能な森林経営の展開、③循環型社会に貢献する木材産業の振興、④技術開発と普及体制の

## 図1-39 保安林の種類別面積



# 図1-40 保安林の割合



\*保安林 ··· 水源のかん養など特定の公共目的を達成するために、森林法に基づき一定の制限が課せられている森林のことで、その指定目的により17種がある。

強化、⑤魅力ある山村づくりを基本方向として、各種施策を展開しました。

## の 森林の保全・整備の推進

「富山県森林・林業新世紀ビジョン」等に基づき、人工林での間伐の 推進や野生生物と人間との共生を目 指した里山整備などを実施しました。

(イ) 県民参加による森づくりの推進 県では、「とやまの森づくりサポートセンター」を通じた、森林ボラン ティア活動への支援や森林環境教育 活動などの体験活動、森づくり県民 フォーラム等を通じて、県民参加に よる森づくりを推進しました。

## イ 富山県森づくり条例の制定

16年に発生した、大規模な風雪害などの森林被害やツキノワグマの異常出没による人身被害は、県民に大きな影響を及ぼし、県民の森づくりに対する関心が高まりました。

このため、県では、とやまの森づくりについて、有識者の皆様による「とやま水と緑の森づくり検討会」や「とやまの森づくり推進方策・財源検討委員会」を現地検討も含め計9回開催するとともに、図1-41のような県民意識調査の実施や県民説明会も開催するなど、県民の意向も踏まえながら一年余にわたる検討を経て、「富山県森づくり条例」(公布・一部施行18年6月28日)を制定しました。

この条例は、森林の公益的機能を持続的に発揮させることにより、水と緑に恵まれた県土の形成および心豊かな県民生活の実現を図ることを目的として、森づくりの理念、基本計画の策定に加え、新たな施策の財源とする「水と緑の森づくり税」(施行19年4月1日)の導入などを盛り込んだ条例となっています。

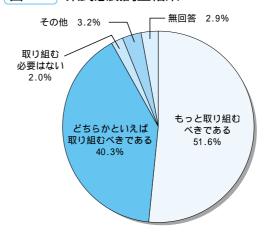
## ウ 富山県森づくりプランの策定

「富山県森づくり条例」に基づき、 森づくりを総合的かつ計画的に推進す るための「富山県森づくりプラン」を 18年10月3日に策定・公表しました。 このプランでは、県内の森林を、天然 林は「里山林」と「保全林」に、人工 林は「生産林」と「混交林」の合わせ て4区分にして多様な森づくりを目指 し、これを県民参加で推進することと しています。

森づくりの目標としては、28年度までの10年間で、新たな取組みによる森林整備面積を「里山林の整備」で2,000ha、「混交林の整備」で2,000haとしているほか、県民参加による森づくりの年間参加延べ人数も現在の約4倍の7,000人を目標としています。

また、この県プランは森林法に基づき策定される地域森林計画の基本的事項として位置付けたことから、森林を有する県内の市町においても、市町村森林整備計画を拡充した「市町村森づくりプラン」が策定されました。

### 図1-41 県民意識調査結果



【県民参加の森づくりの取組みについて】 県民意識調査では、回答者の91.9%が県民参加 による森づくりの必要性を認め、また、自らの参 加についても、すでに参加している人を含め 70.4%が前向きな回答をしている。

# 第5節快適な環境づくり

近年、生活水準の向上や余暇の増大に伴って、環境に対する県民のニーズも多様化してきており、単なる公害防止や自然環境の保全にとどまらず、清らかな水辺や豊かな緑、美しい街並みや歴史的雰囲気に満ちた落ち着いたたたずまいなど私たちの生活

にうるおいとやすらぎをもたらす、より質 の高い快適な環境が求められています。

また、身近な自然の価値を高め、日常生活、余暇活動等の様々な場の中で自然とふれあえる環境を形成することも求められています。

# 1 県土美化推進運動の展開

## (1) 県土美化推進運動の状況

県民の美化意識やモラルの高揚に努めるとともに、県土美化を促進し、うるおいとやすらぎのある住みよい郷土をつくるため、富山県県土美化推進県民会議が中心となり、「まちやむらを美しくする運動」、「川をきれいにする運動」、「山や海岸をきれいにする運動」、「空カンゼロ運動」が展開されたほか、「県民総参加によるごみゼロとやまキャンペーン」が行われ、県民一人一行動によるごみのない地域社会づくりが推進されました。

なお、この他にも、各主体が積極的に 清掃美化活動を推進しており、県におい ては、県管理道路における継続的・積極 的な美化推進を図るため、「道路愛護ボラ ンティア\*」活動が12市町村56団体の参 加により行われました。

また、県管理河川においては、「ふるさとリバーボランティア支援制度\*2」を活用して、河川愛護ボランティア団体(50団体登録)などにより、河川環境の美化保全等が行われました。

#### (2) 県土美化推進運動の推進

県土美化推進運動については、58年か

ら継続して実施してきた結果、一定の成果を上げているところであり、近年は地域の状況に応じたきめ細かな取組みが重要になってきています。このため、地域住民等が主体となり、継続的な清掃美化活動が期待できるアダプト・プログラム事業\*®を拡充し、地域住民と行政との協働体制づくりを推進しました。

18年度は7市119団体等が登録し、行政の後押しを受けながら、自らの判断で地域環境美化活動を進めました。その活動を通して地域への愛着心や美化意識、住民意識が高まり、さらにサインボードの設置等により、ポイ捨ての抑止効果にもつながっています。

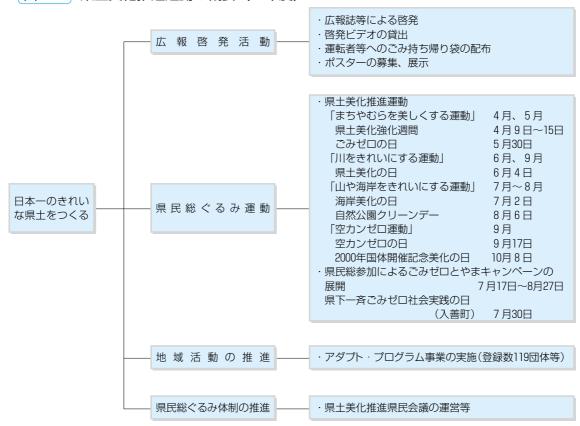
県土美化推進運動の概要は、図 1 -42の とおりです。

## (3) 環境基本計画に掲げる目標

環境基本計画では、快適な環境づくりについて、心地よい水辺環境の創造等を 実現することとしており、県土美化推進 運動の積極的な展開を図ることとしています。

- \* 1 道路愛護ボランティア制度 … 県管理道路において、歩道・路肩・植樹桝などの清掃・草むしり・水やり等のボランティア活動を継続的・積極的に行い、道路沿線の美化活動を推進する団体を、PR活動や関係機関との調整、保険の加入などにより支援する制度です。
- \*2 ふるさとリバーボランティア支援制度 ··· 県管理河川において、地域の住民や団体が行うさまざまな河川愛護ボランティア活動(堤防の草刈り、空き缶拾いや清掃等の美化活動、植栽等)を支援する制度です。
- \*3アダプト・プログラム事業 … アダプトとは「養子縁組」の意味で、ボランティア市民や地元企業が「里親」となり、河川や海岸等の一定区間を「養子」とみなして清掃美化活動を行い、回収したごみは行政が引き取るなど、市民と行政が二人三脚で協力しながら、継続的に活動を進めていく事業です。

# 図1-42 県土美化推進運動の概要(18年度)



# 2 心地よい水辺環境の創造

# (1) 水辺環境の状況

本県では、立山連峰などを源とする大小300余りの河川により、全国に誇る水辺環境が形成されています。これらの水辺環境は、豊かな情緒をはぐくむ場として、また、スポーツや憩いの場として活用されているほか、従来から漁業や観光など多様な産業活動の場としても活用されています。

なかでも、いわゆる名水として古くから引き継がれてきた湧水や河川を「とやまの名水」として選定しており、県民の日常生活の中で身近な場所として親しまれています。このうち、黒部川扇状地湧水群、からからないであるの霊水、立山玉殿の湧水及び瓜裂清水の4か所が、環境省の「全国名水百選」に選ばれており、これは全国でも最多となっています。

また、歴史や文化にすぐれた水環境の 維持保全に努め、水をいかしたまちづく りにすぐれた成果をあげている黒部市、 砺波市及び入善町が、国の「水の郷百選」 に選ばれています。

滝については、代表的な名瀑37か所を「とやまの滝」として選定しており、このうち、称名滝は「全国滝百選」にも選ばれています。

海岸については、松田江の長浜、雨晴海岸(いずれも能登半島国定公園)や宮崎・境海岸(朝日県立自然公園)が自然公園に指定され、「日本の渚・百選」にも選定されています。しかしながら、全般的には、富山湾特有の海岸侵食に対処するため、海岸延長に占める人工海岸の比率が高くなっています。

また、人々が直接触れることができる 個性ある水辺として環境省が18年5月に 選定した「快水浴場百選」に島尾及び宮崎・ 境海岸の2海水浴場が選ばれています。

近年、都市化の進展に伴い身近な自然 が失われつつある中で、川や海等は水と 緑の豊かな貴重な空間として、それぞれ の地域にあった環境整備や活用が一層求められており、また、水とのふれあいを取り戻し、水への関心を高めるためにも、 県民参加による良好な水辺環境づくりの推進に努めています。

# (2) 心地よい水辺環境の確保

個々の水辺に求められる本来の機能との整合を図りながら、クリーンウオーター計画に示す快適な環境に親しむ場としての水辺空間の創出、自然性の確保を図るため、次の施策を講じました。

- ・河川については、自然石を使った護岸 や堤防の植生等の河川整備に取り組み、 河川が本来有している植物の良好な生 息・生育環境や美しい自然景観に配慮 した多自然川づくりを推進しました。 また、親水型公園の整備を図るため、 ポートルネッサンス21計画を推進する とともに、富岩運河環水公園の整備を 行いました。
- ・海辺については、美しい海岸を守り、 さらに快適な環境づくりに配慮して、 自然海岸に近い景観を維持、回復する ため、構造物や工法等に工夫した海岸 整備を推進しました。

富山の水が持つ「きれいさ」や優れた水環境を広く紹介することを目的に追加選定した「とやまの名水」について、PR冊子の作成・配布などにより普及啓発しました。

「とやまの名水」の飲用に起因する健康被害の発生を防止するために、市町村が実施する水質検査に対する指導・助言や「とやまの名水」の衛生管理に関する調査研究を行いました。また、「とやまの名水ネットワーク協議会」を開催して、管理者、市町村等における情報交換を行い、衛生管理の技術向上を図るなど、「とやまの名水」を安心して利用できるよう衛生管理の徹底に努めました。

# (3) 環境基本計画に掲げる目標

環境基本計画では、心地よい水辺環境 の創造について、「清く豊かな水に恵まれ た富山」を実現することを目標としてい ます。

具体的には、周辺の景観と調和が図られ、水や緑、魚などの自然とふれあうことができ、散策できる憩いの場を確保することとしています。

# 3 里や街における豊かな緑の保全と創造

#### (1) 里や街における緑の状況

緑は、水源の涵養や大気の浄化、防災など、人や動物が共存していくうえで重要な機能を有しています。また、人々の心を和ませ、心身をリフレッシュさせる働きも持っており、緑は快適な環境を創造していくための貴重な資源となっています。

県では、代表的な森林60か所を「とやま森林浴の森」として選定しており、そのうち、立山の美女平と県民公園頼成の森は「全国森林浴の森百選」にも選ばれています。

また、都市公園は、都市と緑のオープンスペースとして、人々の心にうるおいとやすらぎを与えるとともに、スポーツ・

レクリエーションにも利用され、さらに 災害の防止や避難地ともなる施設です。

富山県が管理する都市公園には、置県 百年を記念して開園した太閤山ランドや 新港の森のほか、県庁前公園、総合運動 公園、五福公園、岩瀬スポーツ公園、常 願寺川公園、空港スポーツ緑地がありま す。さらに現在、富山駅北地区において 富岩運河環水公園の整備を推進していま す。

このほか、自然風致公園として頼成の 森、自然博物園「ねいの里」、野鳥の園が あります。

富山県内にある都市公園の総面積は、 18年度末で1,516.1haとなっており、都 市計画区域内人口1人当たりの都市公園 面積は14.09㎡と、全国平均の9.10㎡(17年度末現在)を大きく上回っています。

公共施設等の緑化の現況については、 18年度末において、県管理道路221.4km、 県立学校57.4ha、工場緑地539.3ha となっています。

県では、すぐれた県土を守り、自然との調和を図っていくため、多様な生物相に配慮しながら良好な緑の保全と創造に努めています。

# (2) 里や街における豊かな緑の確保

# ア 花と緑の新世紀プラン等の推進

花と緑の県づくりを推進するため、 花と緑の新世紀プラン及び全県域公園 化推進プランに基づき、次の施策を講 じました。

#### の 花と緑の推進

花と緑の銀行において次の施策等 を実施しました。

- ・家庭や地域における緑化を進める ために、花の苗や緑化木の配布を 行うとともに、グリーンキーパー (花と緑の指導員)を中心に取組 みを推進しました。
- ・花と緑のあふれるまちづくりを進めるため、「地域の緑づくり推進事業」、「地域の花づくり推進事業」、「花だより花壇維持管理事業」を実施しました。
- ・花と緑に親しむ機会を創出するため、フラワーグリーンバスの運行や、花と緑のフェスティバルを開催したほか、県内の花だより情報を提供しました。
- ・県民が親しみやすいドングリを通じて、自ら木の実を拾い、植え、育てるイベント「2006ドングリ集め in 頼成」を実施し、県民参加の植樹運動を展開しました。

#### (イ) うるおいのある環境づくり

街路樹整備を推進したほか、河川 沿いの並木及び渓流における砂防樹 林の保全や創出、堤防の裏面やがけ 地の緑化、海岸線の砂防林、防潮・ 防砂林の整備・保全を推進しました。

## イ 緩衝緑地の整備

空港や工業地域から発生する騒音や 大気汚染等の影響を緩和するため、緩 衝縁地を整備しました。このうち、新 港の森については、2000年国体を機に、 施設の改修や公衆便所の改築を行って おり、また、空港スポーツ緑地は、常 緑広葉樹を中心とした多層構造の植栽 が施されています。

#### ウ その他の対策

緑花推進県民会議や県土美化推進県 民会議の取組みにより、県民が主体と なって花と緑の県づくりの推進に努め ました。

### (3) 環境基本計画に掲げる目標

環境基本計画では、里や街における豊かな緑の保全と創造について、「豊かなみどりにつつまれた富山」を実現することを目標としています。

具体的には、緑の保全活動を進めると ともに、緑豊かな県土を整備することと しています。

環境基本計画に掲げる里や街における 豊かな緑の保全と創造に係る指標の達成 状況は、表 1-59のとおりです。

表1-59	里や街における豊かな緑の保全と創造に係る指標の達成状況
12(1 00	土「田にのける見りの豚ツ水土に同足に小る目はツ足がかか

指標の名称	指標の説明	   単位	現	状	目	標
拍信の石伽	11 15 り 就 明		年度	値	年度	値
グリーンキー パー数	花と緑の銀行により、 グリーンキーパーとし て登録された人数	人	18	1,632	22	1,300
都市公園面積	都市計画区域内人口 1 人当たりの面積	m²/人	18	14.09	22	約15
道路緑化延長	街路樹など樹木で緑化 した県管理道路の延長	km	18	221.4	22	230

# 4 うるおいある景観の保全と創造

# (1) 景観の状況

本県は、山、川、平野が一望できるまとまりのある地形の中に、雄大な立山連峰や緑豊かな砺波平野等の散村(散居)、水に彩られた富山湾や多くの河川・水路、歴史や文化が息づく伝統的な町並みなど、多様で個性豊かな景観が形成されています。

近年、ライフスタイルの多様化などに伴い、うるおいや安らぎを感じることができるゆとりある空間や調和のとれた景観がますます重視されてきています。

しかしながら、農村部における沿道立 地型の大型商業施設の進出、大規模な宅 地開発の進行、都市部における建築物の 高層化や大規模化、街路の拡幅整備など による町並みの変化、さらに、屋外広告 物の無秩序な設置や大型化など、景観を 取り巻く環境は大きく変化しています。

このようなことから、うるおいのある 景観づくりを総合的かつ計画的に推進す るため、14年9月に景観条例を制定し、 この条例に基づき、景観の保全及び創造 に関する施策を実施しています。

# (2) うるおいある景観の保全と創造ア 景観条例に基づく指導等

うるおいある景観づくりを全県的に 推進するため制定した景観条例の普及 啓発を進めるとともに、この条例に基 づき、開発事業等における景観への配 慮を推進しました。

#### イ 各種計画等に基づく施策

- の 地域ごとの目標に沿った景観整備 地域ごとの目標に沿った景観整備 を推進するため、ふるさと環境総合 整備ガイドライン、都市景観形成ガ イドライン、新とやまのみちBIG 作戦、河川環境管理基本計画等に基 づき、次の施策を講じました。
  - ・景観に配慮した多自然川づくりを めざし、広域基幹河川改修事業等 を推進しました。
  - ・自然景観と調和した海岸を形成するため、雨晴海岸について、エコ・ コースト事業を実施しました。
  - ・伏木富山港海岸において、ふるさ と海岸整備事業により、階段式護 岸と離岸堤を整備しました。
  - ・砂防事業の実施にあたっては、透 過型砂防えん堤の施工による渓流 の連続性の確保や渓流の安定化に よるうるおいのある自然景観の創 出など水と緑豊かな渓流づくりを 推進しました。
  - ・がけ崩れ対策の実施にあたっては、 斜面が有する優れた景観や自然環境を保全するとともに、切土斜面においては法枠内の緑化等を行い、 緑豊かな斜面空間の創出を推進しました。

- ・道路景観の向上、沿道景観の向上、 とやまらしいみちづくり、道路緑 化等をめざす「新とやまのみちB IG作戦」を推進しました。
- ・安全かつ円滑な道路の確保と景観 の整備等を図るため、オフイス街 や景観の優れた地域で無電柱化を 図りました。
- (イ) 農村等における景観の保全と創造 ・田園空間整備実施計画(となみ野) に基づき中核施設や地域拠点の整 備を実施しました。また、美しい 散居景観を保全するため、地域住 民が主体となる活動を関係団体・ 関係市と連携して行いました。さ らに、緑豊かな散居景観を保全・ 育成するため、散居景観保全事業 により、屋敷林の維持管理など、 住民の活動を支援しました。
  - ・棚田地域を含めた農村における農地等の有する県土の保全、水資源の涵養、景観の保全、伝統・文化の継承等の多面的機能の良好な発揮と集落の活性化を図ることを目的として、「富山県農村環境創造基金」を造成しており、棚田保全や集落共同活動の必要性等を啓発するため、棚田保全活動に対する都市住民の参加促進や棚田オーナー制等への活動支援、手づくり環境

整備への支援を実施しました。

・農山漁村地域において、自然景観の保全や農山漁村の持つ多面的機能の維持向上などを推進するため、自然文化や人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動(グリーン・ツーリズム)の普及啓発を図るとともに、市町村の取組みに対して支援しました。

## ウ 屋外広告物の規制

良好な景観の形成と風致の維持、公 衆への危害防止のため、屋外広告物規 制制度の普及啓発に努めました。

### エ 土地対策要綱等による対策

土地対策要綱等に基づき、大規模な 開発行為を行おうとする事業者に、開 発行為届出書の提出を求め、周辺の景 観との調和の観点等から必要な指導を 行いました。

#### (3) 環境基本計画に掲げる目標

環境基本計画では、うるおいある景観 の保全と創造について、「うるおいある景 観」を実現することを目標としています。 具体的には、うるおいある景観づくり を総合的かつ計画的に推進することとし ています。

# 5 歴史や文化をいかした街づくり

(1) 歴史や文化をいかした街づくりの状況 歴史や文化をいかした環境は、地域を とりまく自然的、社会的な背景を反映し、 うるおいややすらぎ、文化のかおりといった精神的な恵みを与えてくれることか ら、これを保全し創造することが求められています。

県内には、山、川、海、そして雪には ぐくまれた風土により、生活に根ざした 祭りや生活習慣が残されているほか、世 界遺産に登録されている五箇山の合掌造 り集落、国宝に指定されている瑞龍寺を はじめすぐれた史跡、名勝、天然記念物 等が数多くあります。

環境省では、地域のシンボルとなっている音の間こえる環境(音風景)を「日本の音風景百選」として認定しており、本県からは、富山市(旧八尾町)の「エンナカの水音とおわら風の盆」、立山町の「称名滝」、南砺市の「井波の木彫りの音」の3か所が選ばれています。

また、県では、自然や伝統産業など地域のシンボルとして親しまれ、将来残していきたい音風景50件を「とやまの音風

景 として認定しています。

さらに、環境省では、地域の自然・文化・ 生活に根ざした良好なかおりのある風景 100地点を「かおり風景百選」として認定 しており、県内からは、富山市の「富山 の和漢薬のかおり」、砺波市の「砺波平野 のチューリップ」、黒部市(旧宇奈月町)の 「黒部峡谷の原生林」の3件が選定され ています。

# (2) 歴史や文化をいかした街づくりの推進 ア ふるさと環境総合整備ガイドライン 等による対策

- ・ふるさと環境総合整備ガイドライン に基づき、県民と県、市町村が協力 して、歴史的文化的資産をいかした 街づくりを推進しました。
- ・市町村が実施するまちなみ保全環境 整備や景観整備等の優れた景観整備 事業に対して助成を行いました。
- ・市町村等が実施する史跡、名勝等の 積極的な活用を図ったいわゆる文化

生活水準の向上などに伴い、快適な生

財公園等に対して助成を行いました。

#### イ うるおい環境とやま賞

人々が心に「ゆとり」や「うるおい」を感じる建造物や施設等によって形成される景観で、地域の魅力やシンボルとなっているもの、地域住民等の創意工夫や努力によって魅力が創出されているもののうち、特にすぐれたものを「うるおい環境とやま賞」に選定してきました。

15年度からは、景観条例が施行されたことを受け、表彰対象を小規模な建造物や景観づくり活動にまで拡大し、景観づくりの取組みを幅広く表彰しています。

# (3) 環境基本計画に掲げる目標

環境基本計画では、歴史や文化をいか した街づくりについて、「富山らしさの感 じられる個性ある歴史的文化的環境」を 実現することを目標としています。

# 6 快適なトイレの推進

### (1) 快適トイレの状況

活環境に対するニーズも多様化してきて いるため、公共トイレ以外のトイレにつ いても、"いつでも、どこでも、だれでも、 安心して、快適に"利用できる、安らぎ ある「人間空間」であることが強く求め られています。さらに、バリアフリー等 の福祉面や省資源・省エネルギー等の環 境面、その他青少年教育、防災等の面に も配慮したトイレが必要となっています。 このようなことから、県では、快適ト イレ推進プラン(12年3月策定)におい て、快適なトイレの推進についての基本 的な考え方を示すとともに、市町村の公 共トイレ整備事業に対する助成やグッド トイレコンテストの実施、トイレセミナ 一の開催、「快適な公共トイレ設計・維持 管理マニュアルーの作成等により、快適 トイレの推進に努めてきたところであり、 県内各地で快適なトイレが整備されてきています。

快適トイレ推進プランの概要は、表 1-60のとおりです。

## (2) 快適トイレ推進プランの推進

快適トイレ推進プランに基づき、公共トイレに限らず、学校、山岳地、事業所等様々な場所(分野)に設置されているトイレを快適にするための総合的な取組みを推進しており、18年度は次の施策を講じました。

- ・きれいで利用しやすい快適なトイレの 整備促進を図るため、民間の山小屋事 業者が設置する環境に配慮したトイレ の整備に助成しました。
- ・NPOとの協働パイロット事業により 商業施設、公共交通機関における身障 者トイレの設置状況調査やトイレフォ ーラムの開催、ガイドブックの作成を

行いました。

# 表1-60 快適トイレ推進プランの概要

基本目標	"いつでも、どこでも、だれでも、安心して、快適に"利用できる、"環境に配慮した"トイレの推進
対象施設	公共トイレ、学校のトイレ、山岳地のトイレ、事業所のトイレ、家庭のトイレ、工 事現場などの仮設のトイレ
配慮指針	<ul> <li>・快適性の向上</li> <li>・環境への配慮</li> <li>・バリアフリーからユニバーサルデザインへ (可能な限りすべての人が便利に、快適に利用できるための配慮)</li> <li>・災害時の備え</li> <li>・適切な維持管理</li> <li>・利用マナーの教育・啓発</li> </ul>
推進施策	<ul> <li>普及啓発の推進</li> <li>・研修会等の開催</li> <li>・グッドトイレコンテスト等の実施</li> <li>・クリーンキャンペーン等の実施</li> <li>財政的な支援等</li> <li>・市町村等に対する支援</li> <li>・山岳地トイレに対する支援</li> <li>調査研究</li> <li>・「準公共トイレ」制度の創設</li> <li>・チップ制又は有料制の導入</li> </ul>

# (3) 環境基本計画に掲げる目標

環境基本計画では、快適なトイレの推進について、「いつでも、どこでも、だれでも、安心して、快適に利用できる環境に配慮したトイレ」を実現することを目標としています。

具体的には、快適で環境に配慮したトイレ整備を推進することとしています。

# 第16節地球環境の保全への行動と積極的貢献

地球環境問題\*は人類共通の最重要課題の一つとなっており、県民の日常生活や通常の事業活動に伴う資源やエネルギーの消費に深くかかわっていることから、県民や事業者等による積極的な行動が求められるとともに、地方公共団体による地域の実情に応じた施策の展開が期待されています。

本県は、日本のほぼ中央に位置し、古く

から環日本海諸国と交流してきた歴史があり、また、産業の集積や交通網の整備が進んでおり、このような条件を活かして、環日本海諸国との様々な交流や国際協力に取り組んできています。今後とも、「世界に開かれ貢献する富山」の実現を目指し、環日本海地域の環境の保全と創造に積極的に貢献することにしています。

# 1 地球環境保全行動計画の推進

# (1) 地球環境保全行動計画の推進

地球環境問題は、県民の日常生活や通常の事業活動における資源やエネルギーの消費と密接な関係があり、「地球規模で考え、足元から行動する」という考え方に立って、社会を構成するあらゆる主体が各々の役割に応じて自主的に環境保全に資するよう行動する必要があります。このため、10年3月に策定した地球環境保全行動計画(以下「地球にやさしいとやまプラン」という。)等に基づき、環境に配慮したライフスタイルの形成や事業活動の展開を促す各種施策を推進しているほか、地球環境保全に関する情報を体

系的に県民に提供する「とやま地球環境ポータルサイト」(http://www.pref. toyama.jp/sections/1705/earth/)を開設しました。

地球にやさしいとやまプランの概要は、表 1-61のとおりです。

## (2) 環境基本計画に掲げる目標

環境基本計画では、地球環境保全行動計画の推進について、「地球にやさしい行動の実践」を目標としています。

具体的には、地球環境保全のための行動を推進することとしています。

#### 表1-61 地球にやさしいとやまプランの概要

県民、事業者、 行 政 の 役 割	県 民環境にやさしいライフスタイルの形成 事業者環境にやさしい事業活動の展開 行 政環境にやさしい地域づくりの推進
具体的な行動	<ul> <li>・省エネルギー及びエネルギーの有効利用</li> <li>・省資源やリサイクルの推進</li> <li>・環境に配慮した自動車の利用と交通対策</li> <li>・フロン等の対策</li> <li>・自然環境の保全と緑の創出</li> <li>・身近な水環境や海洋環境の保全</li> <li>・環境に配慮した企業活動</li> <li>・調査研究等の推進</li> <li>・国際協力の推進</li> </ul>
行動計画の推進	<ul><li>・普及・啓発と地域の環境保全活動の推進</li><li>・県民や事業者の行動の支援、誘導</li><li>・行政の率先実行</li><li>・県民、事業者、県、市町村、各種団体等の協力体制の整備</li><li>・計画の点検と見直し</li></ul>

\*地球環境問題・・・地球全体又はその広範な範囲の環境に影響を及ぼす問題で、具体的には地球温暖化、オゾン層の破壊、海洋の汚染、野生生物の種の減少、有害廃棄物の越境移動に伴う環境汚染、酸性雨、砂漠化、森林(特に熱帯雨林)の減少等が挙げられます。

# 2 地球環境の保全のための対策の推進

#### (1) 地球環境問題の状況

地球温暖化は、地表から放射された熱を吸収し、再び地表に放射して温度を上昇させる効果をもつ二酸化炭素(CO2)等の温室効果ガス\*1が、近年の人間活動の拡大に伴って大量に排出されることにより起こるといわれています。地球温暖化により、海面水位の上昇、異常気象の頻発化、健康、生態系、食糧生産への悪影響が懸念されています。

県内の温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算)は、図1-43のとおり2年度は12,316千t-CO₂/年、16年度は13,032千t-CO₂/年と5.8%増加しており、部門別の排出量では、ライフスタイルの変化等を背景に民生家庭部門及び民生業務部門を中心に増加しています。また、主要な温室効果ガスである二酸化炭素の県内における排出量は、2年度は11,630千t-CO₂/年、16年度は12,496千t-CO₂/年と7.4%増加しています。16年度の二酸化炭素排出量は、全国の1.0%に相当し、県民一人当たりでは11.2t-CO₂でした。

一方、本県は、森林が多く緑が豊かな ことから、植物により相当量の二酸化炭 素が吸収されていると見込まれています。

しかしながら、二酸化炭素は、人間活動のあらゆる場面において排出されており、その削減に当たっては、現代の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムの変革に向けた取組みが必要です。また、その他の温室効果ガスであるメタン、一酸化二窒素、代替フロンについても、それぞれの排出実態を踏まえた対

策が必要です。

オゾン層の破壊は、日常生活や事業活動により大気中に放出されたフロン\*\*によって引き起こされます。オゾン層は地球を取り巻く成層圏に存在し、有害な紫外線から地球上の生物を守っており、破壊が進んだ場合、皮膚がんの増加等が懸念されています。フロンの生産量及び輸入量は、法令等により段階的に削減されていますが、冷蔵庫等に充填されている過去に生産されたフロンの大気中への放出を防止する必要があります。

酸性雨は、硫黄酸化物や窒素酸化物が 雲粒に取り込まれるため発生する酸性の 度合いが強い雨で、地域や国境を越えて その影響が及ぶといわれています。県内 の雨水の酸性度については、61年度以降、 pH\*3の年平均は4.5~5.1の範囲で推移 しています。

黄砂は、我が国では主に3月から5月にかけて西日本や日本海側で観測されることが多く、近年、回数が増加する傾向にあります。黄砂は植物や交通機関等に影響を及ぼすほか、呼吸器疾患等の健康への影響の可能性が指摘されており、その実態を解明する必要があります。

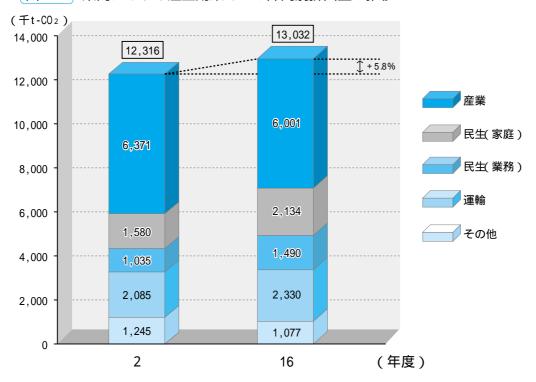
# (2) 地球環境の保全対策

#### ア 地球温暖化対策

の 地球温暖化対策推進計画の推進 地球温暖化対策を地域レベルで計 画的かつ体系的に推進するため、16 年3月に地球温暖化対策推進計画 (以下「とやま温暖化ストップ計画)

- \* 1温室効果ガス … 太陽からの熱を地球に封じ込め、地表の温度を上昇させる働きのあるガスで、17年2月に発効した気候変動枠組条約京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)及び六ふっ化硫黄の6種類を対象として定めています。このうち、地球温暖化への直接的な寄与は、二酸化炭素が最も大きくなっています。
- \*2プロン ··· 塩素、ふっ素、炭素及び水素を含む化合物で、太陽からの有害な紫外線を吸収するオゾン層の破壊の 原因物質です。
- \*3 pH … 水素イオン濃度指数のことで、7 は中性、これより小さいものは酸性、大きいものはアルカリ性です。 なお、雨水は大気中の二酸化炭素を吸収し、大気が酸性物質に汚染されていなくても弱い酸性を示すため、一般 的には pH5.6以下の場合を酸性雨といいます。

# 図1-43 県内における温室効果ガスの部門別排出量の推移



	区分	2 年	F 度	16 年	F 度	増加率(%)
		排出量	割合 (%)	排出量	割合 (%)	垣加卒(70)
産	業	6,371	51.7	6,001	46.0	-5.8
民	生(家庭)	1,580	12.8	2,134	16.4	35.1
民	生(業務)	1,035	8.4	1,490	11.4	44.0
運	輸	2,085	16.9	2,330	17.9	11.8
そ	の他	1,245	10.1	1,077	8.3	<b>-13.5</b>
合	計	12,316	100	13,032	100	5.8

※四捨五入により、割合(%)の合計は一致しない場合がある。

※その他:エネルギー転換部門、廃棄物部門、フロン類部門、水道供給部門(二酸化炭素)、農業部門 (メタン、一酸化二窒素)、笑気ガス(一酸化二窒素)

という。)を策定しました。この計画では、温室効果ガス排出量の削減目標や削減対策、県民、事業者及び行政が取り組むべき具体的な行動指針を明らかにしており、この計画に基づき、県民、事業者及び行政が連携協力して、各種対策に取り組んでいます。

とやま温暖化ストップ計画の概要は、表 1-62のとおりです。

(イ) 地球温暖化対策の推進 地球温暖化を防止するため、とや ま温暖化ストップ計画等に基づき、 以下の対策を推進しました。 ・ 家庭における地球温暖化対策を 推進するため、環境家計簿や省エ ネルギー機器等を活用し、CO2削 減を競い合う県民参加型のモデル 事業として「とやまエコ・メイト 事業」を実施しました。

また、10歳の児童が中心となって、10項目の地球温暖化対策を10週間、家族とともに取り組む「とやま環境チャレンジ10事業」を全市町村の48校で実施しました。

· 家電製品のエネルギー消費効率、 販売価格及び電気代をラベルに明 示し、エネルギー消費効率に優れ

#### 表1-62 とやま温暖化ストップ計画の概要

計画の目標	2010年度の温室効果ガス排出量を1990年度の排出量から6%削減
対 象 物 質	京都議定書で定められた以下の 6 物質
対 象 地 域	県内全域
計画の推進施策	①排出削減対策 産業部門、民生(家庭)部門、民生(業務)部門、運輸部門、廃棄物部門 及び農業部門における対策、エネルギー対策 ②吸収源対策 森林整備、都市緑化、木材資源の利用 ③普及啓発等 普及啓発、調査研究、率先実行、国際協力
主体別の具体的 な 行 動 指 針	温室効果ガスは、県民の日常生活や事業活動などのあらゆる場面において排出されていることから、県民、事業者及び行政の行動指針を示しています。 ※具体的な行動指針については、表 1 -63のとおり
計画の推進体制 及び進行管理	県民、事業者及び行政が連携協力しながら、それぞれの立場において対策に取り組むこととします。 国は段階的に必要な対策を実施していくことから、国の対策を十分に勘案するとともに、県内の温室効果ガス排出状況等を評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。

# 表1-63 主体別の具体的な行動指針

県		<ul><li>① ライフスタイルの見直し</li><li>③ 住宅の省エネルギー化等の推進</li><li>⑤ エコドライブの推進</li></ul>	<ul><li>2</li><li>4</li><li>6</li></ul>	省エネルギー機器等の導入 公共交通機関の利用 低公害車の導入 等
事業		<ul><li>① 省エネルギー型事業活動の推進</li><li>③ 低公害車の導入</li><li>⑤ フロン回収の推進</li></ul>	<ul><li>2</li><li>4</li><li>6</li></ul>	エコドライブの推進 廃棄物の減量化・リサイクルの推進 新エネルギーの利用 等
行』	^	<ul><li>① ライフスタイルの見直し</li><li>③ 省エネルギー型事業活動の推進</li><li>⑤ エコドライブの推進</li></ul>	② ④ ⑥	住宅の省エネルギー化等の推進 公共交通機関の利用 低公害車の導入 等

た家電製品の普及拡大を図る「と やま CO₂削減ラベルキャンペーン」を家電製品販売店と連携して 実施しました。

・中小企業向けの環境マネジメントシステム「エコアクション21」の普及拡大を図るため、「エコアクション21自治体イニシャティブ・プログラム」(多くの事業者が一斉に「エコアクション21」の認証取得を目指す事業)を実施するとともに、ESCO事業(省エネルギー支援サービス事業)等の導入を促進するため、セミナーを開催しました。

- ・ 事業者の地球温暖化に対する取組み意欲の増進や取組みの環の拡大を図るため、事業者の取組内容を県に登録するとともに、ホームページ等で広く県民に紹介する「とやまストップ温暖化トライアル事業」を実施しました。
- ・ 過度のマイカー利用から、徒歩、 自転車、公共交通機関への利用転換を図るため、16年3月に策定した地域交通ビジョンに基づき各種施策を推進しており、交通事業者の協力も得て、県内では4回目となる「県・市町村統一ノーマイカーデー」を実施しました。

また、鉄軌道の設備整備やバス 路線の運行維持等を支援するなど、 公共交通の維持活性化・利用促進 に向けた取組みを推進しました。

近年の物流環境の変化を踏まえ、本県の拠点性向上を目指すと同時に、効率的で環境にやさしい物流への取組みを推進するため、「とやま物流戦略」を策定しました。

地球温暖化防止等の面で優れている低公害車や太陽光発電システムの普及を図るため、バス事業者による低公害車の導入や一般住宅における太陽光発電システムの導入に対して助成しました。

・ 二酸化炭素の吸収源になる森林 の保全や緑化を推進しました。

道路の主要な渋滞ポイントを解消することにより、自動車等のCO₂排出量の削減を図るため、バイパスや環状道路の整備など交通円滑化対策を行いました。

・環境省では、地球温暖化防止のための普及啓発イベントとして、夏至の日を中心に全国のライトアップ施設や家庭に対して一斉消灯を呼びかける CO』削減/ライトダウンキャンペーン「ブラックイルミネーション2006」を実施し、県においても、県民、事業者に協力を呼びかけ、142のライトアップ施設で一斉消灯が行われました。

・ 地球温暖化対策に関する普及啓発を図るため、富山県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、地球温暖化防止県民大会を18年12月に開催するとともに、同センターが実施した省エネ住宅キャンペーン事業に協力しました。

地域において地球温暖化に関して住民への普及啓発、調査、指導及び助言等を行う地球温暖化防止活動推進員の活動を支援しました。
地域に根ざした地球温暖化対策

地域に根ざした地球温暖化対策 を推進するため、魚津市、小矢部 市及び射水市が設立した地球温暖 化対策地域協議会を支援しました。 とやま温暖化ストップ計画の総 合的かつ効果的な推進を図るため、 県民、事業者及び行政の代表で構 成する「富山県地球温暖化対策推 進会議」を開催し、地球温暖化対 策の取組状況等について意見交換 等を行いました。

(ウ) 省資源・省エネルギーの推進 温室効果ガスの部門別の排出量は 民生家庭部門及び民生業務部門を中 心に増加しており、これらの部門に おいて省資源・省エネルギーの取組 みを推進していくことが必要です。

このため、県では県民生活部門を 中心に、県民に対する普及啓発活動 を行うなど省資源・省エネルギー運 動を推進しています。

また、新エネルギーについては、 導入のための指針を策定し、普及啓 発や公有施設への導入を図るととも に、技術開発を支援しました。

# イ オゾン層の保護対策

オゾン層を保護するためには、オゾン層を破壊するフロン等の使用を削減するとともに、大気中への放出を抑制する必要があります。

このため、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(以下「フロン回収・破壊法」という。)により、フロン類が使用されている業務用冷凍空調機器の廃棄の際に、フロン回収を行う専門業者の登録等を行うとともに、立入検査を実施しました。また、「フロン回収推進連絡会議」において、フロン回収の推進について情報交換等を行いました。

18年度末における第一種フロン類回収業の登録者数は177となっています。また、17年度における業務用冷凍空調機器及びカーエアコンからのフロン類の回収状況は、表1-64のとおりです。

### ウ 酸性雨対策

酸性雨については、引き続き雨水や 湖沼、森林のモニタリング、生成に関 する調査研究を進めました。雨水(降 雪を含む。)及び湖沼等の pH 等につい ての調査結果は、次のとおりです。

## (7) 雨水

#### Hq·

1週間降雨毎(自動採取法)の 測定値は、射水市では3.8~6.1(平 均4.5)、富山市では3.9~5.6(平均 4.7)と、全国の調査結果と同程度 であり、射水市での経年変化につ いては、例年と比べて大きな変動 はありませんでした。

#### ・イオン成分降下量

調査結果は表 1-65のとおりです。このうち主な項目について月別の降下量の推移をみると、季節風が吹き、大陸からの影響が強い

といわれている秋期から冬期及び 春期にかけて高い傾向がみられま した。

また、主な項目の経年変化については、例年に比べて大きな変動はありませんでした。

## (イ) 湖沼

縄ヶ池(南砺市)での調査結果は、表 1-66のとおり、pH については、 $6.3\sim6.8$ 、アルカリ度については  $0.36\sim0.43$ meq/ $\ell$ でした。また、pH 及びアルカリ度の経年変化については、例年と比べて大きな変動はありませんでした。

# け その他の関連調査

森林地4地点(富山市、魚津市、 南砺市、小矢部市)で、雨水のpH を調査したところ、年平均値は4.6 ~4.9の範囲であり、森林地以外の地域とほぼ同程度でした。

# |表1-64||フロン類の回収量(17年度)

フロン類	業務用冷凍空調機器	カーエアコン
CFC	2,251	220
HCFC	11,908	_
HFC	327	454

#### 表1-65 イオン成分降下量調査結果(18年度)

(meq/m²/年)

(単位:kg)

区分	SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup>	nss-SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup>	NO <sub>3</sub> -	CI -	H+	NH <sub>4</sub> <sup>+</sup>	Ca <sup>2+</sup>	Mg <sup>2+</sup>	K +	Na +
射水市	107	78	51	271	71	53	40	58	8.2	241
富山市	67	60	31	69	44	31	13	17	3.1	58

注 nss-SO4<sup>2-</sup>(nss とは nonseasalt の略)は、海洋に由来しない成分、すなわち陸上由来の硫酸イオン降下量を表します。

# 表1-66 湖沼調査結果(18年度)

項目		ก⊔	アルカリ度			成	分	濃	度(	$mg/\mathcal{Q}$ )		
沼名	沼名		(meq∕ℓ)	SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup>	NO <sub>3</sub> -	CI -	$NH_4^+$	Ca <sup>2+</sup>	Mg <sup>2+</sup>	K +	Na +	T-AI
縄ケ	最大	6.8	0.43	1.4	0.3	3.9	0.4	5.5	1.1	0.39	3.9	0.36
池	最小	6.3	0.36	1.0	<0.1	3.1	<0.1	4.8	1.0	0.31	3.4	0.06

#### 工 黄砂対策

黄砂の実態を解明するため、立山町の室堂平、富山市のらいちょうバレースキー場山頂駅傍に設置した立山黄砂酸性雨観測局及び射水市で標高別に黄砂成分等について調査を行いました。

また、環境省が環境科学センターに設置した黄砂観測装置(ライダーモニタリングシステム)により地上から上空数kmに渡り、黄砂の鉛直分布等をリアルタイムで観測するなど、県内への黄砂の飛来状況の把握に努めています。

#### (3) 環境基本計画に掲げる目標

環境基本計画では、地球環境の保全のための対策の推進について、「地球環境を保全するための富山の取組みの推進」を目標としています。

具体的には、温室効果ガスの排出を削減するとともに、二酸化炭素吸収源としての森林の整備・保全と木材の循環利用を進めることとしています。また、フロン類の回収・処理を推進するとともに、酸性雨や黄砂の調査研究を進めることとしています。

環境基本計画に掲げる地球環境保全のための対策の推進に係る指標の達成状況は、表 1-67のとおりです。

#### 表1-67 地球環境の保全のための対策の推進に係る指標の達成状況

指標の名称	指標の説明	単位	現	状	目	標
拍除の石物	拍 惊 り 武 明		年度	値	年度	値
温室効果ガスの排出 量の削減	京都議定書に定められた 温室効果ガス全体の富山 県全域からの排出量 (CO <sub>2</sub> 換算)の対2年度 <sup>(注)</sup> 削減率	%	16	5.8% 増加	22	6 % 削減

注 一部の温室効果ガスについては7年度比

# 3 環日本海地域の環境保全と国際環境協力

# (1) 環日本海地域の環境保全と国際環境協力の状況

日本海は、沿岸諸国にとって、様々な 恩恵をもたらす共有財産であり、その海 洋環境を保全するためには、沿岸の諸国、 地域が連携協力し、国際的な取組みを推 進していく必要があります。

また、環日本海地域では工業化の発展 や都市部への人口集中、漁業、海上交通 などの海域利用の拡大などが見込まれて おり、閉鎖性海域である日本海の海洋環 境への深刻な影響が懸念されています。

このため、県では、9年4月に任意団体として環日本海環境協力センターを設立し、対岸地域の環境情報の収集や国際

会議の開催等の事業を実施しました。これらの実績が評価され、10年9月に政府所管の公益法人として関環日本海環境協力センター(NPEC\*)の設立が許可され、環日本海地域の環境保全に関する交流推進事業、調査研究事業等を実施してきています。

# (2) 環日本海地域の環境保全と国際環境協力の推進

NPECと連携し、次の環境保全に関する交流推進、調査研究及び施策支援の各事業を推進しました。

・本県が11年7月からコーディネート自 治体を務める「北東アジア地域自治体

連合環境分科委員会」を運営し、環日本海地域の環境保全についての情報交換や自治体間での環境協力事業についての検討を行いました。

- ・青少年の環日本海地域を視野に入れた 環境意識の醸成を図るため、18年8月 にロシア沿海地方で「北東アジア青少 年環境シンポジウム2006」を開催しま した。
- ・中国遼寧省に職員を派遣し、環境協力 事業についての協議や環境の状況等に ついての情報交換を行いました。
- ・環日本海地域の環境保全の基礎資料とするとともに、地域住民の環境保全意識の醸成を図ることを目的に、日本、中国、韓国及びロシアの自治体やNGOの参加を得て、日本海及び黄海の海辺の漂着物調査を引き続き実施しました。

また、19年2月に海辺の漂着物調査

- 検討会を開催し、調査参加自治体間で 情報交換を行いました。
- ・ロシア沿海地方と渡り鳥に関する共同 調査や中国遼寧省との水質環境に関す る共同調査研究を引き続き実施しまし た。

## (3) 環境基本計画に掲げる目標

環境基本計画では、環日本海地域の環境保全と国際環境協力について、「環境分野で世界に開かれ貢献する富山」を実現することを目標としています。

具体的には、環日本海地域における環境保全と国際協力を推進するとともに、NOWPAP\*\*の推進を支援することとしています。

環境基本計画に掲げる環日本海地域の 環境保全と国際環境協力に係る指標の達 成状況は、表 1-68のとおりです。

# 表1-68 環日本海地域の環境保全と国際環境協力に係る指標の達成状況

指標の名称	指標の説明	単位	現	状	目	標
拍除り右帆	拍除の就明		年度	値	年度	値
環境協力業務に携わる技術員の研修交流 人数	環日本海地域との環境技 術研修を目的とした交流 人数	人	18	69	22	40

# 4 北西太平洋行動計画(NOWPAP)の推進

# (1) NOWPAPの実施状況

国連環境計画(UNEP\*²)は、閉鎖性海域の環境保全がきわめて重要であることから、閉鎖性海域の沿岸国が海洋環境の保全、海洋汚染緊急時への対応などについて「地域海行動計画」を策定することを提唱しています。

NOWPAPは、日本海及び黄海を対象とした地域海行動計画であり、日本、

中国、韓国及びロシアの4か国により6年に採択されました。

NOWPAPの活動方針は、年1回参加国の代表者が出席して開催される政府間会合において決定されており、11年4月、北京で開催された第4回政府間会合においては、NPECがNOWPAPの特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター(CEARAC\*3)に指定さ

- \* 1 N O W P A P · · · 北西太平洋行動計画の英語表記 Northwest Pacific Action Plan の略称です。
- \* 2 UNEP ··· 国連環境計画の英語表記 United Nations Environment Programme の略称です。
- \* 3 C E A R A C … 特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センターの英語表記 Special Monitoring and Coastal Environmental Assessment Regional Activity Centre の略称です。

れ、国際的な役割を担っていくことになりました。18年7月には、専門家等が出席して、NOWPAPワーキンググループ3(赤潮/HAB\*1)・4(リモートセンシング\*2)会議が富山市で開催され、2006~2007年の活動計画等について議論されました。

一方、NOWPAPの活動の連絡調整等を担う地域調整部(RCU\*3)については、12年12月に東京で開催された第6回政府間会合において、富山市と韓国の釜山市に共同設置することが合意され、16年11月1日にRCU富山事務所が開所しました。

また、19年3月には、富山市において 第2回NOWPAP海洋ごみワークショップが開催され、海洋ごみ対策に関する 優良事例の情報交換、効果的な対応策に ついて議論が行われるとともに、第2回 海洋ごみ専門家会合がRCUの主催で開催されました。

#### (2) NOWPAPの推進

NOWPAPのCEARACとして指定されたNPECと連携し、環境省の支援のもとに、次のNOWPAP推進事業を実施しました。

・赤潮を含む有害藻類の異常繁殖に関す る取組み等を推進するため、赤潮/H

- ABの現状やモニタリング、評価手法についての情報交換や今後の活動の進め方等について助言を得るため、調査検討委員会を開催しました。
- ・リモートセンシングによる海洋環境モニタリング手法の開発を推進するため、 富山湾をモデル海域としてモニタリング手法に関する調査研究を行う「富山湾プロジェクト」を実施しました。
- ・NOWPAP地域における海洋環境モニタリングや赤潮発生を指標とした沿岸環境評価に活用することを目的に、リモートセンシング技術についての最新の知見を共有するための国際ワークショップを開催したほか、リモートセンシングに関する今後の助言を得るため、調査検討委員会を開催しました。
- ・環境科学センターに設置された「環日本海環境ウォッチシステム」により、 衛星から受信した海洋環境データを解析し、NOWPAP関係国を含む国内 外に発信しました。

#### (3) 環境基本計画に掲げる目標

環境基本計画では、環日本海地域の環境保全と国際環境協力について、「環境分野で世界に開かれ貢献する富山」を実現するため、NOWPAPの推進を支援することとしています。

# 5 日本海学の推進

## (1) 日本海学の概要

環日本海地域は、21世紀に大きく発展する可能性を有している一方で、急激な近代化・工業化や人口の集中により、国境を越えた環境破壊、生態系の崩壊が懸念されています。

こうしたなか、県では、環日本海地域の 21世紀における持続的発展を可能とする ためには、環日本海地域が抱える問題を トータルに据え直し、今後のあり方を探っていくことが重要であるとの認識のも と、「日本海学」の確立を提唱しています。

日本海学は、日本海及び環日本海地域 の過去・現在・未来にわたる人間と自然 のかかわり、地域間の人間と人間のかか わりについて、総合学として学際的に調

- \* 1 H A B … 有害藻類の異常繁殖 (Harmful Algal Blooms) の略。
- \*2リモートセンシング ··· 人工衛星や航空機等に搭載されたセンサーによって、電波や光等の電磁波の状況を測定し、地表や海面等の状態を広範囲にわたって直接触れることなく調査する方法です。
- \*3 R C U … 地域調整部の英語表記 Regional Coordinating Unit の略称です。

査研究するものです。①環日本海自然環境、②環日本海交流、③環日本海文化、 ④環日本海の危機と共生、という4つの 研究対象分野で構成されており、「循環」、 「共生」、「海」の3つの視点より調査研 究が進められています。

日本海学の取組みは、環日本海地域の様々な危機を回避し、持続的な発展に向けた環境との共生をめざすものであり、県では、21世紀の諸問題への提言を環日本海地域から世界に発信することをめざし、日本海学を推進していくことにしています。

## (2) 日本海学の推進

18年度は、つながる環境をテーマとして、日本海における海と里山のつながりに関する論考等を収録した日本海学の普及書「日本海学の新世紀・第7集 つながる環境 海・里・山」を発刊しました。また、日本海学推進機構との共催で、「海から見つめる環境」をテーマとした日本海学シンポジウムを開催するとともに、東京大学海洋研究所との共催で日本海と富山湾の最新情報に関するセミナーを開催しました。

#### (3) 環境基本計画に掲げる目標

環境基本計画では、環日本海地域の環境保全と国際環境協力について、「環境分野で世界に開かれ貢献する富山」を実現するため、日本海学の推進等を通じて、環日本海地域における環境保全と国際協力を推進することとしています。

# 第 7 節 環境の保全及び創造に向けたみんなの行動

健やかに暮らせる良好な環境、環境にやさしい循環型・脱温暖化社会、そして自然と共生したうるおいのある環境などを実現するためには、行政のみならず、県民、事業者が適切な役割分担のもと、自主的かつ積極的に環境にやさしい行動に取り組むことが必要です。そのためには、環境への理解を深め、環境を保全する意識の高揚を図るとともに、県民や事業者の活動を支援す

る仕組みを構築することが重要です。

県では、環境の保全及び創造に向け、みんなが環境にやさしい行動をする社会の実現をめざして取り組んでいます。

また、県は、事業者や消費者としての側面を持っており、県民、事業者、市町村の自主的な行動を促すためのモデルとなるよう、環境に配慮した事業活動の率先実行に努めています。

# 1 環境保全活動へのみんなの参加

## (1) 環境保全活動の状況

県民、事業者、行政が一体となって、 地域に根ざした環境保全活動を推進する ための拠点として設立された「財団法人 とやま環境財団」では、環境意識の高揚 や環境保全に関する知識の普及、環境保 全活動の支援等を目的として、表 1-69の とおり、各種事業を行っています。

一方、事業者においては、経営管理の 一環として、ISO14001やエコアクショ ン21等の環境マネジメントシステムを導入する等環境保全への自主的取組みが進みつつあります。

このほか、特定工場においては、公害 防止組織の整備に関する法律に基づき、 公害防止統括者、公害防止主任管理者、 公害防止管理者を選任し、公害防止体制 の整備を図ることになっており、18年度 末現在で公害防止統括者224人、公害防止 主任管理者18人、公害防止管理者400人が

# |表1-69| 劇とやま環境財団の主要事業の概要(18年度)

協働推進事業	・県民・企業・市町村との環境ネットワークの推進 ・機関紙・ホームページ・メールマガジンによる地域の活動情報 の発信 ・県土美化推進県民会議の運営やごみゼロ推進県民大会の開催に よる県民運動の促進 ・エコライフスタイルの推進 など				
環境保全活動支援事業	・地域リーダー、環境NPO向け研修会の開催 ・「環境関係法規の手引き」の発行 ・環境保全推進団体の活動費助成 など				
環境教育推進事業	・こどもエコクラブの育成 ・とやまエコ・メイト事業及びとやま環境チャレンジ10の実施 ・「環境に関する出前講座」の実施 ・ナチュラリストによる自然解説等の実施 など				
相談・調査事業	・環境保全相談員による相談 ・県民に対するアンケート調査の実施 など				
普及·啓発事業	・ごみゼロ・リサイクル推進ポスター等の募集、展示、作成 ・とやま環境フェア2006の開催 など				
地球温暖化防止活動推進センター事業	・地球温暖化防止活動推進員の活動支援、研修会の開催 ・地球温暖化防止活動推進アドバイザーの設置 ・地球温暖化防止県民大会の開催 など				
エコアクション21地域事務 局事業	・エコアクション21の認証・登録 ・エコアクション21制度の普及啓発など ・エコアクション21自治体イニシャティブ・プログラム実施 など				

選仟されています。

また、環境保全活動に関心のある県民 が情報を交換し、活動の推進やレベルの 向上を図るため、環境保全活動を各地域 で普及し推進する環境保全活動推進員を 中心として「環境ネットワークとやま」 が設立され、交流が図られています。

さらに、県公共交通利用促進協議会が、 県民にマイカー自粛を呼びかける「ノーマイカー県民運動」では、交通事業者の協力も得て、県内で4回目となる「県・ 市町村統一ノーマイカーデー」が実施されました。

このほかにも、県内には、環境保全活動に取り組む個人、団体(NPO)が多くあり、環境の美化・整備、環境の調査、動植物の愛護・保全、県民への普及啓発など、多様な取組みが行われています。

## (2) 環境保全活動の推進

# ア 財とやま環境財団への支援等

環境保全活動への参加を一層推進するため、働とやま環境財団を中心に県民等の活動の支援やネットワークづくりが進められており、県でも同財団の活動の充実に向けて支援に努めているところです。

6月の環境月間には、働とやま環境 財団と協力してポスターの募集や展示、 エコライフスタイル推進大会の開催等 を行ったほか、地域に根ざした環境保 全活動に県民、事業者、行政が一体と なって取り組むため、働とやま環境財 団が実施する環境情報の収集や提供、 環境教育の推進、新聞やラジオ等によ る普及啓発の各種事業に対して支援を 行いました。

また、県民、事業者等に対して環境 保全活動の普及を図るため、劇とやま 環境財団内に設置した環境保全相談室 において、ボランティア団体等の活動 支援及び環境保全に関する情報提供や 相談業務を実施しました。

このほか、働とやま環境財団では環 境保全活動推進団体等の活動や普及啓 発事業に対し助成するとともにナチュラリストを派遣するナチュラリストバンク事業を実施しました。

#### イ 事業者への支援等

事業者においても、環境の保全と創造に向けた自主的な取組みが実施されており、県では、中小企業が整備する公害防止施設、廃棄物の資源化・再生利用施設、低公害車の購入など様々な取組みに対し低利融資を実施するなど、こうした取組みの支援に努めています。

- の 事業活動に伴う環境への負荷の低減を促進するため、環境マネジメントシステムの普及に努めました。
- (イ) 幅広い事業者の環境保全の取組みを促進するため、働とやま環境財団とともに、環境マネジメントシステム(エコアクション21)の認証・登録制度の普及に努めました。
- (ウ) 中小企業者の環境問題への適切な 対応を図るため、) 財富山県新世紀産 業機構において、専門家による相談 指導や情報提供を行いました。
- 四 中小企業者における環境の保全及び創造に資する施設の整備を促進するため、長期で低利な中小企業環境施設整備資金を融資しました。この制度は、中小企業者が設置する公害防止施設、廃棄物の資源化・再生利用施設、地下水の保全施設、山岳地トイレの整備、低公害車の購入等に要する資金を融資するものであり、18年度の融資状況は、表1-70のとおりです。
- 切 畜産環境保全に係る施設導入に対し、補助や資金の融資を行うとともに、リース事業の積極的活用についても指導を行いました。

#### (3) 環境基本計画に掲げる目標

環境基本計画では、環境保全活動への みんなの参加について、「環境の保全と創 造に向けたみんなの自主的かつ積極的な 行動 | を目標としています。 具体的には、県民や事業者と協働して 環境の保全と創造を推進することとして います。

# 表1-70 公害防止施設等に対する融資制度の実績(18年度)

種類類	件数 金額(千円)
中小企業環境施設整備資金融資	3 90,000
農業近代化資金	1 3,000
計	4 93,000

# 2 環境問題の理解と対応のための教育・学習

## (1) 環境教育・学習の状況

環境問題についての認識を深め、環境 保全活動を実践するために重要な役割を 担う環境教育については、18年3月に「環 境教育推進方針」が策定されたところで あり、この指針に基づいて各種の取組み を推進していく必要があります。

子どもたちの自主的な環境学習を推進するため、7年6月から環境省の呼びかけで「こどもエコクラブ」事業が各地で進められています。県内では18年度末で、70クラブ、2,058名の会員が登録されており(全国では約4,819クラブ、137,532名)、その活動の普及、支援を行っています。

また、県政バスの運行や環境科学センターにおいて「施設見学会」や「きらめきエンジニアリング事業」などを開催するなど環境教育の充実に努めています。

## (2) 環境教育・学習の推進

#### ア 環境教育推進方針の推進

18年3月に策定した「環境教育推進方針」に基づき、NPOと連携して、公民館や児童館など地域で実施できる環境学習プログラム集や、環境関連施設の概要と体験プログラムを紹介したガイドブックを作成しました。

#### イ バス教室等による教育・学習

森林に対する関心を高めるための森 林浴等を組み入れたコースや、循環型 社会の構築について理解と関心を深め るための廃棄物の処理・リサイクル施設等を巡るコース、様々な生物とふれあい自然環境の保全への理解を深めるための森と水辺のビオトープ体験のコースなどの県政バス教室を実施しました。

#### ウ 学校等における教育・学習

- ・子どもたちによる自主的な取組みを 推進するため、こどもエコクラブの 登録を行うとともに、その活動を支 援しました。
- ・県民の環境意識の高揚や環境保全に 関する知識の普及を図るため、働と やま環境財団と連携して、希望する 学校、地域団体、企業などに講師を 派遣する「出前講座」を実施しまし た。また、環境に関する話題につい て、住民等と意見交換を行う「出前 県庁(しごと談義)」を実施しました。
- ・環境科学センターの研究員が中学校 や高校に出向き、周辺河川の水質の 簡易分析実習や最近問題になってい るアスベストの講義を行うとともに、 光ファイバーを活用して、高校生に 対して環境保全の技術に関する授業 を行いました。
- ・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭を対象に、環境教育研修講座を開催し、環境教育に関する講演や実習、学校における環境教育の計画や実践の在り方について研修

を行いました。

- ・希望する小学校の教員を対象として、 環境保全に積極的に取り組む児童を 育てるため、「水質検査の方法」や 「水生昆虫の調べ方」など、総合的 な学習の時間での活動と関連する実 験・観察巡回研修を実施しました。
- ・愛鳥思想の普及啓発のため、バード ウォッチングの開催や、野鳥を中心 とした自然教室を開催しました。
- ・ジュニアナチュラリストが、関心を 持って活動を続けられるよう、自然 観察会への参加やナチュラリストに よる自然解説活動の体験の機会を提 供し、活動を支援しました。
- ・森林・林業に対する関心を高めるため、フォレストリーダーによる森林

教室を開催しました。

・子どもたちの農業・農村体験学習を 実施し、都市農山漁村交流を図り、 自然環境に対する理解を深めました。 また、身近な農業用水での生き物調 べを通じて、子どもたちの農業・農 村への理解と環境保全への関心を深 めました。

#### (3) 環境基本計画に掲げる目標

環境基本計画では、環境問題の理解と 対応のための教育・学習について、「環境 の保全と創造に向けた行動の定着」を目 標としています。

具体的には、県民の自主的な環境教育を促進するとともに、多様な環境教育・ 学習を推進することとしています。

# 3 事業者としての県の環境保全率先行動

## (1) 県の環境保全率先行動の状況

# ア 本庁舎における | S 0 14001の取組 み

持続可能な社会を実現するためには、あらゆる事業者が環境への負荷の低減を図る必要があることから、そのための手段としてISዐ14001\*の認証を取得する事業者が増えています。18年度末における県内のISዐ14001の認証取得は、155組織(全国では19,779組織)となっています。

県では、12年12月に環境科学センターと工業技術センター生活工学研究所において認証を取得した後、県庁本庁舎においても、14年1月に環境マネジメントシステム構築の取組みを開始し、14年9月に認証を取得しました。

県庁本庁舎に関する環境方針は、表 1-71のとおりです。

# イ 地球温暖化防止のための富山県庁行 動計画の推進

県では自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの削減に取り組むため、14年3月に「地球温暖化防止のための富山県庁行動計画」(以下「新県庁エコプラン」という。)を策定しました。新県庁エコプランの概要は、表1-72のとおりであり、18年度における取組みの実施状況は表1-73のとおりです。

# ウ 環境に配慮した物品の調達(グリーン購入)の推進

環境物品等(環境に配慮した製品や 役務)を積極的に調達することは、環 境物品等の市場形成や開発促進に寄与 し、環境負荷の少ない持続可能な社会 を構築する上で大きな意義があること

\* IS 014001 ··· IS 0とは、工業製品等に関する国際規格を定める国際標準化機構の英語表記 International Organization for Standardization の略称です。 IS 014001は、環境マネジメントに関する国際規格で、企業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減等について継続的な改善を図る仕組みを構築するための要求事項を規定しています。

# 環 境 方 針

#### 1 基本理念

富山県は、立山連峰などの世界的な山岳景観や蜃気楼がみられる不思議の海富山湾など、豊かな水と緑に恵まれています。この素晴らしい本県の環境は、先人の知恵と努力により守り育てられてきたものであり、次の世代に引き継いでいくことは、現代に生きる私たちの責務です。

しかしながら、私たちの今日の豊かな生活は、都市・生活型公害や廃棄物問題に加え、温室効果ガスによる地球温暖化、酸性雨による森林や湖沼の被害、さらにはフロン等の排出によるオゾン層の破壊など、地域や国境を越えた地球規模での環境に深刻な影響を与えています。

これらの環境問題は、私たちの日常の生活や事業活動と密接に関わっていることから、大量生産、 大量消費、大量廃棄といったこれまでの社会経済システムや生活様式を見直し、自然環境との共生 を図りながら、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を築いていくことが極めて重 要です。

このため、県では、「富山県環境基本計画」を取組みの指針とし、清らかな水と豊かな緑に恵まれた快適な環境の実現に向けての施策を積極的に推進していきます。

## 2 基本方針

県では、基本理念を実現するため、循環と共生の視点に立ち、環境の保全と創造に関する施策の展開や、事業活動における環境への配慮を自ら率先して実行します。また、県民、事業者、行政が協力して環境にやさしい行動をする社会をめざし、県民や事業者の自主的かつ積極的な行動を支援します。

## (1) 環境の保全と創造に関する施策の展開

- ・県内の環境の状況について十分監視するとともに、工場・事業場に対しては環境関連法規等に基づき適切な指導を行い、安全で健康な生活環境を確保します。
- ・廃棄物の計画的かつ適正な処理を確保しながら、廃棄物の減量・リサイクルや省資源・省エネルギーを推進し、環境への負荷が少ない循環型社会を構築します。
- ・すぐれた自然環境を保全するとともに、自然とのふれあいや生物多様性を確保し、自然と共生したうるおいのある環境を実現します。
- ・心地よい水辺環境や豊かな緑の保全と創造、歴史や文化を活かした街づくりなど、快適な環境づくりを推進します。
- ・環日本海域における海洋環境保全や国際環境協力を推進し、地球環境保全への行動と積極的貢献に努めます。

#### (2) 事業活動における環境への配慮の率先実行

- ・事業者であり消費者でもある県が、県民、事業者、市町村の自主的な行動を促すためのモデルとなるよう、環境に配慮した事業活動の率先実行に努めます。
- ・県の事業活動においては、環境関連法規等の遵守や環境汚染の防止はもとより、環境への負荷を最小限に抑えることに努めます。
- ・特に、本庁舎における様々な事業活動においては、廃棄物の減量やリサイクルの徹底、省資源・省エネルギーの推進に努めます。

#### (3) 県民や事業者における自主的かつ積極的な行動の支援・促進・定着

- ・県民や事業者が公平な役割分担のもとで、自主的かつ積極的に環境にやさしい行動をする社会をめざし、環境の保全及び創造に向けたみんなの行動を推進します。
- ・みんなの行動の定着を図るため、環境問題の理解と環境保全活動の意欲を増進するための環 境教育を推進します。
- ・環境保全に取り組む各種の団体、グループ、NPO等のネットワーク化とパートナーシップ の構築に努めます。

これらの取り組みについては、環境目的及び環境目標を定めて積極的に推進するとともに、定期的に見直しを行い、継続的に改善していきます。

平成17年5月2日

富山県知事 石井隆一

# 表1-72 新県庁エコプランの概要

計	- 運	Ī	期	間	14~18年度までの5年間				
文	多	<u> </u>	機	関	県が自ら管理運営するすべての機関				
削	] 洞	ţ	目	標	①温室効果ガスの排出に係る削減目標 県の事務事業に伴う二酸化炭素の排出量を18年度までに12年度比で5% 削減 ②項目ごとの削減目標 ・電気使用量 5%削減 ・庁舎燃料使用量 5%削減 ・公用車燃料使用量 5%削減 ・水(上水道、地下水)使用量 5%削減 ・紙(コピー用紙)購入量 5%削減 ・紙(コピー用紙)購入量 5%削減 ・廃棄物の廃棄処分量 25%削減				
具体的な行動例			:行重	力例	<ul> <li>・照明や事務機器等の適正な使用</li> <li>・冷暖房等の効率化</li> <li>・公用車の使用抑制、環境に配慮した運転</li> <li>・節水、水の有効利用</li> <li>・用紙類の使用削減、再使用</li> <li>・グリーン購入の推進</li> <li>・省資源・省エネルギーに配慮した施設の整備</li> </ul>				

注 コピー用紙の購入量については、12年度からの状況の変化(「わら半紙や連帳」から「コピー用紙」への変更、外注印刷からコピーへの変更等)により、17年度に目標値を「25%」から「5%」に変更しました。

# 表1-73 新県庁エコプランの実施状況

	区 5	12年度実績		18年	三度実績 削減率(対12年度)	18 年 度 目標数値
CO <sub>総</sub>	排出量(電気+公用車燃料等+庁舎燃料等)(	fkg-CO₂) 58,538	3 55,510	51,502	11.6%削減	5%削減
電気	電気使用量(千 kWh)	69,12	69,479	68,877	0.0%削減	5%削減
庁	重油使用量(kℓ)	5,320	4,840	4,358		
舎	灯油使用量(kℓ)	2,80	7 2,847	2,375		
	都市ガス使用量(千m³)	2,480	3 1,817	1,220		
燃料	LPガス使用量(千m³)	89	91	87		
	CO₂排出量換算(t – C	O <sub>2</sub> ) 26,939	24,369	20,628	22.9%削減	5%削減
台	ガソリン使用量(kℓ)	1,459	1,478	1,518		
公用車燃料	軽油使用量(kℓ)	61	576	503		
料料	CO₂排出量換算(t – C	O <sub>2</sub> ) 5,050	4,938	4,838	4.3%削減	5%削減
水	水 (上水道、地下水)使用	量(千m³) 1,77	2 1,561	1,306	26.2%削減	5%削減
紙	紙(コピー用紙)購入量	139,14	7 133,097	132,144	5.0%削減	5%削減
廃棄	廃棄物の廃棄処分量(t	) 2,38	2,167	1,781	25.4%削減	25%削減
廃棄物	リサイクル量( t )	99	7 665	719		

から、12年5月に制定された「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」を踏まえ、13年4月に「グリーン購入調達方針」を策定しました。

県では、この方針に基づき、特定調 達品目(重点的に環境物品等の調達を 推進する品目)及びその判断の基準等 を定め、環境物品等の積極的な調達に 努めています。

県の18年度のグリーン購入の実績は、 表 1 -74のとおりです。

|表1-74| 県のグリーン購入の実績(18年度)(単位:%)

200	) )   \		1137 (-27 Citat (10 1 12)
分	野		グリーン購入率
紙		類	98.5
ED	刷	物	81.8
文	具	類	99.3
O A	機	器	99.6
照		明	98.5
機	器	類	99.7
家電	製	品	98.3
温水	器	等	100.0
自	動	車	79.0
消	火	器	99.5
制服	・作業	服	82.0
インテ	リア・寝	具	97.4
作業	用手	袋	99.1
その他	繊維製	品	85.0
設		備	(該当なし)
役		務	95.1
合		計	88.8
			-

注 グリーン購入率(%) = (判断の基準を満たす物品等の購入金額) / (各分野の特定調達品目の購入金額合計) ×100

# (2) 環境保全率先行動の推進

# ア 本庁舎における ISO14001の取組み

県では、構築した環境マネジメントシステムを毎年見直し、事業の継続的な改善を図っています。また、環境の保全と創造を具体化する環境改善事業84事業を特定するとともに、県の事業活動における環境への配慮の率先実行として、オフィス活動における環境への配慮にも取り組んでいます。さらに、県の開催する会議、大会等における環境への負荷を低減するため、15年3月

に「エコイベント実施方針」を策定し、その取組みを推進したほか、15年7月に策定した「公共事業環境配慮指針」に基づき、県が実施する公共工事による環境への負荷の低減のための配慮及びその実施状況の評価に努めています。

# イ 地球温暖化防止のための富山県庁行 動計画の推進

新県庁エコプランに基づき、用紙類の使用抑制、再使用に努めるとともに、 節電、節水を励行するなど、県の事業 活動に伴う温室効果ガスの排出抑制の ための取組みを推進しました。

また、新県庁エコプランの目標達成のためには、排出量に占める割合の大きい出先機関等の取組みを強化することが不可欠であることから、出先機関等において ISO14001の手法を導入することにより、取組みの一層の推進を図りました。さらに、19年3月に第2期計画を策定しました。

## ウ グリーン購入の推進

特定調達品目については毎年見直しを行っており、18年度は、17分野206品目に拡大し、環境負荷の低減に配慮した物品等の調達に努めました。また、県の認定リサイクル製品についても、優先的な調達に努めています。

#### エ その他の率先実行

環境にやさしい公共交通機関の利用 促進の観点から、職員を対象にノーマ イカーデーを実施しました。

また、県では、低公害車の率先導入

をより一層推進するため、「低公害車導入方針」を策定しており、これに基づき、一般公用車の導入にあたって低公害車を導入しました。

さらに、発光ダイオードを使用した 信号機などの省エネルギー型機器の導 入を進めました。

なお、15年10月6日に行った「県庁 ごみゼロ宣言」を踏まえ、県庁本庁舎 からの廃棄物の発生抑制及び循環的利 用に努めました。

# (3) 環境基本計画に掲げる目標

環境基本計画では、事業者としての県の環境保全率先行動について、「事業者、消費者として環境保全に取り組む県」を目標としています。

具体的には、県は、事業者、消費者と して、環境保全行動を率先して実施する こととしています。

環境基本計画に掲げる事業者としての 県の環境保全率先行動に係る指標の達成 状況は、表 1-75のとおりです。

# 表1-75 事業者としての県の環境保全率先行動に係る指標の達成状況

指標の名称	指標の説明	単位	現	状	目	標
14 保 り 石 州	日 惊 り 武 明	半世	年度	値	年度	値
県の全ての機関の事 務事業に伴う二酸化 炭素排出量の削減	対12年度比削減率	%	18	11.6% 削減	18	5 % 削減
電気使用量				0.0% 削減		
庁舎燃料使用量		%	18	22.9% 削減	18	5 <i>%</i> 削減
公用車燃料使用量	 			4.3% 削減		
水使用量	XIIC牛皮比削燃华   			26.2% 削減		
紙購入量				5.0% 削減		
廃棄物処理処分量				25.4% 削減		25%削減

注 指標の目標等については新県庁エコプランと同じです。

# 第18節総合的視点で取り組む環境の保全と創造

総合的視点で環境の保全と創造に取り組み、今日の複雑化した環境問題に的確に対応するため、公害防止計画を引き続き推進

するとともに、環境影響評価条例等に基づき、事業の実施による環境の悪化の未然防止に努めます。

# 1 環境問題の解決に向けた公害防止計画

## (1) 公害防止計画の状況

県は、富山・高岡地域について、49年度以来6回にわたり公害防止計画を策定し、各種の公害防止施策を推進してきたところであり、全般的には環境の改善が図られてきています。しかしながら、本地域においては、自動車交通公害、富山湾海域の水質汚濁、神通川流域の農用地土壌汚染など改善すべき課題が残されており、また、加えて富岩運河等のダイオキシン類汚染が判明したことから、環境大臣の指示により第7次富山・高岡地域公害防止計画を策定し、17年3月に環境大臣の同意を得ました。

この計画では、16~20年度までの5か年において、富山市(旧富山市及び婦中町の区域)、高岡市(旧高岡市の区域)及び射水市(旧新湊市の区域)を対象地域として、公害の解決を図るため必要な施策を掲げており、関係機関が連携して総合的な取組みを推進することとしています。

## (2) 公害防止計画の推進

県では、公害防止計画に基づき、これまで道路交通公害対策や富山湾海域の水質汚濁対策、神通川流域の農用地土壌汚染対策、廃棄物・リサイクル対策等を関係機関と連携して推進してきたところです。

今後も、第7次富山・高岡地域公害防止計画に基づき、関係機関が連携して自動車交通公害対策や富山湾海域の水質汚濁対策、神通川流域の農用地土壌汚染対策、富岩運河等のダイオキシン類対策に取り組み、公害の解決を図ります。

また、毎年度、計画の進捗状況を点検 し、公害防止計画に掲げる施策の確実な 推進を図ります。

#### (3) 環境基本計画に掲げる目標

環境基本計画では、環境問題の解決に向けた公害防止計画について、「総合的計画的な取組みによる公害の解決」を目標としています。

具体的には、公害防止計画を推進することとしています。

# 2 事業実施に当たっての環境への影響評価の推進

#### (1) 環境影響評価等の状況

県では、大規模な開発行為による環境への負荷の低減を図ることを目的として、11年6月に環境影響評価条例を策定しました。この条例では、一定規模以上の道路整備やダム建設等を実施する場合、事業者が事前に事業計画を開示し、環境への影響を把握するための調査や影響の予測、評価の方法について、県民や関係市町村長等の意見を求めるとともに、環境影響評価その他の手続きを経て、環境への負荷を低減するために必要な措置を講

ずることが定められています。この条例の対象事業は、表 1-76のとおりです。

また、県では、この条例の対象とならない事業についても、公害防止条例や土地対策要綱の手続きを通じて環境への影響を事前に審査しており、大規模な開発行為による環境への影響の低減を図っています。

公害防止条例では、工場等の新増設に 当たって、事前に事業者と公害防止対策 等について協議を行い、計画段階から公 害の未然防止を指導しています。また、

# 表1-76 環境影響評価条例の対象事業

	事 業	の 種 類	対象事業の規模	自然環境特別配慮地域の特例					
				A地域	B地域				
1	道路	一般道路など ※	4車線以上・長さ7.5km以上	2車線以上・長さ2km以上	4車線以上・長さ5km以上				
	但 站	林道    ※	幅員6.5m以上・長さ15km以上	幅員6.5m以上・長さ2km以上	幅員6.5m以上・長さ10km以上				
		ダム ※	貯水面積75ha以上	貯水面積1ha以上	貯水面積50ha以上				
2	河川	堰 ※	湛水面積75ha以上	湛水面積1ha以上	湛水面積50ha以上				
		放水路、湖沼開発※	土地改変面積75ha以上	土地改変面積 lha以上	土地改変面積50ha以上				
3	鉄道·軌	普通鉄道·軌道 ※	長さ7.5km以上	すべて	長さ5km以上				
	道	特殊鉄道・索道など		(5km未満の仮設を除く。)					
4	飛行場	*	滑走路長1,875m以上	すべて					
		水力発電所 ※	出力2.25万 kW以上	出力1.5万 kW以上					
5	電気工作	火力発電所 ※	出力11.25万 kW以上	出力7.5万 kW以上					
	物	地熱発電所 ※	出力7,500kW以上	出力5,000kW以上					
		送電線路		電圧17万V以上・長さ1km以上					
		廃棄物最終処分場※	面積25ha 以上						
6	廃棄物処 理施設	廃棄物焼却施設	処理能力150 t /日以上						
		し尿処理施設	処理能力150kℓ/日以上						
7	下水道終末	F処理場	計画処理人口10万人以上 計画処理人口1万人以上						
8	畜産施設		牛500頭以上 豚5,000頭以上						
			合計燃料使用量12.5k ℓ/時以上 合計燃料使用量8k ℓ/時以上						
9	丁坦. 車等	美場(製造業等)	排出水量1万㎡/日以上	排出水量5,000㎡/日以上					
9		· 物(衣但未守)	地下水合計採水量8,000㎡/日以上	地下水合計採水量4,000㎡/日以上					
			敷地面積75ha 以上	敷地面積1ha以上 敷地面積20ha以上					
10	埋立て、日	F拓	面積40ha 以上						
11	土地区画	整理事業 ※	- 面積75ha 以上						
12	新住宅市街	时地開発事業 ※							
13	新都市基盤	盤整備事業 ※							
14	流通業務因	団地造成事業 ※							
15	工業団地遊	造成事業							
16	住宅団地道	造成事業							
17	ゴルフ場・	スキー場造成事業	- 面積50ha 以上						
18	岩石等採取	Z							
19	その他	複合開発事業 (11から18までの事業)	  ([事業の実施規模]/[対象事業の	D要件下限値])の総和が1以上					
		土地の形状変更など	—	面積1ha以上	面積20ha以上				

- 注1 対象となる事業の詳細は、富山県環境影響評価条例施行規則を参照。
  - 2 「自然環境特別配慮地域」とは、国立公園、国定公園、県立自然公園、自然環境保全地域などの区域を指します。
    - また、自然環境特別配慮地域のうち、「A地域」とは特別地域などに指定された区域、「B地域」とは普通地域などに指定された区域を指します。
  - 3 ※の事業は、規模によっては環境影響評価法の対象となります。

必要に応じて事業者と地元市町村等との 公害防止協定の締結を指導しています。

土地対策要綱では、一定規模以上の土 地の開発に当たって、事前に事業者に届 出することを求めており、環境影響評価 に準じた調査等を指導し、自然環境や生 活環境の保全等を図ることとしています。

# (2) 環境影響評価等の推進

環境影響評価条例に基づく環境影響評価では、初の条例適用事業となる高岡地区広域圏事務組合のごみ処理施設整備事業について手続きが開始されました。環境への影響を把握するためどのような調査を行い、どのような方法で環境への影響を予測、評価を行うか示した「高岡地区広域圏ごみ処理施設建設に係る環境影響評価方法書」に対しての知事意見等を踏まえ、環境調査の実施等が進められています。

環境影響評価条例に基づく環境影響評価その他の手続きの流れは、図 1-44のとおりです。

このほか、公害防止条例や土地対策要綱の手続きを通じて、環境影響評価条例の対象事業にならない開発事業についても、環境への影響を事前に審査し、大規模な開発による環境への影響の未然防止に努めました。特に18年度は、石原谷発電㈱の新設及び富士ゼロックスイメージングマテリアルズ㈱の増設について、公害防止条例に基づく事前協議を実施しました。

#### (3) 環境基本計画に掲げる目標

環境基本計画では、事業実施に当たっての環境への影響評価の推進について、「環境影響評価制度の実施による計画段階からの環境配慮の推進」を目標としています。

具体的には、計画段階からの事業者の 適切な環境配慮を促すこととしています。

# 図1-44 環境影響評価条例に基づく手続き 住民等 事 業 者 知 事 市町村長 環境影響評価方 法書の作成 公告・縦覧 意 見 書 住民等意見の 見書 意見書 項目・手法の 選定 環境影響調査等 の実施 環境影響評価準 備書の作成 公告・縦覧 説明会の開催 見書 住民意見の概要 見解書 意見書 見 (必要に応じて) 意見書 環境影響評価書 の作成 意見書 評価書の補正 公告・縦覧 ← - - - - 免許等への反映 事業実施 環境調査の実施 \_\_\_\_ > 報告書の作成 意 見 書

# 3 環境の保全及び創造を支える調査研究等の推進

#### (1) 調査研究等の状況

環境のモニタリングは、環境保全目標の達成状況や大気、水質等様々な環境質の現況の解析や将来予測のために、また、環境影響評価の基礎資料等として不可欠です。

また、地球温暖化をはじめとした地球 環境問題の解決、循環型社会の構築、生 物多様性の確保、長期的な環境リスクの 評価等の分野において知見の集積等を進 めるための調査研究の推進が求められて います。

さらに、県の試験研究機関では、地域 の環境保全に密着した取組みの推進が求 められています。

このため、県では、環境科学センターにおいて、大気汚染、水質汚濁、地下水障害等の状況について定期的な監視を行うとともに、地球温暖化に関する研究、循環型社会の構築に関する研究、富山湾の水質汚濁メカニズムの研究などの調査研究を行っています。また、他の試験研究機関等でも、自然環境や工業、農林水産業等の分野において、環境に関する調査研究を行っています。これらの調査研究は、新富山県科学技術プランでも、環境・エネルギーの重点プロジェクトとして位置付けられています。

このほか、環境基本計画の推進や複雑・多様化する環境問題に対応するため、地域の環境情報や環境に関する情報を総合的かつ体系的に収集管理し、多角的な検討やシミュレーションを行う環境情報管理システムを運用しています。

#### (2) 調査研究等の推進

近年の環境問題の広がりに対応するため、今後とも環境のモニタリングを実施していくとともに、地域の環境保全や地球環境問題、廃棄物の循環的利用等に関する調査研究を充実していく必要があります。また、県の研究機関相互の連携や国や大学などのほかの機関との連携を図

るなど、体制を充実していくことも不可 欠です。

18年度に実施した調査研究等の概要は次のとおりです。

#### ア 環境科学センター

地球温暖化、循環型社会構築、富山 湾の汚濁メカニズム等に関する次の調 査研究を行いました。

- ・富山県における地球温暖化の影響等 に関する調査研究
- ・東アジア地域からの大気降下物に関する研究
- ・富山湾の水質汚濁メカニズムに関する研究
- ・環境中の内分泌攪乱化学物質(環境 ホルモン)に関する研究
- ・富山県における循環型社会構築に関する研究
- ・産業廃棄物最終処分場浸出水のバイ オアッセイに関する研究

# イ 衛生研究所

イタイイタイ病の予防に関する研究 のほか、化学物質の汚染の評価や不快 昆虫の防止対策等に関する次の調査を 行いました。

- ・環境汚染物質と生体影響に関する調査研究
- ・食品中の残留農薬及びその他の有害物質に関する調査研究
- ・不快昆虫の多発防止対策の調査研究

#### ウ 工業技術センター

リサイクル技術や環境にやさしいも のづくりに関する次の調査研究を行い ました。

- ・積層手法によるポリ乳酸繊維/ポリ 乳酸複合化成品の開発
- ・海洋由来の有用微生物の工業的応用
- ・グリーンケミストリーを指向した酸 化反応触媒の開発
- ・有機材料複合化グリーンプラスチッ

クの開発

・高分子マトリックス繊維複合材料の 製造技術およびリサイクル技術に関 する研究

#### エ 農業技術センター農業試験場

神通川流域等のカドミウム汚染田の うち、公害防除特別土地改良事業によ り復元が完了した客土水田について、 施肥改善効果の確認調査や産米等の安 全確認調査を行いました。

### オ 農業技術センター畜産試験場

環境の保全を図るため、家畜ふん尿の堆肥化過程に発生する環境負荷物質を回収利用する試験を行うとともに、窒素、りんなど環境負荷物質排泄量を低減するため、豚の栄養管理技術に関する試験を行いました。

## カ 林業技術センター林業試験場

酸性雨等による森林影響の基礎資料 を得るため、酸性雨等森林影響予測に 関する調査を行いました。

#### キ 林業技術センター木材試験場

持続的生産が可能な木質バイオマス を有効に利用するため、製材工場の残 廃材を液化技術などを用いてリサイク ルする技術や建築廃材の再利用技術に 関する研究を行いました。

#### ク 水産試験場

富山湾における赤潮の発生状況を調査するとともに、漁場環境の把握等に関する次の調査を行いました。

- ・漁場環境状況に関する調査
- ・富山湾の底生生物調査

## (3) 環境基本計画に掲げる目標

環境基本計画では、環境の保全及び創造を支える調査研究等の推進について、 「問題解決のための調査研究・技術開発 の推進」を目標としています。

具体的には、関係者の連携により調査研究を推進するとともに、調査研究等の成果の県民等への普及活用を図ることとしています。

# 4 環境コミュニケーションの推進

#### (1) 環境コミュニケーションの状況

環境の保全と創造に関する各種の取組 みを進めるためには、県民、事業者及び 行政の連携体制を確立することが不可欠 であり、相互に意見交換を行う環境コミ ュニケーション\*が重要になります。

県では、機会をとらえて、県民や事業者との対話の機会を設定し意見交換を行うとともに、県民等への積極的な情報提供に努めています。

## (2) 環境コミュニケーションの推進

県では、県民や事業者との対話を進め るため、働とやま環境財団と連携して、 希望する学校、地域団体、企業などに講師を派遣する「出前講座」を実施しています。また、環境に関する話題について、住民等と意見交換を行う「出前県庁(しごと談義)」を実施しています。さらに、各種計画の策定等に当たっては、県民等の意識に関するアンケート調査を実施するとともに、施策に関する意見を募集するなど、県民等のニーズを把握し、施策に反映するよう努めています。

また、PRTRや環境影響評価等の制度により、県民と事業者の対話を推進しています。

このほか、環境に関する各種パンフレ

\*環境コミュニケーション … 県民、事業者及び行政の間の相互理解と連携協力体制を確立するため、行政が環境に関する情報等を一方的に提供するだけでなく、県民や事業者との意見交換等を行うことをいいます。

ット等の配布やインターネットを活用した各種データの公表等により、県民等に対してわかりやすく迅速な情報の提供に努めています。

ションについて、「正確でわかりやすい環境情報の提供 | を目標としています。

具体的には、環境情報の提供を充実するとともに、県民等との環境コミュニケーションを推進することとしています。

### (3) 環境基本計画に掲げる目標

環境基本計画では、環境コミュニケー

### 5 県民参加による新たな環境保全の仕組みづくり

## (1) 環境保全の仕組みづくりにおける県民参加の状況

近年の環境問題は、都市化の進展やライフスタイルの変化を背景としたものに変化してきており、その解決に向けては 県民等の自主的な取組みが重要になります。

県では、環境保全の仕組みづくりにおいて、県民等の意見(パブリックコメント)を募集するなど、県民参加の開かれた行政を推進し、県民等とのパートナーシップのもと環境の保全と創造に取り組んでいます。

## (2) 県民参加による新たな環境保全の仕組みづくりの推進

県では、各種計画の策定や改定にあたっては、パブリックコメントを募集しており、18年度には、「第10次鳥獣保護事業計画」の策定や「ニホンザル保護管理計画」の改定について、県民等の意見を施

策に反映させています。

また、各種計画に掲げる施策の着実な 推進を図るため、県民が参加した推進組 織を設置しており、取組みの状況や施策 の推進方策等について協議を行うなど、 県民参加による環境保全を推進していま す。

さらに、県民団体や事業者団体、報道機関、行政などあらゆる活動主体が連携協力してエコライフスタイルを推進するため、新たに「環境とやま県民会議」の設立を検討しました。

#### (3) 環境基本計画に掲げる目標

環境基本計画では、県民参加による新たな環境保全の仕組みづくりについて、「県民総意による環境保全推進の仕組みづくり」を目標としています。

具体的には、県民の参加のもと、新たな環境保全の仕組みを検討することとしています。



# 第2章 平成19年度において実施する 環境の保全及び創造に関する 取組み

## 第2章

## 平成19年度において実施する環境の 保全及び創造に関する取組み

19年度においては、第1章に述べたような環境の状況を踏まえ、環境基本計画に基づき各種の環境保全施策を総合的かつ計画的に実施します。

### 1 基本的施策の推進

「安心とやま」の実現に向けて、「清らかな水と豊かな緑に恵まれた快適な環境」を目指し、16年3月に改定した環境基本計画

に基づき、県民、事業者、行政が連携協力 して、環境の保全と創造に関する各種施策 を推進します。

### 2 安全で健康な生活環境の確保

環境基準の達成維持に向け、ブルースカイ計画やクリーンウオーター計画などの個別計画を推進します。また、環境の現況を把握するため、大気、水質等に関する監視調査を実施するとともに、ダイオキシン類や内分泌かく乱化学物質などの化学物質の実態調査を実施します。さらに、地下水指針に基づいて、冬期間の地下水位低下対策や地下水涵養対策を推進します。

また、「とやま21世紀水ビジョン」に基づき、水に関する施策を総合的に推進します。

#### (1) 健康で快適な大気環境の確保

- ア 「安全で健康な大気環境の確保」と「快適な大気環境の創造」を目指し、17年3月に改定したブルースカイ計画により、工場・事業場に対して、光化学オキシダントの原因物質であるVOCの削減指導・助言を行うとともに、県民、事業者に対して、エコドライブの一層の普及啓発を行います。
- イ 環境基準の達成状況等を把握し、適 切な対応を図るため、一般環境観測局 25局及び自動車排出ガス観測局 7 局で、 二酸化硫黄、二酸化窒素等を測定する とともに、これらの観測データを大気 汚染監視テレメータシステムにより収

- 集、解析し、光化学オキシダント注意 報の発令などに備えます。
- ウ 近年、二酸化硫黄や二酸化窒素が環境基準を十分達成している一方で、新たな化学物質や災害時の危機管理などへの対応が求められてきているため、新たに効果的かつ効率的な大気環境モニタリング体制を構築します。
- エ 工場等のばい煙発生施設の排出基準 の遵守状況を監視するため、立入検査 を実施するほか、ばい煙発生防止対策 等を指導します。また、新たに規制さ れたVOCについて排出基準の遵守状 況を監視するとともに、排出抑制を指 導します。
- オ 悪臭防止について、市町村への技術 指導・助言を実施します。また、畜産 農家の環境保全対策を推進するため、 県及び地域で推進指導協議会を開催し、 総合的な指導体制を整備するとともに、 畜産環境保全に係る畜産農家の実態調 査、巡回指導等を行います。
- カ 苦情の原因となる悪臭、汚水、衛生 害虫の発生を未然に防ぐため、事業者 等への監視指導を実施します。
- キ 大気汚染防止法に基づき届出された 解体等作業現場に対して立入調査を実

- 施し、アスベストの飛散防止の徹底を 図るとともに、一般環境大気中の濃度 を調査します。
- ク 環境放射能の実態を把握するため、 大気浮遊じん、降水、日常食等につい て調査を実施します。

#### (2) 豊かで清らかな水環境の確保

- ア 水質環境を取り巻く状況の変化に適切に対応するため、クリーンウオーター計画を改定します。
- イ 河川や湖沼、海域における環境基準 の達成状況を把握するため、公共用水 域の水質測定計画に基づき、河川、湖 沼及び海域の合計124地点において、健 康項目、生活環境項目、要監視項目な どについて、水質調査を実施します。
- ウ 主要海水浴場において水質調査を実 施します。
- エ 工場排水の排水基準の遵守状況を監 視するため、立入検査を実施します。
- オ 河川及び港湾における底質の実態を 把握するため、重金属(水銀、鉛等) について調査を実施します。
- カ 富山湾の水質保全を図るため、事業者、行政等からなる「富山湾水質改善対策推進協議会」を開催し、工場・事業場における窒素、りんの削減対策を推進します。
  - また、環境や発生源において窒素、 りん等のモニタリングを実施するほか、 富山湾の環境に関する調査研究を総合 的に推進します。
- キ 主要な湖沼の水質の現況を把握し、 汚濁の未然防止を図るため、城端ダム、 桜ヶ池において、水質調査を実施しま す。
- ク 地下水質の環境基準達成状況を把握するため、地下水の水質測定計画に基づき、平野部の76地点において水質調査を実施します。
- ケ 漁場環境の監視や漁業被害に関する 情報の収集を行います。また、漁業者 に対し漁場環境保全に関する知識の普 及に努めます。

- コ 定置網漁場を中心とした36地点において、水質環境調査を実施します。
- サ 富山湾東部海域の漁場環境の現状を 明らかにするため、水質、底質及び底 生生物の調査を実施します。
- シ 全県域下水道化新世紀構想に基づき、 小矢部川流域下水道、神通川左岸流域 下水道、公共下水道(10市4町1村) 及び特定環境保全公共下水道(10市4 町)の整備を推進し、下水道の普及を 図ります。また、農村下水道やコミュニ ティ・プラントの整備を進めます。
- ス 生活排水による公共用水域の水質汚 濁を防止するため、市町村と連携して 合併処理浄化槽を設置する住民に助成 するなど、合併処理浄化槽の普及促進 に努めます。
- セ とやま21世紀水ビジョンに基づき、 「健全な水循環系の構築」、「水を活か した文化・産業の発展」及び「地球規 模の水問題へのとりくみ」を県民、事 業者及び行政などが一体となって推進 し、「恵みの水が美しく循環する"水の 王国とやま"」の実現を目指します。
- ソ 20年度に本県で開催される I A H (国際水文地質学会)に向けて、富山 の水環境の素晴しさを紹介するための パンフレットや映像の準備を行います。
- タ 本県の豊かで清らかな水をふるさとの貴重な財産として県民全体で守り育むことの大切さについて理解を促進するために、「とやまの水」に関する情報を発信するホームページ「水の王国とやまweb」を開設します。

## (3) 健やかで豊かな生活を支える土壌環境と地下水の確保

ア 神通川流域農用地土壌汚染対策地域の第3次地区の復元事業を推進するとともに、作付可能となった客土水田に展示ほ場を設置して技術指導を行い、客土水田の水稲収量やカドミウム濃度等の調査を行います。また、黒部市用途地域内に残っている汚染農地の土壌復元を行うため、黒部地域農用地土壌

(5) 化学物質による環境リスクの低減 ア PRTR制度について、国から通知 される届出データを活用し、県内にお ける排出量等についての集計、公表を 行います。 イ 「化学物質管理計画策定ガイドライ ン」の普及啓発を図るため、事業者に 対し、説明会を開催します。 ウ ダイオキシン類対策特別措置法に基 づき、大気、水質(水底の底質を含む。)、 地下水質及び土壌のダイオキシン類濃 度の環境調査を実施します。 エ 工場・事業場におけるダイオキシン 類の排出状況等を監視するため、立入 検査を実施するほか、ダイオキシン類 の発生防止対策等を指導します。

エ 航空機騒音に係る環境基準の達成状

況について調査を実施します。

また、富山新港東埋立地について、 周辺環境の監視調査を引き続き実施し ます。

オ 富岩運河等の底質ダイオキシン類に

ついて、対策工法の検討を行うととも

に、汚染原因の調査を継続して行いま

- カ ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有害大気汚染物質の環境調査を実施します。
- キ 内分泌かく乱化学物質の実態を把握するため、主要8河川において水質調査を実施します。
- ク ゴルフ場における農薬の実態を把握 するため、排水の水質調査を実施します。
- ケ 地下水の有機塩素系化合物等の汚染 状況を定期的に監視するとともに、新 たな地下水汚染が判明した場合には、 汚染井戸周辺において汚染範囲等につ いて詳細な調査を実施します。
- コ 有機物資源の有効活用による土づく りと化学肥料・農薬の削減に一体的に 取り組む「エコファーマー」の認定を 推進するとともに、地域がまとまって 化学肥料・農薬を大幅に低減する取組 みを支援し、「環境にやさしい農業」の

- 汚染対策計画及び産米流通対策計画の 変更を計画しています。
- イ 神通川流域の産米流通対策地域について、復元事業を推進します。
- ウ 土壌汚染対策法の普及啓発を図ると ともに、「土壌汚染リスク情報管理シス テム」により、土壌汚染リスク情報の 管理と活用を図ります。
- エ 福光射撃場における鉛汚染については、環境省が策定した「射撃場に係る 鉛汚染調査・対策ガイドライン」に基 づき、汚染土壌の恒久処理に着手します。
- オ 地下水位の変動状況を把握するため、 33観測井において地下水位の常時観測 を実施します。
- カ 地下水塩水化の実態を把握するため、 海岸部130地点において地下水の塩化 物イオン濃度調査を実施します。
- キ 地下水涵養を普及するため、地下水 涵養事業を実施しようとする市町村等 に対し、技術的な支援を行います。
- ク 冬期間の地下水位低下対策を推進するため、消雪設備維持管理マニュアルに基づき、消雪設備の維持管理の徹底と節水意識の啓発を図るとともに、富山、高岡・射水地域については、冬期間の安全水位を踏まえた冬期間の地下水位低下時の対策を検討します。

## (4) 騒音、振動のないやすらかな環境の実現

- ア 北陸新幹線鉄道として工事認可され、 土地利用状況調査等が終了している富 山市から小矢部市までの沿線地域につ いて、環境基準の地域類型の当てはめ を行います。
- イ 自動車騒音の環境基準達成状況を把握するため、交通量の多い主要な道路 において面的評価システムを利用した 騒音調査を実施します。
- ウ 自動車騒音等を低減するため、高度 道路交通システムの整備や道路構造の 改造等により、交通流の円滑化、交通 渋滞の解消等を促進します。

普及拡大を推進します。

また、農薬の飛散を原因とする住民・ 農作物・周辺環境への影響が生じない よう、農薬の適正利用や農薬のみに依 存しない総合的な防除手法の普及啓発 に努めます。

- サ 食品中における水銀、PCB等有害 物質の汚染状況を把握するため、食品 等の検査を行います。
- シ 環境汚染に係る事故の未然防止を図るため、事業者・行政による意見交換会を開催し、事故防止対策、環境保全技術、技術ノウハウの伝承等の取組みについて検討し、報告書として取りまとめます。

#### (6) 公害被害等の防止と解決

- ア イタイイタイ病患者等の治療の促進 と発病の予防を図るため、家庭訪問指 導や管理検診を実施するほか、神通川 流域における住民健康調査を実施しま す。
- イ 黒部市の旧日鉱亜鉛㈱周辺住民のうち、観察を要する者に対し健康調査を 実施し、住民の健康管理に努めます。
- ウ 地域住民の健康管理対策のため、市 町村が生活環境要因の変化に係る健康 調査を実施するにあたっては、技術協 力を行います。
- エ 事業者等に対して施設の適切な維持 管理を指導し、苦情の未然防止を図る とともに、市町村等と連携し、県民か らの苦情相談等に対し速やかで適切な 解決に努めます。

## 3 環境への負荷が少ない循環型社会の構築

とやま廃棄物プランに基づき、廃棄物の発生抑制等の取組みを県民総ぐるみで推進するため、「環境とやま県民会議」を中心に、「ごみゼロ推進大運動」を展開するとともに、市町村をはじめ地域住民やNPO、事業者の取組みを支援します。

また、廃棄物の循環的利用を促進するため、自動車リサイクル法をはじめ各種リサイクル法の円滑な施行を図るとともに、富山市エコタウン事業等の先駆的な取組みを支援します。

さらに、廃棄物の適正な処理を推進する ため、市町村等に必要な助言と協力を行う とともに、事業者や処理業者に対する監視 指導や講習会等による普及啓発を行います。

## (1) 廃棄物の発生抑制及び循環的利用の推 進

ア 県民総ぐるみで循環型社会の構築を 図るため、関係団体、報道機関、行政 等で構成する「環境とやま県民会議」 を中心として、廃棄物の発生抑制や循 環的利用等の取組みを実践する「ごみ ゼロ推進大運動」を展開します。

- イ とやま廃棄物プランの推進を図るため、働とやま環境財団と協力して、次の事業を実施します。
  - ・メールマガジンによる廃棄物の発生 抑制や循環的利用等に関する情報提 供
  - ・インターネットを活用した「みんな でチャレンジ ごみゼロ宣言!」の 実施
  - ・とやま環境フェア、ごみゼロ推進県 民大会の開催
- ウ 廃棄物の発生抑制や循環的利用を図るため、市町村がモデル地区において 実施する生ごみの堆肥化等の取組みに 対して助成します。
- エ 産業廃棄物の多量排出事業者に対して、計画的に発生抑制等の取組みを推進するよう指導します。
- オ 容器包装リサイクル法に基づく円滑 な分別収集を促進するため、第5期分 別収集促進計画を策定します。
- カ スーパーマーケット、消費者団体、 行政機関で構成する協議会を設立し、 レジ袋削減に向けた取組みを推進しま

す。

- キ 冷蔵庫等廃家電4品目やパソコンの リサイクルを促進するため、市町村等 と連携を図りながら、家電リサイクル 法等の普及啓発を行います。
- ク 自動車リサイクル法に基づく取組み を円滑に推進するため、法の趣旨やリ サイクルの仕組み等について県民等に 普及啓発を行うとともに、取扱業者、 解体業者等に対して、監視指導を行い ます。
- ケ リサイクル製品の利用拡大や、店舗、 事業所の自主的な取組みを推進するため、リサイクル製品やリサイクルに積 極的な店舗や事業所を認定するととも に、パンフレットやホームページ等に より広報啓発します。
- コ ごみ焼却灰から生成される溶融スラ グの利用を促進するため、アスファル ト合材メーカーに対し、国土交通省へ の審査申請に必要な試験費用の一部を 助成します。
- サ 県民、事業者、行政が連携して3R (リデュース(発生抑制)、リユース (再使用)、リサイクル(再生利用)) を推進するため、国連大学と連携して ゼロエミッション・フォーラムを開催 します。
- シ 産業廃棄物の多量排出事業者を対象 に、廃棄物の減量化や再生利用を進め るための技術的支援を実施します。
- ス 堆肥の有効利用を促進するため、家 畜ふん尿の良質堆肥化を指導します。
- セ 建設リサイクル法に基づき、建設廃 棄物の再資源化を促進するため、事業 者に対して、分別解体や再資源化について指導します。また、公共工事に伴 う建設系廃棄物については、循環的な利用の促進に努め、その進捗状況を把 握するため建設副産物実態調査を実施 します。さらに、公共事業において認 定リサイクル製品の利用促進を図ります。
- ソ 富山市エコタウン事業については、 国に対してさらなる技術的、財政的支

援を要望するとともに、富山市と連携 して円滑な展開を図ります。

#### (2) 廃棄物の適正処理の推進

- ア 一般廃棄物の計画的かつ適正な処理 を推進するため、市町村等に対して、 一般廃棄物処理計画の策定や処理施設 の適切な維持管理等について助言しま す。また、処理施設の計画的な整備に 向けて必要な協力を行います。
- イ ごみ焼却施設から排出されるダイオ キシン類の削減や、効率的なごみ処理 を図るため、ごみ処理広域化計画に基 づき、ごみ処理の広域化を推進します。
- ウ PCB廃棄物の保管事業者に対して、 適正な保管の徹底を指導します。また、 北海道で処理することとなった大型の PCB廃棄物の適正な処理の推進に向 けて、国や北海道と調整し、県のPC B廃棄物処理計画に沿った運搬・処理 体制の整備を図ります。
- エ 遵法性・情報公開・環境保全の取組 みに関して「産業廃棄物処理業者の優 良性の判断に係る評価基準」に適合す る処理業者を県のホームページで公開 し、排出事業者が自らの判断で優良な 処理業者を選択できるよう情報を提供 します。
- オ 産業廃棄物の最終処分場や焼却施設 等の適正な設置を図るため、廃棄物処 理法及び産業廃棄物適正処理指導要綱 に基づき、生活環境影響調査の実施や 住民への説明会の開催等について事業 者を指導します。
- カ 県外から搬入される産業廃棄物については、産業廃棄物適正処理指導要綱に基づき事前協議を行い、県内の処理体制に影響を及ぼさないよう必要な指導を行います。
- キ 産業廃棄物処理業者等の最終処分場 や焼却施設について重点的に監視する とともに、マニフェストシステムの運 用により、排出事業者が処理処分状況 を的確に把握するよう指導します。
- ク 不法投棄等の不適正処理の未然防止

を図るため、常勤の産業廃棄物監視指導員によるパトロールや猟友会会員及び関係機関と連携した広域的なパトロールを実施するほか、海上保安庁と連携した海上パトロール、ヘリコプターを活用したスカイパトロールを実施するなど、陸・海・空からのパトロール活動を展開します。

- ケ 排出事業者や処理業者による不法投棄等の不適正処理を防止するため、県警や海上保安庁、環境省、市町村、総富山県産業廃棄物協会等と協力してパトロールを実施するほか、市町村による撤去活動を引き続き支援します。また、各種講習会や研修会を開催するほか、パンフレットやポスターの作成、配布により、不適正処理の未然防止を図ります。
- コ 農業用廃プラスチックや廃農薬など

- 農業生産資材廃棄物については、パンフレット等による啓発活動や農業協同組合を窓口とした地域回収により、適正処理を推進するとともに、再生処理や生分解性資材の利用等による排出抑制対策について検討します。
- サ 下水汚泥処理基本計画に基づき、下 水汚泥の有効利用や安定的、効率的な 汚泥処理の推進に努めます。
- シ 生活環境の保全と公衆衛生の向上を 図るため、浄化槽設置者に対して、浄 化槽の構造、保守点検、清掃、法定検 査等に関する正しい知識の普及啓発に 努め、適正な維持管理を推進します。
- ス 家庭からの排水による水質汚濁対策 として、浄化槽の普及促進を図るため、 市町村が行う浄化槽設置整備事業に助 成します。

## 4 自然と共生したうるおいのある環境の実現

朝日岳周辺や立山黒部アルペンルート沿線で登山歩道の整備や植生の復元を行います。

ツキノワグマについて出没情報のホームページでの提供や、ニホンザルについて被害防除のための簡易電気柵の普及を推進するなど、人との共生を図ります。

さらに、県民全体で支える森づくりを推 進するため、「水と緑の森づくり税」を財源 とした事業を実施します。

#### (1) すぐれた自然環境の保全

- ア 自然環境の現況を把握するため、自 然環境保全基礎調査を継続して行うほ か、地球温暖化等の環境変化が立山の 植生に与える影響を把握するため、科 学的なモニタリング調査を継続して行 います。
- イ 国立公園、国定公園等の開発行為に ついて、法令に基づき厳正に許認可を 行うとともに、自然公園指導員、自然 保護指導員等による自然保護パトロー ルや利用者指導を行います。

- ウ 自然環境保全地域において、巡視員 による巡回を行うほか、保全計画に基 づき、巡視歩道整備等の保全事業を実 施します。
- エ 中部山岳国立公園の立山地区及び黒部峡谷地区において実施しているごみ持ち帰り運動を推進します。また、アルペンルート沿線のターミナルやホテル、山小屋等の施設で生じるごみを公園外へ搬出して処理するとともに、室堂平を中心に美化清掃活動を行い、自然環境の保全に努めます。

### (2) 自然とのふれあいの確保

- ア 県民の自然への関心を高め、自然保 護思想の普及啓発を図るため、自然博 物園「ねいの里」において、四季を通 じての自然観察会等を実施します。
- イ 愛鳥思想の普及啓発を図るため、愛鳥週間において、ツバメの調査、バードウオッチング、愛鳥ポスターの表彰など各種行事を行います。
- ウ 自然公園を訪れた人々に、より一層

自然への理解を深めてもらうため、立 山地区の室堂平、弥陀ヶ原をはじめと した県内4地区の自然公園等にナチュ ラリストを配置し、自然解説を行うほ ュラリストの派遣を行います。また、 ナチュラリストの専門性を活かし、自 らが企画・提案する多彩なプログラム に基づく「ナチュラリスト自然ふれあ い塾」を開催します。

- エ 自然保護に対する意識の向上を図る とともに、将来の優れたナチュラリス ト候補者を育成するため、中学生から 20歳未満の者を対象とした自然保護講 座(ジュニアナチュラリスト養成コー スⅡ)を開催します。
- オーナチュラリストと連携し、ジュニア ナチュラリストに対して自然解説活動 や自然観察会への参加機会を提供し、 ジュニアナチュラリストによる自然体 験活動を推進します。
- カ バードマスターや自然公園指導員等 の活動を通じて、自然環境保全のため の知識とモラルやマナーについて普及 啓発を図ります。
- キ 自然公園等の施設整備を推進するた め、次の事業を行います。
  - の 国立公園については、山岳の景観 と環境の保全、登山者の安全性の確 保を図るため、国直轄事業等により、 歩道の整備と植生の復元、侵食防止 のための木製土留工などを実施しま
  - (イ) 能登半島国定公園については、九 殿浜園地において、園路、展望広場 等の整備を実施します。
  - り 県立自然公園や県定公園について、 施設整備に対して補助を行います。
  - 田 僧ヶ岳周辺の貴重な自然環境を保 全するための県立自然公園の新規指 定に向けて、関係機関との調整を行 います。
  - め 山岳環境の保全のため中部山岳国 立公園において、山小屋等の排水処 理施設の整備に対して補助を行いま

す。

- ク 県民公園新港の森、太閤山ランド、 自然博物園「ねいの里」、野鳥の園及び 頼成の森については、諸施設の有機的 かつ一体的な利用が図られるよう適切 な管理に努めます。
- ケ 立山山麓家族旅行村については、利 用の増進が図られるよう適切な管理運 営に努めます。
- コ 山岳遭難防止対策として、立山セン ターで山岳等の総合情報を提供するな ど安全登山を推進します。
- サ 有峰の豊かな森林や文化を守り、森 林環境学習等に活用していくため、語 り部講等の開催や有峰森林文化村祭へ の支援、有峰ハウス、ビジターセンタ 一等の施設の管理・運営などを行い、 「水と緑と命の森を永遠に」を基本理 念として設立された有峰森林文化村の 活動を推進します。

#### (3) 生物多様性の確保

- ア ライチョウの保護のため、立山一帯 で生態・生息環境調査や病理検査を実 施するとともに、室堂山周辺、みくり が池、地獄谷周辺の区域において繁殖 期のスキーヤー等の立入りを規制しま
- イ イヌワシの生息環境を守るため、営 巣地に設置した観察カメラを利用し、 生態観察を行うとともに、保護指針を もとにイヌワシと人との共生を目指し
- ウ ビオトープマニュアルの活用により、 地域の自然環境に配慮した各種開発行 為の実施の推進を図り、生き物の棲む 環境の保全と創造を目指します。
- エ 美女平からブナ坂にかけてのアルペ ンルート沿線において、ブナ林の更新 を図るため、ブナ苗木の保育等を行い ます。
- オ 立山の高山植物を保護するため、ア ルペンルート沿線に見られるセイヨウ タンポポ等の外来植物を除去します。
- カ ナチュラリストやバードマスターの

野外活動を通じ、種の多様性や生態系の保全に関し、普及啓発を図ります。

- キ 有害鳥獣捕獲の中心的な担い手となっているハンターの育成・確保対策を推進するとともに、人と野生鳥獣との共生を図るため、ニホンザル保護管理計画や、ツキノワグマ保護管理指針に基づく総合的な被害防除対策を進めるほか、自然博物園「ねいの里」に野生鳥獣共生管理員を引き続き配置します。
- ク 健全な内水面の生態系を保全し、持続的な利用を図るため、外来魚(オオクチバス、コクチバス、ブルーギル)の駆除と、カワウの広域的な管理体制に基づいた取組みを推進します。

#### (4) 豊かで美しい森づくりの推進

ア 富山県森づくりプランを基本として、 森林の状態、地域ニーズ等に対応した 多様な森づくりを推進します。なお、 富山県総合計画「元気とやま創造計画」 や「富山県森づくりプラン」が昨年策 定されたことから、「富山県森林・林業 新世紀ビジョントを改訂します。

- イ 19年4月1日から導入された「水と 緑の森づくり税」を財源として、次の 事業を実施します。
  - の 地域や生活に密着した里山の再生 整備を県民協働で推進する「里山再 生整備事業」と、風雪被害林や過密 人口林などを、スギと広葉樹の混交 林に誘導する「みどりの森再生事業」 を実施します。
  - (イ) 「とやまの森づくりサポートセンター」を通じた森林ボランティアへの活動支援や、森づくりに関する総合情報システムの整備(森づくり活動などの情報提供)、森林の大切さの普及活動(出前講座や森林教室など)、県産材の利用促進(ベンチや学童机の天板等の設置、公共施設の木質化の推進)を実施します。また、県民やボランティア団体等から、森づくりプランの趣旨に沿った事業提案を幅広く募集し、その提案に基づく事業の実行について支援します。

## 5 快適な環境づくり

清らかな水辺や豊かな緑、美しい街並み、歴史的雰囲気に満ちた落ち着いたたたずまいなど、魅力ある郷土づくりに欠くことのできない快適な環境づくりのため、水や緑の保全等を推進します。また、景観条例に基づき、総合的かつ計画的にうるおいのある景観づくりを進めます。

#### (1) 県土美化推進運動の展開

- ア 日本一きれいな県土づくりをめざし、 県民の美化意識やモラルの高揚に努め るとともに、県土美化推進功労者表彰 の実施、ごみ持ち帰り袋等の配布、広 報誌等による啓発活動を実施します。
- イ 県土美化推進県民会議が中心となり、 地域住民や関係団体等の協力を得て、 4月から9月にかけて、「まちやむらを 美しくする運動」、「川をきれいにする 運動」、「山や海岸をきれいにする運動」、

「空カンゼロ運動」を展開します。

また、新たに7月1日から31日までを「とやまふる里海岸クリーンアップキャンペーン」期間とし、沿岸の各市町において海岸の清掃美化活動を実施します。

- ウ ごみゼロの日(5月30日)、県土美化 の日(6月3日)等における統一活動 を推進し、「日本一のきれいな県土」の 実現をめざします。
- エ 地域住民等が主体となり、海岸や公 園等における継続的な清掃美化活動を 促進するため、「アダプト・プログラム 事業」を実施し、行政と地域住民との 協働体制づくりを推進します。
- オ 県管理道路においては継続的・積極 的な美化推進を図るため、「道路愛護ボ ランティア制度」を実施しており、ま た県管理河川においては河川環境の美

化保全等の河川愛護活動を支援するなど、地域住民等と連携して、県自らもきれいな県土づくりに取り組みます。

#### (2) 心地よい水辺環境の創造

- ア 「とやまの名水(陸水65件および深層水1件)」について、市町村と連携し、各種イベント等の機会を捉えて県内外に向け発信します。また、県民共有の財産として保全していくため維持管理状況等の定期的な点検を実施します。
- イ 市町村がモデル的に実施する自噴井 戸保全対策 (バルブの設置等) に対し、 財政面や技術面から支援します。
- ウ 「とやまの名水」の飲用に起因する 健康被害の発生を防止するために、市 町村が実施する水質検査に対する指 導・助言や「とやまの名水」の衛生管 理に関する調査研究を行うとともに、 「とやまの名水ネットワーク協議会」 を開催して、管理者、市町村等におけ る情報交換を行い、衛生管理の技術向 上を図るなど、「とやまの名水」を安心 して利用できるよう衛生管理の徹底に 努めます。
- エ 河川が本来有している生物の良好な 生息・生育環境に配慮し、あわせて美 しい自然景観を保全あるいは創出する 多自然川づくりを推進します。また、 農業用水路等の親水機能の保全と整備 を推進します。
- オ 親水型の公園の整備を図るため、ポートルネッサンス21計画を推進するとともに、富岩運河環水公園の整備を行います。
- カ 美しい海岸を守り、快適な環境をつくるため、ふるさと海岸整備事業を推進します。また、海岸に漂着した流木等を適正に処理して、良好な海岸環境の維持に努めます。

#### (3) 里や街における豊かな緑の保全と創造

ア 家庭や地域における緑化活動を進めるため、花と緑の銀行において花の苗 や緑化木の配布を行います。また、地

- 域緑化の推進役となるグリーンキーパー(花と緑の指導員)の適正配置と技術向上を図り、新たな緑花グループの発掘を促すとともに、県民が主役となった緑化運動を展開します。
- イ 県民に親しまれる花と緑の豊かな拠 点施設づくりを推進するため、中央植 物園を核とした植物公園ネットワーク の機能充実を図ります。
- ウ 花と緑の富山を印象的にアピールするため、駅前や空港に設置した花だより 花壇に四季折々の花などを植栽します。
- エ 子供から大人まで幅広く花と緑に親しむ機会を創出するため、花と緑の銀行において、花と緑のフェスティバルを開催するとともに、インターネット等を活用して県内の花や緑の見ごろにあわせた開花状況等の情報提供を実施します。
- オ さくらの保護・育成を図るため、花 と緑の銀行において県内に自生する野 生種の苗木育成を行います。
- カ 緩衝緑地として富山新港地区の「県 民公園新港の森」や富山空港地区の「空 港スポーツ緑地」があり、運動施設等 を備えたこれらの公園が県民に親しま れるよう運営、管理に努めます。

### (4) うるおいある景観の保全と創造

- ア 景観づくりを総合的、計画的に推進するため、景観条例に基づき、大規模行為の届出制度等の景観づくりの推進に関する施策を実施します。また、県民や市町村等の景観づくりの取組みを支援するために、景観アドバイザーの派遣及び景観づくり補助事業を実施します。さらに、景観に関する意識の向上や景観づくりの取組みを奨励するため、「うるおい環境とやま賞」の表彰を実施します。
- イ 地域の特性に配慮した景観整備の具体化を推進するため、全県域公園化推進プランやふるさと環境総合整備ガイドライン等に基づき、まちづくり交付金を活用し、優れた景観整備等を推進

します。

- ウ 国土の保全とあわせ良好な海岸環境 の形成を図ることを目的とし、自然景 観と調和した海岸整備を行うエコ・コ ースト事業を伏木富山港海岸(雨晴地 区)において実施します。
- エ 海浜空間の面的な整備により住民が 海と親しみ憩える場の形成を目指し、 ふるさと海岸整備事業やコースタル・ コミュニティ・ゾーン(CCZ)整備 事業を推進します。
- オ 河川が本来有している生物の良好な 生息・生育環境に配慮し、あわせて美 しい自然景観を保全あるいは創出する ため、河川改修にあたっては多自然川 づくりを推進します。
- カ 渓流の持つ優れた景観や生態系等の 自然環境と調和し、個々の渓流の特色 を活かした砂防事業を展開し、水と緑 が豊かな渓流づくりを推進します。
- キ がけ崩れ対策の実施にあたっては、 斜面が有する優れた景観や生態系を保 全する観点から、自然環境や景観上良 好な状態を保ちつつ、緑豊かな斜面空 間の創出を推進します。
- ク 道路景観の向上、沿道景観の向上、 とやまらしいみちづくり、道路緑化等 を目指す「新とやまのみちBIG作戦」 を進めます。
- ケ 自然とやすらぎの空間として農村や 山村を楽しむことにも配慮しつつ、農 道や林道の整備を進めます。
- コ 田園空間整備実施計画(となみ野) に基づき整備した中核施設や地域拠点 を中心に、地域住民が主体となる美し い散居景観を保全するための活動を関 係団体、関係市と連携して行います。
- サ 屋敷林(カイニョ)に覆われた緑豊かな散居景観を保全・育成するため、 散居景観保全に関する住民協定締結を 促進するとともに、散居景観保全事業 により、屋敷林の維持管理など住民の 活動を支援します。
- シ 棚田地域を含む農村における多面的 機能の良好な発揮と集落の活性化を図

- るため、「富山県農村環境創造基金」により、農村環境保全に関する研修会の開催、棚田保全活動に対する都市住民の参加促進や活動推進、子供の農作業体験等への活動支援を実施します。
- ス 「都市との交流による農山漁村地域 の活性化に関する条例」や「とやまグ リーン・ツーリズム推進プラン」に基 づき、農山漁村地域における自然景観 の保全や農山漁村の持つ多面的機能の 維持向上などを推進します。
- セ 地域ぐるみで取り組む水路の江ざらいや小修繕、花の植栽などの共同活動や、農薬、化学肥料の低減など環境に配慮した先進的な営農活動を支援する農地·水·環境保全向上対策を推進します。

#### (5) 歴史や文化をいかした街づくり

- ア 開発事業の際に、ふるさと環境総合整備ガイドラインに基づき、歴史的文 化的資源を活かした街づくりの誘導や 指導を行います。
- イ 市町村が実施するまちなみ保全の環 境整備事業に対して助成を行います。
- ウ 市町村が実施する史跡等を利用した 公園(いわゆる文化財公園)の環境整 備に対し、助成を行います。
- エ 「ひみ田園漁村空間博物館整備基本 計画」に基づく整備を、関係市と連携 して行います。

#### (6) 快適なトイレの推進

- ア 快適なトイレの整備、維持管理等を 推進するため、快適トイレ推進プラン の普及に努めるとともに、グッドトイ レコンテストを開催し、設置者や利用 者の普及啓発を図ります。
- イ 民間の山小屋事業者が整備する環境 に配慮したトイレの整備、改良に対し、 助成を行います。

## 6 地球環境の保全への行動と積極的貢献

地球にやさしいとやまプランやとやま温 暖化ストップ計画に基づき、県民、事業者 及び行政が一体となった温暖化対策を推進 するとともに、酸性雨、黄砂に関する実態 調査を実施します。

また、国際的なレベルで環境協力が実施できる中核拠点として10年9月に政府所管の公益法人として設立された財環日本海環境協力センターの運営を支援し、各種の環境協力や調査研究及び施策支援事業を推進するほか、同センターが国連環境計画の提唱する北西太平洋行動計画(NOWPAP)の地域活動センター(CEARAC)として実施する事業に対し、必要な支援を行います。

#### (1) 地球環境保全行動計画の推進

地球環境保全に向けた自主的な取組みを推進するため、地球環境保全に関する情報を体系的に県民に提供する「とやま地球環境ポータルサイト」を引き続き運営するとともに、新たに「エコライフ・アクト大会」の開催などにより、環境に配慮したライフスタイルの一層の定着を推進します。

### (2) 地球環境保全のための対策の推進

- ア 「富山県地球温暖化防止活動推進センター」である倒とやま環境財団の地球温暖化防止に関する啓発活動等の支援を行います。また、地域における取組みを推進するため、地球温暖化防止活動推進員の活動を支援します。
- イ 温室効果ガス排出量の増加が著しい 民生部門における県民・事業者の効果 的な地球温暖防止の取組みを促す指針 を策定します。
- ウ 家庭における地球温暖化対策を地域 で推進するため、環境家計簿や省エネ ルギー機器を活用し、CO₂削減を競い 合う「とやまエコ・メイト事業」を実 施します。
- エ 10歳の児童が中心となって、10項目

- の地球温暖化対策を10週間、家族とともに取り組む「とやま環境チャレンジ10事業」を、県内57の小学校において実施します。
- オ 中小企業向け環境マネジメントシステム「エコアクション21」の普及拡大を図るため、「エコアクション21自治体イニシャティブ・プログラム」(多くの事業者が一斉に「エコアクション21」の認証・取得を目指す事業)を実施するとともに、事業者のESCO事業(省エネルギー支援サービス事業)等の導入促進を図るため、セミナーを開催します。
- カ 事業者の地球温暖化防止活動への取 組みの意欲の増進や活動の環の拡大を 図るため、事業者の温暖化防止活動を 県に登録し、ホームページ等により広 く県民に紹介する「とやまストップ温 暖化トライアル事業」を実施します。
- キ 地域に根ざした地球温暖化対策を推 進するため、市町村による地球温暖化 対策地域協議会の設立や同地域協議会 の活動に対して助成します。
- ク とやま温暖化ストップ計画の進行を 管理するため、17年度の温室効果ガス 排出量を算定します。
- ケ 地球温暖化防止等の面ですぐれている低公害車の普及を図るため、バス事業者による低公害車の導入に対して助成します。また、中小企業者の低公害車の購入に対し、低利資金を融資します。
- コ 二酸化炭素吸収源としての森林の役割が十分発揮されるよう、森林吸収源対策推進プランに基づく森林の整備・保全を着実に推進します。
- サ バイパスや環状道路の整備、交差点 改良等、CO2排出抑制効果の高い道路 整備の重点化を図り、渋滞が無くスム 一ズに走れる道路を着実に推進します。
- シ 省資源、省エネルギー運動を推進す るため、ポスター等の啓発物品の配布

- や、省資源・省エネルギーに関する各種情報を県ホームページや情報誌に掲載するなど、普及啓発活動を行います。
- ス 環境マネジメントシステムの啓発等 により、省資源・省エネルギーに配慮 した事業活動の普及を図ります。
- セ 新エネルギーについて、パンフレットやホームページにより普及啓発を図るとともに、行政における率先導入を図るため、庁内プロジェクトチームで情報交換を行い、県有施設への太陽光発電や風力発電の導入可能性検討や、公有施設における導入状況調査を行います。また、新エネルギーの技術開発を進めるため、産学官連携による公募型研究を支援します。
- ソ 地域公共交通のあり方及び具体的な 施策を示した地域交通ビジョンに基づ き、公共交通機関の利用促進を図ると ともに、公共交通の維持活性化に努め ます。
- タ 鉄道貨物輸送の活用や共同輸送など、 グリーン物流の取組みのPRや、荷主 企業奨励金制度による地元港湾利用の 促進に取り組み、環境負荷の低減を図 ります。
- チ オゾン層の保護や地球温暖化を防止するため、フロン回収・破壊法に基づき、回収業者の登録等を行うとともに、改正法令(19年10月1日施行)の周知徹底を図るため、説明会を開催するなどフロン回収等を推進します。
- ツ 酸性雨による生態系等への影響を未 然に防止するため、雨水や土壌・植生 等への影響についてモニタリング調査 を実施します。
- テ 黄砂の実態を解明するため、黄砂成分を調査するとともに、ライダーモニタリングシステムにより飛来状況を把握します。

# (3) 環日本海地域の環境保全と国際環境協力

- C)の活動を支援し、環日本海地域に おける国際環境協力を推進します。
- イ NPECと連携して、環境保全に関する次の交流推進、調査研究事業を推進します。
  - の 本県がコーディネート自治体を務める「北東アジア地域自治体連合環境分科委員会」を開催し、環日本海地域の環境保全についての情報交換や自治体間での環境協力事業について検討を行います。
  - (イ) 対岸地域と環境の状況等に関する 情報交換や協力事業の協議を行うと ともに、水質保全等に関する環境技 術研修員の受入れを行います。
  - (ウ 環日本海地域の環境保全の基礎資料とするとともに地域住民の環境保全意識の醸成を図るため、沿岸諸国の自治体やNGOが参加して海辺の漂着物調査を実施するほか、ロシア沿海地方との渡り鳥に関する共同調査、中国遼寧省との水質環境に関する共同調査研究を実施します。
  - 四 北東アジア地域の環境教育を推進するため、北東アジア地域の4ケ国の将来の環境保全を担うリーダーとなる青少年を一堂に集め、「北東アジア青少年環境保全リーダー会議」を富山県で開催します。
- ウ 北東アジア地域において顕在化している環境問題に対応するため、地方都市としては初めて本県で開催されることとなった日中韓三カ国環境大臣会合に合わせて、日本・中国・韓国・ロシアの自治体、経済界、学界が参加する国際フォーラム「北東アジア環境パートナーズフォーラム in とやま」を開催し、地域レベルで幅広い主体が連携した取組みの強化を図ります。

## (4) 北西太平洋行動計画(NOWPAP) の推進

ア NOWPAPの地域活動センター (CEARAC)に指定されたNPEC が国際的な役割を適切に果たせるよう、

平成19年度において実施する環境の保全及び創造に関する取組み

赤潮を含む有害藻類の異常繁殖に関す る取組みやリモートセンシングによる 海洋環境モニタリング手法の開発を支 援します。

- イ NOWPAPの活動を推進するため、 NPECが実施する次の事業を支援し ます。
  - の リモートセンシングによる海洋環 境モニタリング手法の開発を進める ため、富山湾をモデル海域として、 調査研究を行うほか、国内外の専門 家等の参加のもとに国際ワークショ ップを開催するとともに、国内の専 門家から助言を得るための国内検討 委員会及びCEARACの調整・助 言機関であるフォーカルポイント会 議を開催します。
  - (イ) CEARACの優先課題である赤 潮を含む有害藻類の異常繁殖に関す る取組み等を推進するため、国内の 専門家から助言を得るための国内検 討委員会及びCEARACの調整・ 助言機関であるフォーカルポイント

会議を開催します。

- り リモートセンシングにより、海洋 環境データを受信・解析し、NOW PAP関係国を含む国内外に発信す る「環日本海海洋環境ウォッチ事業 | を、環境省と連携して推進します。
- ウ NOWPAPのRCU富山事務所の 活動を、国、国際機関等と連携を図り ながら支援します。

#### (5) 日本海学の推進

環日本海地域及び日本海を一つの循 環・共生体系としてとらえ、過去、現在 及び未来にわたる当該地域の人間と自然 の関わりを総合学として学際的に研究す る日本海学について、日本海学推進機構 を中心に、県内外の研究機関等と連携し て推進します。また、日本海学の普及啓 発を図るため、シリーズ「日本海学の新 世紀 | の第8集を発刊するとともに、日 本海学シンポジウム、日本海学講座の開 催等を実施します。

## 7 環境の保全及び創造に向けたみんなの行動

6月の環境月間を中心に、各主体の公平 な役割分担のもとで、エコライフスタイル の推進を始めとして、自主的かつ積極的に 環境にやさしい行動をする社会への展開を 図るための各種施策を実施します。また、 県民の自主的な取組みを推進するため、環 境教育推進方針に基づき、こどもエコクラ ブの登録やその活動支援等を通じて環境教 育を推進します。

#### (1) 環境保全活動へのみんなの参加

- ア 6月の環境月間に、ポスターの募集 や展示、企業に対する環境行事の実施 の呼びかけ等を行います。
- イ 日常生活の中でのごみや二酸化炭素 等の排出を極力抑制する取組み(エコ ライフスタイル)を促進するため、6 月に「エコライフ・アクト大会」を開 催し、引き続いて県内10市において「エ

- コライフ・イベント」を実施します。 また、地球温暖化防止に向けた国民 運動である「チーム・マイナス6%| と連携して、とやまオリジナルの4つ の取組みを加えた10のアクションに取 り組む「とやまエコライフ・アクト10 宣言 | を県民に呼びかけます。
- ウ 地域に根ざした環境保全活動に県民、 事業者及び行政が一体となって取り組 次の事業を支援します。
  - (7) 個人·家庭、NPO、企業、行政 が環境保全活動の協働を進める基盤 としての環境ネットワークの形成を 推進します。
  - (イ) 環境NPO等の活動を助成すると ともに、環境ライブラリー等により 環境教育を支援します。また、出前 講座の充実を図ります。

- (ウ) 地球温暖化防止活動推進員の活動を支援します。
- 工 県民、事業者等に対する環境保全活動の普及を図るため、働とやま環境財団内に設置した環境保全相談室において、環境保全相談員が、環境保全活動の進め方、ごみ減量化や地球温暖化防止活動の推進方策について相談業務を実施します。
- オ 県民、事業者、行政が一体となって、 ごみゼロ型社会の実現に向けた取組み を推進するため、「ごみゼロ推進県民大 会」を開催します。
- カ 環境負荷の低減を目的の一つとする 「ノーマイカー県民運動」の一層の展 開を図るため、交通事業者の協力も得 て実施する「県・市町村統一ノーマイ カーウィーク」への多くの県民の参加 を働きかけます。
- キ 中小企業者の環境問題への適切な対応を図るため、側富山県新世紀産業機構において、専門家による相談指導や情報提供を行います。
- ク 中小企業者における環境の保全及び 創造に資する施設の整備を促進するため、中小企業者が設置する公害防止施 設、廃棄物の資源化・再生利用施設、 地下水の保全施設、山岳地トイレ、地 球温暖化防止施設の整備、低公害車の 購入等に要する資金を長期・低利で融 資します。
- ケ 畜産環境保全に係る施設導入に対し、 補助や資金の融資を行うとともに、リ ース事業の積極的活用についても指導 を行います。

# (2) 環境問題の理解と対応のための教育・学習

- ア 18年3月に策定した環境教育推進方 針に基づき、環境教育に役立つ教材の 普及を図ります。
- イ 様々な生物とのふれあい、自然環境 の保全への理解を深める森と水辺のビ

- オトープ体験のコースや、循環型社会 の構築について理解と関心を深めるた め処理・リサイクル施設等を巡るコー スなどの県政バス教室を実施します。
- ウ 子どもたちによる自主的な取組みを 推進するため、こどもエコクラブの登録やその活動の支援を行うとともに、 希望する学校、地域団体、企業などに 講師を派遣する出前講座を実施します。 また、環境に関する話題について、住 民等との意見交換を行う出前県庁(し ごと談義)を実施します。さらに、夏 休み子供科学研究室の開催や、ビデオ、 リーフレット等の各種啓発用教材の整備を進めます。
- エ 希望する小学校の教員を対象として、 環境保全に積極的に取り組む児童を育 てるため、身近な自然環境を調べる方 法として、「水質検査の方法」や「水生 昆虫の調べ方」、「学校周辺の自然観察」 や「落ち葉や土の中の小動物」など、 総合的な学習の時間での活動と関連す る実験・観察巡回研修を実施します。
- オ 愛鳥思想の普及啓発のため、バード ウオッチングや野鳥を中心とした自然 教室を開催します。
- カ ジュニアナチュラリストに対してナ チュラリストの自然解説活動や自然観 察会への参加機会を提供し、活動を支 援します。
- キ 水と緑の森づくり税を活用し、児童・ 生徒をはじめ広く一般県民を対象に、 フォレストリーダーが指導者となり、 出前講座や森林教室を「森の寺子屋」 として開催します。
- ク 農業・農村の理解と環境保全への関心を深めるため、子どもたちの農業・農村体験学習や農業用水での生き物調べを実施します。

#### (3) 事業者としての県の環境保全率先行動

ア 県庁本庁舎の I S O 14001による環境マネジメントシステムに基づき、引き続き環境に配慮したオフィス活動やエコイベント実施方針による取組みを

平成19年度において実施する環境の保全及び創造に関する取組み

推進するとともに、公共事業での環境 配慮など、県が実施する全ての事業で 環境への負荷を軽減する取組みを推進 します。

- イ 新県庁エコプラン第2期計画を推進 します。特に、出先機関等においては、 IS014001の手法を用いて取組みの 強化を図ります。
- ウ グリーン購入調達方針の特定調達品 目(重点的に環境物品等の調達を推進 する品目)を17分野214品目に拡大し、 引き続き環境物品等の調達の推進に努

- めます。また、富山県リサイクル認定 製品の優先的な調達に努めます。
- エ 低公害車導入方針に基づき、県自ら が率先して低公害車を導入するほか、 導入可能な低公害車がない場合であっ ても、できるだけ低排出ガスかつ低燃 費の自動車を導入します。
- オ 県庁ごみゼロ宣言を踏まえ、民間の リサイクル事業者等の関係機関と協力 し、県庁本庁舎から排出される廃棄物 をすべてリサイクルする(廃棄物の埋 立をゼロにする) ことをめざします。

## 総合的視点で取り組む環境の保全と創造

今日の環境問題に総合的視点で取り組む ため、総合的な環境対策を推進します。ま た、環境影響評価条例等に基づき、環境に 著しい影響を及ぼすおそれのある事業につ いて、適切な環境影響評価の実施を指導し ます。

#### (1) 環境問題の解決に向けた公害防止計画

- ア 16年度に策定した第7次富山・高岡 地域公害防止計画に基づき、関係機関 と連携して、環境を改善するための各 種事業を総合的かつ計画的に実施しま す。
- イ 公害防止計画に基づく事業の実施状 況や効果を把握し、計画に掲げる施策 の着実な推進に努めます。

## (2) 事業実施に当たっての環境への影響評 価の推進

- ア 大規模開発による環境汚染の未然防 止を図るため、環境影響評価条例に基 づき、適切な環境影響評価を推進しま す。
- イ 公害防止条例に基づき、工場等の新 増設に当たっては、事業者と事前に公 害防止対策等について協議を行い、計 画段階からの公害の未然防止を図りま す。また、必要に応じて事業者と地元 市町村等との公害防止協定の締結を推 進します。

ウ 土地対策要綱に基づき、一定規模以 上の土地の開発に当たっては、開発事 業者と事前に生活環境や自然環境の保 全について協議を行い、環境汚染の未 然防止を図ります。

## (3) 環境の保全及び創造を支える調査研究 等の推進

- ア 環境科学センターにおいて、地球温 暖化、循環型社会構築、バイオモニタ リング法の確立等に関する次の調査研 究を行います。
  - ・富山県における地球温暖化の影響に 関する調査研究
  - ・東アジア地域からの大気降下物に関 する研究
  - ・富山湾の水質汚濁メカニズムに関す る研究
  - ・海洋環境評価のためのバイオモニタ リング法の確立に関する研究
  - ・富山県における循環型社会構築に関 する研究
  - ・産業廃棄物最終処分場の安定化に関 する研究
- イ 衛生研究所において、イタイイタイ 病の予防に関する研究のほか、化学物 質の汚染の評価や不快昆虫の防止対策 等に関する次の調査研究を行います。
  - ・環境汚染物質と生体影響に関する調 查研究

- ・食品中の残留農薬及びその他の有害物質に関する調査研究
- ・不快昆虫の多発防止対策の調査研究
- ウ 工業技術センターにおいて、産業廃棄物の有効利用を図り、また、環境への影響や負荷を最小限に抑えるため、有機材料複合化グリーンプラスチックの開発、回収ガラスの繊維のFRP用強化材への利用技術の検討、セルロース系廃材を用いた環境汚染物質の生物学的分解等について研究を行う。
- エ 農業技術センター農業試験場において、神通川流域等のカドミウム汚染田のうち、公害防除特別土地改良事業により復元が完了した客土水田について、施肥改善効果の確認調査や産米等の安全確認調査を行います。
- オ 農業技術センター畜産試験場において、家畜ふん尿の堆肥化過程や畜舎周囲における簡易な脱臭技術について調査研究を行います。
- カ 林業技術センター林業試験場において、酸性雨等による森林影響の基礎資料を得るため、酸性雨等森林影響予測に関する調査を行います。
- キ 林業技術センター木材試験場において、持続的生産が可能なバイオマスを有効利用するため、製材工場の残廃材の循環利用や建築廃材の再利用について研究します。
- ク 水産試験場において、富山湾における赤潮の発生状況を調査するとともに、 漁場環境の把握等に関する次の調査を 行います。
  - ・漁場環境状況に関する調査
  - ・富山湾の底生生物調査

#### (4) 環境コミュニケーションの推進

- ア 県民等が環境に関する情報を容易に 収集できるよう、インターネット等を 活用して、迅速でわかりやすい情報の 提供に努めるとともに、情報の積極的 な公開に努めます。
- イ 環境の保全及び創造に関する施策に 反映させるため、県民等の環境に関す

る考え方や施策に対するニーズの把握 に努めます。

## (5) 県民参加による新たな環境保全の仕組みづくり

- ア パブリックコメントの実施などにより、環境保全の仕組みづくりについて、 県民参加により検討する機会を設けます。
- イ 県民団体や事業者団体、報道機関、 行政などの参加のもと、環境とやま県 民会議を設立し、各活動主体の連携協 力により、県民総ぐるみでエコライフ スタイルを推進します。



# 資料編

## 第1 図表

## (1) 安全で健康な生活環境の確保

## 表2-1 一般環境観測局の概要

(19年3月現在)

区分	市町	観測局	所在地	設置年度	調査機関	測定項目等
		富山水橋	水橋畠等	50	市	
富		富山岩瀬	蓮 町	42	市	
		富山芝園	芝 園 町	3	市	
Щ	富山市	富山神明	高 田	48	市	
地		富山蜷川	赤 田	48	市	
		婦 中 速 星	笹 倉	48	市	
域	滑川市	滑川上島	上 島	3	県、市	
	/fi /ll lll	滑川大崎野	大 崎 野	50	県、市	
		高岡伏木	伏木東一宮	42	県	
高		高岡能町	能 町 南	51	県、市	・二酸化硫黄 (溶液導電率 法又は紫外線蛍光法)
	高岡市	高岡本丸	中 川	43	県、市	·浮遊粒子状物質(β線吸
100		高岡波岡	美 幸 町	47	市	収法) ・窒素酸化物(ザルツマン
•		高岡戸出	戸出大清水	47	県、市	試薬を用いる吸光光度     法又はオゾンを用いる
射		福    岡	福岡町土屋	4	県	・ 化学発光法) ・ 光化学オキシダント (中
水	氷 見 市	氷 見	窪	4	県	性ヨウ化カリウム溶液 を用いる吸光光度法又 ・
1.1		新湊三日曽根	三日曽根	42	県	は紫外線吸収法)
地	射水市	新湊海老江	東明中町	48	県、市	・風向風速(光パルス式) ・テレメータ化
域	   初	新湊今井	今 井	45	県、市	
		小杉太閤山	中太閤山	47	県	
新	魚津市	魚津	北鬼江	3	県	
新川地域	黒部市	黒部植木	植木	4	県、市	
域 	入善町	入 善	入 膳	3	県	
砺波・	砺 波 市	砺    波	太田	4	県	
	小矢部市	小 矢 部	泉町	4	県	
小矢部地域	南砺市	福野	柴 田 屋	4	県	
計			25			

## 表2-2 二酸化硫黄濃度の年度別推移(年平均値)

(単位:ppm)

							EIM· bbill)
観測	局	年 度	14	15	16	17	18
		富山水橋	0.003				
富		富山岩瀬	0.005	0.005	0.005	0.003	0.004
. 1 .	富山市	富山芝園	0.003	0.003	0.004	0.003	0.005
山		富山神明	0.002				
地		富山蜷川	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
		婦 中 速 星	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
域	滑川市	滑川上島	0.001	0.000	0.000	0.001	0.001
	<u>/</u>	滑川大崎野	0.002	0.000	0.000	0.001	0.001
		高岡伏木	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
高		高岡能町	0.002	0.000	0.000	0.000	0.001
177		高岡本丸	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
岡	高岡市	高岡波岡	0.003				
•		高岡戸出	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001
射		福    岡	0.002	0.002	0.003		
水	氷 見 市	氷 見	0.002	0.002	0.003	0.001	0.001
地		新湊三日曽根	0.002	0.003	0.003	0.004	0.004
16	射 水 吉	新湊海老江	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001
域	射水市	新湊今井	0.002	0.002	0.003	0.003	0.004
		小杉太閤山	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
新	魚津市	魚津	0.003	0.002	0.004	0.003	0.003
新川地域	黒部市	黒部植木	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
	入善町	入 善	0.002	0.002	0.003	0.003	0.003
砺 波	砺 波 市	砺 波	0.002	0.002	0.002	0.004	0.004
小矢	小矢部市	小 矢 部	0.002	0.003	0.002	0.003	0.003
小矢部地域	南砺市	福野	0.002	0.002	0.003	0.004	0.004
	年平均	匀值	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002

注 1 測定は、溶液導電率法又は紫外線蛍光法によります。 2 「富山県大気汚染常時観測局適正配置計画」により、富山水橋、富山神明及び高岡波岡については15年度、福岡については17年度に測定を廃止し、それぞれ、富山岩瀬、富山芝園、高岡本丸及び小矢部に集約しました。

### |表2-3||二酸化硫黄に係る環境基準の達成状況

		_	_	_		項	目		平均值0			pm)	短	朝的	評値	洲(7	٠ ټ	長は	期的	1評4	価に	- لـــا
				_		基	準	0.	04ppm	以下で	あるこ	ے		窗((							否(	
観	測	局				年	度	14	15	16	17	18	14	15	16	17	18	14	15	16	17	18
				富	Щ	水	橋	0.006					0		$\setminus$			0				
富				富	Щ	岩	瀬	0.010	0.012	0.012	0.007	0.007	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	富	山	#	富	山	芝	園	0.007	0.008	0.007	0.008	0.009	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山	曲	Щ	נוו	富	Щ	神	明	0.006					0					0				
地				富	Щ	蜷	Ш	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				婦	中	速	星	0.003	0.003	0.002	0.003	0.003	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
域	滑	Ш	市	滑	Ш	上	島	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	713	711	רן ו	滑.	川 ナ	大 崎	野	0.005	0.002	0.002	0.002	0.003	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				高	岡	伏	木	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高				高	岡	能	町	0.005	0.002	0.002	0.002	0.003	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
岡	高	岡	市	高	岡	本	丸	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				高	岡	波	岡	0.006					0					0				
				高	岡	戸	出	0.001	0.002	0.001	0.002	0.002	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
射				福			岡	0.004	0.005	0.006			0	0	0			0	0	0		
水	氷	見	市	氷			見	0.004		0.005	0.005	0.003	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地						日官		0.005		0.006	0.007	0.007	0	$\circ$	0	0	0	0	0	0	0	
	射	水	市	新		9 老		0.002		0.003	0.004	0.003	0	$\circ$	0	0	0	0	0	0	0	
域				新	湊	今	井	0.006		0.006	0.007	0.007	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
					杉ス	大 閤			0.002												_	$\vdash$
新川		津		魚	4.7	1	津 —	0.004				0.005		0	0	0	0	0	0	0	0	0
新川地域		部			部	植	木	0.005				0.007	_	$\circ$	0	0	0	0	0	0	0	
	入		町	入			善	0.004			0.006	0.005	0	$\circ$	0	0	0	0	0	$\circ$	0	
砺波:小矢部地域		波 					波 2	0.004			0.006	0.006		$\circ$	0	0	0	0	0	0	0	
矢部 地		大部		小垣	9	Ε	部	0.004			0.005	0.004		0	0	0	0	0	0	0	0	0
域	甪	砺	ιţ	福			野	0.003	0.004	0.005	0.005	0.006	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注 1 測定は、溶液導電率法又は紫外線蛍光法によります。

<sup>2</sup> 短期的評価による適(〇)とは、1日平均値がすべての有効測定日(1日20時間以上の測定が行われた日をいう。)で0.04ppm以下であり、かつ、1時間値がすべての測定時間において0.1ppm以下であることをいいます。

<sup>3</sup> 長期的評価による適(〇)とは、年間における1日平均値のうち測定値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した後の最大値が0.04ppm以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないことをいいます。

<sup>0.04</sup>ppm を超える日が2日以上連続しないことをいいます。 4 「富山県大気汚染常時観測局適正配置計画」により、富山水橋、富山神明及び高岡波岡については15年度、福岡については17年度に測定を廃止し、それぞれ、富山岩瀬、富山芝園、高岡本丸及び小矢部に集約しました。

## 表2-4 二酸化窒素濃度の年度別推移(年平均値)

(単位:ppm)

						(=	型:ppm)
観測	局	年 度	14	15	16	17	18
		富山水橋	0.010	0.010	0.011	0.010	
富		富山岩瀬	0.014	0.014	0.015	0.013	0.012
	富山市	富山芝園	0.013	0.012	0.013	0.012	0.012
山		富山神明	0.012	0.012	0.012	0.012	
地		富山蜷川	0.011	0.010	0.010	0.010	
		婦 中 速 星	0.007	0.008	0.008	0.008	0.008
域	滑川市	滑川上島	0.014	0.014	0.014	0.014	0.013
	<i>消</i>	滑川大崎野	0.003	0.003	0.003	0.004	0.004
		高岡伏木	0.009	0.008	0.008	0.008	0.008
高		高岡能町	0.013	0.014	0.014		
		高岡本丸	0.014	0.014	0.014	0.014	0.013
岡	高岡市	高 岡 波 岡	0.011	0.011	0.009	0.010	0.010
•		高岡戸出	0.011	0.011	0.010	0.010	0.010
射		福    岡	0.006	0.008	0.008		
水	氷 見 市	氷 見	0.006	0.006	0.006	0.007	0.007
地		新湊三日曽根	0.010	0.010	0.011	0.012	0.011
	射水市	新湊海老江	0.010	0.008	0.010	0.010	0.009
域	וו איז (יגל	新湊今井	0.011	0.013	0.009	0.006	0.007
		小杉太閤山	0.012	0.012	0.013	0.012	0.012
新	魚津市	魚津	0.011	0.013	0.012	0.010	0.011
新川地域	黒部市	黒部植木	0.009	0.009	0.008	0.009	0.011
域	入善町	入 善	0.011	0.012	0.012	0.011	0.012
砺波	砺 波 市	砺 波	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008
砺波·小矢部地域	小矢部市	小 矢 部	0.009	0.009	0.008	0.008	0.009
地域	南砺市	福野	0.008	0.007	0.007	0.007	0.007
	年平均	匀值	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010

注 1 測定は、ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法によります。 2 「富山県大気汚染常時観測局適正配置計画」により、高岡能町及び福岡については、17年度に測 定を廃止し、それぞれ、高岡本丸及び小矢部に集約しました。

### 「表2-5」二酸化窒素に係る環境基準の達成状況

		_	_			項	目		1日平均(	直の98%値	直(ppm)		環境	基準	の適	(())	、否
						基	準	0.04ppm れ以下で	から0.06 あること	ppm まて	でのゾーン	内又はそ	(X		, <u> </u>	( )	
観	測	局				年	度	14	15	16	17	18	14	15	16	17	18
				富	山	水	橋	0.023	0.024	0.026	0.023		0	0	0	0	
富				富	Щ	岩	瀬	0.028	0.029	0.031	0.026	0.026	0	0	0	0	0
	富	山	市	富	Ш	芝	園	0.026	0.026	0.027	0.024	0.025	0	0	0	0	0
Ш	=	щ	נוו	富	Щ	神	明	0.025	0.024	0.025	0.026		0	0	0	0	
地				富	Щ	蜷	Ш	0.022	0.023	0.020	0.023		0	0	0	0	
				婦	中	速	星	0.017	0.020	0.020	0.018	0.016	0	0	0	0	0
域	滑	Ш	市	滑	Ш	上	島	0.027	0.027	0.027	0.029	0.024	0	0	0	0	0
	, L3	,,,	, 12	滑	Ш z	大崎	野	0.009	0.010	0.007	0.009	0.009	0	0	0	0	0
				高	岡	伏	木	0.022	0.022	0.022	0.021	0.019	0	0	0	0	0
高				高	岡	能	町	0.031	0.033	0.032			0	0	0		
岡	高	岡	市	高	岡	本	丸	0.029	0.034	0.032	0.030	0.026	0	0	0	0	0
	1-0	1-25	1 12	高	岡	波	畄	0.026	0.025	0.021	0.026	0.021	0	0	0	0	0
•				高	畄	戸	出	0.027	0.028	0.025	0.027	0.022	0	0	0	0	0
射				福			岡	0.016	0.018	0.021			0	0	0		
水	氷	見	市	氷			見	0.016	0.015	0.016	0.017	0.015	0	0	0	0	0
地				新剂	奏三	日崖	根	0.027	0.030	0.029	0.029	0.027	0	0	0	0	0
ᄣ	射	水	市	新	湊淌	毎 老	江	0.022	0.024	0.025	0.024	0.021	0	0	0	0	0
域	רוי	,J.	1 12	新	湊	今	井	0.028	0.033	0.025	0.015	0.019	0	0	0	0	0
				小	杉ス	大 閤	Ш	0.023	0.028	0.027	0.025	0.023	0	0	0	0	0
新	魚	津	市	魚			津	0.024	0.026	0.023	0.021	0.024	0	0	0	0	0
新川地域	黒	部	市	黒	部	植	木	0.020	0.021	0.020	0.023	0.022	0	0	0	0	0
以	入	善	町	入			善	0.022	0.025	0.024	0.024	0.024	0	0	0	0	0
砺波:	砺	波	市	砺			波	0.018	0.020	0.019	0.020	0.016	0	0	0	0	0
砺波·小矢部地域	小点	矢部	市	小	5	Ę	部	0.022	0.021	0.021	0.023	0.019	0	0	0	0	0
地域	南	砺	市	福			野	0.021	0.020	0.021	0.022	0.016	0	0	0	0	0

注 1 測定は、ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法によります。

<sup>2</sup> 長期的評価による適(○)とは、年間における1日平均値のうち、低い方から数えて98%目にあたる値が、0.04ppm から0.06ppm のゾーン内又はそれ以下であることをいいます。
3 「富山県大気汚染常時観測局適正配置計画」により、高岡能町及び福岡については、17年度に測定を廃止し、それぞれ、高岡本丸及び小矢部に集約しました。

表2-6 浮遊粒子状物質濃度の年度別推移(年平均値)

(単位: mg/m³)

観測局富	年 度	14	15	7.0		
富			10	16	17	18
	山水橋	0.025	0.023	0.021	0.019	0.016
富富	山岩瀬	0.028	0.026	0.028	0.027	0.024
	山 芝 園	0.024	0.025	0.025	0.024	0.022
山山富山川富	山 神 明	0.026	0.023	0.021	0.020	0.017
地	山 蜷 川	0.021	0.023	0.021	0.020	0.018
婦	中 速 星	0.023	0.022	0.022	0.018	0.019
域	川上島	0.022	0.022	0.020	0.020	0.017
	大崎野	0.016	0.019	0.018	0.015	0.016
高	岡 伏 木	0.021	0.021	0.021	0.022	0.020
高高	岡 能 町	0.025	0.027	0.027	0.026	0.018
高	岡本丸	0.026	0.023	0.022	0.022	0.020
	岡波岡	0.022	0.019	0.020	0.022	0.021
· 高	岡戸出	0.025	0.026	0.026	0.025	0.022
射    福	岡	0.019	0.020	0.013	0.022	0.020
水り見市水	見	0.023	0.024	0.026	0.016	0.017
新沙地 地	<b>美三日曽根</b>	0.024	0.022	0.022	0.022	0.023
新	奏海老江	0.022	0.021	0.023	0.023	0.019
	湊 今 井	0.024	0.023	0.027	0.024	0.019
小八	杉太閤山	0.022	0.022	0.022	0.021	0.020
魚津市魚	津	0.014	0.019	0.021	0.019	0.020
黒 部 市 黒 域	部植木	0.021	0.019	0.018	0.014	0.014
入善町入	善善	0.018	0.021	0.020	0.019	0.019
砺 波 市 砺	波	0.025	0.027	0.031	0.027	0.019
<ul><li>砺波市</li></ul>	矢 部	0.026	0.024	0.027	0.029	0.026
地 南砺市福	野	0.016	0.028	0.026	0.027	0.025
年平均値		0.022	0.023	0.023	0.022	0.020

注 測定は、 $\beta$ 線吸収法によります。

## 表2-7 浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成状況

	₹2-		/			/ I/J	J-( 1 \	- 1/1 0/4	ж <i>-</i> лс- <u></u> -	+ • > /-	队小人	U										
		_	_	_		項	目				直(mg /			朝的 商((						]評( ))、		_
				\		基	準	0.10	)mg/ 	m以下	である。	کک	.07					.07				
観	測	局		_		年	度	14	15	16	17	18	14*	15	16	17	18	14*	15	16	17	18
				富	Ш	水	橋	0.063	0.049	0.051	0.052	0.045	×	0	X	0	×	0	0	0	0	
富				富	Ш	岩	瀬	0.070	0.059	0.062	0.067	0.063	0	0	×	0	×	0	0	0	0	0
山	富	山	市	富	Ш	芝	園	0.065	0.059	0.061	0.056	0.062	0	0	×	0	×	0	0	0	0	
	Ш	ш	, 12	富	Ш	神	明	0.069	0.051	0.054	0.054	0.046	0	0	×	0	0	0	0	0	0	0
地				富	Щ	蜷	Ш	0.062	0.056	0.052	0.056	0.049	0	0	×	0	×	0	0	0	0	
				婦	中	速	星	0.066	0.058	0.062	0.049	0.053	0	×	×	0	×	0	0	0	0	0
域	温	Ш	市	滑	Ш	上	島	0.068	0.056	0.063	0.061	0.056	×	×	×	0	×	0	0	0	0	0
	713	711	נוו	滑	川ㅋ	大崎	野	0.048	0.048	0.047	0.038	0.050	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				高	畄	伏	木	0.058	0.049	0.055	0.055	0.051	0	×	×	0	×	0	0	0	0	0
高				高	畄	能	町	0.067	0.063	0.068	0.073	0.048	×	0	×	×	×	0	0	0	0	0
岡	高	岡	市	高	畄	本	丸	0.069	0.055	0.059	0.056	0.057	0	0	×	0	×	0	0	0	0	0
		100)	נוו	高	畄	波	岡	0.063	0.048	0.049	0.056	0.056	×	0	×	×	×	0	0	0	0	0
•				高	岡	戸	出	0.063	0.059	0.071	0.066	0.052	×	0	×	0	X	0	0	0	0	0
射				福			岡	0.055	0.051	0.036	0.063	0.047	×	0	×	×	×	0	0	0	0	0
水	氷	見	市	氷			見	0.059	0.054	0.066	0.050	0.063	0	0	×	0	×	0	0	0	0	
1.1				新	奏三	日턑	根	0.067	0.052	0.056	0.055	0.056	×	0	×	0	×	0	0	0	0	
地	紂	水	市	新	湊淌	毎老	江	0.065	0.049	0.060	0.069	0.059	0	0	×	×	X	0	0	0	0	0
域	713	711	1 12	新	湊	今	井	0.069	0.058	0.071	0.073	0.055	×	×	×	×	×	0	0	0	0	0
				小	杉フ	太 閤	山	0.061	0.050	0.056	0.056	0.053	0	0	×	0	×	0	0	0	0	0
新	魚	津	市	魚			津	0.050	0.047	0.055	0.059	0.057	×	0	×	0	×	0	0	0	0	0
川地域	黒	部	市	黒	部	植	木	0.058	0.049	0.049	0.046	0.045	×	0	0	0	×	0	0	0	0	
域 	入	善	BŢ	入			善	0.051	0.050	0.050	0.054	0.056	0	0	0	0	×	0	0	0	0	0
砺波·	砺	波	市	砺			波	0.064	0.061	0.079	0.067	0.051	×	0	X	×	×	0	0	0	0	0
砺波:小矢部地域	小	矢部	市	小	5	Ę	部	0.064	0.053	0.056	0.066	0.060	0	0	0	×	×	0	0	0	0	0
地域	南	砺	市	福			野	0.051	0.060	0.060	0.061	0.052	×	0	×	×	×	0	0	0	0	0

注 1 測定は、β線吸収法によります。 2 短期的評価による適(○)とは、1日平均値がすべての有効測定日(1日20時間以上の測定が行 われた日をいう。)で0.1mg/m³以下であり、かつ、1時間値がすべての測定時間において0.2mg/m³以下であることをいいます。
3 長期的評価による適(〇)とは、年間における1日平均値のうち測定値の高い方から2%の範囲

内にあるものを除外した後の最大値が0.10mg / m³以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が0.10mg / m³を超える日が2日間以上連続しないことをいいます。

<sup>4 ※</sup>については、全国的に黄砂の確認された数日を含めて評価すると全局で否(×)です。

表2-8 光化学オキシダント濃度の年度別推移(年平均値)

(単位:ppm)

日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本								<u> </u>
富山市       富山岩瀬 0.031 0.034 0.033 0.033 0.033 0.032         富山芝園 0.033 0.034 0.033 0.033 0.033 0.032         富山港園 0.032 0.029 0.034 0.031 0.032         富山蜷川 0.032 0.029 0.034 0.031 0.032         富山蜷川 0.032 0.033 0.033 0.031 0.032         城 滑川市         滑川上島 0.031 0.031 0.030 0.033 0.033 0.033         滑川上島 0.031 0.031 0.030 0.033 0.033 0.033         清川大崎野 0.044 0.041 0.039 0.043 0.033 0.031 0.032         高岡能町 0.030 0.030 0.030 0.031 0.032 0.031 0.032 0.031 0.032         高岡を町 0.029 0.030 0.030 0.030 0.031 0.032 0.031 0.033 0.031 0.033 0.031 0.033 0.031 0.033 0.031 0.033 0.031 0.033 0.031 0.033 0.031 0.033 0.031 0.033 0.031 0.033 0.033 0.031 0.033 0	観測	月局	年 度	14	15	16	17	18
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □			富山水橋	0.033	0.035	0.034	0.035	0.033
出   コード	富		富山岩瀬	0.031	0.034	0.033	0.033	0.032
出			富山芝園	0.033	0.034	0.033	0.033	0.032
現   場 中速星   0.031   0.029   0.029   0.032   0.033   0.030   月川 上島   0.031   0.031   0.030   0.033   0.030   月川 大崎野   0.044   0.041   0.039   0.043   0.037   0.037   0.036   0.038   0.034   0.036   0.038   0.034   0.036   0.038   0.034   0.036   0.038   0.034   0.036   0.038   0.034   0.036   0.032   0.030   0.030   0.032   0.030   0.032   0.030   0.032   0.030   0.032   0.030   0.032   0.030   0.032   0.031   0.033   0.031   0.033   0.031   0.033   0.031   0.033   0.031   0.033   0.035	Щ		富山神明	0.032	0.029	0.034	0.031	0.032
域	地		富山蜷川	0.032	0.033	0.033	0.031	0.032
滑川市			婦 中 速 星	0.031	0.029	0.029	0.032	0.033
高岡 大橋野 0.044 0.041 0.039 0.043 0.037 0.037 高岡 伏木 0.034 0.038 0.034 0.036 0.038 高岡 伏木 0.030 0.030 0.030 0.031 0.032 高岡 本丸 0.029 0.030 0.030 0.032 0.030 高岡 戸出 0.030 0.032 0.031 0.030 高岡 戸出 0.030 0.032 0.031 0.033 0.031 福 岡 0.029 0.031 0.031 0.033 0.031 福 岡 0.029 0.031 0.031 0.033 0.030 0.030 新湊三日曽根 0.034 0.035 0.035 0.035 0.036 新湊海老江 0.032 0.033 0.031 0.033 0.033 0.031 0.030 0	域		滑川上島	0.031	0.031	0.030	0.033	0.030
高岡市 高岡能町 0.030 0.030 0.030 0.031 0.032 高岡本丸 0.029 0.030 0.030 0.032 0.030 高岡波岡 0.028 0.030 0.028 0.031 0.030 高岡戸出 0.030 0.032 0.031 0.033 0.031 福 岡 0.029 0.031 0.031 0.033 0.031 福 岡 0.029 0.031 0.031 0.033 0.030		/月 /II III	滑川大崎野	0.044	0.041	0.039	0.043	0.037
高岡本丸 0.029 0.030 0.030 0.032 0.030 高岡波岡 0.028 0.030 0.032 0.030 高岡戸出 0.030 0.032 0.031 0.030 高岡戸出 0.030 0.032 0.031 0.033 0.031 相 岡 0.029 0.031 0.031 0.033 0.030 0.030 水見市 氷 見 0.032 0.034 0.033 0.035 0.033			高岡伏木	0.034	0.038	0.034	0.036	0.038
高岡本丸 0.029 0.030 0.030 0.032 0.030 0.030 0.032 0.030 高岡戸出 0.028 0.030 0.028 0.031 0.030 高岡戸出 0.030 0.032 0.031 0.033 0.031 相 岡 0.029 0.031 0.031 0.033 0.030 0.030 水見市 氷 見 0.032 0.034 0.033 0.035 0.033	高		高岡能町	0.030	0.030	0.030	0.031	0.032
高岡波岡 0.028 0.030 0.028 0.031 0.030		京 岡 市	高岡本丸	0.029	0.030	0.030	0.032	0.030
計	山山		高 岡 波 岡	0.028	0.030	0.028	0.031	0.030
	•		高岡戸出	0.030	0.032	0.031	0.033	0.031
対域   新湊三日曽根   0.034   0.035   0.035   0.036   1.036   1.036   1.036   1.038   1.03	射		福    岡	0.029	0.031	0.031	0.033	0.030
地域   対域   新湊海老江   0.032   0.033   0.031   0.033   0.033	水	氷 見 市	氷 見	0.032	0.034	0.033	0.035	0.033
対   対   対   新   湊 海 老 江   0.032   0.033   0.031   0.033   0.033   0.033   0.033   0.033   0.033   0.033   0.030	抽		新湊三日曽根	0.034	0.035	0.035	0.035	0.036
新奏今井       0.027       0.027       0.028       0.030       0.030         小杉太閤山       0.026       0.030       0.030       0.031       0.030         魚津市魚       津       0.032       0.033       0.032       0.035       0.035         黒部市黒部植木       0.032       0.030       0.033       0.035       0.032         入善町入       善       0.033       0.031       0.032       0.035       0.033		財 水 市	新湊海老江	0.032	0.033	0.031	0.033	0.033
新川地域     魚津市魚津     0.032     0.033     0.032     0.035     0.035       黒部市黒部植木     0.032     0.030     0.033     0.035     0.032       入善町入善善     0.033     0.031     0.032     0.035     0.033	域 	וו אני ניצ	新湊今井	0.027	0.027	0.028	0.030	0.030
新川地域 黒部市黒部植木 0.032 0.030 0.033 0.035 <b>0.032</b> 入善町入 善 0.033 0.031 0.032 0.035 <b>0.033</b>			小杉太閤山	0.026	0.030	0.030	0.031	0.030
入善町入善0.033 0.031 0.032 0.035 0.033	新	魚津市	魚津	0.032	0.033	0.032	0.035	0.035
入善町入善0.033 0.031 0.032 0.035 0.033	川地	黒部市	黒 部 植 木	0.032	0.030	0.033	0.035	0.032
<ul> <li>         振</li></ul>	现	入善町	入 善	0.033	0.031	0.032	0.035	0.033
火     小矢部市     小矢部市     0.029     0.030     0.030     0.029     0.031       市     市     原     町     0.029     0.034     0.034     0.036     0.033	砺波	砺 波 市	砺波	0.029	0.031	0.030	0.035	0.033
地 南 砺 市 福 野 0.029 0.034 0.034 0.036 0.033	   大   新	小矢部市	小 矢 部	0.029	0.030	0.030	0.029	0.031
Lig 113 May 113 III 23 0.000 0.001 0.000 0.000	地域	南砺市	福野	0.029	0.034	0.034	0.036	0.033
年平均値 0.031 0.032 0.032 0.033 0.032		年平均	匀值	0.031	0.032	0.032	0.033	0.032

注 測定は、中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法又は紫外線吸収法によります。

## 表2-9 光化学オキシダントに係る環境基準の達成状況

			_	_		項	目		ボる場。 時間値(				1時間	値が0.0	)6ppm	を超え	ない場
						基	準	0.	06ppm	以下で	あるこ	٢	合の割				
観	測	局				年	度	14	15	16	17	18	14	15	16	17	18
				富	Щ	水	橋	0.099	0.100	0.127	0.107	0.104	94.9	90.3	90.9	91.6	92.2
富				富	山	岩	瀬	0.096	0.098	0.124	0.098	0.097	96.1	90.6	91.9	93.6	94.7
	富	山	市	富	山	芝	園	0.116	0.107	0.129	0.108	0.102	92.9	90.5	90.9	92.2	92.9
山	#	ш	נוו	富	Щ	神	明	0.099	0.096	0.133	0.097	0.098	93.8	93.5	90.3	94.5	94.5
地				富	Ш	蜷	Ш	0.098	0.095	0.127	0.086	0.089	94.9	93.3	93.1	95.5	94.8
				婦	中	速	星	0.113	0.099	0.116	0.106	0.098	95.2	95.3	95.1	93.4	93.1
域	温	Ш	市	滑	Ш	上	島	0.129	0.102	0.117	0.111	0.103	92.3	92.4	93.6	91.0	94.6
	/H	711	נן ו	滑	川코	大 崎	野	0.127	0.111	0.109	0.106	0.101	87.6	90.0	93.1	89.6	93.5
				高	岡	伏	木	0.100	0.101	0.113	0.103	0.110	94.1	89.2	93.3	95.4	90.7
高				高	岡	能	町	0.102	0.096	0.116	0.101	0.101	94.3	94.1	94.4	94.7	94.5
岡	高	岡	市	高	岡	本	丸	0.098	0.097	0.121	0.108	0.105	96.3	94.1	93.5	93.5	96.5
		ш	נוו	高	岡	波	岡	0.084	0.096	0.094	0.089	0.097	97.6	94.7	96.8	95.9	97.0
•				高	岡	戸	出	0.112	0.098	0.111	0.107	0.106	93.3	92.6	93.3	92.4	94.8
射				福			岡	0.100	0.105	0.116	0.115	0.096	95.4	92.8	93.9	92.4	97.2
水	氷	見	市	氷			見	0.098	0.105	0.106	0.108	0.104	93.1	90.0	94.1	91.4	93.8
地				新剂	奏三	日턑	根	0.104	0.100	0.127	0.111	0.109	90.3	87.3	89.0	88.6	88.0
ᄪ	射	水	市	新	湊 泊	9 老	江	0.098	0.097	0.124	0.105	0.103	92.7	91.2	92.7	91.9	91.8
域	\11	,J.	. 12	新	湊	今	井	0.103	0.096	0.123	0.108	0.108	95.2	94.7	94.4	94.4	93.4
				小	杉ス	大 閤	Ш	0.101	0.106	0.122	0.102	0.096	96.9	92.2	92.1	93.6	95.1
新	魚	津	市	魚			津	0.092	0.098	0.122	0.108	0.103	95.7	93.3	92.7	92.2	91.7
新川地域	黒	部	市	黒	部	植	木	0.102	0.108	0.124	0.110	0.100	94.1	95.3	93.0	92.4	93.8
以	入	善	町	入			善	0.107	0.091	0.134	0.113	0.103	94.3	95.4	92.4	92.4	94.0
砺波	砺	波	市	砺			波	0.095	0.093	0.103	0.103	0.093	96.8	95.8	95.7	94.8	94.6
砺波·小矢部地域	小点	矢部	市	小	5	Ę	部	0.091	0.104	0.109	0.109	0.098	95.6	92.8	93.4	92.8	94.9
地域	南	砺	市	福			野	0.100	0.106	0.112	0.118	0.096	95.7	92.2	92.5	90.8	95.1

注 測定は、中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法又は紫外線吸収法によります。

## 表2-10 自動車排出ガス観測局の概要

(19年3月現在)

市	観測局	所 在 地	設置年度	調査機関	測定項目等
	富山豊田	豊田町	5	市	
富山市	富山城址	本 丸	47	市	
	婦 中 田 島	婦中町上田島	3	市	·一酸化炭素(非分散型赤外分析     計を用いる方法)
高岡市	高岡大坪	大 坪 町	16	県	・窒素酸化物(ザルツマン試薬を 用いる吸光光度法又はオゾンを
射水市	小杉鷲塚	鷲塚	3	県	用いる化学発光法) ・炭化水素(水素炎イオン化法)
3) V (I)	小杉下条	下 条	16	県	・浮遊粒子状物質(β線吸収法) ・テレメータ化
黒部市	黒 部 前 沢	前 沢	3	県	
計					

注 1 16年度に高岡広小路を廃止し、より交通量の多い一般国道 8 号沿線の状況を監視する高岡大坪を新設し、17年度から監視を開始しました。 2 16年度に小杉下条を新設し、17年度から監視を開始しました。

表2-11 自動車排出ガス観測局における測定結果の年度別推移(年平均値)

	۱ - ع	リーロシャが山ノノ	(E)(I)(I)(I)(E)(E)(I)(E)(E)(E)(E)(E)(E)(E)(E)(E)(E)(E)(E)(E)				-十岁他)	
観測	訓局	項目(単位)	年 度	14	15	16	17	18
	_	一酸化炭素	(ppm)	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4
	富	一酸化窒素	(ppm)	0.021	0.025	0.024	0.017	0.019
		二酸化窒素	(ppm)	0.024	0.026	0.025	0.022	0.023
	山	窒素酸化物	(ppm)	0.046	0.050	0.049	0.039	0.042
		非メタン炭化水素	(ppmC)	0.20	0.20	0.22	0.19	0.22
	豊	メタン		1.81	1.83	1.82	1.83	1.86
			(ppmC)				0.00	
富	田	全炭化水素	(ppmC)	2.01	2.03	2.05	2.02	2.08
		浮遊粒子状物質	(mg/m³)	0.026	0.027	0.026	0.023	0.021
		一酸化炭素	(ppm)	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4
	富	一酸化窒素	(ppm)	0.014	0.012	0.012	0.010	0.009
		二酸化窒素	(ppm)	0.019	0.019	0.019	0.018	0.018
	山	窒素酸化物	(ppm)	0.033	0.032	0.032	0.028	0.027
山		非メタン炭化水素	(ppmC)	0.19	0.21	0.24	0.18	0.13
	城	メタン		1.85	1.88	1.87	1.89	
			(ppmC)					1.88
	址	全炭化水素	(ppmC)	2.04	2.09	2.11	2.07	2.02
		浮遊粒子状物質	(mg/m³)	0.025	0.027	0.025	0.024	0.021
		一酸化炭素	(ppm)	0.3	0.3	0.5	0.4	0.3
市	婦	一酸化窒素	(ppm)	0.011	0.012	0.012	0.011	0.011
		二酸化窒素	(ppm)	0.017	0.018	0.019	0.018	0.017
	中		(ppm)	0.028	0.029	0.031	0.029	0.028
	•			0.020		0.031		
	田	非メタン炭化水素	(ppmC)	0.13	0.17	0.16	0.15	0.09
		メタン	(ppmC)	1.80	1.75	1.92	1.85	1.86
	島	全炭化水素	(ppmC)	1.93	1.92	2.08	2.01	1.95
		浮遊粒子状物質	(mg/m³)	0.022	0.021	0.022	0.021	0.024
		一酸化炭素	(ppm)	0.5	0.5	0.4	0.5	0.5
-	高	一酸化窒素	(ppm)	0.014	0.014	0.013	0.037	0.045
高		二酸化窒素	(ppm)	0.019	0.020	0.019	0.025	0.026
	畄			0.013		0.013	0.023	
岡	_		(ppm)		0.034			0.071
	大	非メタン炭化水素	(ppmC)	0.18	0.20	0.20	0.27	0.29
-	坪	メタン	(ppmC)	1.83	1.87	1.87	1.80	1.82
市	*	全炭化水素	(ppmC)	2.00	2.07	2.07	2.07	2.11
		浮遊粒子状物質	(mg/m³)	0.030	0.029	0.023	0.028	0.026
		一酸化炭素	(ppm)	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4
	小	— 酸化窒素	(ppm)	0.008	0.008	0.008	0.006	0.007
	_	二酸化窒素	(ppm)	0.016	0.016	0.015	0.014	0.014
	杉			0.010		0.013	0.014	
é→			(ppm)		0.024			0.021
射	鷲	非メタン炭化水素	(ppmC)	0.12	0.11	0.14	0.13	0.12
	,,,,,	メタン	(ppmC)	1.88	1.86	1.94	1.96	1.91
	塚	全炭化水素	(ppmC)	2.01	1.97	2.08	2.09	2.03
_1.	-201	浮遊粒子状物質	(mg/m³)	0.022	0.022	0.023	0.022	0.019
水		一酸化炭素	(ppm)		_	_	0.4	0.4
	小	一酸化窒素	(ppm)	_	_	_	0.014	0.012
	_		(ppm)				0.014	0.015
	杉					_		
市	-	窒素酸化物	(ppm)		_		0.030	0.027
	下	非メタン炭化水素	(ppmC)	_	_	_	0.11	0.11
	•	メタン	(ppmC)			_	1.97	1.97
	条	全炭化水素	(ppmC)	_		_	2.08	2.08
	71	浮遊粒子状物質	(mg/m³)				0.026	0.026
		一酸化炭素	(ppm)	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3
E .	黒	一酸化窒素	(ppm)	0.017	0.017	0.014	0.013	0.015
黒		二酸化窒素	(ppm)	0.017	0.017	0.014	0.013	0.017
	部							
部		窒素酸化物	(ppm)	0.034	0.035	0.030	0.030	0.032
	前	非メタン炭化水素	(ppmC)	0.09	0.05	0.07	0.10	0.09
	13.3	メタン	(ppmC)	1.81	1.87	1.88	1.89	1.89
市	沢	全炭化水素	(ppmC)	1.90	1.92	1.95	1.99	1.99
	// \	浮遊粒子状物質	(mg/m³)	0.023	0.023	0.024	0.027	0.030
		一酸化炭素	(ppm)	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
年		二酸化窒素	,, ,	0.4	0.4	0.4	0.019	0.019
均	値	一段10主糸	(ppm)					
		浮遊粒子状物質	(mg/m³)	0.025	0.025	0.024	0.024	0.024

注 1 測定は、一酸化炭素は非分散型赤外分析計を用いる方法、非メタン炭化水素及びメタンは水素炎イオン化法、その他の項目は一般環境観測局の測定方法と同じです。
2 窒素酸化物は、一酸化窒素と二酸化窒素とを加えたものです。
3 全炭化水素は、非メタン炭化水素とメタンとを加えたものです。
4 \*の14~16年度は、高岡広小路における測定結果です。

### 表2-12 自動車排出ガス観測局における環境基準の達成状況

#### (1) 一酸化炭素

	項目	1 [	3平均(	値の 2 (ppm)		卜値	を超		日が	が10p 2 日J		長遊		評価  )、2		
	基準	10	يا pm	以下で	あるこ	ے			無							
観測局	年 度	14	15	16	17	18	14	15	16	17	18	14	15	16	17	18
	富山豊田	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	無	無	無	無	無	0	0	0	0	0
富山市	富山城址	1.0	0.9	1.0	0.9	0.8	無	無	無	無	無	0	0	0	0	0
	婦中田島	0.6	0.6	1.0	0.6	0.6	無	無	無	無	無	0	0	0	0	0
高岡市	高岡大坪*	0.9	0.9	0.7	1.0	0.9	無	無	無	無	無	0	0	0	0	0
白ナーレニ	小杉鷲塚	0.7	0.6	0.7	0.5	0.9	無	無	無	無	無	0	0	0	0	0
射水市	小杉下条	_	_	_	0.6	0.6	_		_	無	無		_	_	0	0
黒部市	黒部前沢	0.6	0.5	0.6	0.6	0.5	無	無	無	無	無	0	0	0	0	0

- 注1 測定は、非分散型赤外分析計を用いる方法によります。
  - 2 長期的評価による適 (○) とは、年間における 1 日平均値のうち測定値の高い方から 2 %の範囲にあるものを除外した後の最高値が10ppm を超えず、かつ、年間を通じて 1 日平均値が10ppm を超える日が 2 日以上連続しないことをいいます。
  - 3 \*の14~16年度は、高岡広小路における結果です。

#### (2) 二酸化窒素

	項 目 基 準	1 0.04pp 内又は <sup>-</sup>	mからC	直の98%( ).06ppm であるこ	n) ゾーン	長期的評価による適 (○)、否(×)						
観測局	年 度	14	15	16	17	18	14	15	16	17	18	
	富山豊田	0.040	0.044	0.044	0.038	0.037	0	0	0	0	$\overline{O}$	
富山市	富山城址	0.032	0.033	0.031	0.031	0.030	0	0	0	0	0	
	婦中田島	0.030	0.032	0.032	0.032	0.029	0	0	0	0	0	
高岡市	高岡大坪*	0.032	0.035	0.034	0.041	0.043	0	0	0	0	0	
射水市	小 杉 鷲 塚	0.030	0.030	0.032	0.029	0.028	0	0	0	0	0	
	小杉下条	_	_	_	0.033	0.026	_	_	_	0	$\circ$	
黒部市	黒部前沢	0.031	0.032	0.030	0.030	0.030	0	0	0	O	0	

- 注1 測定は、ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法によります。
  - 2 長期的評価による適(○)とは、年間における1日平均値のうち、低い方から数えて98%目にあたる値が、0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であることをいいます。
  - 3 \*の14~16年度は、高岡広小路における結果です。

### (3) 浮遊粒子状物質

	項 目 基 準		対値の 2 10mg/n		短期的評価による 適(○)、否(×)					長期的評価による 適(○)、否(×)						
観測局	年 度	14	15	16	17	18	14*	15	16	17	18	14*	15	16	17	18
	富山豊田	0.069	0.063	0.062	0.059	0.057	0	0	×	0	×	0	0	0	0	$\circ$
富山市	富山城址	0.065	0.060	0.060	0.056	0.055	X	0	X	0	×	0	0	0	0	0
	婦中田島	0.058	0.050	0.061	0.056	0.066	0	0	X	0	×	0	0	0	0	0
高岡市	高岡大坪*	0.083	0.062	0.058	0.065	0.057	X	0	X	0	×	0	0	0	0	0
射水市	小杉鷲塚	0.062	0.052	0.062	0.065	0.052	0	0	X	0	0	0	0	0	0	0
ווארוג	小杉下条	_	_		0.051	0.065	_			X	×	_	_	_	0	0
黒部市	黒部前沢	0.062	0.052	0.054	0.053	0.059	X	0	0	0	×	0	0	0	0	0

- 注 1 測定はβ線吸収法による。
  - 2 短期的評価による適(○)とは、1日平均値がすべての有効測定日(1日20時間以上の測定が行われた日をいう。)で0.1mg/m³以下であり、かつ、1時間値がすべての測定時間において0.2mg/m³以下であることをいう。
  - 3 長期的評価による適(○)とは、年間における1日平均値のうち測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した後の最大値が0.10mg/m³以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日間以上連続しないことをいう。
  - 4 ※については、全国的に黄砂の確認された数日を含めて評価すると全局で否(×)である。
  - 5 \*の14~16年度は、高岡広小路における結果です。

表2-13 ばい煙発生施設数の年度別推移

種	類		至	Ē	度	14	15	16	17	18
ボ	イ		ラ			2,031	2,002	2,005	2,015	2,004
金	属	溶	角	军	炉	151	150	161	165	167
金	属	加	奔	<b></b>	炉	172	166	169	166	159
焼	成炉		溶	融	炉	80	77	74	70	73
乾		燥			炉	103	102	100	96	102
電		気			炉	27	26	24	23	23
廃	棄り	ל ע	焼	却	炉	53	47	49	56	56
銅	· 鉛 · 重	巨鉛岩	情錬	用旅	設	11	0	3	2	3
塩素	素・塩イ	比水素	素反	応放	設	80	74	66	69	68
ガ	スク	7 -	_	ビ	ン	77	76	80	80	81
デ	<b>√</b> −	ゼ	ル	機	関	267	270	274	265	276
そ		の			他	49	53	49	55	52
	合		Ī	†		3, 101	3,043	3,054	3,062	3,064

## 表2-14 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届出状況

(19年3月31日現在)

						145		1.5	J.EE		<b>₹</b>	ш.		+/-	=л.		<b>4</b> F				
						ば		い	煙		発	生		施	設		数				
地	I	1	2	3	4	5	6	7	9	10	11	12	13	14	19	21	27	29	30	31	
	工場・	ボ	ガ加	焙炉	転溶	金	金	石	焼溶	反直	乾	電	廃	銅精	塩反	複反	硝用	ガー	デ	ガ	
	事業場数		ス	焼.	炉	属	属	油				,	棄 物	250	素応	יטיושנו	酸	スタ	1	ス	計
1-4-1	場	ラ	発熱	炉煆・・・・	・鉱	溶	加	加	成融	応火	燥	気	焼	. 用	塩施化	料製施	施製		ゼル	機	
域	銰		生	焼焼	平	解	熱	熱						亜施	化設水	造	10	Ľ	機		
			炉炉	結炉	炉炉	炉	炉	炉	炉炉	炉炉	炉	炉	炉	鉛設	素等	用設	造設	ン	関	関	
富山市	466	776	5	1	0	2	35	12	63	8	26	6	12	1	2	6	7	24	129	1	1,116
高岡市	242	347	0	3	1	52	21	0	3	4	21	4	14	0	42	0	0	14	31	0	557
魚津市	47	65	0	0	0	0	0	0	2	0	3	0	1	0	23	0	0	11	13	0	118
氷見市	41	39	0	1	0	13	1	0	1	0	6	0	3	0	0	0	0	0	5	0	69
滑川市	34	58	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	2	6	0	71
黒部市	54	123	0	0	0	17	17	0	0	0	8	0	1	2	0	0	0	3	27	0	198
砺波市	69	86	0	0	0	12	8	0	0	0	6	0	5	0	0	0	0	16	10	0	143
小矢部市	51	65	0	0	0	2	3	0	3	0	7	0	1	0	0	0	0	3	6	0	90
南砺市	75	112	0	0	0	1	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	7	10	0	132
射水市	103	202	0	0	0	34	64	0	0	0	7	12	7	0	1	0	0	4	26	3	360
中新川郡	49	80	0	0	0	25	5	0	1	0	9	1	5	0	0	0	0	2	4	0	132
下新川郡	32	51	0	0	0	9	1	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	1	9	0	78
合 計	1,263	2,004	5	5	1	167	159	12	73	12	102	23	56	3	68	6	7	81	276	4	3,064

## 表2-15 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設の届出状況

(19年3月31日現在)

			工場・	_	般粉じん発	生 施 設	数	
	地 域		事業場数	堆積場	ベルトコンベア バケットコンベア	破砕機 摩砕機	ふるい	計
富	Ш	市	61	99	64	81	16	260
高	岡	市	36	43	71	32	2	148
魚	津	市	16	13	3	15	2	33
氷	見	市	9	8	14	7	2	31
滑	Ш	市	7	7	5	4	1	17
黒	部	市	10	18	22	26	5	71
砺	波	市	13	20	10	18	4	52
小	矢 部	市	24	29	14	22	10	75
南	砺	市	25	28	42	16	4	90
射	水	市	19	46	46	5	2	99
中	新 川	郡	22	24	38	46	13	121
下	新 川	郡	12	14	45	24	5	88
合		計	254	349	374	296	66	1,085

## 表2-16 大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物(VOC)排出施設の届出状況 (19年3月31日現在)

										• • •	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
地域	工場・事業場数	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設(揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。)	塗装施設(吹付塗装を行うものに限る。)	塗装の用に供する乾燥施設(吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。)	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料(合成樹脂を積層するものに限る。) の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	接着の用に供する乾燥施設(前項に掲げるもの及び木材又は木製品(家具を含む。)の製造の用に供するものを除く。)	印刷の用に供する乾燥施設(オフセット輪転印刷機に係るものに限る。)	印刷の用に供する乾燥施設(グラビア印刷に係るものに限る。)	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設(当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性 有機 化合物 を蒸 発さ せる ための 施設 を含む。)	ガソリン、原油、ナフサその他の温度三十七・八度において蒸気圧が二十キロバスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。)ものを除く。)	計
富山市	4	3	1	0	1	2	0	2	0	0	9
高岡市	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
魚津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氷見市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滑川市	2	0	0	0	1	0	3	0	0	0	4
黒部市	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3
砺波市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小矢部市	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
南砺市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
射水市	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
中新川郡	1	0	0	0	2	1	0	0	0	0	3
下新川郡	13	0	0	0	l l		3	0	0	0	2 25
合 計	13	5	2	0	8	5		2	0	0	20

## 表2-17 「大気汚染防止法」及び「富山県建築物又は工作物の解体等に伴う石綿粉じん 排出等防止措置要綱」に基づくアスベスト除去等作業の届出状況(18年度)

				除去	囲い込み	封じ込め	計	合 計
	· 5-h	解	体	32	0	0	32	
大気汚防 止		改造・	補修	99	20	17	136	
197 11	/Д	計	-	131	20	17	168	177
		解	体	1	0	0	1	177
要	綱	改造·	補修	7	0	1	8	
		計	-	8	0	1	9	

注 富山市所管分を除く。

表2-18 大気関係立入調査状況(18年度)

_	1XL 10		네 <del>大</del> 네		\H-J-	<u> </u>		10-													
区:	業種分	食料品製造業	維工業	木材・木製品 製 造 業	パルプ・紙・ 紙加工製造業	化学工業	石油·石炭製品 製業	ゴム製品製造業	窯業・土石製品 製 製業	鉄鋼業	非鉄金属製造業	金属製品製造業	一般機械器具	電気機械器具	輸送用機械器具製	電子部品・	その他の製造業	電気業	廃棄物処理業	その他	合計
					3	2					1				1			2	1		10
	ばいじん				(7)	(2)					(1)				(1)			(3)	(6)		(20)
	有害物質					11										5		2			18
基準	及 び 有害ガス					(131)										(70)		(3)			(204)
の			1		2	1								1				2			7
適合状	燃料中の硫 黄 分		(1)		(2)	(1)								(1)				(3)			(8)
大						5			2			1			1						9
況	VOC施設					(9)			(5)			(2)			(1)						(17)
	.1. =1	0	1	0	5	19	0	0	2	0	1	1	0	1	2	5	0	6	1		44
	小 計	(0)	(1)	(0)	(9)	(143)	(0)	(0)	(5)	(0)	(1)	(2)	(0)	(1)	(2)	(70)	(0)	(9)	(6)		(249)
	ば い 煙	1	3		7	9			3	2	8	2	2	1	1	3		1	4		47
	発生施設	(3)	(6)		(34)	(81)			(11)	(53)	(136)	(8)	(20)	(5)	(13)	(65)		(4)	(20)		(459)
	堆積場等の																			3	3
出	粉 じ ん 発生施設																			(6)	(6)
確認	八〇〇歩弧			1		2		1	2			1			1						8
心心	VOC施設			(1)		(3)		(1)	(6)			(3)			(1)						(15)
	/lv =1	1	3	1	7	11	0	1	5	2	8	3	2	1	2	3	0	1	4	3	58
	小 計	(3)	(6)	(1)	(34)	(84)	(0)	(1)	(17)	(53)	(136)	(11)	(20)	(5)	(14)	(65)	(0)	(4)	(20)	(6)	(480)
A	=1	1	4	1	12	30	0	1	7	2	9	4	2	2	4	8	0	7	5	3	102
合	計	(3)	(7)	(1)	(43)	(227)	(0)	(1)	(22)	(53)	(137)	(13)	(20)	(6)	(16)	(135)	(0)	(13)	(26)	(6)	(729)
指	導 件 数				1	2		1	]		]	3	1		1				1		12

注 表中の数字は工場・事業場数、( )は施設数です。

## 表2-19 大気汚染緊急時の措置

	13		メバフ未来志时の旧画		
物質	区	分	措		置
			<b>一</b> 般	緊急時協力工場	自 動 車 等
硫黄	情	報	・ ばい煙を排出する者に 対し、不要不急の燃焼の 自粛、燃焼方法の改善等 による硫黄酸化物排出量 の減少について協力を要 請	・ 不要不急の燃焼を自粛 するとともに注意報等の 発令に備えて、注意報等 の措置が行える体制をと ることを要請	
酸	注意	意報	//	· 通常硫黄酸化物排出量 の20%以上削減するよう 勧告	
化	警	報	//	· 通常硫黄酸化物排出量 の50%以上削減するよう 勧告	
物	重警	大報	//	· 硫黄酸化物排出許容量 の80%以上削減するよう 命令	
オキシ	情	報	<ul> <li>ばい煙を排出する者に対し、不要不急の燃焼の自粛、燃焼方法排出量のではいて協いて協力を要請でよるばいで協力を要請である。</li> <li>(1) 屋外にするではいようにするのを対してはないようにするのを対します。</li> <li>(2) 屋外運動はするのであるのでは、光化学スモッグの被害を受けた人は、最寄りの厚生センター(健所)に連絡する</li> </ul>	・ 不要不急の燃焼を自粛 するとともに注意報等の 発令に備えて、注意報等 の措置が行える体制をと ることを要請	・ 不要不急の自動車を使 用しないこと並びに当該 地域への運行を自粛する ことについて協力を要請
ダ	注意	意報	"	・ 燃料使用量等を通常使 用量の20%以上削減(こ れに準ずる措置を含む) するよう勧告	"
ント	警	報	//	・ 燃料使用量等を通常使 用量の30%以上削減(こ れに準ずる措置を含む) するよう勧告	"
	重警	大報	//	・ 燃料使用量等を通常使 用量の40%以上削減(こ れに準ずる措置を含む) するよう命令	・ 不要不急の自動車を使用しないこと並びに当該地域への運行を自粛することについて協力を要請・ 県公安委員会に対し、 道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請・

H/m FFF	区	$\wedge$	措		置					
物質	区	分	一 般	緊急時協力工場	自 動 車 等					
浮遊遊	情	報	・ ばい煙を排出する者に対し、不要不急の燃焼の自粛、燃焼方法の改善等によるばい煙排出量の減少について協力を要請	・ 不要不急の燃焼を自粛 するとともに注意報等の 発令に備えて、注意報等 の措置を行える体制をと ることを要請	・ 不要不急の自動車を使用しないこと並びに当該地域への運行を自粛することについて協力を要請					
粒	注意	意報	//	・ 燃料使用量等を通常使 用量の20%以上削減(こ れに準ずる措置を含む) するよう勧告						
状	重警	大報	//	・ 燃料使用量等を通常使 用量の40%以上削減(これに準ずる措置を含む) するよう命令	・ 不要不急の自動車を使用しないこと並びに当該地域への運行を自粛することについて協力を要請・ 県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請・					
=	情	報	・ ばい煙を排出する者に対し、不要不急の燃焼の自粛、燃焼方法の改善等によるばい煙排出量の減少について協力を要請	・ 不要不急の燃焼を自粛 するとともに注意報等の 発令に備えて、注意報等 の措置を行える体制をと ることを要請	・ 不要不急の自動車を使用しないこと並びに当該地域への運行を自粛することについて協力を要請					
酸化	注意	意報	//	・ 燃料使用量等を通常使 用量の20%以上削減(こ れに準ずる措置を含む) するよう勧告						
窒素	重警	大報	//	・ 燃料使用量等を通常使 用量の40%以上削減(こ れに準ずる措置を含む) するよう命令	・ 不要不急の自動車を使用しないこと並びに当該地域への運行を自粛することについて協力を要請・ 県公安委員会に対し、 道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請					

### 図2-1 悪臭苦情の発生源別推移

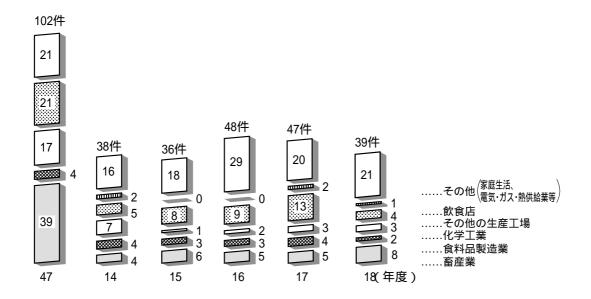


表2-20 公害防止条例に基づく悪臭の届出工場・事業場の概要 (19年3月31日現在)

市	町	村	工場・事業場数	市	町	村	工場・事業場数
富	Щ	市	157	南	砺	市	76
高	岡	市	31	射	水	市	6
魚	津	市	30	舟	橋	村	3
氷	見	市	35	上	市	町	35
滑	Ш	市	18	立	山	町	82
黒	部	市	104	入	善	町	24
砺	波	市	33	朝	日	町	3
小	矢 部	市	65		計		702

#### 表2-21 悪臭実態調査結果(18年度)

#### (1) 機器分析法による特定悪臭物質の濃度の測定

 業 種	塗 装 業	化 学 工 業	医薬品原料製造業
工場・事業場数	1	1	1
測定場所	敷地境界	排水口	排水口
アセトアルデヒド	ND	_	_
プロピオンアルデヒド	ND	_	_
ノルマルブチルアルデヒド	ND	_	_
イソブチルアルデヒド	ND	_	_
ノルマルバレルアルデヒド	ND	_	_
イソバレルアルデヒド	ND	_	_
酢 酸 エ チ ル	ND~0.06	_	_
メチルイソブチルケトン	ND	_	_
イソブタノール	ND	_	_
トルエン	N D∼0.30	_	_
キ シ レ ン	N D∼0.20	_	_
メチルメルカプタン	_	ND	ND
硫 化 水 素	_	ND	ND
硫化メチル	_	ND	ND
二硫化メチル	_	ND	ND
	工場・事業場数	工場・事業場数     1       別 定 場 所     敷地境界       ア セト ア ル デ ヒ ド     ND       プロピオンアルデヒド     ND       ノルマルブチルアルデヒド     ND       イソブチルアルデヒド     ND       イソバレルアルデヒド     ND       酢 酸 エ チ ル ND~0.06     メチルイソブチルケトン ND       イ ソ ブ タ ノ ー ル ND     ND~0.30       ト ル エ ン ND~0.20       メチルメルカプタン ー       硫 化 水 素 ー       硫 化 メ チ ル ー	工場・事業場数     1       別 定 場 所     敷地境界       アセトアルデヒド     ND       プロピオンアルデヒド     ND       ノルマルブチルアルデヒド     ND       イソブチルアルデヒド     ND       インバレルアルデヒド     ND       本 数

注 敷地境界及び排水口について、NDとは、定量限界(アセトアルデヒド0.01ppm、プロピオンアルデヒド0.02ppm、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド0.005ppm、イソノルマルバレルアルデヒド0.002ppm、イソバレルアルデヒド0.003ppm、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、イソブタノール、トルエン、キシレン0.05ppm、メチルメルカプタン0.002ppm、硫化水素、二硫化メチル0.001ppm、硫化メチル0.005ppm)未満です。

# (2) 嗅覚測定法による臭気指数の測定

業  種	塗 装 業	化 学 工 業	医薬品原料製造業
工場・事業場数	1	1	1
測定場所	敷地境界	排水口	排水口
臭 気 指 数	14~16	24	16

#### 「表2-22」畜産業の悪臭実態調査結果(18年度)

業	種 種	畜産業(養鶏場等)					
I	場・事業場数	4	1				
浿	」 定 場 所	風下敷地境界	風上敷地境界				
特	アンモニア	ND~0.1	ND				
特定悪臭物質	硫化水素	ND~0.004	ND				
臭物	プロピオン酸	ND	ND				
質	ノルマル酪酸	ND	ND				
単	位	pp	om				

注 NDとは、定量限界 (アンモニア0.1ppm、硫化水素0.001ppm、プロピオン酸0.001ppm、ノルマル酪酸0.0004ppm)未満です。

# 表2-23 畜産環境保全実態調査結果

(18年7月1日現在)

	区分 畜種		調本言粉	主な処理施設										
畜種			<b>诇</b> 国尸致	天日乾燥	火力乾燥	堆積発酵	強制発酵	焼却処理	浄化処理	その他				
乳	用	牛	76	_	_	88	7	0	_	6				
肉	用	牛	62	_	_	57	4	0	_	1				
	豚		29	_	_	36	5	_	21	4				
	鶏		33	3	3	42	19	1	_	1				
	計		200	3	3	223	35	1	21	12				

# 表2-24 畜産農家の巡回指導等の実施状況(18年度)

(単位:件)

	区		分	乳用牛	肉用牛	豚	鶏	計
巡		指	導(延)	172	170	53	40	435
水	質	検	査 (延)	-	_	8		8
悪	臭	調	査 (延)	_	_	2	2	4

# 表2-25 各種助成制度に基づく家畜ふん尿処理施設設置実績(18年度)

	区 分			事業名	件数	事業費(千円)
抽	R <del>I</del> h	事	業	畜産担い手育成総合整備事業	実績なし	_
↑冊	補助		未	資源リサイクル畜産環境整備事業	実績なし	_
補具	か付きり	ース事	業	畜産環境整備リース事業	実績なし	_

表2-26 公共用水域の水域別測定地点数(18年度)

区分	水 域 名	水域数		測定均	也 点 数	
分	小	小以奴	富山県	富山市	国土交通省	計
	阿尾川、余川川、上庄川、仏 生寺川	4	5 ( 5)			5 ( 5)
	小矢部川	1	9 ( 5)		6 ( 3)	15 ( 8)
	庄川	1	2 ( 1)		3 ( 2)	5 ( 3)
河	内川、下条川、新堀川(主幹 排水路を含む。)	3	8 ( 4)			8 ( 4)
	神通川(運河を含む。)	1		16 ( 6)	8 (5)	24 (11)
	常願寺川	1			3 ( 2)	3 ( 2)
	白岩川	1	5 ( 3)	2 ( 1)		7 ( 4)
JII	上市川、中川、早月川、角川、 鴨川、片貝川	6	10 (8)			10 (8)
	黒部川	1			3 (1)	3 (1)
	黒瀬川、高橋川、吉田川、入川、 小川、木流川、笹川、境川	8	10 (10)			10 (10)
	小計	27	49 (36)	18 ( 7)	23 (13)	90 (56)
湖	境川ダム貯水池(桂湖)	1	2 ( 1)			2 ( 1)
加	有峰ダム貯水池(有峰湖)	1		2 ( 1)		2 ( 1)
沼	黒部ダム貯水池(黒部湖)	1	2 (1)			2 (1)
	小計	3	4 ( 2)	2 ( 1)		6 (3)
海	富山新港	1	6 (3)			6 (3)
	富山湾	1	22 (22)			22 (22)
域	小計	2	28 (25)			28 (25)
	合 計	32	81 (63)	20 (8)	23 (13)	124 (84)

注 ()内は環境基準点数です。

# 表2-27 地下水の水質測定地点数(18年度)

# (1) 定期モニタリング調査(環境監視調査)

市	町	村	地 点	数	測	定機	関	市	町	村	地	点	数	測	定機	関
富	山	市	20		富	山	中	小	矢 部	市		5		富	Ш	៕
高	岡	市	9		富	Ш	県	南	砺	市		8		富	Ш	県
魚	津	市	3		富	Ш	県	射	水	市		6		富	Ш	県
氷	見	市	3		富	Ш	県	上	市	BJ		1		富	Ш	県
滑	Ш	市	2		富	山	県	立	山			3		富	Ш	県
黒	部	市	5		富	山	県	入	善			5		富	Ш	斨
砺	波	市	6		富	山	県	合		計		76				

### (2) 定期モニタリング調査 (汚染井戸調査)

市	町	村	地	点	数	測	定 機	関	市	町	村	地	点	数	測	定 機	関
富	山	市		3		富	山	市	南	砺	귀		7		富	Ш	県
高	岡	市		5		富	Ш	県	射	水	市		15		富	Ш	県
魚	津	市		3		富	山	県									
小	矢 部	市		9		富	山	県	合		計		42				

表2-28 河川の主要測定地点(環境基準点)における水質測定結果(18年度)

						DO	SS	BOD	
水 域 名	i	調査地点		水域類型	рН	(mg / ℓ)	(mg ∕ ℓ)	(mg / ℓ)	適否
阿尾川	冏	尾	橋	Α	7.3	9.4	8	1.1	0
余 川 川	間	島	橋	А	7.5	8.9	10	1.2	0
上庄川	北	の	橋	В	7.2	8.9	11	1.3	
仏生寺川	11	 幡	橋	C	7.5	8.6	9	1.7	$\overline{\bigcirc}$
S-E 111	中		<u>個</u> 橋	C	7.3	7.9	13	2.1	$\frac{\circ}{\circ}$
		0)							
小矢部川	河	\\\ <del></del>		D	6.9	8.7	6	2.3	<u> </u>
	城	光寺	橋	С	7.1	9.2	8	1.8	$\circ$
	国	条	橋	Α	7.2	10	7	1.3	0
	太	美	橋	AΑ	7.7	10	8	0.7	$\bigcirc$
千 保 川	地	子木	橋	D	7.2	9.5	5	4.2	$\bigcirc$
祖父川	新	祖父川	橋	В	7.2	11	6	0.8	0
	福	野	橋	A	7.8	11	6	1.0	$\tilde{\bigcirc}$
	- ТШ		堤	AA	7.7	10	4	0.5	$\overline{\bigcirc}$
	౼								$\overline{}$
庄 川	大#	門大	橋	A	7.4	]]	5	0.7	0_
	雄	神	橋	AA	7.5	11	4	0.6	0
和田川	末		端	А	7.4	11	4	0.5	$\circ$
内川	山	王	橋	С	7.4	8.5	5	1.3	0
	西		橋	С	7.4	8.8	7	1.4	Ŏ
下 条 川	稲	 積	橋	В	7.1	9.0	7	1.3	$\overline{\bigcirc}$
新堀川	白	 石	橋	В	7.1	8.6	6	1.6	$\frac{\circ}{\circ}$
	_								<u> </u>
神 通 川	萩	浦	橋	C	7.4	10	4	1.2	0
	神		橋	Α	7.5	11	4	1.2	0_
宮川	新	国境	橋	А	7.8	10	3	0.5未満	0
高原川	新	猪谷	橋	Α	7.8	10	2	0.5	0
いたち川	匹		橋	С	7.6	10	2	0.8	Ō
松川	桜		橋	В	7.5	9.8	4	0.8	$\tilde{\bigcirc}$
井田川	高	<u> </u>	橋	В	7.5	11	7	2.2	$\overline{\bigcirc}$
/       /	落	<u> </u>	橋	A	7.7	11	5	0.9	$\frac{\circ}{\circ}$
台上田マーコー									_ <u>~</u> _
熊野川	八	幡	橋	A	7.6	]]	5	1.5	0_
富岩運河		原崎地内水路		Е	7.2	8.7	3	1.0	<u> </u>
岩瀬運河	岩	瀬	橋	Е	7.2	7.9	4	1.5	0
常願寺川	今	Ш	橋	Α	7.4	11	6	1.0	$\bigcirc$
	常	願 寺	橋	АА	7.4	11	4	0.8	Ō
白岩川	東		橋	В	7.4	9.8	3	1.0	$\overline{\bigcirc}$
	泉		橋	A	7.4	10	4	0.8	0
栃津川		<del>ഥ</del> 観		C	7.6	10	6	2.4	<u> </u>
栃 津 川	流		橋		7.0				$\stackrel{\circ}{\sim}$
	寺	<u> </u>	橋	A	7.6	11	8	0.8	<u> </u>
	魚	躬	橋	А	7.0	10	3	0.6	$\circ$
中川	落	合	橋	В	7.0	10	3	1.1	$\circ$
早 月 川	早	月	橋	АА	7.2	11	6	0.5未満	0
角川	角	JII	橋	А	7.4	11	5	1.0	Ō
鴨川	港		橋	В	7.3	10	4	1.5	$\overline{\bigcirc}$
片貝川	末		端	A	7.5	10	4	0.9	$\frac{\circ}{\circ}$
		<u> </u>							
	落	合	<u>橋</u>	AA	7.5	11	3	0.7	<u> </u>
布施川	落		<u>橋</u>	Α	7.5	10	4	0.6	<u> </u>
黒瀬川	石	田	橋	Α	7.3	10	9	1.2	$\circ$
高橋川	堀	切	橋	В	7.4	11	10	1.0	$\circ$
吉田川	吉	田	橋	В	7.4	10	7	1.2	0
黒部川	下	黒部	橋	AA	7.5	11	5	0.6	Ŏ
入川	末	VIII PP	端	A	7.5	11	8	0.7	$\overline{\circ}$
		111							
小川	赤		橋	A	7.4	]]	5	0.5未満	0
	上	朝日	<u>橋</u>	AA	7.3	11	10	0.5未満	<u> </u>
用 用	舟	Ш	橋	Α	7.2	11	13	0.5	0
木 流 川	末		端	В	7.3	11	5	1.1	0
笹川	笹	JH	橋	А	7.5	11	3	0.5	Ō
境川	境		橋	A	7.3	10	6	0.5未満	$\overline{\bigcirc}$
71			110	/ \	7.0	10	U	○. ∪/1\/ 凹	$\overline{}$

注1 測定値は、年平均値です。(ただし、BODの測定値は、75%水質値です。) 2 「75%水質値」とは、全データをその値の小さいものから順に並べ、0.75×n番目(nはデータ数)の値であり、適合は、全データのうち75%以上のデータが環境基準を満足しているものを適

<sup>(○</sup>印) としています。3 「水域類型」のAA、A、B、C、D及びEは、「水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)」に示された「河川」の類型を示しています。

# 表2-29 河川末端における水質 (BOD) の年度別推移

(単位:mg/l)

											mg / ℓ )
	水	域	:	名	水域	類型 基準値	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
主	小	矢	部	Ш	D	8	2.5	2.6	2.2	2.7	2.3
要	神	;	通	Ш	С	5	1.2	1.5	1.6	1.6	1.2
5	庄			Ш	А	2	0.6	0.5	0.7	0.7	0.7
河	常	願	寺	Ш	А	2	0.9	0.7	1.1	1.2	1.0
JII	黒	i	部	Ш	АА	1	0.6	0.7	0.8	0.7	0.6
		上	庄	Ш	В	3	1.8	1.6	2.1	1.5	1.3
		仏生	寺川(濱	奏川)	С	5	2.4	2.7	2.7	2.0	2.1
		内	JII(∄	5橋)	С	5	2.0	1.6	1.9	1.1	1.4
	都	下	条	Ш	В	3	1.4	1.6	1.3	1.1	1.3
	市	中		Ш	В	3	1.9	1.5	1.5	1.3	1.1
	河	角		Ш	А	2	1.2	0.9	1.1	0.9	1.0
	Ш	鴨		Ш	В	3	1.4	1.3	1.2	1.4	1.5
		黒	瀬	Ш	А	2	1.1	1.4	1.4	1.3	1.2
中		高	橋	Ш	В	3	0.9	0.9	0.9	0.8	1.0
小		木	流	Ш	В	3	1.5	1.1	1.1	1.1	1.1
22		阿	尾	Ш	А	2	1.1	1.1	1.2	1.1	1.1
22		余	Ш	Ш	А	2	1.2	1.0	1.0	1.5	1.2
河		新	堀	Ш	В	3	1.5	1.6	1.5	2.0	1.6
JII	そ	白	岩	Ш	В	3	1.3	1.2	1.4	1.0	1.0
	の	上	市	Ш	А	2	0.7	0.9	0.6	0.5	0.6
	他	早	月	Ш	АА	1	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満
	の	片貝	川(布於	色川)	А	2	0.8	0.8	0.8	0.5	0.6
	河	吉	田	Ш	В	3	1.0	1.0	1.2	0.9	1.2
	Ш	入		Ш	А	2	0.8	0.8	0.9	1.1	0.7
		小		Ш	А	2	0.7	0.5	0.7	0.5	0.5未満
		笹		Ш	А	2	0.5	0.6	0.6	0.5	0.5
		境		Ш	А	2	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満

#### 表2-30 湖沼の主要測定地点(環境基準点)における水質測定結果(18年度)

水域名	調査地点	水類	域 型	рН	D O (mg ∕ ℓ )	SS (mg/l)	COD (mg/l)	適否	全りん (mg/ℓ)	適否
桂湖	えん堤付近	Α	Π	7.0	8.8	3	1.4	0	0.003	0
有峰湖	えん堤付近	А	Π	6.7	9.8	1	1.7	0	0.004	0
黒部湖	えん堤付近	А	Ι	6.8	9.5	10	1.5	0	0.004	0

- 注1 測定値は、年平均値です。(ただし、CODの測定値は、75%水質値です。)
  - 75%水質値」とは、全データをその値の小さいものから順に並べ、0.75×n番目(nはデータ数)の値であり、適否は、全データのうち75%以上のデータが環境基準を満足しているものを適 (○印) としています。 3 「水域類型」のA及びIは、「水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)」に示され
  - た「湖沼」の類型を示しています。

#### 表2-31 湖沼における水質(COD、全りん)の年度別推移

(単位:mg / ℓ)

水域名	項目	水垣	類型 基準値	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
桂湖	COD	А	3	1.5	1.6	1.7	1.5	1.4
	全りん	П	0.01	0.003	0.004	0.005	0.005	0.003
有 峰 湖	COD	А	3	2.0	1.9	2.1	2.0	1.7
	全りん	П	0.01	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004
黒部湖	COD	А	3	1.3	1.4	1.4	1.6	1.5
	全りん	П	0.01	0.008	0.008	0.004	0.005	0.004

注 測定値は、年平均値です。(ただし、CODの測定値は75%水質値です。)

表2-32 海域の主要測定地点(環境基準点)における水質測定結果(18年度)

7	K 域 名	調査地点	水域類型	рН	D O (mg ∕ ℓ )	COD (mg/l)	適否
		小矢部川河口海域Na.2	В	8.3	8.3	2.0	0
	小矢部川	小矢部川河口海域Na 3	В	8.3	8.3	2.4	0
	河口海域	小矢部川河口海域Na.5	А	8.3	8.4	2.0	0
		小矢部川河口海域Na 6	А	8.3	8.5	2.2	×
		神通川河口海域Na.1	В	8.3	8.6	2.4	0
		神通川河口海域No. 2	В	8.4	8.7	2.6	0
	神通川	神通川河口海域Na.3	В	8.4	8.7	2.4	0
	河口海域	神通川河口海域No. 4	А	8.4	8.7	2.3	×
富		神通川河口海域Na.5	А	8.4	8.7	2.6	×
		神通川河口海域Na.6	А	8.4	8.7	2.6	×
		小矢部川河口海域Na.7	А	8.3	8.6	2.5	×
山		神通川河口海域No.7	А	8.3	8.7	2.6	×
		その他地先海域Na 1	А	8.2	8.3	1.5	0
湾		その他地先海域Na 2	А	8.3	8.2	1.9	0
		その他地先海域Na 3	А	8.3	8.4	2.2	×
	その他	その他地先海域Na 4	А	8.2	8.3	2.4	×
	富山湾海域	その他地先海域Na.5	А	8.2	8.4	2.3	×
		その他地先海域Na.6	А	8.3	8.6	2.0	0
		その他地先海域Na 7	А	8.3	8.5	2.0	0
		その他地先海域Na.8	А	8.3	8.6	2.1	×
		その他地先海域Na 9	А	8.3	8.3	1.7	0
		その他地先海域Na10	А	8.3	8.3	1.7	0
富」	山新港海域	富山新港No.1	В	8.1	8.7	1.9	0
	第一貯木場	姫野橋	С	7.9	8.4	2.7	0
	中野整理場	中央	С	7.7	7.1	2.6	0

注1 測定値は、年平均値です。(ただし、CODの測定値は、75%水質値です。)

<sup>2 「75%</sup>水質値」とは、全データをその値の小さいものから順に並べ、0.75×n番目(nはデータ 数)の値であり、適否は、全データのうち75%以上のデータが環境基準を満足しているものを適 (○印)としています。

<sup>3 「</sup>水域類型」のA、B及びCは、「水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)」に示された「海域」の類型を示しています。

# 表2-33 海域における水質(СОД)の年度別推移

(単位:mg/ℓ)

水	域	水 域	類 型	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
٧٢,	~~~		基準値	1771	10-12	10-12	17 TIX	10-10
	湾 沿 岸 海 域除く富山湾全域)	А	2	2.0	1.6	1.6	1.6	2.1
小矢部川	河口から1,200mの範 囲内	В	3	1.8	2.1	2.1	2.4	2.2
河口海域	河口から2,200mの範 囲内(上記を除く)	А	2	1.9	1.9	1.7	2.3	2.1
神通川	河口から1,800mの範 囲内	В	3	2.0	2.4	1.9	2.4	2.5
河口海域	河口から2,400mの範 囲内(上記を除く)	А	2	1.9	2.2	2.1	2.1	2.5
富山新港	第1貯木場及び中野整 理場	С	8	4.2	4.0	3.2	3.8	2.7
海  域	富山新港港内(上記を除く)	В	3	2.6	2.9	2.3	3.2	1.9

注 各調査地点の75%水質値を各水域毎に平均した値です。

# 表2-34 地下水の定期モニタリング(環境監視)調査結果(18年度)

(単位:mg/l)

					(-12	IIIg / Ł /
調査項目	調 査 地点数	検出 地点	測定結果	環境基 準超過 地点数	環境基準値	定量限界
カドミウム	76	0	ND	0	0.01	0.001
全シアン	76	0	ND	0	検出されないこと	0.1
鉛	76	0	ND	0	0.01	0.005
六価クロム	76	0	ND	0	0.05	0.04
ひ素	76	3	ND~0.008	0	0.01	0.005
総水銀	76	0	ND	0	0.0005	0.0005
アルキル水銀	0	_	_	_	検出されないこと	0.0005
ジクロロメタン	76	0	ND	0	0.02	0.002
四塩化炭素	76	0	ND	0	0.002	0.0002
1, 2-ジクロロエタン	76	0	ND	0	0.004	0.0004
1, 1-ジクロロエチレン	76	0	ND	0	0.02	0.002
シス-1, 2-ジクロロエチレン	76	0	ND	0	0.04	0.004
1, 1, 1-トリクロロエタン	76	0	ND	0	1	0.0005
1, 1, 2-トリクロロエタン	76	0	ND	0	0.006	0.0006
トリクロロエチレン	76	0	ND	0	0.03	0.002
テトラクロロエチレン	76	0	ND	0	0.01	0.0005
1,3-ジクロロプロペン	76	0	ND	0	0.002	0.0002
チウラム	76	0	ND	0	0.006	0.0006
シマジン	76	0	ND	0	0.003	0.0003
チオベンカルブ	76	0	ND	0	0.02	0.002
ベンゼン	76	0	ND	0	0.01	0.001
セレン	76	0	ND	0	0.01	0.002
ほう素	76	1	ND~0.1	0	1	0.1
ふっ素	76	18	ND~0.18	0	0.8	0.08
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	76	48	ND~7.4	0	10	0.10

注 NDとは定量限界未満です。

# 表2-35 地下水の定期モニタリング(汚染井戸)調査結果(18年度)

(単位: mg / ℓ)

								=== -	الا کد		四 点 甘 洪	TIII   D	
調	査	項	目	調	査	地	域	調査地点数	検 出地点数	測定結果	環 境 基 準超過地点数	環 境基準値	定量限界
				小矢	部市埴	i生		2	1	ND~0.010	0		
				小矢	部市五	郎丸		2	1	ND~0.008	0		
				小矢	部市棚	l H		2	0	ND	0		
				南砺	市三清	西		2	1	ND~0.020	1		
ひ			素	南砺	市舘			2	1	ND~0.008	0	0.01	0.005
			糸	射水	市堀江	千石		2	1	ND~0.025	1	0.01	0.003
				射水	市小杉	白石		2	1	ND~0.007	0		
			射水	市黒河	ſ		2	1	ND~0.026	1			
			射水	市加茂	<del>,</del>		2	1	ND~0.015	1			
				射水	市摺出	寺		1	1	0.016	1		
  -	リク	7 🗆		富山	市八尾	町福島	į	3	0	ND	0	0.00	0 000
エ	チ	レ	ン	小矢	部市埴	i生		3	2	ND~0.034	1	0.03	0.002
				高岡	市戸出			3	2	ND~0.0044	0		
   テト	トラ:	クロ		魚津	市三ヶ			3	0	ND	0	0.01	0.0005
エ	チ	レ	ン	小矢	部市埴	i生		3	2	ND~0.042	1	0.01	0.0003
				南砺	市本町	-		3	1	ND~0.029	1		
ほ	3	5	素	高岡	市長慶	寺		2	2	0.2~0.3	0	1	0.1
硝酸	研酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 悪調酸性窒素	なび	射水	市黒河			2	2	3.2~8.6	0	10	0.1	
亜矿		素	射水	市大江	-		2	1	ND~2.9	0	10	0.1	

注1 NDとは定量限界未満です。 2 測定結果は年平均値です。

#### 「表2-36」汚染井戸における水質の年度別推移

(単位:mg/ℓ)

調査項目	調査地域	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
	山ケ郊寺特先	ND~0.024	ND~0.029	ND~0.028	ND~0.012	ND~0.010
	小矢部市埴生	(0.024)	(0.029)	(0.028)	(0.012)	(0.010)
	小ケ郊寺工的力	ND~0.007	ND~0.008	ND~0.008	ND~0.008	ND~0.008
	小矢部市五郎丸	(0.007)	(0.008)	(800.0)	(0.008)	(0.008)
	小左郊本細田	ND	ND~0.005	ND~0.005	ND	
	小矢部市棚田	ND	(0.005)	(0.005)	ND	_
	<b>声</b> 际古二洼而	ND~0.019	ND~0.021	ND~0.020	ND~0.019	ND~0.020
	南砺市三清西	(0.019)	(0.021)	(0.020)	(0.019)	(0.020)
	南砺市舘	ND~0.008	ND~0.010	ND~0.009	ND~0.009	N D ~0.008
	11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	(0.008)	(0.010)	(0.009)	(0.009)	(0.008)
ひ 素	射水市堀江千石	ND~0.035	ND~0.032	ND~0.037	ND~0.012	N D ~0.025
[0.01]	别小口堀八 1 1	(0.035)	(0.032)	(0.037)	(0.012)	(0.025)
	射水市小杉白石	ND~0.006	ND~0.009	ND~0.007	$ND\sim0.006$	N D ~0.007
	別がいりからロロ	(0.006)	(0.009)	(0.007)	(0.006)	(0.007)
	射水市黒河	ND~0.007	ND~0.019	ND~0.026	ND~0.028	N D ~0.026
	初小川杰川	(0.007)	(0.019)	(0.026)	(0.028)	(0.026)
	射水市加茂	ND~0.012	ND~0.013	ND~0.012	ND~0.014	ND~0.015
	אוווונוויתנ <i>ו</i> ל	(0.012)	(0.013)	(0.012)	(0.014)	(0.015)
	射水市摺出寺	<u>_</u>	_	<u>_</u>	0.016	0.016
	初小川伯山寸		_	_	(0.016)	(0.016)
	射水市三ヶ	_	_	_	0.009	N D∼0.025
	טנוואגענג				(0.009)	(0.025)
	富山市八尾町福島	ND~0.014	ND~0.010	ND~0.004	$ND\sim0.002$	ND
トリクロロ	田山川八代町佃田	(0.012)	(0.008)	(0.003)	(0.002)	ND
[0.03]	小矢部市埴生	N D∼0.040	ND~0.028	ND~0.021	$ND\sim0.022$	N D∼0.042
	小人即们绝土	(0.021)	(0.028)	(0.019)	(0.017)	(0.034)
	高岡市戸出	ND~0.0067	ND~0.011	ND~0.0098	$ND\sim0.010$	N D∼0.0062
		(0.0058)	(0.0073)	(0.0061)	(0.0064)	(0.0044)
	魚津市三ヶ	ND~0.0015	ND~0.0009	ND~0.0020	ND	ND
テトラクロ ロエチレン	ボ <b>牛ロ</b> ー ノ	(0.0013)	(0.0009)	(0.0013)	IND	
[0.01]	小矢部市埴生	ND~0.049	ND~0.030	ND~0.029	$ND\sim0.028$	N D ~0.076
	いって口いい。	(0.044)	(0.029)	(0.015)	(0.028)	(0.042)
	南砺市本町	ND~0.10	ND~0.22	ND~0.21	$ND\sim0.059$	ND~0.051
	「一十十二」	(0.068)	(0.14)	(0.14)	(0.039)	(0.029)
ほう素	高岡市長慶寺	0.40~2.5	0.25~1.3	0.3~1.0	0.3~1.2	0.2~0.3
[1]	以例如中国	(2.5)	(1.3)	(1.0)	(1.2)	(0.3)
   硝酸性窒素	射水市黒河	_	_	_	3.4~8.4	3.1~9.1
及び亜硝酸	ר∖ייירווי ויורור "ו				(8.4)	(8.6)
性窒素	射水市大江	_	_	_	ND~10	ND~3.7
[10]	エンントロング下				(6.0)	(2. 9)

注 1 調査項目の [ ] 内は、環境基準値を示しています。 2 NDとは、定量限界(ひ素0.005mg / ℓ、トリクロロエチレン0.002mg / ℓ、テトラクロロエチレン0.0005mg / ℓ、ほう素0.1mg / ℓ及び硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素0.1mg / ℓ)未

<sup>3</sup> 測定結果の上段は最小値~最大値、下段の()内は最高濃度検出地点における年平均値です。

# 表2-37 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

(19年3月31日現在)

l .	_																						
\ 業	種	農	鉱	食	飲	木	化	窯	非	金	電	水	飲	そ	洗	その	宿	娯	廃	学	学	そ	
				料	料・た	材 ·		業・	鉄	属	気機		食	の	濯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の他の			棄		術・		
				品	たばる	木	学	土	金	製	械		料	他	理容	生活			物	校	開		
				生川	こ・	製		石製	属	品	器	道	品	の	· 美 容	関連	泊	楽	ЬΠ		発	0	計
				製	飼料	品	I	品	製	製	具		小	小	容	サ			処	教	研		
				造	料製造	製造		製造	造	造	製造		売	売	浴場	ービュ			理		究機		
市郡名	· \	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	ス 業	業	業	業	育	関	他	
富山	市	46	23	76	17	5	38	45	2	16	5	34	0	81	149	3	149	10	20	13	7	201	940
高岡	市	18	7	50	5	14	9	17	10	50	0	9	5	67	44	7	55	3	4	3	2	50	429
魚津	市	8	4	62	1	1	3	1	0	0	1	6	1	7	23	4	24	3	3	3	0	19	174
氷 見	市	41	1	64	2	2	0	6	0	5	1	5	1	9	16	4	99	2	1	1	0	15	275
滑川	市	13	2	31	5	2	6	4	1	5	4	4	2	7	10	0	4	0	1	3	1	5	110
黒部	市	36	4	39	3	1	0	7	1	6	0	11	1	9	10	5	58	0	1	2	0	13	207
砺 波	市	35	4	32	4	1	1	15	2	6	2	5	2	13	10	2	20	2	2	4	1	25	188
小矢部	部市	12	11	36	1	0	0	8	0	4	0	4	1	18	15	4	14	2	1	3	0	20	154
南砺	市	42	4	48	5	2	2	14	0	5	4	13	1	20	24	2	120	2	2	5	1	24	340
射水	市	9	2	49	1	8	6	12	4	18	0	14	4	32	35	5	12	2	1	2	1	35	252
中新月	Ⅱ郡	39	11	28	1	0	5	16	0	3	4	4	0	3	12	3	48	2	3	2	1	22	207
下新月	Ⅱ郡	27	2	25	3	2	0	5	0	3	3	3	0	6	19	3	33	2	3	1	1	13	154
合	計	326	75	540	48	38	70	150	20	121	24	112	18	272	367	42	636	30	42	42	15	442	3,430

表2-38 水質関係立入調査状況(18年度)

	農	食	飲	繊	木	パ	化	プ	٦̈́	窯	鉄	非	金		電	輸	各	そ	飲	水	電	水	旅	洗	協	廃	医	そ	
		料	料・		材.	ルプ・		ラス	7	業・		鉄	属	般機	気機	送用	種	の	食				館、	濯		棄		の他	
		品	たばる	維	木	紙・	学	チッ	製	土		金	製	械	械	機	商	他	料				その	理	同	物		0	
		製	٠		製	紙加		ク 製	品	石製	鋼	属	品	器	器	械器	品	の	品	道	気	運	の他	容		処	療	サ・	計
			飼料	I	品製	三二品	I	品	製	品温		製	製	具製	具製	具製	小	製	小				の	治	組			 	
区分		造	製造		造	製造業		製造	造	製造		造	造	造	造	装造	売	造	売				宿泊	場場		理		ス	
	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	所	業	合	業	業	業	
立入調査件数	1	26	6	8	1	12	22	3	2	5	7	8	40	5	10	4	1	2	2	26	2	1	10	4	2	8	1	3	222
排出水に係る指 導 件 数	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	7

表2-39 公共用水域の主要測定地点における全窒素・全りんの水質測定結果(18年度) (単位:mg/ℓ)

													(単位・MB/V)
	水		域		名			調査:	地,	点 名		全 窒 素	全 り ん
冏			尾			Ш	阿		尾		橋	0.67	0.047
余			Ш			Ш	間		島		橋	0.52	0.045
上			庄			Ш	北	(	の		橋	0.72	0.057
仏		生		寺		Ш	八	I	幡		橋	2.0	0.22
		湊				Ш	中	(	の		橋	1.2	0.15
小		矢		部		Ш	河					1.3	0.068
							城	光	=======================================	Ŧ	橋	1.5	0.059
							玉	į	条		橋	0.98	0.027
							太		美		橋	0.49	0.015
		千		保		Ш	地	子	オ	7	橋	0.76	0.068
		祖		父		Ш	新	祖 :	父	Ш	橋	0.86	0.040
		山		$\blacksquare$		Ш	福	!	野		橋	0.51	0.034
							=	ケ 渕	え	h	堤	0.48	0.009
庄						Ш	大	門	ナ		橋	0.34	0.011
							雄	:	神		橋	0.26	0.010
		和		田		Ш	末				端	0.37	0.018
内						Ш	Щ	-	Ξ		橋	1.4	0.061
							西				橋	0.53	0.056
下			条			Ш	稲	;	積		橋	1.5	0.13
新			堀			Ш	白		石		橋	1.1	0.11
西	部	主	幹	排	水	路	西	部排	水	機	場	0.88	0.12
東	部	主	幹	排	水	路	東	部排	水	機	場	0.91	0.12
神			通			Ш	萩		浦		橋	1.6	0.020
							神	通	ナ	_	橋	0.70	0.019
		宮				Ш	新	玉	垻	<b></b>	橋	0.70	0.027
		高		原		Ш	新	猪	台	}	橋	0.81	0.018
		い	た		ち	$\equiv$	匹	ツ	扂	<b>E</b>	橋	0.80	0.034
		松				Ш	桜				橋	0.95	0.035
富		岩		運		河	千	原崎地	. 内:	水路	橋	1.0	0.058
岩		瀬		運		河	岩	;	瀬		橋	2.2	0.044
常		願		寺		Ш	今	-	]]]		橋	0.35	0.018
							立		Щ		橋	0.29	0.010
白			岩			Ш	東	į	西		橋	0.87	0.046
							泉		Œ		橋	0.59	0.044
		栃		津		Ш	流	į	観		橋	0.55	0.023
							寺		<b>H</b>		橋	0.48	0.019
上			市			Ш	魚		躬		橋	0.68	0.018
中						Ш	落		合		橋	1.0	0.057
早			月			Ш	早		月		橋	0.53	0.005

水	域	名	Ē	調 査 地 点	名	全窒素	全 り ん
角		Ш	角	Ш	橋	0.73	0.026
鴨		Ш	港		橋	0.67	0.019
片	貝	Ш	落	合	橋	1.4	0.16
	布 施	Ш	落	合	橋	0.66	0.016
黒	瀬	Ш	石	田	橋	0.85	0.078
高	橋	Ш	堀	切	橋	0.61	0.057
吉	田	Ш	吉	田	橋	1.0	0.056
黒	部	Ш	下	黒部	橋	0.23	0.011
入		Ш	末		端	0.38	0.039
小		Ш	赤	Ш	橋	0.45	0.021
			上	朝日	橋	0.45	0.012
	舟	Ш	舟	Ш	橋	0.54	0.029
木	流	Ш	末		端	0.75	0.060
笹		Ш	笹	Ш	橋	0.61	0.015
境		Ш	境		橋	0.65	0.022
富	山 新	港	富	山 新 港	No. 1	0.30	0.040
富山湾	小矢部川河	]口海域	小乡	F 部 川 河 口 海	域 No. 2	0.24	0.018
			小夕	F 部 川 河 口 海	域 No.3	0.29	0.020
			小乡	F 部 川 河 口 海	域 No.5	0.17	0.013
			小乡	F 部 川 河 口 海	域 No. 6	0.21	0.015
	神通川河	口海域	神道	通川河口海:	域 No. 1	0.23	0.013
			神道	通川河口海:	域 No. 2	0.42	0.015
			神道	通川河口海:	域 No. 3	0.25	0.015
			神道	通川河口海:	域 No. 4	0.20	0.013
			神道	通川河口海:	域 No. 5	0.25	0.014
			神道	通川河口海:	域 No. 6	0.27	0.015
	その他富山	」湾海域	小夕	F 部 川 河 口 海	域 No.7	0.20	0.016
			神道	通川河口海:	域 No. 7	0.22	0.013
			その	の他地先海	域 No. 1	0.13	0.009
			そり	の他地先海	域 No. 2	0.14	0.011
			その	の他地先海	域 No. 3	0.16	0.012
				の他地先海		0.20	0.014
				の他地先海		0.22	0.014
				の他地先海		0.21	0.011
				の他地先海		0.20	0.010
				の他地先海		0.20	0.011
				の他地先海		0.15	0.009
			その	D 他 地 先 海 垣	t No. 10	0.13	0.008

注 測定値は年平均値です。

# 表2-40 河川における要監視項目測定結果 (18年度)

(単位:mg/l)

	調	查「	頁 目		調 査 地点数	検出 地点	測定結果	指 針 値超過値点数	指針値	定量限界
フ	ェニ	<b> </b>	」 チ:	オン	52	1	N D∼0.0003	0	0.003	0.0003
オ	+	シ	ン	銅	52	0	ND	0	0.04	0.004
フ:	タル酸	ジエチ	ルヘキ	シル	52	0	ND	0	0.06	0.006
=	Ž	ソ	ケ	ル	52	5	ND~0.003	0	_	0.001
Ŧ	IJ	ブ	デ	ン	52	3	N D∼0.053	0	0.07	0.007
ア	ン	チ	Ŧ	ン	52	0	ND	0	0.02	0.002
塩	化ビ	ニル	モノ	$\neg$	52	0	ND	0	0.002	0.0002
エ	ピク		ヒド	リン	52	3	ND~0.00017	0	0.0004	0.00004
全	₹	ン	ガ	ン	52	17	ND~0.07	0	0.2	0.02

注 NDとは定量限界未満です。

# 表2-41 湖沼水質調査結果(18年度)

# (1) 調査対象湖沼

湖  沼  名	所	i	在	ţ	田	有効貯水量 (千 m³)	湛水面積 (km²)	主	な	利	水	目	的
小牧ダム貯水池	. 研	波市	庄川	町小牛	牧	18,858	1.45	発電	3				
上市川ダム貯水池	! 上	市		東和	種	3,500	0.23		く調節  維持		特定、発	用水、 電	
朝日小川ダム貯水池	, 朝		町	Щ	崎	3,580	0.29		く調節  維持		特定、発	用水、 電	

### (2) 調査結果

	<b>卸</b> 本		測	J	定	項			
湖沼	調査回数	透明度 (m)	рН	COD (mg/l)	SS (mg/l)	DO (mg/l)	全窒素 (mg/ℓ)	全りん (mg/l)	クロロフィル a (mg / l)
小牧ダム貯水池	2	2.5	7.2	1.5	4	9.7	0.30	0.006	1.6
上市川ダム貯水池	2	1.6	7.4	1.8	4	9.3	0.42	0.010	3.5
朝日小川ダム貯水池	2	4.3	7.0	1.5	8	8.5	0.35	0.005	0.1

注 測定値は年平均値です。

# 表2-42 海水浴場水質調査結果(18年度)

# (1) 開設前(5月)

海水浴場	ふん便性 大腸菌群数 (個/100mℓ)	COD (mg/l)	油 膜 の有無	透明度 (m)	病原性大腸 菌 O - 157	判定
小 境(氷見市)	2未満	1.3	なし	全透	不検出	水質AA
島 尾(氷見市)	2 未満	1.7	なし	全透	不検出	水質AA
雨晴·松太枝浜(高岡市)	2 未満	1.7	なし	全透	不検出	水質AA
八 重 津 浜(富山市)	2 未満	1.8	なし	全透	不検出	水質AA
岩 瀬 浜(富山市)	3	1.8	なし	全透	不検出	水質A
浜 黒 崎(富山市)	2未満	1.6	なし	全透	不検出	水質AA
石 田 浜(黒部市)	2未満	1.5	なし	全透	不検出	水質AA
宮崎・境海岸(朝日町)	2 未満	1.7	なし	全透	不検出	水質AA

# (2) 開設中(8月)

海水浴場	ふん便性 大腸菌群数 (個/100mℓ)	COD (mg∕ℓ)	油 膜 の有無	透明度 (m)	病原性大腸 菌 O - 157	判定
小 境(氷見市)	2 未満	3.0	なし	全透	不検出	水質B
島 尾(氷見市)	23	3.9	なし	全透	不検出	水質B
雨晴·松太枝浜(高岡市)	4	3.9	なし	全透	不検出	水質B
八 重 津 浜(富山市)	7	3.5	なし	全透	不検出	水質B
岩 瀬 浜(富山市)	3	2.7	なし	全透	不検出	水質B
浜 黒 崎(富山市)	2	2.2	なし	全透	不検出	水質B
石 田 浜(黒部市)	9	3.4	なし	全透	不検出	水質B
宮崎·境海岸(朝日町)	2未満	2.9	なし	全透	不検出	水質B

# 表2-43 底質(重金属等)調査結果(18年度)

区分		水域名	調査地点名	総水銀 <sup>注2</sup> (mg/kg)	カドミウム (mg/kg)	鉛 (帽/kg)	ひ素 (喊/㎏)	総クロム (mg/kg)	強熱減量 (%)
	冏	尾川	阿尾橋	0.08	0.2	21	7.4	39	4.1
	余	ЛІ ЛІ	間 島 橋	0.06	0.2	15	4.6	31	3.0
	上	庄 川	北の橋	0.13	0.3	15	7.0	49	5.2
	14	生 寺 川	八幡橋	0.07	0.3	19	5.7	76	4.4
		湊 川	中の橋	0.03	0.1	12	12	21	2.1
	小	矢 部 川	城光寺橋	0.12	0.5	37	6.7	46	6.4
`			国 条 橋	0.03	0.2	14	3.7	28	3.2
河		千 保 川	地子木橋	0.05	0.5	15	4.0	530	3.8
		祖父川	新祖父川橋	0.03	0.2	9	5.1	31	1.5
	庄	Ш	大門大橋	ND	0.1	12	3.0	17	0.9
	神	通川	萩 浦 橋	0.03	0.4	33	11	20	2.9
   ]]]			成 子 橋	ND	0.2	23	5.1	20	1.3
		高原川	新猪谷橋	ND	0.4	53	7.8	30	1.1
		いたち川	四ツ屋橋	0.03	0.2	22	3.5	ND	1.2
		松 川	桜 橋	0.17	0.6	45	3.2	20	2.9
		井田川	高 田 橋	0.01	0.1	10	6.5	10	2.1
		熊野川	八幡橋	ND	ND	6	1.3	10	1.5
	常	願 寺 川	今 川 橋	ND	ND	4	2.1	ND	0.8
			常願寺橋	ND	ND	9	1.6	ND	1.0
港			港口	0.15	0.4	23	10	110	6.3
湾	伏	木 港	港央	0.23	0.8	35	13	48	8.8
/5			港 奥	0.11	0.5	24	8.2	90	12
	<b>1</b>	呈量 限	界値	0.01	0.1	1	0.5	10	0.1

注1 NDとは定量限界未満です。 2 総水銀は全ての地点で暫定除去基準を超えていません。

表2-44 立山環境調査(河川等環境調査)結果(18年度)

区分	名 称	рН	BOD (mg/l)	SS (mg∕ℓ)
	み く り が 池	5.2	0.6	ND
払	雷 鳥 沢	6.4	ND	ND
松	紺谷川合流点下流	3.5	1.6	2
称名滝上流	大 谷 上 流	6.9	ND	ND
<i>)</i> //li	- の 谷	6.8	ND	ND
	ハ ン ノ キ 谷	6.3	ND	ND
	称名第二発電所上流	4.3	ND	3
	称 名 川 藤 橋	5.8	ND	4
称	真 川 末 端	6.5	ND	11
称名滝下流	牛首谷川末端	7.0	ND	1
流	和田川末端	7.1	ND	ND
	小 口 川 末 端	7.6	ND	4
	常願寺川瓶岩橋	7.3	ND	5
定	量 限 界 値	_	0.5	1

- 注 1 NDとは定量限界未満です。 2 BOD欄中、「みくりが池」はCODの値です。 3 「紺谷川合流点下流」は、地獄谷からの流水の影響を受けています。

# 表2-45 水生生物調査結果(18年度)

1XC-40	/J \_	二工物间且和未(103	1 1527						
河川名		調査地点	水質階級	調査団体名(参加団体数、参加延べ人数)					
小窪	Ш	小窪集落の谷筋	I	氷見市立西部中学校 文芸部水環境班					
泉	Ш	泉川下流	I	氷見市立西條中学校					
		向井田橋下流150m	Ш						
  小 矢 部	111	土屋橋上流80m	П	キラッと福岡ネット環境部会(小矢部川に学ぶ会)					
	711	三日市橋下流200m	Ш						
		国東橋上流500m	Ш	高岡市立五位中学校科学部					
r <del>+-</del>	JII -	南郷大橋上流	I	同则们立立位中子仪、科子的					
庄 	711	L 10.9付近	I	高岡市立二塚小学校4年1組(ふたつかエコクラブ)					
水牧地内用	水	水牧地内用水	Ш	水牧児童クラブ					
子 撫	Ш	二の滝	I	富山県立石動高校 科学部					
いたち	Ш	どんどこ公園	I	JEC 元気マン					
台上 田Z	111	八幡橋下流100m	I	JEC 元気マン					
熊 野	JII	佐海橋	I	<b>宗山</b> 末立爾克内 <b>兴</b> 坎					
土	Ш	若竹町5丁目	I	富山市立興南中学校					
山田	Ш	富川橋下	I	城山中学校 科学部					
本 堂	Ш	東蟹谷地区	I	そらまめエコクラブ					
太田用	水	石坪橋	П	ドングリエコクラブ					
		八尾消防署前の河原	П						
   井 田	JII	八伟月的省别以判保	I						
<del>力</del> 田	711	八尺町克羊夫掛けた	I						
		八尾町高善寺橋付近	Ш						
田籾	Ш	黒部市田籾	I	高朋高校(環境問題講座)					
		黒部市山田高速道下	П						
<del></del>	111	付近	Ш						
布施	Ш	田が古むは番件に	Ш						
		黒部市犬山橋付近	Ш						
		立山寺橋下	I						
上市	Ш	白竜橋下	I	上市中学校 科学園芸部					
		白流橋下	I						
清水	Ш	入善町古黒部地内	П	こどもエコクラブ「桃季ふるさと探検隊」					
笹	Ш	二ケ堂橋	I	朝日町児童クラブ連合会					
計 18河	Ш	27地点		16団体、555名					

注 水質階級の判定と主な指標生物は以下のとおりです。

I (きれいな水)

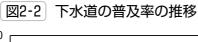
: ウズムシ類、カワゲラ類、ヒラタカゲロウ類 : ヒラタドロムシ類等 Ⅱ (少しきたない水) : サホコカゲロウ、ヒル類等 : セスジュスリカ、イトミミズ類等 Ⅲ (きたない水) Ⅳ(大変きたない水)

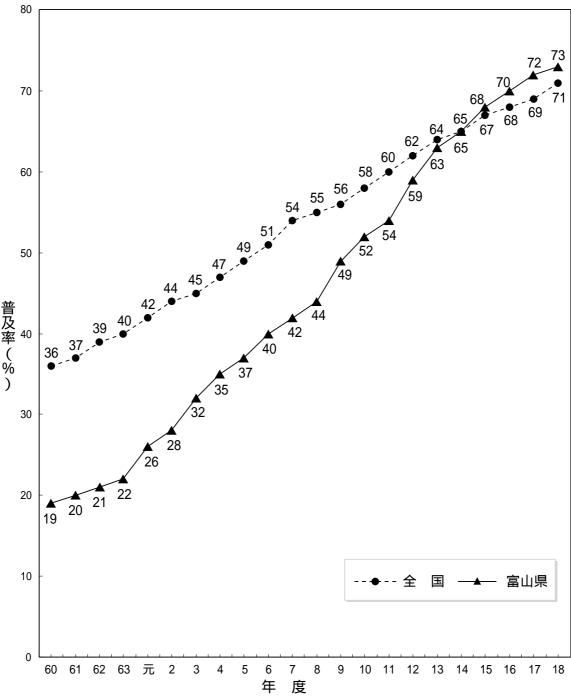
# 表2-46 公共下水道及び特定環境保全公共下水道の概要

(18年3月31日現在)

事	業主体	上体名		供用 開始 年度	認 可 計画面積 (ha)	汚水管渠 整備面積 (ha)	処 理 面 積 (ha)	認 可 計画人口 (千人)	処 理 人 口 (千人)	備	考
富	山	市	S 27	S37	10,651	8,352	8,205	426.8	339.5	公共、	特環
高	岡	市	S 24	S40	4,961	3,571	3,532	209.7	151.3	公共、	特環
魚	津	市	S 60	Hl	1,181	693	693	42.3	27.9	公共、	特環
氷	見	市	S 50	S 58	1,350	852	852	51.4	30.3	公共、	特環
滑	Ш	市	S 54	H1	860	573	573	22.7	16.3	公共、	特環
黒	部	市	S 52	S61	1,090	704	704	33.3	23.2	公共、	特環
砺	波	市	S 59	H2	1,178	858	858	29.6	22.2	公共、	特環
小	矢 部	市	S 57	Hl	834	586	586	28.2	16.8	公共、	特環
南	砺	市	S 46	H1	1,897	1,651	1,651	63.3	46.9	公共、	特環
射	水	市	S 34	S 45	2,409	2,024	2,024	86.3	78.3	公共、	特環
上	市	町	НЗ	H4	117	107	107	4.9	3.6	特	環
入	善	町	Н8	H13	656	365	365	22.8	13.6	公共、	特環
朝	日	町	Н8	H13	264	172	172	7.9	5.2	公共、	特環
中差	新川組	合*	S 62	H6	1,378	796	796	39.0	26.6	公共、	特環
	計				28,826	21,304	21,118	1,068.4	801.6		

注 中新川広域行政事務組合(舟橋村、上市町、立山町)





# 表2-47 農村下水道の整備状況

# (19年3月31日現在)

		<del>-</del>	村名				- 1. 京加 田	(10十 6 7 3 6 1 日 3 6 日 7
	新	נשנו	ברניו	旧		地区数	計画処理 人口(人)	横        考
富	山	市	富	山	市	15	14,823	供用13地区
			大	沢野		2	1,620	供用2地区
			大	Щ	町	5	3,620	供用5地区
			八	尾	町	10	2,611	供用10地区
			婦	中	町	3	1,910	供用3地区
			Ш	田	村	5	671	供用5地区
			細	入	村	2	440	供用2地区
高	岡	市	高	岡	市	4	2,584	供用4地区
			福	岡	町	4	2,650	供用4地区
魚	津	市				8	9,410	供用7地区
氷	見	市				11	14,372	供用11地区
滑	Ш	市				3	4,215	供用3地区
黒	部	크	黒	部	市	6	7,460	供用6地区
			宇	奈 月		6	5,366	供用6地区
砺	波	市	砺	波	市	3	5,840	供用3地区
			庄	Ш		2	1,141	供用2地区
小:	矢 部	市				3	3,570	供用3地区
南	砺	市	城	端		3	2,200	供用3地区
			平		村	7	1,258	供用7地区
			上	平	村	6	681	供用6地区
			利	賀	村	8	1,062	供用7地区
			福	野		2	1,170	供用2地区
			井		村	1	20	供用 1 地区
			福	光		10	4,391	供用10地区
射	水	市	新	湊	市	3	3,230	供用3地区
			小	杉		3	3,067	供用3地区
			大	門	町	4	4,070	供用4地区
			下		村	3	1,970	供用3地区
			大		島	2	900	供用2地区
上	市	町				4	2,602	供用4地区
立	Ш	町				5	3,474	供用4地区
入	善	町				4	8, 113	供用2地区
		=	+			157	120,511	
県	単	独	全		体	21	1,580	
事		業		計		21	1,580	
	合			計		178	122,091	

表2-48 コミュニティ・プラントの整備状況 (19年3月31日現在)

市	町村	名	施設数	処理人口(人)				
富	Щ	市	3	4,840				
高	岡	市	1	1,802				
舟	橋	村	1	170				
射	水	市	1	800				
合		計	6	7,612				

# 表2-49 合併処理浄化槽設置整備事業の状況

(基数)

							(全奴)
	市町村名	1	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
富	Щ	市				26	21
	(富山	市)	10	15	4		
	(大沢野	門)	15	17	14		
	(大 山	⊞Ţ)	1	2	2		
	(八 尾	⊞Ţ)	2	5	6		
	(婦 中	⊞Ţ)	36	38	39		
高	岡	市				50	57
	(高岡	市)	26	50	40		
	(福 岡	町)	21	24	13		
魚	津	市	22	15	18	18	15
氷	見	市	62	69	80	83	63
滑	Ш	市	64	63	58	49	41
黒	部	市	33	24	31	26	15
砺	波	市				64	76
	(砺 波	市)	48	79	56		
	(庄 川	町)	9	8	5		
小	矢 部	市	38	48	36	31	34
南	砺	市					
	(上平	村)		2			
射	水	市				6	
	(新 湊	市)		1			
	(大	島)	5	9	4		
上	市	町	3	3	4	1	2
立	山	ĦŢ		11	9	6	5
入	善	町	28	42	30	21	9
朝	日	ĦŢ	23	35	37	31	25
	計		446	560	486	412	363

(設置基数総数 7,611)

#### 図2-3 定置網漁場環境調査地点図

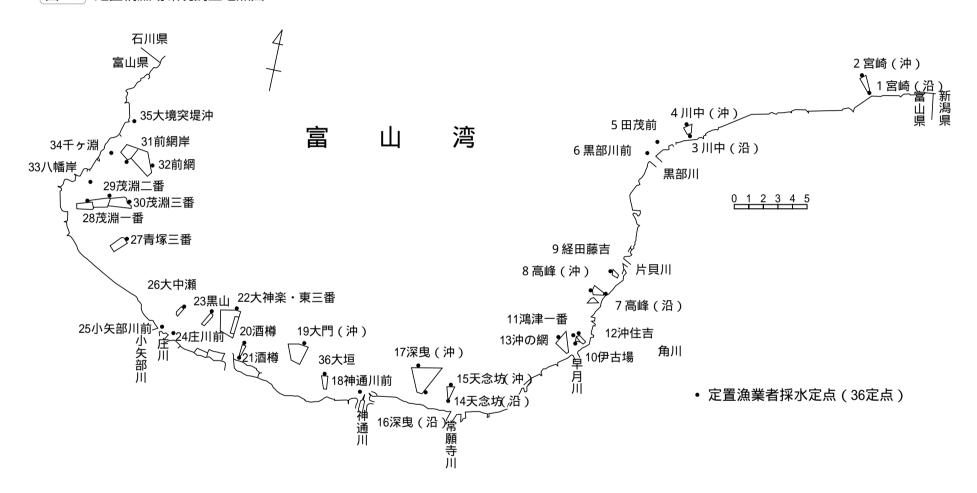


表2-50 定置漁場環境調査における定点別の最大値・最小値及び平均値(18年度)

			調査	水	温(℃	2)		р Н		塩	分(PS	SU)	濁	度(pp	m)	СО	D (mg/	(l)
No.	Ē	調査定点名	回数	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均值
1	宮	崎(沿)	10	10.0	22.0	15.9	8.0	8.4	8.2	25.21	31.14	30.62	0.4	3.2	1.5	0.3	1.4	0.6
2	宮	崎(沖)	10	9.8	22.2	15.7	8.0	8.3	8.1	25.58	34.15	31.45	0.2	5.0	1.5	0.2	3.9	0.8
7	高	峰(沿)	5	8.8	20.3	14.7	8.0	8.2	8.1	31.94	33.48	32.62	0.1	2.1	1.0	0.2	0.6	0.3
8	高	峰(沖)	5	9.3	20.3	15.0	7.9	8.2	8.1	31.99	33.49	32.63	0.3	1.7	0.9	0.3	0.5	0.4
9	経	田 藤 吉	5	10.1	21.0	15.4	8.1	8.3	8.2	29.04	32.59	31.20	0.5	2.6	1.2	0.3	0.6	0.4
10	伊	古 場	5	10.1	21.2	17.0	8.2	8.6	8.3	20.01	26.12	22.61	1.3	5.0	3.2	0.3	1.4	0.7
11	鴻	津 一番	5	10.4	21.5	16.6	8.2	8.4	8.3	12.36	25.35	20.06	1.3	4.6	2.7	0.4	1.0	0.6
12	沖	住 吉	5	11.7	25.6	17.5	8.0	8.3	8.1	24.31	30.22	27.56	0.4	0.9	0.7	0.3	0.7	0.4
13	沖	の 網	5	12.8	25.5	18.2	8.0	8.2	8.1	28.80	32.58	30.84	0.2	1.5	0.7	0.3	0.4	0.3
14	天	念 坊(沿)	4	8.5	19.0	13.1	7.7	8.5	8.1	5.63	20.94	14.64	0.8	7.5	4.3	0.6	1.6	1.0
15	天	念 坊(沖)	4	9.9	19.4	13.2	7.9	8.6	8.2	8.22	31.42	17.20	0.8	14.9	5.9	0.4	1.6	1.0
16	深	曳(沿)	9	14.3	22.9	18.6	7.8	8.6	8.2	16.21	32.83	27.44	0.6	4.8	2.3	0.3	1.4	0.5
17	深	曳(沖)	9	13.4	22.8	18.4	8.0	8.5	8.2	18.36	32.46	27.04	0.5	8.8	2.9	0.3	1.3	0.6
18	神	通 川 前	9	10.2	22.1	14.4	7.1	8.2	7.7	0.79	23.19	5.87	0.8	20.1	4.0	0.4	1.3	0.8
19	大	門沖	10	11.1	24.0	18.0	7.8	8.5	8.2	10.75	32.77	24.87	0.5	7.5	3.5	0.3	3.5	1.1
20	酒	樽I	10	9.6	23.6	16.7	7.9	8.5	8.2	6.07	32.70	20.96	0.6	6.8	2.9	0.3	2.2	0.9
21	酒	樽  Ⅱ	10	10.1	23.6	16.4	7.8	8.6	8.2	5.44	28.92	17.35	0.7	6.9	3.0	0.4	2.0	1.0
22		事楽・東三番	3	9.8	18.8	14.0	8.1	8.2	8.2	15.95	33.72	27.61	2.0	3.2	2.6	0.2	0.9	0.5
23	黒	山	11	9.3	25.3	16.9	7.9	8.3	8.1	6.47	26.64	17.63	1.1	21.2	4.1	0.4	2.2	1.0
24	庄	川前	10	9.3	22.3	15.1	7.7	8.3	7.9	1.44	20.51	11.10	1.5	39.0	6.3	0.4	6.5	1.7
25		矢部川前	10	10.3	23.3	15.4	7.1	7.9	7.4	0.48	18.61	4.19	2.1	12.3	4.4	1.2	3.5	2.0
26	大	中 瀬	11	10.3	24.3	17.6	7.9	8.3	8.1	10.99	31.27	21.86	1.0	7.5	3.2	0.6	2.5	1.1
27	青	塚 三 番	10	14.0	24.8	18.9	8.0	8.4	8.2	25.47	33.49	30.93	0.4	3.8	1.8	0.3	1.2	0.6
28	茂	淵 一 番	8	9.1	23.1	15.9	8.0	8.5	8.2	26.98	32.83	30.96	0.7	4.0	1.9	0.3	1.6	0.6
29	茂	淵二番	9	8.6	23.1	15.5	8.1	8.5	8.2	25.23	33.15	30.74	0.7	4.1	1.8	0.3	1.8	0.6
30	茂	淵三番	9	7.6	21.1	15.4	8.1	8.5	8.2	26.37	33.34	30.93	0.4	4.5	1.7	0.3	1.5	0.6
31	前	網岸	9	13.1	24.7	18.1	8.1	8.3	8.2	30.08	33.59	32.34	0.5	4.3	1.8	0.2	0.6	0.4
32	前	網	9	12.9	24.7	17.8	8.0	8.3	8.2	30.85	33.55	32.33	0.2	2.8	1.4	0.1	0.8	0.4
33	八	幡岸	8				7.9	8.4	8.2	27.11	33.35	31.37	1.0	4.3	2.7	0.3	1.4	0.9
34	千	ケ 淵	7	10.5	23.7	15.2	8.0	8.3	8.2	27.71	33.65	31.71	0.6	5.0	1.7	0.4	0.8	0.5
35		境突堤沖	4				8.1	8.3	8.2	32.46	33.19	32.78	0.8	3.2	2.2	0.3	0.9	0.6
36	大	垣	10	9.5	24.0	16.0	8.0	8.6	8.2	10.68	32.74	24.91	0.1	6.9	2.2	0.3	2.2	0.7

注 No.3~6定点については、サンプルが採取できませんでした。

### 表2-51 玄米及び土壌中カドミウム濃度(神通川流域)

(46~51年度調査)

玄米中カドミ ウム濃度	左	岸	右	岸	全	体
(ppm)	点 数	比率(%)	点 数	比率(%)	点 数	比率(%)
0.40 未 満	729	52	860	74	1,589	62
0.40~0.99	523	37	228	20	751	29
1.00~1.99	133	9	65	6	198	8
2.00 以上	26	2	6	0	32	1
計	1,411	100	1,159	100	2,570	100

土壌中カドミ ウム濃度	左	岸	右	岸	全	体
ウム <u></u> (ppm)	点 数	比率(%)	点 数	比率(%)	点数	比率(%)
0.50 未 満	135	16	50	6	185	11
0.50~0.99	447	52	278	34	725	44
1.00~1.99	219	26	281	35	500	30
2.00 以上	52	6	205	25	257	15
計	853	100	814	100	1,667	100

# 表2-52 対策地域内の玄米及び土壌中カドミウム濃度(神通川流域)

	玄 米 中 (ppm)					土 壌 中 (ppm)						
地域区分	占粉	旦古	<b>旱</b> 低	平均		作	土			次層	4 土	
	点数	最高	最低	平均	点数	最高	最低	平均	点数	最高	最低	平均
左岸地域	362	4.23	0.25	1.02	362	4.50	0.46	1.09	203	4.86	0.06	0.64
右岸地域	; 182	2.74	0.25	0.93	182	4.85	0.47	1.16	101	5.17	0.09	0.72
全 体	544	4.23	0.25	0.99	544	4.85	0.46	1.12	304	5.17	0.06	0.70

### 表2-53 玄米及び土壌中カドミウム濃度(黒部地域)

(46~48年度調査)

玄米中カドミ ウム濃度 (ppm)	点数	比 (%)	土壌中カドミ ウム濃度 (ppm)	点数	比 率 (%)
0.40 未 満	80	26	2.00 未 満	29	13
0.40~0.99	229	72	2.00~5.99	130	58
1.00~1.99	7	2	6.00~9.99	45	20
2.00 以上	0	2	10.00以上	21	9
計	316	100	計	225	100

# 表2-54 対策地域内の玄米及び土壌中カドミウム濃度(黒部地域)

	玄	米「	中 (ppr	n)		土 壌 中 (ppm)						
地域区分	点数	最高	最低	平均		作	土			次層	勇 土	
	<b>宗</b> 教	取同	取心	十均	点数	最高	最低	平均	点数	最高	最低	平均
黒部地域	44	1.34	0.47	0.79	44	22.60	3.85	7.57	19	3.24	0.14	0.85

# 表2-55 神通川流域における土地利用区分と面積(実測)

(単位:ha)

	対 策	地域の	而 絓	①の	うち農用	地として	利用する	面積	①のう ち農用
計画区分	刈 朿	事 業	対象	面積	事業対象外面		地以外として		
	①農用地(田)	農用地 以 外	計	田	畑	計	積(砂利採取)田	計	利用する面積
第1次地区	96.7	11.3	108.0	76.2	0.6	76.8	11.8	88.6	8.1
第2次地区	427.2	53.9	481.1	326.6 292.1	5.9 3.8	332.5 295.9	73.7 80.9	406.2 376.8	21.0 50.4
第3次地区	960.5	94.8	1,055.3	402.0 371.2	5.5 9.5	407.5 380.7	14.3 14.3	421.8 395.0	538.7 565.5
計	1,484.4	160.0	1,644.4	804.8 739.5	12.0 13.9	816.8 753.4	99.8 107.0	916.6 860.4	567.8 624.0

注 第2次地区、第3次地区及び計の上段は当初計画、下段は変更計画

### 表2-56 神通川流域における第1~3次地区の復旧方式等

	区	分		第 1 次 地 区	第 2 次 地 区	第 3 次 地 区
復	旧	方	式	区画整理方式	区画整理方式 現状回復方式	区画整理方式 現状回復方式
対	策	I	法	埋込客土工法 上乗せ客土工法	埋込客土工法 上乗せ客土工法	埋込客土工法 上乗せ客土工法
客	上母材	の採:	上地	大沢野町*市場地内の山林	大沢野町*市場地内の山林 八尾町*横ノ手地内の山林	八尾町*卯花地内の山林

注 \*は現富山市です。

### 表2-57 公害防止事業に係る費用負担計画の概要(神通川流域)

	区	4	分		第 1 次地区	第2次地区	第3次地区				
告	示	年月	∃ 日		55年2月6日第 94号 59年7月28日第 641号	59年1月20日第 42号 3年9月4日第 635号	4年2月3日第 98号 15年6月26日第 365号				
公害	防 止	事業	の種	類	農用地の土壌の特定有害物質による汚染を除去するための客土その他の 事業						
費用を負	担さ	せる事	業者の	名称	三井金属鉱業株式会社						
47 55	公旨	害防⊥	上事業	(1)	1,783,000千円 2,247,436千円	10,940,000千円 9,054,865千円	19,291,900千円 24,232,000千円				
負算担定	汚	染 ?	寄与	度	0.527 0.5908	0.5908	0.5908				
総電					2/3	2/3	2/3				
及りないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	負	扎	<u>B</u>	率(3)	0.3513 0.3939	0.3939	0.3939				
	負	担 ①	総 )×②>	額	626,368千円 885,265千円	4,309,266千円 3,566,711千円	7,599,079千円 9,544,984千円				
そ		の	他			物価等の変動により、事業費に変更が生じたときは、変更後の事業費に 上記の負担率を乗じて得た額を負担総額とします。					

注 第1次・第2次地区の告示年月日、負担総額及び算定基礎の上段は当初計画、下段は変更計画

### 「表2-58」神通川流域における公特事業の計画面積

(単位:ha)

	^ / <del>+</del>	内訳							
区分	全体	指定地域	隣接地域	併せ地域					
第1次地区	91.2	73.4	6.2	11.6					
第2次地区	441.5	332.5	16.5	92.5					
	371.7	295.9	9.8	66.0					
第3次地区	436.9	394.5	22.0	20.4					
	396.3	378.3	3.4	14.6					
計	969.6	800.4	44.7	124.5					
	899.8	763.8	38.0	98.0					

注 第2次地区、第3次地区及び計の上段は当初計画、下段は変更計画

### 表2-59 神通川流域における19年度に作付可能な面積 (単位:ha)

区分	E	8	灯	合 計	
	客 土	非客土	客 土	非客土	
第1次地区	75.8	13.2	1.2		90.2
第2次地区	279.9	72.5	3.9	0.3	356.6
第3次地区	362.6	9.5	11.6	_	383.7
計	718.3	95.2	16.7	0.3	830.5

#### 「表2-60」黒部地域における土地利用区分と面積(実測)

(単位:ha)

	対	策地域	或の面	積	とし	うち農 て利用					①②のうち
市名	① 農用地	② 農用地	農用地	計	面積			左のうち 事業対象面積		<b>面積</b>	農用地以外 として利用 する面積
	(田)	(畑)	以 外		田	畑	計	田	畑	計	
黒部市	115.8	0.2	16.1	132.1	44.0 40.5	0.2 0.2	44.2 40.7	44.0 40.5	ı	44.0 40.5	71.8 75.3

注 上段は当初計画、下段は変更計画

### 表2-61 黒部地域における対策地域の復旧方式等

	区	分		黒部地域
復	IΠ	方	式	現状回復方式
対	策	I	法	排土客土工法
客土	_母材	の採:	土地	黒部市田籾地内の山林

### 表2-62 公害防止事業に係る費用負担計画の概要(黒部地域)

告	示年月日	3年11月19日第 798号 8年9月30日第 624号
公 害	防止事業の種類	農用地の土壌の特定有害物質による汚染を防除するための客土そ の他の事業
費用を	負担させる事業者の名称	新日鉱ホールディングス株式会社
負び	公害防止事業費 ①	2,936,000千円 4,005,700千円
担算	汚染寄与度②	1
総定	概 定 割 合 ③	2/3
額基	負 担 率 ②×③	0.6667
及礎	負担総額 ①×②×③	1,957,431千円 2,670,600千円
7	· の 他	物価等の変動により、事業費に変更が生じたときは、変更後の事 業費に上記の負担率を乗じて得た額を負担総額とします。

注 告示年月日、負担総額及び算定基礎の上段は当初計画、下段は変更計画

### 表2-63 土壌汚染対策法に基づく指定区域の概要

(19年3月31日現在)

指定年月日	指定 番号	指定区域の所在地	指定区域 の 面 積	指定基準に適合しない 特定有害物質
16年7月16日	指-1	高岡市吉久1丁目273番21の全部並びに 同市吉久1丁目351番5、351番8、351番 9、351番13及び351番14の一部	1,065m²	六価クロム化合物
19年1月15日	指-2	高岡市横田237番4及び237番21の全部並びに同市横田237番7の一部	115m²	テトラクロロエチレン

# 表2-64 地下水観測井の位置と構造

		\Tul	44	例介の位置で構造	小架			井戸の構		梅古
地域	観の	測 名	井 称	位置	設置 年度	管理者	深度	口径	ストレーナ位置	標高 (m)
							(m)	(mm)	(m)	
) 見 地域	朝	日	丘	氷見市朝日丘	4	県	80	250	32~38 71~77	5.63
域	柳		田	氷見市柳田	4	県	100	250	79~90	5.48
	能		町	高岡市荻布	42	県	260	300	156~178	3.48
	上		関	高岡市京田	42	県	240	300	164~175	12.59
	=		塚	高岡市二塚	34	県	40	250	34~39	14.11
	中		Ш	高岡市中田	14	県	27	400	11~16.5	25.19
高	Т		Щ	回闸山井田	14	六、	80	200	57~64.5	20, 13
	寺	塚	原	射水市寺塚原	42	県	150	350	102~124	6.22
岡	作		道	射水市殿村	54	県	100	250	40~54	2.41
•	日		詰	砺波市日詰	52	県	100	250	78~89	41.08
砺	五	郎	丸	砺波市五郎丸	60	県	80	250	48~59	72.54
波		כןעו	<b>∕</b> `li	טייין דד נון איינייין	JU		00	200	65~70	72.04
地	水								43~49	
J			島	小矢部市水島	60	県	80	250	54~60	41.21
以									65~71	
	布		袋	南砺市布袋	60	県	80	250	43~54	60.42
			10	אדיווי נוונשונדו				200	60~65	
	江		尻	高岡市福岡町江尻	60	県	80	250	56~67	20.46
			<i>7</i> 0						72~78	
	下	飯	野	富山市下飯野	49	県	200	250	106~139	7.11
富	奥	田	北	富山市下新北町	49	県	93	250	65~82	6.44
Ш	山		室	富山市山室	57	県	20	250	15~20	29.05
地	西	の番		富山市西の番	49	県	100	250	50~83	88.96
	三		郷	富山市三郷	59	県	150	250	106~139	10.18
域	前		沢	立山町前沢	49	県	100	250	23~50	63.18
	速		星	富山市婦中町速星	53	県	100	250	84~95	14.18
魚津	住		吉	魚津市住吉	61	県	50	250	23~34	6.67
魚津·滑川地域	北	鬼	江	魚津市北鬼江	61	県	70	250	59~71	12.64
地	下		島	滑川市下島	61	県	80	250	66~77	5.84
- 現	四	ツ	屋	滑川市四ツ屋	61	県	100	250	65~82	35.48
	金		屋	黒部市金屋	51	県	150	250	112~134	15.84
	Ξ_	日	市	黒部市三日市	51	県	100	250	51~73	18.85
黒	五	郎	八	黒部市荻生	51	県	50	250	39~50	47.11
部	生		地	黒部市生地経新	3	県	100	250	85~96	1.30
地	青		木	入善町青木	51	県	150	250	117~145	25.58
域	入	la-	膳	入善町入膳	51	県	100	250	73~95	27.63
1-3/	小	摺		入善町小摺戸	51	県	50	250	34~50	69.67
	園		家	入善町下飯野	3	県	55	250	40~51	1.92
	月		Щ	朝日町月山新	51	県	100	250	56~78	23.39

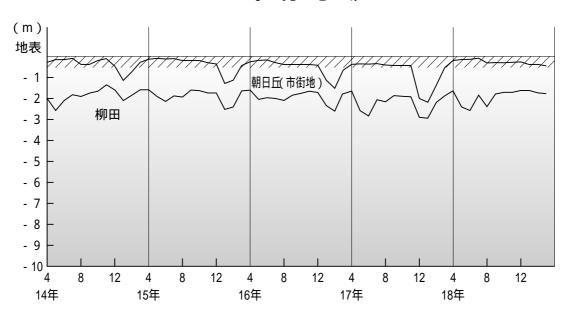
表2-65 地下水位年平均値の年度別推移

	型 割 共								()			
地 域	観 の	測 名	井	所在地	井戸の							
			称		深さ(m)	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度		
氷見地域	朝	日	丘	氷見市	80	<del>- 37</del>	<del>- 60</del>	<u> </u>	<del>- 75</del>	- 28		
域	柳		田	//	100	<del>- 186</del>	<del>- 191</del>	<del>- 195</del>	- 222	- 191		
	能		町	高岡市	260	<del>- 166</del>	- 162	- 184	<del>-</del> 250	- 102		
	上		関	//	240	390	371	384	374	403		
高	=		塚	//	40	<del>- 187</del>	- 188	- 186	- 193	<b>–</b> 179		
岡	中	上部帯	水層	//	27	_	<del>- 260</del>	<del>- 268</del>	- 292	<b>–</b> 277		
	田	下部带	水層	//	80	_	- 271	<del>- 280</del>	<b>–</b> 287	- 269		
砺	寺	塚	原	射水市(旧新湊市)	150	- 214	- 223	- 240	- 339	- 136		
14//5	作		道	//	100	- 75	- 80	- 91	- 133	- 44		
波	日		詰	砺波市	100	-1,403	<b>-1,439</b>	-1,418	-1,431	-1,419		
地	五	郎	丸	//	80	-3,268	-3,332	-3,286	-3,304	-3,306		
域	水		島	小矢部市	80	- 822	<del>-</del> 857	- 835	- 851	- 840		
-30	布		袋	南 砺 市 (旧福野町)	80	-1,127	<b>-</b> 1,150	-1,137	-1,165	-1,126		
	江		尻	高岡市(旧福岡町)	80	77	73	88	99	101		
	下	飯	野	富山市	200	- 82	- 90	- 104	- 126	- 13		
富	奥	田	北	//	93	- 237	- 240	- 249	- 269	- 195		
l Ш	Щ		室	//	20	- 155	- 178	- 165	- 187	- 171		
	西	の	番	//	100	-1,485	<b>—</b> 1,493	-1,496	-1,507	-1,501		
地	Ξ		郷	//	150	- 188	- 181	- 187	- 275	- 202		
域	前		沢	立山町	100	- 387	- 392	- 381	- 390	- 414		
以	速		星	富山市(旧婦中町)	100	- 155	- 163	- 168	- 170	- 162		
魚津	住		吉	魚津市	50	- 117	- 123	- 119	- 120	- 112		
	北	鬼	江	//	70	- 586	- 596	- 587	- 578	- 571		
滑川地域	下		島	滑川市	80	- 82	- 87	- 95	- 109	- 68		
地域	匹	ッ	屋	//	100	-2,305	-2,348	-2,315	-2,294	-2,277		
	金		屋	黒部市	150	- 646	- 632	- 670	- 686	- 678		
黒	Ξ	日	市	//	100	<b>–</b> 783	<b>–</b> 768	<del>- 795</del>	- 826	<b>– 751</b>		
	五	郎	八	//	50	-1,630	<b>—</b> 1,490	-1,761	-1,773	-1,724		
部	生		地	//	100	82	81	79	75	75		
	青		木	入善町	150	-1,440	-1,413	-1,479	-1,487	-1,476		
地	入		——— 膳	//	100	-1,952	-1,960	-1,979	-1,975	-1,999		
	小		戸	//	50	-1,249	-1,233	-1,285	-1,276	-1,295		
域	園		家	//	55	327	329	322	317	319		
	月		 山	朝 日 町	100	<b>–</b> 837	- 740	- 746	- 752	<b>– 750</b>		
<u> </u>				た甘淮 レ	フ サ ト た 」	地下た	でましてい		- '			

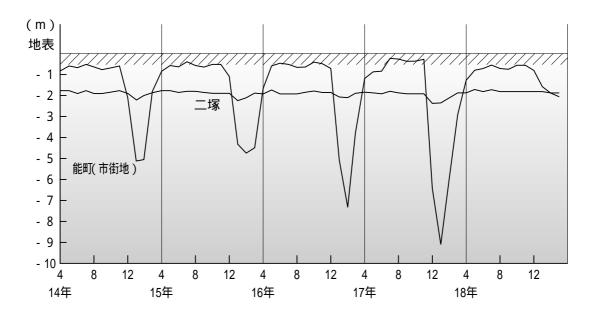
注 地下水位は、地表面を基準として地上を+、地下を-で表しています。

# 図2-4 主な観測井の地下水位(月平均)

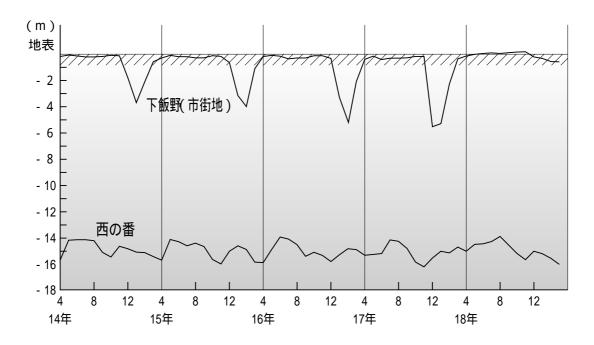
氷 見 地 域



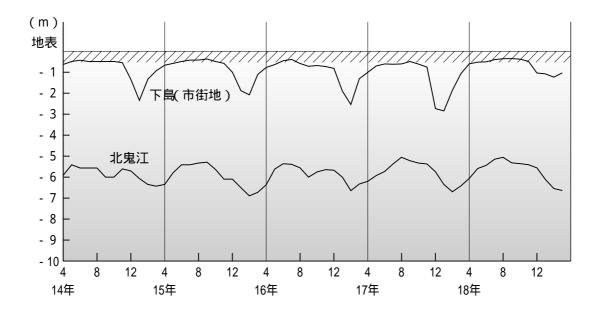
高岡・砺波地域



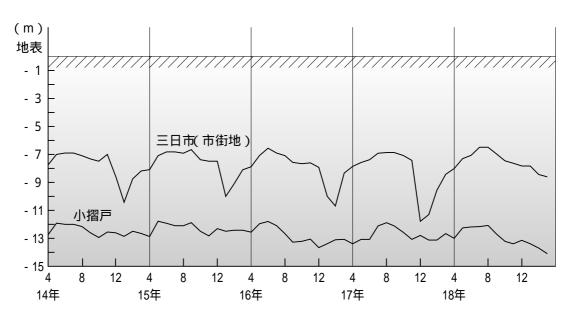
富山地域



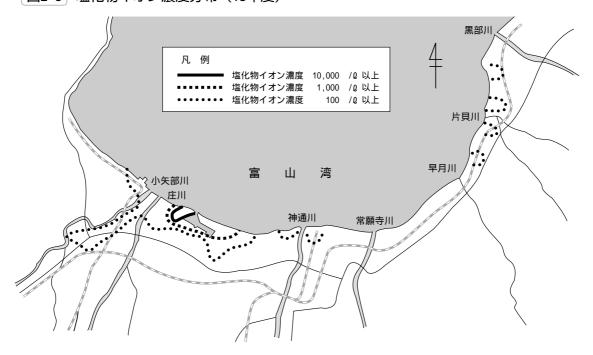
魚津・滑川地域



黒 部 地 域



# 図2-5 塩化物イオン濃度分布(18年度)



# 表2-66 地下水条例に基づく揚水設備の届出状況

# (1) 市町村別

# (19年3月31日現在)

地域	区分		規制	地域	観察	地 域	合	計	
域	市町村			事業所数	揚水設備数	事業所数	揚水設備数	事業所数	揚水設備数
町	富	Щ	市	1,114	1,431	493	654	1,607	2,085
山山	舟	橋	村			5	6	5	6
地	上	市	町			123	155	123	155
域	立	Щ	町			81	100	81	100
以	小計		1,114	1,431	702	915	1,816	2,346	
高	高	岡	市	582	762	114	136	696	898
岡	砺	波	市			252	293	252	293
地	射	水	市	147	186	85	100	232	286
域		小	計	729	948	451	529	1,180	1,477
	合	Ē	t	1,843	2,379	1,153	1,444	2,996	3,823

# (2) 用途別

# (19年3月31日現在)

	[	区分	規制	地 域	観察	地 域	合	計
用证	金		事業所数	揚水設備数	事業所数	揚水設備数	事業所数	揚水設備数
エ	業	用	257	478	192	335	449	813
建	築物	用	833	993	347	406	1,180	1,399
水	道	用	4	15	42	57	46	72
農美	業·水産美	業用	16	17	51	64	67	81
道道	洛等消雪	5用	731	874	518	578	1,249	1,452
70	D他(試験	)用)	2	2	3	4	5	6
<u></u>	ì	計	1,843	2,379	1,153	1,444	2,996	3,823

# 表2-67 地下水採取状況(18年度)

### (1) 市町村別

(単位:百万 m³/年)

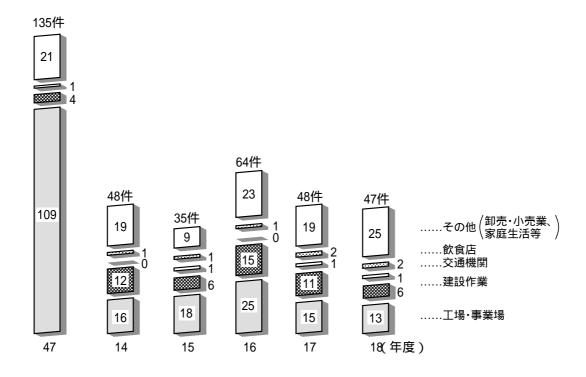
地域	市町村		区分	規制地域	観察地域	合 計
富	富	山	市	27.7	41.6	69.3
曲   山	舟	橋	村		0.0	0.0
地	上	市	₽Ţ		7.1	7.1
域	立	山	ØŢ		2.0	2.0
以	,	小 計		27.7	50.7	78.4
高	高	岡	市	10.1	2.7	12.8
岡	砺	波	市		10.3	10.3
地	射	水	市	3.8	2.6	6.4
域	,	小 計		13.9	15.6	29.5
	合	計		41.6	66.3	107.9

### (2) 用途別

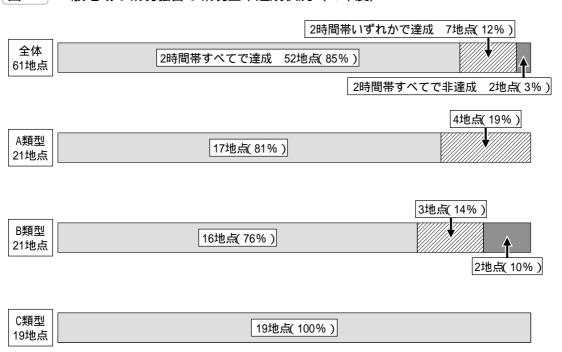
(単位:百万 m³/年)

用:	途	Z	分	規制地域	観察地域	合計
エ	業	Ė	用	24.1	40.9	65.0
建	築	物	用	8.5	4.0	12.5
水	道	1	用	2.7	15.7	18.4
農	業・水	〈 産 業	用	1.5	2.6	4.1
道	路等	消雪	用	4.8	3.1	7.9
	合	計		41.6	66.3	107.9

#### 図2-6 騒音・振動苦情の発生源別推移



#### 図2-7 一般地域の環境騒音の環境基準達成状況(18年度)



#### 表2-68 自動車騒音の環境基準達成状況

#### (1) 自動車騒音の環境基準達成状況(18年度)

	区	分		評 価区間数	評 価 対象戸数	達成区間数	達成戸数	環 境 基 準 達成率(%)	一部達成 区 間 数	一部達成戸数
道	路に面	する均	也域	13	3,258	3	2,942	90	10	146
	内訳	玉	道	7	1,439	1	1,246	87	6	97
		県	道	6	1,819	2	1,696	93	4	49

- 注1 評価区間数とは、面的評価を行った区間数です。
  - 2 評価対象戸数とは、評価区間における住居等の戸数です。
  - 3 達成区間数とは、評価区間における住居等の全てが昼間(6時~22時)及び夜間(22時~翌日6時)ともに環境基準を達成している区間の数です。
  - 4 達成戸数とは、評価対象戸数のうち昼間及び夜間ともに環境基準を達成している住居等数です。
  - 5 一部達成区間数とは、昼間又は夜間において環境基準を達成していない住居等がある区間の数です。
  - 6 一部達成戸数とは、昼間又は夜間において環境基準を達成していない住居等の数です。

#### (2) 自動車騒音の環境基準達成率の経年変化

区 分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
達成区間数/評価区間数	6/12(50)	7/12(59)	11/15(74)	9/16(56)	3/13(23)
達成戸数/評価対象戸数	171/201(85)	185/207(89)	704/793(89)	988/1,252(79)	2,942/3,258(90)

注 ( )内の数値は、評価区間数、評価対象戸数に対する達成数の割合で、単位は%です。

#### 「表2-69」道路に面する地域の環境騒音調査結果(18年度)

(単位: dB)

環境基準の 地域の類型	測定地点数	平均	昼 間 (6時~22時)	夜 間 (22時~ 6 時)
А	8	57	41~68	38~65
В	28	62	48~73	40~66
С	49	64	48~75	43~70
その他	15	60	49~75	52~76

注 騒音の測定は、県、8市町が100地点で実施しました。

### 表2-70 航空機騒音の年度別推移

(単位:WECPNL)

	(丰匠·WEOI NE)									
調 査 地点名	調査時期	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度				
	春 季	70	72	70	71	69				
	夏季	71	72	71	71	70				
富山市	秋 季	71	72	73	71	70				
100 110	冬 季	72	71	70	69	67				
	年 間	71	72	71	71	69				
	春 季	69	71	69	71	70				
	夏季	70	70	71	71	68				
富山市   塚原	秋 季	72	71	71	71	66				
20. "3.	冬 季	69	70	70	69	67				
	年間	70	70	70	71	68				
	春 季	63	67	66	66	66				
	夏季	68	66	67	66	67				
富山市	秋 季	66	65	65	64	66				
*171	冬 季	68	68	64	69	68				
	年 間	67	67	66	66	67				
	春 季	73	71	72	71	72				
富山市	夏季	74	71	72	70	69				
婦中町	秋季	73	70	68	72	73				
萩島	冬 季	70	70	68	71	71				
	年間	73	70	70	71	71				
環境基準			類型Ⅱ(7	'5以下)						

注1 騒音調査は各調査時期においてそれぞれ7日間連続測定しました。 2 環境基準との評価は、年間値で行います。

#### 表2-71 北陸新幹線鉄道の沿線地域における環境騒音・振動の現況調査結果(17~18年度)

1.1				騒	音(La	eq (dE	3))		振動	(dB)	
地点番号	調査地点名	用途地域	軌道か らの距		F度 12月)	18 <b>≐</b> (5		17£ (11~		18 <b>±</b> (5	
号			離(m)		夜間	昼間	,」, 夜間	昼間	夜間	昼間	/ J / 夜間
1	富山市安養坊	第一種低層 住居専用地域 (A類型)	40	55 (55)	53 (45)	54 (55)	49 (45)	38	36	38	37
2	富山市北代	第一種低層 住居専用地域 (A類型)	40	50 (55)	49 (45)	47 (55)	43 (45)	<30	<30	<30	<30
3	富山市高木西		30	53	51	52	50	40	42	39	38
4	富山市高木	   未 指 定	50	49	46	52	47	<30	<30	<30	<30
5	射水市大江①	(-)	30	49	41	50	46	41	33	33	33
6	射水市大江②		50	51	43	51	44	39	38	38	37
7	射水市本開発①	準工業地域 (C類型)	40	54 (60)	45 (50)	58 (60)	48 (50)	42	35	42	40
8	射水市本開発②		25	45	40	51	42	36	36	37	38
9	射水市中村①	未 指 定 (一)	50	48	40	48	39	33	32	<30	<30
10	射水市中村②		25	51	45	50	41	35	36	31	<30
11	射水市二口	第一種中高層 住居専用地域 (A類型)	25	50 (55)	41 (45)	48 (55)	39 (45)	35	33	32	32
12	高岡市京田	第 一 種 住 居 地 域 (B類型)	35	55 (55)	47 (45)	55 (55)	49 (45)	34	36	39	35
13	高岡市下黒田	準工業地域 (C類型)	25	55 (60)	49 (50)	52 (60)	49 (50)	33	<30	35	<30
14	高 岡 市 佐 野		50	54	45	53	48	35	<30	<30	<30
15	高岡市佐野新町		30	59	50	54	48	39	39	36	33
16	高岡市福岡町一歩二歩	未 指 定 (-)	40	51	43	53	44	<30	<30	<30	<30
17	小矢部市道明①	, ,	25	56	42	55	46	<30	34	<30	<30
18	小矢部市道明②		50	49	40	48	43	<30	<30	<30	<30
19	小矢部市綾子	第 二 種 住 居 地 域 (B類型)	25	56 (55)	46 (45)	55 (55)	47 (45)	<30	<30	<30	<30
20	小矢部埴生	第 一 種 住 居 地 域 (B類型)	30	58 (55)	52 (45)	60 (55)	55 (45)	30	43	32	<30

注 1 騒音は、各調査地点において24時間連続測定をし、昼間及び夜間の時間区分による等価騒音で表 した。また、騒音の「昼間」は6時から22時を、「夜間」は22時から翌日の6時までをいい、〔〕 内の数値はそれぞれの環境基準を示す。 2 一部の調査地点において、列車や自動車の通過音、近隣工事音、蛙の声の影響がみられた。 3 振動は、各調査地点において午前と午後にそれぞれ1回測定した。

# 表2-72 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況

### (19年3月31日現在)

		金	空	±	織	建 設	榖	木	抄	印	合成	鋳	
	工場	属	気	石 用			物	材		刷	合成樹脂用射出製形機	型	
市町	•	加	圧	破		用資材製造	用	加	紙	היווי	用射	造	計
	事 業 場 数	工	縮	砕		製	製	I		機	出	型	
	数	機	機	機		機	粉	機	1212		器 形		
		械	等	等	機	械	機	械	機	械	機	機	
富山市	593	847	2,584	167		21	2	229	4	456	182	2	4,494
高岡市	458	688	1,676	68	645	7		276	9	125	97	93	3,684
魚津市	44	23	165	20				25		18	20		271
氷見市	33	103	86	5	20	5		4		5	1	5	234
滑川市	30	141	204	29		1		9		28	27		439
黒部市	29	377	343	20	423			14		32	294	591	2,094
砺波市	73	16	198	20	226	7		45		12	93		617
小矢部市	47	33	28	10	32	3	24	23	2	24	37		216
南砺市	98	108	295	3	455		1	118		24	38		1,042
射水市	119	419	1,025	74	286	17	1	221		23	18		2,084
上市町	18	2	99	1	1,435	1	1	5		3	66		1,613
立山町	19	31	77	3				4	4	3	1		123
入善町	19	14	135	7	113				7		1	5	282
朝日町	10	4	40					36		3	2		85
計	1,590	2,806	6,955	427	3,635	62	29	1,009	26	756	877	696	18,868

# 表2-73 公害防止条例に基づく騒音の届出工場・事業場の状況 (19年3月31日現在)

市	町	村	工場・事業場数	市	町	村	工場・事業場数
富	山	市	557	南	砺	市	284
高	畄	市	413	射	水	市	96
魚	津	市	76	舟	橋	村	5
氷	見	市	94	上	市	町	53
滑	Ш	市	144	立	山	町	54
黒	部	市	139	入	善	町	45
砺	波	市	90	朝	日	町	31
小	矢 部	市	145		計		2,226

### 表2-74 騒音関係立入検査状況(18年度)

業種	窯業・土石製品製造業	木材・木製品製造業	パルプ・紙・紙加工製造業	化学工業	石油製品・石炭製品製造業	鉄鋼	非鉄金属製造業	金属製品製造業	一般機械器具製造業	電子部品・デバイス製品製造業	その他	合計
立入検査件数	2	2	4	9	1	6	2	7	1	2	6	42

#### 表2-75 道路交通振動の調査結果(18年度)

区	域 区 分	測定地点数	昼間(dB) (8 時~19時)	夜間(dB) (19時~翌日 8 時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	21	<30~44 (65)	<30~40 (60)
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	30	<30~55 (70)	<30~44 (65)
上記の区域以外		9	<30~49	<30~45

注1 ( )は、道路管理者又は公安委員会に対する要請限度です。

<sup>2</sup> 区域区分の地域は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域です。

# 表2-76 振動規制法に基づく特定施設の届出状況

### (19年3月31日現在)

(15   67]61日李胜/												
市町	工場・事業場数	金属加工機械	圧縮機	土石用破砕機等	織機機	建設用資材製造機械	木材加工機械	印刷機械	ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	合 成 樹 脂 脂 機	鋳 型 造 型 機	計
富山市	333	775	663	192		10	28	181	1	163	5	2,018
高岡市	304	872	733	67	539	11	35	42		107	93	2,499
魚津市	17	29	84	5			3			10		131
氷見市	8	7	14		20					3		44
滑川市	18	133	157	26			3	13		30		362
黒部市	16	247	66	31	79		3	15	30	142		613
砺波市	20	15	26	1	168		10	20		94		334
小矢部市	23	33	7		38	6	5	5	2	32		128
南砺市	32	20	65		455		6	2		31		579
射水市	51	58	62	61			30	3		9		223
上市町	11		35		1,453					36		1,524
立山町	15	14	41	1				2		4		62
入善町	12	8	46	2	113			1			3	173
朝日町	7	3	1				21	3				28
計	867	2,214	2,000	386	2,865	27	144	287	33	661	101	8,718

表2-77 振動関係立入検査状況(18年度)

業種	飲料・たばこ・飼料製造業	木材・木製品製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業	化学工業	鉄鋼	非鉄金属製品製造業	窯業・土石製品製造業	一般機械器具製造業	電子部品・デバイス製品製造業	合
	業	業	業	業	業	業	業	業	業	計
立入検査件数	1	1	1	1	3	1	1	1	2	12

# 表2-78 ダイオキシン類環境調査結果 (18年度)

# (1) 大 気

区分	士町廿夕	国本地 <i>占勾</i>	調査		調査結果	[pg-TE	Q / m³]		田本松明
	市町村名	調査地点名	回数	春季	夏季	秋 季	冬 季	平 均	調査機関
	富山市	芝 園 町	年4回	0.028	0.013	0.028	0.022	0.023	富山市
	//	水橋畠等	//	0.025	0.019	0.037	0.039	0.030	//
	//	高 田	//	0.019	0.012	0.057	0.027	0.029	//
	高岡市	本 丸 町	//	0.037	0.035	0.066	0.043	0.045	高岡市
   住居地域	//	戸 出	//	0.050	0.033	0.088	0.050	0.055	//
住店地域	氷 見 市	窪	//	0.017	0.012	0.031	0.017	0.019	富山県
	滑川市	上 島	//	0.015	0.018	0.019	0.024	0.019	//
	黒部市	植木	//	0.015	0.018	0.025	0.030	0.022	//
	南砺市	柴 田 屋	//	0.036	0.024	0.051	0.026	0.034	//
	射水市	中太閤山	//	0.024	0.016	0.026	0.028	0.024	//
	富山市	蓮 町	//	0.028	0.014	0.034	0.027	0.026	富山市
工業地域	高岡市	伏木東一宮	//	0.031	0.024	0.075	0.29	0.11	富山県
	射水市	東明中町	//	0.052	0.024	0.060	0.053	0.047	//
	氷見市	熊 無	//	0.012	0.011	0.018	0.011	0.013	//
廃棄物焼却 施 設 周 辺	立山町	泊 新	//	0.053	0.010	0.015	0.017	0.024	//
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	朝日町	月 山	//	0.013	0.0087	0.047	0.0089	0.019	//
		環場	竟 基	準				0.6	

## (2) 公共用水域 ア 河川水質

水 域 名	調査地点名	調査回数	1 🖂 🖯		! [pg-TE		₩.	調査機関
阿尾川	阿 尾 橋	年1回	1 回目 0.027	2回目	3 回目	4 回目	平均 0.027	富山県
余 川 川	間島橋	十 1 四	0.027	_		_	0.027	
上庄川	北の橋	//	0.020	_	_	_	0.020	//
仏生寺川	八幡橋	//	0.073	_			0.073	//
湊 川	中の橋	年4回	0.55	0.25	0.23	0.51	0.39	//
小矢部川	城光寺橋	年1回	0.10	_	_	— —	0.10	
千保川	地子木橋	//	0.096	_	_	_	0.096	高岡市
祖父川	新祖父川橋	//	0.067	_	_	_	0.067	//
横江宮川	末端	年4回	0.63	0.32	0.17	0.25	0.34	富山県
庄川	大門大橋	年1回	0.070	_	_	_	0.070	国土交通省(富山)
内川	山王橋	//	0.092	_	_	_	0.092	富山県
	西橋	//	0.096	_	_	_	0.096	//
下 条 川	稲積橋	//	0.12	_	_	_	0.12	//
新堀川	白 石 橋	//	0.064	_	_	_	0.064	//
神 通 川	神通大橋	//	0.072	_	_	_	0.072	国土交通省(富山)
いたち川	四ツ屋橋	年2回	0.14	0.087	_	_	0.11	富山市
松川	桜 橋	//	0.14	0.071	_	_	0.11	//
富岩運河	千原崎地内 水 路 橋	//	1.7	0.78	_	_	1.2	//
岩瀬運河	岩瀬橋	//	0.13	0.10	_	_	0.12	//
常願寺川	常願寺橋	年1回	0.073	_	_	_	0.073	国土交通省(富山)
白 岩 川	東西橋	年2回	0.082	0.083			0.083	富山市
上 市 川	魚 躬 橋	年1回	0.019	_	_		0.019	富山県
中川	落 合 橋	//	0.086	_	_	_	0.086	//
早 月 川	早月橋	//	0.019	_	_	_	0.019	//
角 川	角川橋	//	0.055	_	_	_	0.055	//
鴨川	港橋	//	0.035	_	_	_	0.035	//
片貝川	落 合 橋	//	0.017	_	_	_	0.017	//
布施川	落 合 橋	//	0.052	_	_	_	0.052	//
黒瀬川	石 田 橋	//	0.72	_	_	_	0.72	//
	新田橋	//	0.83	_	_	_	0.83	//(補完調査)
	黒瀬橋	//	0.090	_	_		0.090	//(補完調査)
高橋川	堀切橋	//	0.085	_	_	_	0.085	//
吉田川	吉田橋	//	0.043	_	_	_	0.043	//
黒部川	下黒部橋	//	0.074	_	_	_	0.074	国土交通省(黒部)
入川	末端	//	0.023	_	_	_	0.023	富山県
小川	赤川橋	//	0.019	_	_	_	0.019	//
木 流 川	末端	//	0.038	_	_	_	0.038	//
笹川	笹 川 橋	//	0.027	_	_	_	0.027	//
境川	境橋	//	0.016		_		0.016	//
			基準				1	

注 補完調査における測定結果を含む。

### イ 海域水質

水 域 名	訓	查地	点名	艺	調査回数	調査結果[pg-TEQ / $\ell$ ]	調	査機	関
富山新港海域	新	港	<u> </u>	1	年1回	0.030	富	Ш	県
小矢部川河口海域	小	矢	部	2	//	0.041		//	
神通川河口海域	神	通	1	2	//	0.044		//	
その他富山湾海域	そ	の	他	4	//	0.030		//	
//	そ	の	他	6	//	0.014		//	
環	境	基	-	準		]			

### ウ 河川底質

·	K 域 á	占		調査均	也点名		調査回数	調査結果[pg-TEQ/g]	調査機関
小	矢 部	Ш	城	光	寺	橋	年1回	0.40	国土交通省(富山)
庄		Ш	大	門	大	橋	//	0.24	//
神	通	Ш	神	通	大	橋	//	0.42	//
	ハたち	Ш	四	ツ	屋	橋	//	0.29	富山市
富	岩運	河	千原	京崎地	内水	路橋	//	750	//
常	願 寺	Ш	常	願	寺	橋	//	0.25	国土交通省(富山)
吉	田	Ш	吉	Е	В	橋	//	0.37	富山県
黒	部	Ш	下	黒	部	橋	//	0.25	国土交通省(黒部)
入		Ш	末			端	//	0.78	富山県
小		Ш	赤	J		橋	//	0.068	//
木	流	Ш	末			端	//	0.47	//
笹		Ш	笹	J		橋	//	0.069	//
境		Ш	境			橋	//	0.12	//
		Į	睘	境	基	準		150	

# 工 海域底質

水 域 名	調査地点名	調査回数	調査結果[pg-TEQ/g]	調査機関
富山新港海域	新 港	年1回	1.6	富山県
その他富山湾海域	その他に	. //	7.8	//
//	その他1	) //	3.3	//
環	境 基 2	<u> </u>	150	

### (3) 地下水質

市町村名         調査地点名         調査回数         調査結果[pg-TEQ / ℓ]         調査機関           富山市浜黒崎年1回         0.066         富山市           川泉東 明 川 0.066         1 山市           川水橋 小池川 0.066         1 山市           川水橋 小池川 0.066         1 山市           川水株 市 町 小長沢 川 0.065         1 山下           川上大久保 川 0.065         1 山下           川馬瀬 口川 0.066         1 山下           川馬瀬 口川 0.066         1 山下           川馬瀬 口川 0.066         1 山下           川佐野川 0.022         高岡市           川佐野川 0.021         1 山県           川大大木矢田川 1 0.021         1 山県           川大大木矢田川 1 0.021         1 山県           川大田川 1 0.023         1 山県           東市市上 口川 0.023         1 山県           小矢部市棚 田川 0.023         1 山田 0.023           川路		(3)	-0 1	י ארי		_							
	市.	1町村4	名		調査	地点	名		調査回数	調査結果[pg-TEQ/l]	調	査機	関
一	富	山	市	浜	<u> </u>	黒		崎	年1回	0.066	富	Щ	市
一		//		呉	5	羽		町	//	0.068		//	
# 中町小長沢		//		水	橋		小	池	//	0.066		//	
		//		水	橋	清	水	堂	//	0.066		//	
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##		//		婦	中町	月	、長	沢	//	0.065		//	
川       馬       瀬       口       川       0.066       川         高       両       戸       出       伊       9       領       川       0.022       高       両       市         川       佐       野       川       0.021       川       川       回       県       川       回       回       回       川       川       川       川       川       川       川       川       川       川       川       回       川       川       川       回       川       川       川       回       川       川       回       川       川       回       川       川       回       川       回       川       川       回       川       川       回       川       川       回       川       川       回       川       川       川       回       川		//		八	尾	ÐŢ	杉	田	//	0.065		//	
高岡市戸出伊勢領		//		上	大		久	保	//	0.065		//	
<ul> <li>パ 佐 野 パ 0.021 パース カー 里 パ 0.021 富山県 の.021 パース 大 田 パ 0.021 パース 田 伊 勢 領 パ 0.021 パース 田 伊 勢 領 パ 0.023 パース 東 市 上 ロ パ 0.023 パース 東 部 市 中 ノ ロ パ 0.023 パース チ 市 棚 田 パ 0.023 パース チ 市 棚 田 パ 0.023 パース 中 の.023 パース 中 の.022 パース 中 の.023 パース 中 の.0247 パース 中 の.047 パース 中 の.047 パース 中 の.047 パース 中 の.021 パース 中 の.022 パース 中 の.023 パース 中 の.02</li></ul>		//		馬	ì	頼			//	0.066		//	
"       五       十       里       "       0.021       富山県         "       伏木矢田"       "       0.021       "         "       太田伊勢領"       "       0.021       "         魚津市上       口"       0.023       "         张見市余       川"       0.022       "         黒部市中ノノ口"       0.023       "         小矢部市棚       田"       0.023       "         前麻麻島"       0.023       "         南砺市小院瀬見"       0.022       "         立山町金剛寺"       0.023       "         入善町道       古"       0.023       "         八       立の23       "         八       0.023       "         八       0.023       "         八       0.023       "         八       0.023       "         八       0.047       "         川       市       0.021       "	高	岡	市	戸	出(	伊	勢	領	//	0.022	高	岡	市
<ul> <li>パ 大 木 矢 田 パ 0.021 パース 田 伊 勢 領 パ 0.021 パース 田 伊 勢 領 パ 0.023 パース 東 市 上 ロ パ 0.023 パース 東 市 中 ノ ロ パ 0.022 パース か 大 部 市 中 ノ ロ パ 0.023 パース 部 市 中 ノ ロ パ 0.023 パース 中 の.023 パース 自 の.023 パース 自 の.023 パース 自 の.022 パース 自 の.022 パース 自 の.021 パース 自 の.023 パース 善 町 道 古 パ 0.023 パース 善 町 道 古 パ 0.023 パース 車 町 道 方 パース 自 の.023 パース 車 町 道 方 パース 自 の.024 パース</li></ul>		//		佐				野	//	0.021		//	
一		//		五	-	+		里	//	0.021	富	Щ	県
魚津市上       ロ "       0.023       "         氷見市余       川 "       0.022       "         黒部市中ノロ"       0.023       "         小矢部市棚       田 "       0.023       "         川 胡麻島 "       0.023       "         南砺市小院瀬見 "       0.022       "         川 館 "       0.021       "         立山町金 剛 寺 "       0.023       "         入善町道 古 "       0.023       "         川 墓 ノ 木 "       0.047       "         川 荒 見 崎 "       0.021       "		//		伏	木		矢	田	//	0.021		//	
氷 見 市 余       川 "       0.022       "         黒 部 市 中 ノ 口 "       0.023       "         小 矢 部 市 棚       田 "       0.023       "         " 胡 麻 島 "       0.023       "         南 砺 市 小 院 瀬 見 "       0.022       "         " 館 "       0.021       "         立 山 町 金 剛 寺 "       0.023       "         入 善 町 道 古 "       古 "       0.023       "         " 墓 ノ 木 "       0.047       "         " 荒 見 崎 "       0.021       "		//		太	田(	伊	勢	領	//	0.021		//	
黒 部 市 中 ノ 口 "       0.023       "         小 矢 部 市 棚       田 "       0.023       "         " 胡 麻 島 "       0.023       "         南 砺 市 小 院 瀬 見 "       0.022       "         " 位 山 町 金 剛 寺 "       0.023       "         入 善 町 道 古 "       0.023       "         " 墓 ノ 木 "       0.047       "         " 荒 見 崎 "       0.021       "	魚	津	市	上					//	0.023		//	
小矢部市棚       田 "       0.023       "         川田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	氷	見	市	余				Ш	//	0.022		//	
"       胡麻 島 "       0.023       "         南砺市小院瀬見 "       0.022       "         "       0.021       "         立山町金剛寺"       0.023       "         入善町道 古"       0.023       "         "       0.023       "         "       0.047       "         "       荒見崎"       0.021       "	黒	部	市	中		J			//	0.023		//	
南 砺 市 小 院 瀬 見 "       0.022       "         " 0.021       "         立 山 町 金 剛 寺 "       0.023       "         入 善 町 道 古 "       0.023       "         " 墓 ノ 木 "       0.047       "         " 荒 見 崎 "       0.021       "	小	矢 部	市	棚				田	//	0.023		//	
パ     館     パ     0.021     パ       立 山 町 金 剛 寺 パ     0.023     パ       入 善 町 道 古 パ     0.023     パ       パ 墓 ノ 木 パ     0.047     パ       パ 荒 見 崎 パ     0.021     パ		//		胡	J.	菻		島	//	0.023		//	
立 山 町 金 剛 寺 " 0.023 "         入 善 町 道 古 " 0.023 "         " 墓 ノ 木 " 0.047 "         " 荒 見 崎 " 0.021 "	南	砺	市	小	院		瀬	見	//	0.022		//	
入善町道     古 " 0.023 " 0.023 " 0.047 " 0.047 " 0.047 " 0.021 " 0.022		//			Í	館			//	0.021		//	
"     墓     ノ     木     "     0.047     "       "     荒     見     崎     "     0.021     "	立	山	町	金	ı	驯		寺	//	0.023		//	
// 荒 見 崎 // 0.021 //	入	善	町	道				古	//	0.023		//	
		//		墓		J		木	//	0.047		//	
環境基準		//		荒	إ	見		崎	//	0.021		//	
				環	境		基	準		1			

# (4) 土 壌

区分	市	町村	名	調	查地点	名	調査回数	調査結果[pg-TEQ/g]	調	査機	関
	富	Щ	市	草		島	年1回	0.059	富	Щ	市
		//		北		代	//	0.0020		//	
		//		水棉	喬市日	段目	//	10		//	
		//		西	長	江	//	1.0		//	
		//		婦口	中町地	自角	//	0		//	
一般環境		//		山	田中	瀬	//	0.031		//	
		//		楡		原	//	0.0022		//	
		//		上		滝	//	0.078		//	
	氷	見	市	朝	日	丘	//	0.091	富	山	県
		//		冏		尾	//	0.020		//	
	砺	波	市	深		江	//	0.051		//	
		//		鹿		島	//	0.025		//	
	立	Ш	町	岩	峅	寺	//	23		//	
		//		鋳	物師	沢	//	40		//	
		//		泊		新	//	22		//	
  発生源周辺		//		道	源	寺	//	4.5		//	
无工/	朝	日	町	月	山	1	//	2.0		//	
		//		月	Щ	2	//	4.6		//	
		//		舟	Ш	新	//	2.8		//	
		//		Ξ	枚	橋	//	1.6		//	
	ij	睘	境	基	淖	É		1,000			

# 表2-79 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の届出状況

### (1) 大気基準適用施設

(19年3月31日現在)

地域	工場・事業場数	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉	製鋼の用に供する電気炉	亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	アルミニウム合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	廃棄物焼却炉	計
富山市	36		1		8	39	48
高岡市	23				21	21	42
魚津市	4					4	4
氷 見 市	4				1	4	5
滑川市	2					2	2
黒部市	8				3	6	9
砺 波 市	12					13	13
小矢部市	6				1	5	6
南砺市	20				1	19	20
射 水 市	14		1		16	14	31
中新川郡	4					8	8
下新川郡	3					5	5
合 計	136	0	2	0	51	140	193

### (2) 水質基準対象施設

#### (19年3月31日現在)

地域	工場・事業場数	硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプ製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	硫酸カリウム製造の用に供する廃ガス洗浄施設	アルミナ繊維製造の用に供する廃ガス洗浄施設	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉に係る廃ガス洗浄施設	塩化ビニルモノマー製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	カプロラクタム製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	4―クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設	2.3―ジクロロ―1.4―ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設、廃ガス洗浄施設	ジオキサジンバイオレット製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	担体付き触媒からの金属の回収の用に供するろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、灰の貯留施設	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設	フロン類の破壊の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	特定施設から排出される汚水又は廃液を含む下水を処理する下水道終末処理施設	特定施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	計
富山市	12															9	2	1	2	2	16
高岡市	11	2											3			21		2	2		30
魚津市	1		1																		1
氷見市																					0
滑川市																					0
黒部市	2												5			2					7
砺波市	1															1					1
小矢部市																					0
南砺市																					0
射水市	4												3			4			1		8
中新川郡	2															3					3
下新川郡																					0
合 計	33	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	40	2	3	5	2	66

### 表2-80 有害大気汚染物質の調査概要(18年度)

区分	調査地点	調査対象物質	調査回数	分 析 方 法
	富山芝園観測局	環境基準設定物質: テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、ジクロロメタン その他優先取組物質: VOCs:		VOCs: キャニスター採取-低温濃縮
一般環境	魚 津 観 測 局	アクリロニトリル(*)、 塩化ビニルモノマー(*)、 クロロホルム(*)、1,2- ジクロロエタン(*)、1,3 - ブタジエン(*) アルデヒド類: ホルムアルデヒド、アセト	環境基準設定物質及	-GC/MS 分析法 アルデヒド類: DNPH 捕集管採取一溶媒抽出ー HPLC 分析法 重金属類(下記以外のもの): ハイボリウムエアサンプラー採取 一酸又は圧力容器分解一原子吸
	小杉太閤山 観 測 局	アルデヒド 重金属類: 水銀及びその化合物(*)、 ニッケル化合物(*)、マ ンガン及びその化合物、ヒ 素及びその化合物、ベリリ	び指針値設 定物質: 1回/月 その他優先: 取組物質:	光光度分析又は ICP/MS 分析法 水銀及びその化合物: 金アマルガム採取一加熱気化一 原子吸光光度分析法 ヒ素及びその化合物: ハイボリウムエアサンプラー採取
固定発生源 周 辺	高岡伏木観測局	ウム及びその化合物、クロム及びその化合物 ム及びその化合物 ベンゾ(a) ピレン 酸化エチレン *:指針値設定物質 ※下線の物質については平成18 年12月に指針値が設定された。	富山芝園6回/年	一酸又は圧力容器分解一原子 吸光光度分析(水素化物発生) 又は ICP/MS 分析法 ベンゾ(a)ピレン: ハイボリウムエアサンプラー採取 一溶媒抽出一HPLC 分析法 酸化エチレン:
幹線道路 沿 道	小杉鷲塚 観 測 局	環境基準設定物質:ベンゼン その他優先取組物質: 1,3-ブタジエン(*)、ホ ルムアルデヒド、アセトアル デヒド、ベンゾ(a)ピレン		固相採取一溶媒抽出一 GC/MS 分析法

### 表2-81 その他優先取組物質の調査結果(18年度)

	項目		年	平	均	値(μg	/ m³)		
区分	物質調査地点	アクリ ロニト リル	塩化ビ ニルモ ノマー	クロロホルム	1, 2-ジ クロロエ タン	1, 3- ブタジ エン	ホルム アルデ ヒド	アセト アルデ ヒド	機関
	富山芝園	<0.1	0.10	0.33	0.12	0.16	2.3	2.6	富山市
一般環境	魚津	<0.1	<0.1	0.16	<0.1	<0.1	2.4	1.8	
	小杉太閤山	<0.1	<0.1	0.14	<0.1	<0.1	1.6	1.5	県
固定発生源周辺	高岡伏木	<0.1	0.74	0.68	0.19	<0.1	1.2	1.2	景
幹線道路沿道	小杉鷲塚	_	_	_	_	<0.1	2.0	2.2	
指翁	计 値	2	10	18	1.6	2.5	_	_	

	項目			年 5	平 均	値	(μg/ m³)			
	物質	水銀及びその化合	ニッケル		ヒ素及び その化合		クロム及 びその化		酸化エチ	調査機関
区分	調査地点	物	化合物	化合物	物	の化合物	合物	ピレン	レン	
	富山芝園	0.0018	<0.004	0.014	0.0010	<0.0004	0.0069	0.00011	0.12	富山市
一般環境	魚 津	0.0023	<0.004	0.036	0.0021	<0.0004	0.0094	0.00015	<0.05	
	小杉太閤山	0.0020	0.0052	0.025	0.0024	<0.0004	0.0069	0.00012	0.052	- 県
固定発生源周辺	高岡伏木	0.0042	0.0073	0.24	0.0029	<0.0004	0.023	0.00014	<0.05	一
幹線道路沿道	小杉鷲塚	_	_	_	_	_	_	0.00016	_	
指金	计 値	0.04	0.025	_	_	_	_	_	_	

# 表2-82 ゴルフ場排水の農薬調査結果(18年度)

(単位:mg/ℓ)

							116 / 2 /
分類	農薬名	検出ゴルフ場数/調査ゴルフ場数	検出数/検 体数	調査結果	暫定指導指針值	県指導値	定量限界
	アセフェート	0/16	0/16	ND	0.8	0.08	0.001
	イソキサチオン	0/16	0/16	ND	0.08	0.008	0.001
	イソフェンホス	0/16	0/16	ND	0.01	0.001	0.001
殺	エトフェンプロック	0/0	0/ 0	ND	0.8	_	0.008
۱	クロルピリホス	0/16	0/16	ND	0.04	0.004	0.001
虫	ダイアジノン	0/16	0/16	ND	0.05	0.005	0.001
削削	チオジカルブ	0/3	0/3	ND	0.8	_	0.008
נית	トリクロルホン	0/16	0/16	ND	0.3	0.03	0.001
	ピリダフェンチオン	0/16	0/16	ND	0.02	0.002	0.001
	フェニトロチオン	0/16	0/16	ND	0.03	0.003	0.001
	アゾキシストロビン	0/16	0/16	ND	5	_	0.05
	イソプロチオラン	0/16	0/16	ND	0.4	0.04	0.001
	イプロジオン	0/16	0/16	ND	3	0.3	0.001
	イミノクタジン酢酸塩	0/2	0/2	ND	0.06	_	0.006
	エトリジアゾール	0/16	0/16	ND	0.04	0.004	0.001
	オキシン銅	0/16	0/16	ND	0.4	0.04	0.001
殺	キャプタン	0/16	0/16	ND	3	0.3	0.001
	クロロタロニル	0/16	0/16	ND	0.4	0.04	0.001
	クロロネブ	0/16	0/16	ND	0.5	0.05	0.001
菌	チウラム	0/16	0/16	ND	0.06	0.006	0.001
	トルクロホスメチル	1/16	1/16	ND~0.009	0.8	0.08	0.001
剤	フルトラニル	1/16	1/16	ND~0.001	2	0.2	0.001
	プロピコナゾール	0/16	0/16	ND	0.5	_	0.005
	ペンシクロン	1/16	1/16	ND~0.004	0.4	0.04	0.001
	ホセテル	0/7	0/7	ND	23	_	0.23
	ポリカーバメート	0/7	0/7	ND	0.3	_	0.003
	メタラキシル	1/16	1/16	ND~0.001	0.5	0.05	0.001
	メプロニル	0/16	0/16	ND	1	0.1	0.001
	アシュラム	1/16	1/16	ND~0.002	2	0.2	0.001
	ジチオピル	0/16	0/16	ND	0.08	0.008	0.001
	シデュロン	0/16	0/16	ND	3	_	0.03
	シマジン	0/16	0/16	ND	0.03	0.003	0.001
	テルブカルブ	0/16	0/16	ND	0.2	0.02	0.001
除	トリクロピル	0/16	0/16	ND	0.06	0.006	0.001
	ナプロパミド	0/16	0/16	ND	0.3	0.03	0.001
	ハロスルフロンメチル	0/16	0/16	ND	0.3		0.003
草	ピリブチカルブ	0/16	0/16	ND	0.2	0.02	0.001
	ブタミホス	0/16	0/16	ND	0.04	0.004	0.001
	フラザスルフロン	0/16	0/16	ND	0.3	_	0.003
剤	プロピザミド	0/16	0/16	ND	0.08	0.008	0.001
	ペンスリド	0/16	0/16	ND	1	0.1	0.001
	ベンフルラリン	0/16	0/16	ND	0.5	0.05	0.001
	ペンディメタリン	0/16	0/16	ND	0.8	0.08	0.001
	メコプロツプ	0/16	0/16	ND	0.05	0.005	0.001
	メチルダイムロン	0/16	0/16	ND	0.3	0.03	0.001

注 NDとは、定量限界未満です。

# 表2-83 農薬使用総量(18年度)

区 分	殺	虫	剤	殺	菌	剤	殺虫殺菌剤	除	草	剤
使用量(t)		1	, 188			639	1,965		1	, 254
農薬種類数			205			186	92			224

### 表2-84 魚介類の水銀検査結果(18年度)

(単位:ppm)

No.	魚種	総水銀	検体採取年月	検体採取場所
1	タ ナ ゴ	0.05	18年11月27日	魚津市
2	カワハギ	0.02	//	//
3	ホ ウ ボ ウ	0.04	//	//
4	マ ア ジ	0.02	//	//
5	フクラギ	0.04	//	//
6	サ ワ ラ	0.01	//	//
7	サ バ	0.02	//	//
8	カマス	0.03	//	//
9	ウルメイワシ	0.02	//	//
10	イボダイ	0.01	//	//
11	サ ゴ シ	0.02	18年11月30日	氷見市
12	アオリイカ	0.01	//	//
13	カワハギ	0.02	//	//
14	アカダイ	0.02	//	//
15	スズキ	0.05	//	//
16	アジ	0.02	//	//
17	シマダイ	0.01	//	//
18	ホ ウ ボ ウ	0.02	//	//
19	シロサバフグ	0.02	//	//
20	イボダイ	ND	//	//

### 表2-85 食品中のPCB検査結果(18年度)

10 It I	<del>1</del> ◆/ <del>+</del> */ <sub>1</sub>	検査	£結果(pr	om)	<del>炒</del> 木 燃 眼
検 体 名	検体数	平均値	最高値	最低値	検査機関
内海内湾魚介類	3	0.005	0.007	0.004	
遠洋沖合魚介類	2	0.007	0.009	0.004	   高岡厚生センター
牛 乳	5	ND	ND	ND	新川厚生センター
鶏   卵	4	0.002	0.004	ND	

### 表2-86 公害審査会に係属した事件

手続の種	重類	市町名	申請年月	対象	終結年月	終結区分
		魚津市	52年4月	工場騒音・振動	52年9月	調停成立
		富山市	57年8月	工場騒音・粉じん・悪臭	58年3月	一部取下げ 一部打切り
調	停	富山市婦中町	60年5月	事業場悪臭・粉じん・砂じん	60年10月	調停成立
ш-э	13	富山市	2年2月	住宅マンション建設・ 騒 音 ・ 振 動	2年8月	調停打切り
		入善町朝日町黒部市	13年6月	ダム排砂に伴う 水 質 汚 濁	14年11月	調停打切り

# 表2-87 公害種類別苦情受理状況の年度別推移

(単位:件)

<b>種類</b>		典	型	7	公	害		典小	産	そ	合
年度	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	即翻	振動	地盤沈下	悪臭	典型七公害)	業 廃 棄 物	の他	計
14	118	65	2	42	6		38	271	9	73	353
15	122	52	2	30	5		36	247	8	123	378
16	101	109	_	61	3	1	48	323	10	55	388
17	72	89	1	42	6	_	47	257	19	73	349
18	86	90	_	42	5	_	39	262	7	99	368

# 表2-88 発生源別苦情受理状況(18年度)

(単位:件)

										<u>ш·т</u>
業	種	類	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	計
農		業		3					8	11
林		業	1							1
漁		業		1						1
鉱		業		1						1
建	設	業	14	5		5	1		1	26
製	造	業	22	19		13			9	63
電気	気・ガス・熱供給業・水道	重業								0
情	報 通 信	業					1			1
運	輸	業		2		1				3
卸	売 ・ 小 売	業	2	1		2				5
金	融 化 保 険	業		1						1
不	動 産	業				1			1	2
飲	食 店 、 宿 泊	業	1	2		2			1	6
医	療、福	祉		1					2	3
教	育、学習支援	業								0
複	合 サ ー ビ ス 事	業	2							2
そ	の 他 の サ ー ビ ス	業	8	1		3	2		5	19
公		務				1				1
分	類 不 能 の 産	業	3	3		4			2	12
家	庭生	活	26	24		5			5	60
そ	Ø	他	5	6		5			2	18
不		明	2	20			1		3	26
合		計	86	90	0	42	5	0	39	262

# 表2-89 市町村別苦情処理状況(18年度)

(単位:件)

		種類		典	型	7	公	害		典小	産 業	そ	合
市町	J村名		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	即翻	振動	地盤沈下	悪臭	(典型七公害)	業 廃 棄 物	の他	計
富	Щ	市	48	38		22	2		18	128	7	4	139
高	畄	市	15	6		3	3		5	32		1	33
魚	津	市	6	8		2			2	18	4	10	32
氷	見	市	2	5		5			5	17	4		21
滑	Ш	市		1						1	5		6
黒	部	市	2	7		1			1	11			11
砺	波	市	2	2		1			2	7	13	8	28
小:	矢 部	市	9	15		2			1	27	29	3	59
南	砺	市		3					2	5		13	18
射	水	市	2	4		6			3	15		2	17
市		計	86	89	0	42	5	0	39	261	62	41	364
舟	橋	村											0
上	市	ĦŢ										1	1
立	山	ĦŢ		1						1		1	2
入	善	町									1		1
朝	日	BJ											0
町	村	計	0	1	0	0	0	0	0	1	1	2	4
合		計	86	90	0	42	5	0	39	262	63	43	368

### 表2-90 苦情の処理状況 (18年度)

(単位:件)

			典	型	7	公	害		典小	廃	そ	合
		大気汚染	水質汚	土壌汚染	騒	振	地盤沈下	悪	型七公害計	棄 物 投	の	
内	訳	染	濁	染	苷	動	下	臭		棄	他	計
苦	情 処 理 件 数	86	90		42	5		39	262	63	43	368
	直接処理(解決)	78	82		30	5		35	230	54	36	320
処	他機関への移送	2	2						4	1	2	7
理	翌年度への繰越	4	1		9			3	17	1		18
状況	その他(原因不明等により処理方法のないもの等)	2	5		3			1	11	7	5	23

### 表2-91 「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく指定の内容

地域	第2種地域
区域	富山市*、婦中町*、大沢野町*の各一部指定地区(神通川下流地域)
指定年月日	44年12月27日
指定疾病	イタイイタイ病

注 \*は現富山市です。

# 表2-92 イタイイタイ病患者及び要観察者生存数 (19年3月31日現在)

区分	人数
患 者(/)	4
要観察者(八	1

### (2) 環境への負荷が少ない循環型社会の構築

表2-93 ごみ処理状況の年度別推移

			計	画	卫 理	区	域		計画収
年度	総人口(人)	人 口(人)	総排出量	収 集 処 理 量(t/年) 自			自 家処理量	集人口	
		<b>Х</b> Ц( <b>Х</b> )	( t /年)	焼 却	埋立	資源化等	計	处 垤 里 ( t /年)	率(%)
13	1,126,170	1,126,170	398,244	327,953	27,498	42,776	398,227	17	100
14	1,124,476	1,124,476	395,373	325,889	25,879	43,588	395,356	17	100
15	1,121,743	1,121,743	400,688	328,644	25,565	46,462	400,671	17	100
16	1,120,505	1,120,505	403,686	331,375	24,867	48,296	403,675	11	100
17	1,117,411	1,117,411	402, 167	328,033	25,484	48,650	402, 167	0	100

#### 表2-94 容器包装リサイクル法に基づく分別収集量の年度別推移

(単位:t)

	年		度		14	15	16	17	18
無	色	ガ	ラ	ス	2,605.4	2,607.4	2,592.6	2,508.3	2,466.0
茶	色	ガ	ラ	ス	3,380.2	3,003.9	2,926.8	2,823.3	2,770.9
そ	の	他力	j 5	ス	858.2	847.5	833.0	885.5	864.2
~	ツ	<b>ト</b> л	₹ ト	ル	1,348.9	1,524.8	1,693.6	1,832.4	1,863.3
そ (	の他に	紙製	容器 包	型装	1,831.9	2,629.0	2,511.1	2,566.1	2,604.6
その	他プラ	スチック	ク製容器	包装	4,319.3	5,592.4	5,870.3	6,407.6	6,487.4
ス	チ	_	ル	缶	1,769.5	1,642.1	1,491.3	1,346.6	1,267.5
ア	JL	,	Ξ	缶	1,333.6	1,295.5	1,432.1	1,418.1	1,447.9
紙	) '	9	ツ	ク	126.2	139.9	159.3	141.3	157.5
段	力	Ť	_	ル	6,378.4	5,226.0	5,467.1	5,358.1	5,824.9
合				計	23,951.6	24,508.5	24,977.2	25,287.3	25,817.6

注 その他プラスチック製容器は、白色トレイを含めた量です。

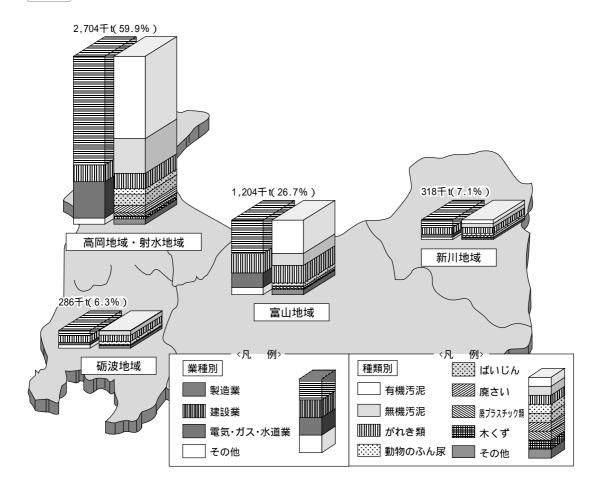
### 表2-95 家電リサイクル法に基づく廃家電品の引取り台数

(単位:台数)

品目	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機	合 計
14年度	13,388	40,580	23,436	20,417	97,821
15年度	20,466	37,435	26,324	18,821	103,046
16年度	16,005	46,848	26,976	24,077	113,906
17年度	16,145	46,893	26,402	25,765	115,205
18年度	15,767	52,984	27,817	27,685	124, 253

注 県内4か所の指定引取り場所での引取り台数です。

#### | 図2-8 | 産業廃棄物の地域別発生量(17年度)



#### |表2-96||多量排出事業者の処理計画書等の提出状況(18年度)

業		種	産業廃棄物処理計画書·実 施 状 況 報 告 書	特別管理産業廃棄物処理計画書· 実 施 状 況 報 告 書	合	計
製	造	業	83 (21)	47 (14)	130	(35)
建	設	業	99 (25)	1 ( 1)	100	(26)
電気·	・ガス・オ	〈道業	23 ( 4)	0 ( 0)	23	(4)
その	他の	業種	4 ( 0)	4 ( 2)	8	(2)
合		計	209 (50)	52 (17)	261	(67)

- 注 1 提出事業者は、法に定める多量排出事業者(産業廃棄物の年間発生量が1,000トン以上又は特別 管理産業廃棄物の年間発生量が50トン以上の事業者)を示します。
  - 2 ( )は、富山市に提出があったものであり、内数です。

  - 3 その他の業種は、鉱業、医療業です。 4 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の両方の計画書を提出した事業所数は26(うち富山市8) です。

# 表2-97 ごみ処理施設の整備状況

### (1) ごみ焼却施設

### (19年4月1日現在)

広地	広域圏 市町村・事務組合		名称	型  式	能 力 (t/日)
富	山	富山地区広域圏事務組合 (富山市・滑川市・舟橋村・上市町・立山町)	クリーンセンター	全連続	810
- m		高 岡 市	環境クリーン工場	全連続	270
	高岡	氷 見 市	西部清掃センター	機械化バッチ	50
新	Ш	新川広域圏事務組合 (魚津市・黒部市・入善町・朝日町)	エコぽ~と	准連続	174
砺	波	砺波広域圏事務組合 (砺波市・南砺市)	クリーンセンターとなみ	准連続	70
射	水	射水市	クリーンピア射水	全連続	138
		計	6 施設		1,512

#### (2) 粗大ごみ処理施設

### (19年4月1日現在)

広地	或圏	市町村・事務組合	名    称	型式	能力 (t/日)
富	山	富山地区広域圏事務組合 (富山市・滑川市・舟橋村・上市町・立山町)	リサイクルセンター	破砕・圧縮	70
新	Ш	新川広域圏事務組合 (魚津市・黒部市・入善町・朝日町)	宮沢清掃センター	破砕・圧縮	40
砺	波	砺波広域圏事務組合 (砺波市・南砺市)	クリーンセンターとなみ 粗大ごみ処理プラント	破砕・圧縮	9
射	水	射水市	射水郷清掃センター 粗大ごみ処理施設	破砕・圧縮	30
		計	4 施設		149

#### (3) ごみ固形燃料化施設

### (19年4月1日現在)

広域圏	市町村・事務組合	名称	処理方式	能力 (t/日)
砺波	砺波広域圏事務組合 (南砺市)	南砺リサイクルセンター	固形燃料化	28

### (4) 廃棄物再生利用施設(リサイクルプラザ)

### (19年4月1日現在)

広域	越圏	市町村・事務組合	名称	処理方式	能力 (t/日)
富	山	富山地区広域圏事務組合 (富山市・滑川市・舟橋村・上市町・立山町)	リサイクルセンター	不燃物処理· 資 源 化	41
高岡	高岡市	高岡市リサイクルプラザ	併用	46	
	岡	(a) (f) (l)	福岡リサイクルセンター	選別・圧縮	2.36
		氷 見 市	氷見市リサイクルプラザ	選別・圧縮	16
砺	波	砺波広域圏事務組合 (南砺市)	南砺リサイクルセンター	不燃物等粉砕 圧縮・資源化	8
射	水	射水市	ミライクル館	選別・圧縮	8.74
		計	6 施設		122

### 表2-98 し尿処理状況の年度別推移

_	<u> </u>											
	総人口	くみとり 便 所 水 洗 便 所 衛生処理 収集内訳(ℓ/年)		処理内訳(ℓ/年)								
年度	(人)	計画収集	净(	と 槽	公共		くみとり	浄 化 槽	=1	し尿処理	公共下水	
		人口(人)	基数(基)	人口(人)	下水道人口(人)	人口(人)	し 尿	汚 泥	計	施設	道マンホール投入	その他
13	1,126,170	165,744	105,016	380,278	573,037	1,119,059	118,088	151,818	269,906	251,742	18,164	0
14	1,124,476	143,628	100,498	375,922	600,714	1,120,264	106,833	149,030	255,863	237,877	17,986	0
15	1,121,743	125, 147	98, 174	345,859	637,480	1,119,066	95,829	152, 196	248,025	228,703	19,322	0
16	1,120,505	108,264	92,670	321,410	652,604	1,118,913	82,858	137,673	220,531	200,819	18,062	0
17	1,117,411	95,562	87,943	296,601	717,253	1,116,717	82,489	138,777	221,266	200,997	19,512	0

#### 表2-99 し尿処理施設の整備状況

#### (19年4月1日現在)

広域圏	市町村・事務組合	名称	型式	能力(ℓ/日)
	富山市	つ ば き 園	固 液 分 離	90
富	滑川市	衛生センター	消化・活性汚泥	33
富	山 富山地域(富山市·上市町·立山町) 衛生組合	万净 園施 設	高負荷脱窒素	217
ш		中部衛生センター施設	標準脱窒素	80
高	高 岡 市	高岡市し尿処理施設	消化・活性汚泥	66
岡	氷 見 市	クリーンセンター	高負荷脱窒素	45
新川	新川広域圏 事務組合(魚津市・黒部市・入善町・朝日町)	中部清掃センター	活性汚泥	155
砺波	砺波地方衛生 施設組合(高岡市·砺波市·小矢部市·南砺市)	クリーンシステムとなみ	高負荷脱窒素	104
射水	射水市	射水郷衛生センター	活 性 汚 泥	116
	計	9 施 設		906

### 表2-100 PCB特別措置法に基づく届出状況 (19年3月31日現在)

				保管中	使用中
事	業	所	数	965	266
数			量		
高	圧トラ	ランス	[台]	448	59
高	圧コン	デンサ	[台]	3,309	1,163
低	圧トラ	ランス	[台]	45	3
低	圧コン	デンサ	[台]	5,569	842
柱	状トラ	ランス	[台]	69,952	19,002
安	定	器	[台]	30,572	4,490
廃	Р (	СВ	[kg]	44	_
Р	С	В	[kg]	ı	0
Р	C B を含	含む廃油	[kg]	4,697,368	_
感	圧 複	写 紙	[kg]	980	_
ウ	エ	ス	[kg]	9,727	_
そ	の他	機器	[台]	742	462
汚	沙	已	[kg]	18,850	_
そ	の	他	[L]	1,919,095	_

- 注1 県所管分と富山市所管分を合計した数値です。
  - 2 保管中及び使用中の事業所数は重複している事業所があるため、届出数は1,109事業所です。
  - 3 使用中の柱上トランスの数値は、推定値として事業者から報 告のあったものです。
  - 4 「廃PCB」、「PCBを含む廃油」のうち、容量で届出されたものは 1  $\ell$  = 1 kgとして重量に換算し集計しています。
  - 5 表に記載している単位以外で報告されたものとしては、低圧 コンデンサ (3 kg、200 L)、安定器 (330kg)、PCBを含む廃 油 (7 個)、ウエス (15,700 L、2 個)、汚泥 (2,800 L)、その 他汚染物 (24,399kg、22個) が保管されています。

#### 「表2-101」産業廃棄物処理施設の許可(届出)状況

(19年3月31日現在)

施設区分	処 理 能 力	施設数	施設区分	処 理 能 力	施設数
   汚泥の脱水施設	   10m³/日を超える	80	廃プラスチック類	100kg/日超える	6
ノコルビマノのだろくか出る文		20	の焼却施設	火格子面積 2 m²以上	5
   汚泥の乾燥施設	   10m³/日を超える	3	木くず又はがれき	   5 t /日超える	134
/ コルビックキム/木ルビロス		1	類の破砕施設		115
	[	8	有害物質等のコンク	すべて	2
   汚泥の焼却施設	5 m³/日を超える   200kg/時間以上	0	リート固型化施設	9* (C	1
	ZUUKB/时间以上   火格子面積2 m²以上	4	シアン化合物の分	すべて	0
	八個子面模 2 11		解施設	9. (	2
廃油の油水分離施	   10m³/日を超える	2	廃PCB等の分解	すべて	0
設		2	施設	9. (	2
	1 2/5+77	2	産業廃棄物の焼却	200kg/時間以上	13
   廃油の焼却施設	1 m³/日を超える   200kg/時間以上		施設(汚泥、廃油、廃プラスチック類以外の施設)	火格子面積2m²以上	4
焼油ツ焼却肥設	とUOKB/ 时间以上   火格子面積2 m²以上	3		安定型	12
	八個」面領といり以上	ى ا	里级加入+8	女 人 人 人 人 人	2
廃酸又は廃アルカ	50m³/日超える	2	最終処分場	<b>答</b> 理刑	12
リの中和施設	JUIII / 口旭人句	2		管理型	4
廃プラスチック類	   5 t / 日超える	14	合	計	288
の破砕施設	0 1 / 口心へる	29		ĒΙ	196

注 上段は富山県の施設数、下段は富山市の施設数です。

### (3) 自然と共生したうるおいのある環境の実現

### 表2-102 国立公園内における工作物の新築等に係る許認可取扱状況(18年度) (単位:件)

国立公围	許可(協	弱議・届出含)	· 認可(同意·協議含)	=∔
国立公園	大 臣	知 事	一	計
中部山岳	41	35	27	103
白 山	0	0	0	0
計	41	35	27	103

### 表2-103 国定公園内における工作物の新築等に係る許認可取扱状況(18年度) (単位:件)

国定公園	許可(協議・届出含)	認可(承認)	計
能 登 半 島	5	4	9

### 表2-104 県立自然公園内における工作物の新築等に係る許認可取扱状況(18年度) (単位:件)

県	県立自然公園		許可(協議・届出含)	認可(同意・協議含)	計
朝		日	5	0	5
有		峰	7	0	7
五	筃	Щ	3	0	3
白	木 水	無	0	0	0
医	王	Щ	6	0	6
	計		21	0	21

### 表2-105 富山県自然環境保全基金による土地保有状況

(19年3月31日現在)(単位:m²)

		山林	その他	合 計	左のう	ち、県の持分
名 称	市町村名		2 3	1+2	持分比	
朝日県立自然公園·朝日城山地内	朝日町	51,679.01	21,485.67	73, 164. 68	2/3	48,776.45
白木水無県立自然公園・杉ヶ平地内	富山市	378,896.00	0.00	378,896.00	3/4*	278,704.42
県民公園野鳥の園・古洞池	//	142,853.45	0.00	142,853.45	1/1	142,853.45
県民公園野鳥の園・恩坊池	射水市	30,720.00	577.00	31,297.00	1/1	31,297.00
能登半島国定公園・雨晴園地	高岡市	2,113.00	8,065.11	10, 178. 11	2/3	6,785.41
縄ヶ池・若杉自然環境保全地域内	南砺市	126,916.00	0.00	126,916.00	2/3	84,610.67
五箇山県立自然公園・相倉地内	//	712.00	22,552.41	23,264.41	2/3	15,509.61
五箇山県立自然公園 · 西赤尾地内	//	172,250.76	8,195.44	180,446.20	2/3	120,297.47
医王山県立自然公園内	//	379, 249. 62	2,268.00	381,517.62	2/3*	245,422.28
能登半島国定公園·九殿浜、窪地内	氷見市	2,751.00	5,214.000	7,965.00	2/3	5,310.00
	小計	1,288,140.84	68,357.63	1,356,498.47	_	979,566.76
	(注) %	※:他の持ち分と	比率あり。			
県民公園野鳥の園	富山市	52,394.00	地上権設定	52,394.00	1/1	52,394.00
	合 計	1,340,534.84	68,357.63	1,408,892.47	_	1,031,960.76

### 表2-106 立山山麓家族旅行村の主要施設

地区	主 要 施 設
中央管理地区	管理棟(鉄筋コンクリート平屋建、343㎡)、休憩所(合掌造)、駐車場(60台収容)、芝生広場(7,890㎡)、イベント広場
ファミリー広場	芝生広場(5,069m²)、遊水池
野外広場	オートキャンプサイト (31区画)、野外ステージ、バーベキュー卓、炊事棟、 多目的ハウス、トリムコース、シャワー棟
チビッコ広場	芝生広場(2,200m²)、石の山、遊水池、パークゴルフコース
宿泊施設地区	ケビン(4人用15棟、8人用5棟)、バーベキュー卓
森の広場	芝生広場 (9,200m²)、展望広場、ロックガーデン

### 表2-107 登山届出及び遭難事故の概要

#### (18年12月1日~19年5月15日)

区 分	12月1日 ~2月15日	2月16日 ~4月15日	4月16日 ~5月15日	合 計
登 山 届	21パーティー (96人)	11パーティー (76人)	143パーティー (510人)	175パーティー (682人)
遭難事故	0件	0件	0件	0件

### 表2-108 自然公園等における主たる施設整備実績(18年度)

公	公			事		業	内		容			
公園名	地区名	公園事業名	園 地	野営場	歩道	駐車場	避難小屋	管 理 所休 憩 所	公衆便所	博物展示施 設	備:	考
		仙 人 ダ ム 剱 沢 線			L=2100m							
	立山周辺地 区	立山槍ケ岳 縦 走 線			L=500m							
中部山岳国立公園		室堂園地	火山ガス 警報装置 電気配線									
堂公園	朝日地区	中俣長栂山線			測量調査 L=4,400m							
		イ ブ リ 山朝 日 岳 線			L=1,000m							
	黒部地区	欅 平 園 地	落石防止 展望台改修									1
白山国立公園		桂大笠山線 歩 道			吊橋改修							

注 Lは長さを表します。

### 表2-109 愛鳥週間行事(18年度)

	文元 100 文而起间门事(10十尺)								
月日	行 事 名	場所	行事	内	容	備	考		
5 月 10 (木)	ツバメ調査の 日	県下全域	第37回ツバメ生! 小学校 6 年生の豆! を実施し、ツバメ( 宿」シールを貼る。	調査員が、ツバン の巣のある家に	メの生息調査	調査は県 約210校の6 心に約14,0 するもので 査では25,5	00名で実施 、前年の調		
5	学校愛鳥の日	愛鳥モデル校	19年度(第33回) 付を行う。 (神通碧小学校)	) 愛鳥モデル校の	D指定証の交	愛鳥活動 小中学校を から毎年指 もの			
5月1日金	野鳥保護表彰 の日	県庁4F大ホ ール	第53回愛鳥ポスタ 護功労表彰の伝達 ・愛鳥ポスター (知事賞、教 ・野生生物保護	式を行う。 入賞者 育委員会賞)	ず野生生物保	入選ポス は5月12日 ファボーレ 月17日〜6 然博物園「 で実施	で、また 5 月21日は自		
5 月 12 日 出	野鳥相談の日	富山市婦中町 吉住 自然博物園 「ねいの里」	自然博物館「ねい野鳥に関する各種 共 催:自然博	相談に応じる。					
5 月 13 日 (II)	探鳥の日	富山市三ノ熊 野鳥の園 (古洞池)	愛鳥思想の普及を対象に(第41回)が 対象に(第41回)が る。 共催:日本鳥 指導者:富山県	バードウォッチン 類保護連盟富山県	ングを開催す				
5月14日(月)	野鳥観察の日	呉羽山一帯	富山短期大学幼児 野鳥を中心とした 野外教育のあり方 共 催:自然博物 参加者:幼児教育 指導者:富山県	(第31回)自然教 を体験する。 物園「ねいの里」 育科 1 年生	数室を開き、	呉羽山か かけて探鳥	ら八ケ山に 会を実施		
5 月 16 份	ふれあいの日	富山市婦中町 吉住 自然博物園 「ねいの里」	保育園児が、野 また、救護の様子 放鳥し、野鳥に対 参加者:園児・2	を見学し、リハb する理解を深める	ごリ後の鳥を				

### 表2-110 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」による種の指定状況 (19年3月31日現在)

				- 0 / 10 · 口勿(正/
指定年月日区分	種 	名 ————————————————————————————————————		富山県で生息が確認されている種
5年2月10日 鳥 類	アホウドリ、チシマウガラオオタカ、イヌワシ、ダイオオワシ、カンムリワシ、ョウ、タンチョウ、ヤンバシシギ、エトピリカ、ウミヨナクニカラスバト、シマゲラ、ノグチゲラ、ヤイラアカヒゲ、オオトラツグミカワラヒワ、ルリカケス	トウノスリ、オガサワラ。 クマタカ、シマハヤブサ、 ルクイナ、アマミヤマショ ガラス、キンバト、アカテフクロウ、オーストンオテ チョウ、アカヒゲ、ホン	/スリ、オジロワシ、 ハヤブサ、ライチ ギ、カラフトアオア ザシラカラスバト、 オアカゲラ、ミユビ トウアカヒゲ、ウス	オオタカ(留鳥) イヌワシ(冬鳥) オジロワシ(冬鳥) オオワシ(冬鳥) クマタカ(留鳥) ハヤブサ(留鳥) ライチョウ(留鳥) カラフトアオアシ シギ(旅鳥) ウミガラス(冬鳥)
6年1月28日 哺乳類 魚 類 昆虫類 植 物	ツシマヤマネコ、イリオモ ミヤコタナゴ ベッコウトンボ レブンアツモリソウ、キタ			
7年2月8日 爬虫類 両生類 淡水魚類 植物	キクザトサワヘビ アベサンショウウオ イタセンパラ ハナシノブ			イタセンパラ
8年1月8日 昆虫類	ヤシャゲンゴロウ、ヤンバ	ルテナガコガネ、ゴイシゾ	ソバメシジミ	
9年9月5日 植物	ホテイアツモリ、アツモリ	ソウ		
9年11月27日 鳥 類	ワシミミズク			
11年11月25日 植物	アマミデンダ、ヤドリコケ	モモ、コゴメキノエラン		
14年8月7日 魚 類 昆虫類 植 物	スイゲンゼニタナゴ イシガキニイニイ チョウセンキバナアツモリ ウ	ソウ、オキナワセッコク、	クニガミトンボソ	
16年7月2日 哺乳類 魚 類 植 物	ダイトウオオコウモリ、ア アユモドキ ムニンツツジ、ムニンノボ ザキラン、タイヨウフウト	タン、アサヒエビネ、ホミ	ンツルラン、シマホ ウラジロコムラサキ	

### 表2-111 野生鳥獣の救護活動実績(18年度)

	Ę	<b>農</b> 米	頁	置	<b></b>	頁	É	<b>1</b>	†
区 分	種類数	救 護羽 数	救 護日 数	種類数	救 護頭 数	救 護日 数	種類数	救護数	救 護日 数
富山県鳥獣保護センター	53	244	_	6	33	_	59	277	_
富山県鳥獣救護の会	18	35	257	1	3	261	19	38	518
合 計	71	279	257	7	36	261	78	315	518

表2-112 有害鳥獣捕獲等の状況(18年度)

種類(鳥類)	捕 獲 数(羽)	種類(獣類)	捕 獲 数(頭)
カラス	4,522	ノ ゥ サ ギ	_
スズメ類	_	クマ	169
ドバト	21	サル	289
ムクドリ	554	ハクビシン	20
ヒヨドリ	97	イノシシ	12
カ モ 類	210		
そ の 他	23		
計	5,427	計	490

注 サルは特定計画に基づくもの

### 表2-113 狩猟者登録の実績(18年度)

(単位:人)

区	分	県 内 者	県 外 者	計
	網・わな猟	96	_	96
免許の種類	第一種銃猟	746	163	909
	第二種銃猟	24	1	25
	†	866	164	1,030

注 網・わな猟:網及びわな 第一種銃猟:ライフル銃及び散弾銃 第二種銃猟:空気銃及びガス銃

### (4) 快適な環境づくり

#### 表2-114 県民公園新港の森の概要

施設名	概         要							
野球場	<ul><li>1 規模 両翼90m、センター 120m</li><li>2 施設 バックスクリーン、スコアボード、バックネット、ダッグアウト、放送 設備等</li></ul>							
スポーツ広場	<ul><li>1 規模 300mトラック(6コース)相当、直線コース125m</li><li>2 施設 跳躍、投てき、サッカー、ゲートボール、ソフトボール</li></ul>							
テニスコート	クレイコート4面							
駐 車 場	4か所(乗用車約200台駐車)							
その他	管理事務所 1 棟、園路遊歩道6,400m、芝生広場10か所(27,000m²)、植栽約 11万本(160,000m²)休憩所32か所、便所 5 か所、公衆電話など							

### 表2-115 県民公園新港の森施設利用状況

(単位:人)

年	年    度		14	15	16	17	18	
入	園	者	数	133,730	132,100	140,850	146,360	155,480
	野	球	場	9,592	8,785	9,060	9260	11,494
施設利	テニ	ニスコ-	7	161	323	404	925	1,248
施設利用人員	スポ	゚゚゚゚゚゠゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚	広場	3,805	4,387	6,240	5,725	5,015
		計		13,558	13,495	15,704	15,910	17,757

### 表2-116 空港スポーツ緑地の概要

地区	主な施設	面積	特
A 地区	陸 上 競 技 場 お 祭 り 広 場 そ の 他	ha 3.5	トラックはウレタンチップ系全天候型舗装。 カラーアスファルト舗装。イベントの会場としても利用可能。 園路、植栽地等。
B 地 区	庭場場場以以以はははよよ	3.3	ウレタン系全天候型コートが 6 面ある。 空港スポーツ緑地の「玄関」となる広場。 小高い丘の上にあり、飛行機の離着陸が眺められる。 なだらかな芝生のスロープ。冬はミニスキーに利用できる。 長さ208.5mに及ぶ滝、流れ、池がある。 園路、植栽地等。
C 地 区	わんぱく広場 芝生広場 ゲートボール広場 駐車場 その他	2.9	コンビネーション遊具やスプリング遊具、砂場がある。 多目的に利用できる広々とした芝生の広場。 ダスト舗装コートが 4 面ある。 自動車62台が駐車可能。 園路。植栽地等。
D 地 区	林 間 広 場 緑 陰 広 場 レインボープラザ 駐 車 場 そ の 他	1.7	ダスト舗装の広場に高木の林 芝生の広場 7色のシャワーモニュメントを配したサンクン広場 自動車26台駐車可能 園路、植栽地等
E 地 区	児 童 遊 園 駐 車 場	1.8	築山、砂場等
Î	合 計	13.2	

### 表2-117 空港スポーツ緑地施設利用状況

(単位:人)

年	度	14	15	16	17	18
入	園 者 数	78,510	63,067	59,363	58,957	57,362
施設	陸上競技場	6,669	3,033	4,570	5,138	4,760
施設利用	庭球場	10,581	9,924	9,542	8,996	7,747
人員	計	17,250	12,957	14,112	14, 134	12,507

### (5) 地球環境の保全への行動と積極的貢献

表2-118 酸性雨実態調査の概要(18年度)

区分	調査地点	調査期間	調査項目	調査方法		
雨	射 水 市 (環境科学センター)	18年4月~ 19年3月	· pH	酸性雨等調査マニュアル (環境庁大気保全局) 湿性沈着モニタリング手引		
水	富 山 市 (立山黄砂酸性雨観測局)	(一週間降雨毎)	· pn · イオン成分(SO4²-、 NO3 <sup>-</sup> 、Na +、CI <sup>-</sup> 等) 降下量等	を書(第2版) (環境省地球環境局)		
湖沼	南 砺 市 (縄ヶ池)	18年8月及び10月	守) 阵 卜里守	湖沼環境調査指針 [他日本水質汚濁研究協会]		

#### 表2-119 雨水の pH 調査結果(18年度)

(一週間降雨毎) ……自動採取法

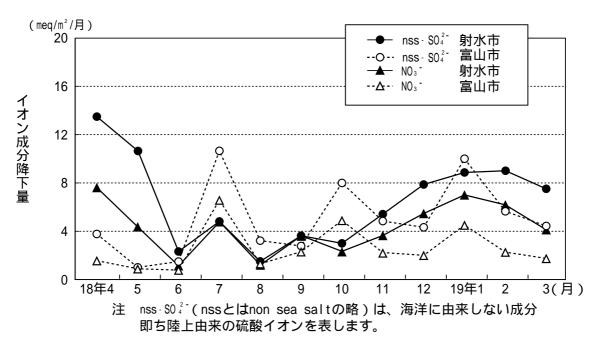
調	査			雨	7	水	の		рН		
項			射	水	市			富	山	市	
調	查	範		囲	平	均	範		井	平	均
結	果	3.8	~	6.1	4	.5	3.9	~	5.6	4	.7

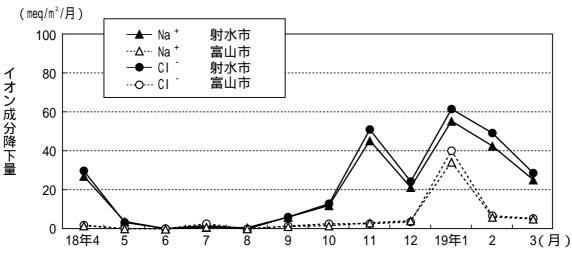
#### 表2-120 雨水の pH の年度別調査結果(一週間降雨毎)

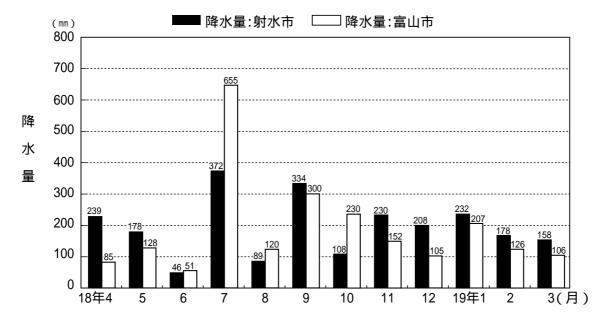
調査年度		調査地	点 点				
	射 水 市	富山市	全国の状況				
昭和61年度	4.9	_					
62年度	4.9	_	第 1 次調査   (58~62年度)				
63年度	4.7	_	44~55				
平成元年度	4.6	_	第2次調査				
2年度	4.7	4.8	(63~4年度)				
3年度	4.6	4.7	4.5~5.8 第3次調査				
4年度	4.6	4.6	第3次調宜   (5~9年度)				
5年度	4.8	4.8	4.4~5.9				
6年度	4.7	4.7	第4次調査 (10~12年度) 4,47~6,15				
7年度	4.9	4.9					
8年度	4.8	4.9	4.4/~6.15				
9年度	4.8	4.8	13~14年度				
10年度	5.0	5.1	4.34~6.25				
11年度	4.9	4.8	3.5 <del>/ -</del> r <del>i</del> -r				
12年度	4.8	4.8	15年度 4.40~5.04				
13年度	4.5	4.6	4.40 3.04				
14年度	4.7	4.8	16年度				
15年度	4.6	4.7	4.61~5.02				
16年度	4.6	4.8	17年度				
17年度	4.6	4.8	4 4 7 ~ 4 8 8				
18年度	4.5	4.7	.,.,				

注 富山市の調査地点は、2~5年度:旧大山町山野スポーツセンター傍、6~14年度: 国設立山酸性雨測定所(立山町芦峅寺スキー場敷地内)、15年度~:立山黄砂酸性 雨観測局(らいちょうバレースキー場山頂駅傍)です。

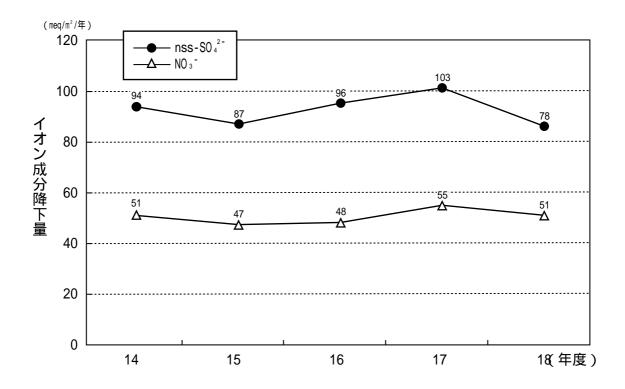
#### |図2-9||主要イオン成分降下量、降水量の月別推移(18年度)



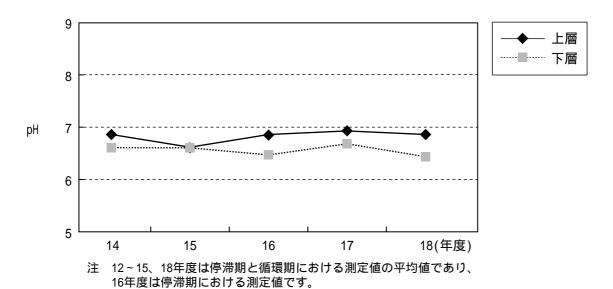


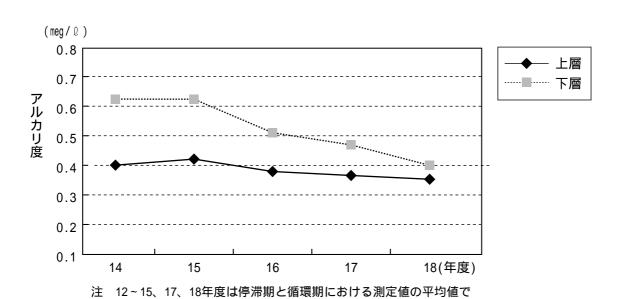


# 図2-10 主要イオン成分降下量の経年変化(射水市)



### 図2-11 縄ケ池における pH 及びアルカリ度の経年変化





### 表2-121 森林地における雨水の pH 調査結果 (18年度)

あり、16年度は停滞期における測定値です。

調査項目	雨水の年三	平均 pH(一週間	間降雨毎・ろ過	式採取法)
<b>诇旦坝口</b>	富山市	魚津市	小矢部市	南砺市
調査結果	4.7	4.9	4.7	4.6

# 表2-122 財環日本海環境協力センター(NPEC)の事業概要(18年度)

± 34 0 1 5 3 5 7 3 5 7 5 7 5 7 5 7 5 7 5 7 5 7 5	± ** 4	± w 100 ±
事業の種類	事 業 名	事業概要
環境保全に 関する交流 推進事業	北東アジア地域自治体連 合環境分科委員会の推進	本県がコーディネート自治体を務める「北東アジア地域自治体連合環境分科委員会」を運営し、会員自治体間で環境に関する協力事業の調整や情報の交換を行った。
	海洋環境保全パートナー シップの形成	環日本海地域の自治体担当者や大学、民間企業、NGO等 との連携を深めるため、関係会議への出席や関係学会への参 加等を行った。
	対岸地域との環境協力推 進	中国遼寧省に職員を派遣し、環境分野における協力事業の 協議や情報交換等を行った。
環境保全に 関する調査 研究事業	海辺の漂着物調査	日本海・黄海の海洋環境保全対策の基礎資料等とするため、日本、ロシア、韓国及び中国の沿岸自治体やNGOと連携・協力して海辺の漂着物の実態調査を実施した。また、漂着物調査に関する情報交換を行うため検討会を開催した。
	中国遼寧省との水質環境 に関する共同調査研究	遼寧省の水質汚濁の改善に資するため、遼寧省と共同で遼 東湾沿岸海域の水質調査を実施した。
環境保全に関する施策	広報・普及啓発	NPECの活動状況や環日本海地域における環境の情報を ホームページにより提供した。
支援事業	対岸地域の環境技術者の 研修	国際協力機構(JICA)や自治体国際化協会(CLAIR) の事業を活用し、研修員の受入、専門家の派遣を行った。
	子どもたちの環境教育・ 啓発活動	北東アジア地域の次代を担う青少年(中学生)の環境保全 意識の高揚を図るため「北東アジア青少年環境シンポジウム」 をロシア沿海地方で開催した。
NOWPA P推進事業	日本海等の環境影響調査	富山湾をモデル海域として、海色の衛星データを利用した 水質モニタリング及び水温の衛星データを利用した流動解析 を行うための調査研究を行った。
	赤潮/有害藻類の異常繁殖(HAB)に関する調査	NOWPAP地域の赤潮/HABの現状やモニタリング、 評価手法について情報交換や今後の活動の進め方等について 助言を得るため、調査検討委員会を開催した。
	リモートセンシングによ る環境モニタリング手法 の開発	NOWPAP地域の海洋環境モニタリングや赤潮の発生を 指標とした沿岸環境評価にリモートセンシング技術を利用す るための具体的な方策について最新の知見を共有するための 国際ワークショップを開催したほか、リモートセンシングに 関する今後の助言を得るため、調査検討委員会を開催した。
	環日本海海洋環境ウオッチ推進事業	環境省が、14年3月に富山県環境科学センターに設置した「環日本海海洋環境ウオッチシステム」を管理運営し、人工衛星を活用した海洋環境データを受信、解析するとともに、NOWPAP関係国を含む国内外へ発信した。
	第2回NOWPAP海洋 ごみワークショップの開 催	NOWPAPが策定する海洋ごみ管理に関する地域行動計画に貢献するため、実施されている海洋ごみ対策に関する優良事例を紹介するとともに、効果的な対応方策についての議論を行った。
	地域活動センター(RAC)の運営	CEARAC (特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター) に指定されているNPECの地域活動センターとしての活動を推進するためフォーカルポイント会議調整・助言会議及びワーキンググループ会議等を開催した。

#### 表2-123 環日本海地域との相互派遣の概要(18年度)

· 受 入 先: 富山県自然保護課 · 受入人数: ロシア2名 ·受入期間: 4月19日~26日

・受入目的:渡り鳥に関する共同調査

・派 遣 先:中国青島 ·派遣人数:2名

·派遣期間: 4月25日~26日

・派遣目的:第4回NOWPAP/POMRAC (汚染モニタリング地域活動センター) フォーカル ポイント会議への参加

・派 遣 先:中国深圳

·派遣人数: 1名 ·派遣期間: 5月10日~11日

・派遣目的:第5回NOWPAP/DINRAC(データ・情報ネットワーク地域活動センター)フ

ォーカルポイント会議への参加

・受 入 先: 富山県生活環境文化部、 🔘 環日本海環境協力センター

·受入人員:中国2名 ·受入期間:5月18日~19日

・受入目的:遼寧省との水質調査に関する共同研究調査検討会

・派 遣 先:韓国大田市 ·派遣人数: 1名 ·派遣期間: 6月5日~7日

・派遣目的:第9回NOWPAP/MERRAC(海洋環境緊急準備・対応)フォーカルポイント会

議への出席

·派 遣 先:韓国仁川市 ·派遣人数:2名

·派遣期間:6月8日~9日

・派遣目的:第1回NOWPAP海洋ごみワークショップへの出席

・受 入 先:富山県環境科学センター、メティーの環日本海環境協力センター等

· 受入人員:韓国 1名

· 受入期間: 6月28日~9月30日 ・受入目的:海外技術研修員の研修

・受 入 先:富山県環境科学センター、メティーの環日本海環境協力センター等

·受入人員:中国1名 ·受入期間:6月28日~11月10日 ・受入目的:海外技術研修員の研修

·受入先:NOWPAP/CEARAC (特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター)、メ 環日本海環境協力センター

・受入人員:中国4名、韓国4名、ロシア4名

· 受入期間: 7月6日~7日

・受入目的:第3回NOWPAPワーキンググループ3及び4会議の開催

・派 遣 先:中国遼寧省 ·派遣人数: 2名 ·派遣期間: 7月11日~15日

・派遣目的:遼寧省との水質環境に関する共同調査研究の現地調査

·派 遣 先:韓国釜山市 · 派遣人数: 6名

·派遣期間:8月1日~2日

・派遣目的:第4回北西太平洋地域における海洋環境リモートセンシングに関する国際ワークショッ

・派 遣 先:ロシア沿海地方

· 派遣人数: 13名

·派遣期間:8月20日~24日

・派遣目的:北東アジア青少年環境シンポジウムの開催

・受 入 先: 富山県環境科学センター等

· 受入人数:中国2名

· 受入期間: 10月12日~11月30日

・受入目的:海外環境技術研修員の研修

·派 遣 先:中国北京市

派遣人数: 1名派遣期間: 11月20日~26日派遣目的:第6回日中韓三カ国合同環境研修への参加

・派 遣 先:ロシア・モスクワ

· 派遣人数: 1名 · 派遣期間: 12月20日~22日

·派遣目的:第11回NOWPAP政府間会合

·受 入 先:NOWPAP/CEARAC (特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター)、 🔊

環日本海環境協力センター

・受入人数:中国5名、韓国9名、ロシア4名、その他2名

·受入期間: 3月28日~29日

・受入目的:第2回NOWPAP海洋ごみワークショップの開催

# (6) 環境の保全及び創造に向けたみんなの行動

### 表2-124 主な環境月間行事(18年度)

行 事 名	実 施 概 要
エコライフスタイル推進大会	日常生活の中でごみや二酸化炭素を極力排出しない環境に配慮した生活様式(エコライフスタイル)の普及と定着を図るため、基調講演、クールビズ・ファッションショー、寸劇等、楽しみながらエコライフスタイルへの理解を深める大会を開催(6月11日)
環境月間ポスターの募集と展示	県内小・中学校の児童生徒から環境に関するポスターを募集し、優秀作品を表彰するとともに、ショッピングセンター、自然博物園ねいの里などで展示
環境を考えるバス教室	県内企業の環境保全対策モデル施設等を巡るバス教室を開催(6月 15日)

### 表2-125 環境保全相談室の活動状況(18年度)

### ・相談業務

内容	件数
環境保全活動に係る相談 ビデオ、資料、図書等の問い合わせ、提供	187件 75件
計	262件

### ・環境に関する出前講座

環境保全、地球温暖化等に関する講師を要望に応じて無料で派遣

区分	ご み 減 量 化・ リサイクル推進	地球温暖化防止	自然保護	そ の 他	計
利用件数	2件	10件	3件	11件	26件
利用者数	56人	501人	257人	316人	1,130人

# 表2-126 中小企業環境施設整備資金融資制度の概要

資 金 の 使 途	貸付対象者	金  利	償還期限	融資限度額
(1) 公害防止施設の整備 (産業廃棄物の処理施設を含む。) (2) 公害防止に必要な工場等の移転、 工場に隣接する民家等の買収 (3) 公害防止又は工場等の周辺の景観 保持のために必要な緑地・囲障等の 設置 (4) 低公害車の購入 (5) 土砂運搬用トラックによる著しい 道路の汚損又は粉じん発生の防止の ために必要な洗車施設の設置及び路 面清掃車の購入 (6) オゾン層を破壊する物質の排出の 抑制及び使用の合理化のために必要 な施設の整備等 (7) 廃棄物の資源化及び再生利用のた めに必要な施設の整備 (8) 地下水の保全及び水の循環的な利 用のために必要な施設の整備 (9) 標高1,000m以上の自然公園内で 実施する環境に配慮したトイレの整 備 (10) 温室効果ガスの排出の抑制のため に必要な施設等の整備	中小企業者	2.15%以内 (19.8.27~)	7年以内 (音) (音) (本)	個別 3,000万円 団体 5,000万円

## 表2-127 中小企業環境施設整備資金融資実績の年度別推移

(単位:千円)

年			公		害		防		止		施	į	設		フロ	]ン対策	緑:	地等の	低么	公害車の	資	源 化 · 利用施設	地下	水保全	山岳	岳地の	Z	σ #	<u></u>	計
	汚		水	ばい	煙・粉じん	悪	身	有	害	ガス	騒 i	音 振 動	産業	美廃棄物 (	施	設	景	観整 備	購	入	再生	利用施設	施	設	トイ	′レ整備		שן כס	-	ĒI
度	件数	数:	金額	件数	金額	件数	金額	件数	対 金	額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
]4	1 -	-	-	_	_	_	-	-   -	-	-	-	_	1	30,000	_	_	_	_	_	_	2	53,000	_	-	1	30,000	_	_	4	113,000
15	5 -	-	_	_	_	_	_	_	-	-	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	2	48,000	_	-		-	_	_	2	48,000
16	6	1	20,000	_	_	_	_	-   -	-	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_		_	_	_	1	20,000
17	7 –	_	_	1	16,000	_	_	-   -	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	1	27,000	1	3,000	_	_	3	46,000
18	3	1	30,000	1	30,000	_	_	-   -		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	1	30,000	-	_	1	_	_	_	3	90,000

表2-128 中小企業環境施設整備資金の融資実績(施工地市町村別)の推移

年度		14		15		16		17		18
市町村	件数	金額(千円)	件数	金 額 (千円)	件数	金 額 (千円)	件数	金 額 (千円)	件数	金 額 (千円)
富山市*	_	_	-	_	_	_	2	30,000	1	30,000
高岡市	_	_	1	20,000	_	_	1	16,000	_	_
魚津市	_	_	-	_	_	_	-	_	1	30,000
氷見市	_	_	-	_	_	_	_	_	1	30,000
黒部市	1	23,000	1	28,000	_	_	_	_	_	_
砺 波 市	_	_	-	_	1	20,000	-	_	_	_
南 砺 市 (城端町)	1	30,000	_	_	_	_	_	_	_	_
射 水 市 (新湊町)	1	30,000	_	_	_	_	_	_	_	_
立山町	1	30,000	_	_	_	_	_	_	_	_
計	4	113,000	2	48,000	1	20,000	3	46,000	3	90,000

### 表2-129 公害防止施設等に対するその他融資制度の実績の推移

	14	年度	15	年度	16	6年度	17	年度	18	年度
種類	件数	金 額 (千円)	件数	金 額 (千円)	件数	金額(千円)	件数	金 額 (千円)	件数	金額(千円)
小規模企業者等設備導入資金	_	-	_	_	_	_	_	_	_	-
中小企業高度化資金	_	1	-	_	-	_	_	_	-	-
高度技術化促進資金	_	1	_	_	7	115,500				
設備投資促進資金							_	_	_	-
農業近代化資金	1	3,000	1	3,000	2	14,220	1	15,000	1	3,000
計	1	3,000	1	3,000	9	129,720	1	15,000	1	3,000

## 表2-130 公害防止管理者等の選任届出状況

### (19年3月31日現在)

		区			分			届出	状 況
公	害	防	止	統	括	i	者	224	(69)
公	害	防」	上主	任	管	理	者	18	(2)
				第	1		種	40	(2)
+=	田板八	电际比	∽ Ⅲ ≠	第	2		種	22	(1)
	関係公	吉沙亚	3)连白	第	3		種	24	(8)
				第	4		種	46	(16)
				第	1		種	46	(3)
	田板八	电际比	∽ Ⅲ ≠	第	2		種	71	(16)
小貝 	関係公	吉沙亚	3)连白	第	3		種	9	(2)
				第	4		種	33	(13)
粉	じん	関係	公 書	所	止 管	理	者	18	(3)
騒	音 関	係	公 害	防山	上管	理	者	38	(23)
振	動関	係	公 害	防山	上管	理	者	42	(31)
ダィ	イオキ	シン	類関係	公害	防止	管 理	者	11	(2)
		総			数			642	(191)

注()は、市町村事務分で、内数です。

### 表2-131 事前協議の概要(18年度)

工場名	概   要	協議完了 年月日	公害防止対策の概要
石原谷発電(株)	木質バイオマス 発電施設の新設	18. 7 . 10	大 気 汚 染 排気ガス処理施設の設置 騒 音 防音装置を施した建屋内に設置 産業廃棄物 再生砕石や固化材として有効利用
富士ゼロックスイメー ジングマテリアルズ(株)	EA新型トナー 製造工場の増設	18.12.14	大 気 汚 染 燃料にLPGを使用 水 質 汚 濁 排水処理施設を設置 騒 音 建屋内に低騒音型機種を設置 悪 臭 処理施設を設置 地 下 水 節水施設の設置

# (7) 総合的視点で取り組む環境の保全と創造

表2-132 富山・高岡地域公害防止計画の概要

	区			分		内	容
地	域		範		囲	富山市(旧富山市、婦中町の区域)、 の区域)、射水市(旧新湊市の区域)	高岡市(旧高岡市
承	認	年	F	1	日	17年3月17日	
計	画		期		間	16~20年度(5年間)	
計	画の	主	要	課	題	<ul><li>・自動車交通公害対策</li><li>・富山湾海域の水質汚濁対策</li><li>・神通川流域の農用地土壌汚染対策</li><li>・富岩運河等のダイオキシン類汚染</li></ul>	対策
計	地方公共	団体	が講し	じる対	策	1,812億円(公害対策979億円、公害	関連833億円)
画事業費	事業者	が講	事じ!	る対	策	67億円	
費	総				額	1,879億円	

### [表2-133] 環境影響評価の実施状況

区分	事業名	事業種類・規模	準 備 書 等	説明会の開催	知事意見の提出	評 価 書
	大山カメリア	レクリエーション施設	準備書提出 3年6月5日	6月15、17、18日	準備書	提出 3年11月21日
	カントリークラブ	(ゴルフ場140.2ha)	準備書縦覧 6月6日~7月6日	0月15、17、10日	11月7日	縦覧11月22日~12月24E
要	117011\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	レクリエーション施設	準備書提出 4年7月28日	0.810 110	準備書	提出 5年3月25日
	利賀リゾート開発	(スキー場172.3ha) (ゴルフ場198.9ha)	準備書縦覧 7月29日~8月29日	8月10、11日	12月28日	縦覧 3 月26日~ 4 月26日
	富山駅北地区	熱供給事業	準備書提出 5年11月11日	11月26、30日	準備書	提出 6年5月9日
綱	熱供給事業	(最大排出水量12万 m³/日)	準備書縦覧 11月12日~12月13日	12月1日	6年3月31日	縦覧5月10日~6月10E
	富山地区広域圏	ごみ焼却施設	準備書提出 10年6月19日	7月4~17日	準備書	提出 11年2月23日
	ごみ処理施設建設 工事	(焼却能力270 t /日/基 ×3基)	準備書縦覧 6月22日~7月21日	(7回開催)	10年11月27日	縦覧 2 月26日~ 3 月25日
条	高岡地区広域圏	ごみ焼却施設	方法書提出 17年 1 月28日		方法書	
例	でみ処理施設整備 事業	(焼却能力約290 t /日)	方法書縦覧 17年2月10日~3月9日	_	17年8月1日	_

注 「区分」欄について、「要綱」とは「富山県環境影響評価要綱」(2年6月告示、同10月施行、11年12月廃止)、「条例」とは「富山県環境影響評価条例」(11年6月制定、同12月施行)

# 表2-134 県が企業と締結している公害防止協定

締結	企 業	(工場)	)	締結企訓	業の業種	締結年月日
三井金属鉱	(業)(神	申岡鉱業	(株))	鉱	業	47年3月30日 (61年6月30日承継)
日鉱三日黒部日		イクリ ル バ	- ()	///////	棄物処理 金属	48年6月23日 (60年3月25日承継) (8年11月1日承継) (9年4月1日承継)
北陸	電	力	(株)	電	力	48年8月30日 (54年3月15日改定) (57年7月5日改定) (60年3月25日変更) (63年3月30日変更) (14年2月12日変更) (16年6月29日変更)

# 表2-135 環境保全に関する試験・研究

## (1) 環境科学センター

課題	目的	結果
富山県における地球温 暖化の影響等に関する 調査研究	これまでの気象の変化 や生態系変化の解析と、 今後の自然や生活環境 への影響を予測・評価	富山県における気象変動や現在までに現れている温暖化影響に関する観測データを取りまとめ、データベース化し、自然環境や生活環境に既に現れている影響について評価した。本県でも気温の上昇に伴い桜の開花の早まりや紅葉の遅れなどの現象が現れ始めていることがわかった。
東アジア地域からの大 気降下物に関する研究	東アジア地域から富山 県に輸送される大気汚 染物質の実態を把握	標高別に大気中の微粒子や降水の化学成分等を 調査した。その結果、標高によって化学成分組 成や濃度が大きく異なっていることがわかった。 また、全体的な傾向として秋季から冬季、春季 にかけて大陸からの汚染空気の影響を受けてい ることが考えられた。
富山湾の水質汚濁メカ ニズムに関する研究	難分解性溶存有機物に よる富山湾の水質汚濁 メカニズムの解明	富山湾における難分解性溶存有機物の挙動について調査を行った。その結果、富山湾に存在する溶存有機物には生物によって分解されにくい(難分解性)物質が多いことが推察された。
環境中の内分泌攪乱化 学物質(環境ホルモン) に関する研究	工場排水中の環境ホルモンを調査し、環境への負荷量を把握するとともに、周辺水域の濃度と分解性を検証することにより、環境への影響の解明	県内の工場排水を調査したところ、魚類へ影響を与えない確率以下の濃度と推定される環境濃度である予測無影響濃度と比較して、4-ノニルフェノール(分岐型)がやや高い排水があった。このため、工場周辺水域を調査したところ、予測無影響濃度を下回っており、分解性を考慮した上でも、生態系に緊急的に影響を及ぼしているとは考えられなかった。
富山県における循環型 社会構築に関する研究	廃棄物の流通実態を把握し、循環資源として その利活用を推進する ための方策の検討	飲料容器のうち、県内におけるペットボトルの 排出、回収経路等の実態を調査し、循環資源と しての流通実態について概要を把握した。
産業廃棄物最終処分場 浸出水のバイオアッセ イに関する研究	バイオアッセイによる 最終処分場の安全性の 検討	調査を行った最終処分場について、浸出水は強いミジンコ遊泳阻害を示したが、排水処理施設で処理された放流水は毒性が除去されていることが確認された。バイオアッセイは、化学分析を補完する意味において有用であると考えられた。

# (2) 衛生研究所

課題	目 的	結果
不快昆虫の多発防止対策の調査研究	環境の変化により多発する不快害虫などの発生防止・駆除対策に関する継続的検討	様々な住宅建地環境において発生する蚊種に相 違がみられるかを調査したところ、都市部および 大規模団地住宅街ではヒトスジシマカ、都市周辺 部および海浜住宅ではアカイエカ、農村部の団地 住宅ではコガタアカイエカが優先することが明 らかになった。
食品中の残留農薬及び その他の有害物質に関 する調査研究	残留農薬等による食品 の汚染状況の継続調査	玄米等の県内主要農産物11種29検体について、有機リン系など約95農薬を分析したところ、全てが基準値以下であり、食品衛生上問題となるレベルではなかった。 富山産魚介類のアジ等15種20検体について総水銀を、ホッケ等10種10検体についてトリブチルスズオキサイドをそれぞれ分析したところ、いずれも問題となる残留値ではなかった。
イタイイタイ病に関す る研究	カドミウム汚染とイタ イイタイ病の予防	神通川流域のカドミウム汚染地域に居住している住民を対象に毎年実施している「神通川流域住民健康調査」のデータを蓄積し、解析を行っている。カドミウムによる環境汚染が地域住民の健康に及ぼす影響と、住民健康調査の今後のあり方について、解析・検討を行い、その成果を取りまとめている。
環境汚染物質と生体影響に関する研究	環境化学物質の生体内 暴露評価に関する検討	代謝が速く毒性が低いとされてきた有機リン系 農薬の尿中代謝物が一般住民から低濃度ながら 継続的に検出され、恒常的な曝露を確認した。最 も影響が危惧される小児への曝露レベルを明ら かにするため、海外との国際比較を視野に入れて 調査を実施中である。

### (3) 工業技術センター

課題	目的	結果
積層手法によるポリ乳酸繊維/ポリ乳酸複合 化成品の開発	石油系プラスチックに 代わる環境低負荷型F RP製品の開発を目標 とする。	バイオマスプラスチックである、ポリ乳酸を使用した大型真空成形技術について見当すると共に、その積層法による強化方法について検討した。バスタブの大型真空成形技術については確立することができた。バスタブのポリ乳酸布積層法による強化については、ポリ乳酸水溶性エマルジョンを用いることにより作製できることがわかった。さらに、竹繊維マットやバガスによる積層についても試作を行った。
海洋由来の有用微生物の工業的応用	富山湾内の深層水など の海水中から環境ホル モンや石油などの環境 有害物質を分解する微 生物の探索を行う。	富山湾の沖合3箇所の水深100m、300m及び700mの深層水中から、リパーゼ活性を有する海洋細菌12株及びセルラーゼ活性を有する海洋細菌24株を分離した。その中から優秀株を選抜し、油脂分解能やセルロース分解能を評価した。その中から、食品系廃棄物の油処理に有用な海洋細菌を見出した。
グリーンケミストリー を指向した酸化反応触 媒の開発	グリーンケミストリーの視点に基づく技術による、環境への負荷の少ない物質、生産プロセスの開発を目的とする。	環境負荷の少ない酸化剤である過酸化水素を用いたエポキシ化反応のための高活性、高耐久性、再使用可能な触媒開発を目的として、メチルトリオキソレニウム触媒系の改良を行った。この触媒系では、多量の窒素複素環化合物の添加が必要であるため、これを溶媒に不溶性の高分子に結合した窒素複素環化合物であるポリビニルピリジンなどに置き換えることで、添加剤の分離が容易となり、かつ添加剤の再使用が可能になるかどうか検討した。
有機材料複合化グリー ンプラスチックの開発	ポリ乳酸に木粉・綿繊維 などを複合化させ、機械 的強度を上げてポリ乳 酸などのバイオマスポ リマーの用途開発を図 る。	ポリ乳酸に、スギ木粉や県内の建材製造事業所から排出される廃棄MDF(中質繊維板)の粉末をブレンドした材料を射出成形して、試験片を作製し、材料の特性(引張り強度、対候性)を評価した。
高分子マトリックス繊維複合材料の製造技術 およびリサイクル技術 に関する研究	生活用品など様々な分野で利用されているFRP中のガラス繊維を強化繊維として再利用することを目的とする。	シート状に成形された基材成形品より回収した 繊維長30~100mm程度のガラス繊維を、サンプル ローラカードを用いて開繊加工し、FRP化した ときの強化効果を検討した。サンプルローラカー ドによる加工条件(フィード、シリンダ、紡出速 度等)を様々に変えて強化材を作成し、その影響 について検討した。

### (4) 農業技術センター農業試験場

課	題	I	的	結	果
カドミウム汚染 後の客土水田に 施肥改善効果等 る調査	おける	復元後の客士 の稲作の安定 ため、水稲栽地 証展示を行う。	E化を図る 音指針の実	土水田地帯に設置され	、黒部地域(2ヵ所)の客 1た実証展示ほ場で、栽培指 らし、肥料や土壌改良資材の な、確認を行った。
カドミウム汚染 後の客土水田の 認調査		復元後の客士 いて汚染が防 ことを確認す	法された	表地点から玄米や土地	也域の客土水田を対象に、代 譲を採取しカドミウム濃度 去され安全な農地に復元さ

### (5) 農業技術センター畜産試験場

課題	目 的	結果
堆肥化過程における環 境負荷物質の回収利用 技術の確立		ニアは、リン酸溶液洗浄方式のスクラバで回収し、
環境に負荷を与えない 高発育能力豚に対応し た飼養管理技術の開発	発育等の生産性と環境 負荷低減に配慮した豚 飼養管理技術の検討	

### (6) 林業技術センター林業試験場

課題	目	的	結	果
酸性雨等森林影響予測に関する調査	酸性雨等にの影響を予の森林環境の	" o . c . c		態調査、森林土壌調査、森 タリング調査を行い、森林 した。

### (7) 林業技術センター木材試験場

課題	目 的	結果
木質廃材のエネルギー 利用技術の開発	バイオマス発電などの 燃料として利用可能な 鋸屑や樹皮の燃料特性 を明らかにする。	樹皮、鋸屑の燃料価値に大きく影響する含水率の年間変動を調査した。鋸屑は、年間を通じて30%前後で推移するのに対し、樹皮は、夏季では40%以下と低いが、冬季では60%以上になり燃料価値が著しく減少することが判明した。
建築廃材炭化物の機能 性向上技術の開発	建築廃材の炭化物で利 用法がない5 mm以下の 細粒炭から燃料用成型 炭を製造する。	成型炭の高比重化を目指し、バインダーの添加率や圧縮成型方法等について検討した。その結果、 比重約0.6の成型炭が試作できた。
保存処理建築廃材のリサイクル利用法の開発	保存処理された建築廃 材を木材液化技術と液 一液抽出法で除去する。	防腐剤(CCA)を除去処理した廃木材液化物にメタクリル酸メチル(MMA)等を加え、加熱・混練して熱可塑性樹脂を得た。これをペレット化した樹脂ペレットから、プレス成形でポット状の成形物を試作した。

### (8) 水産試験場

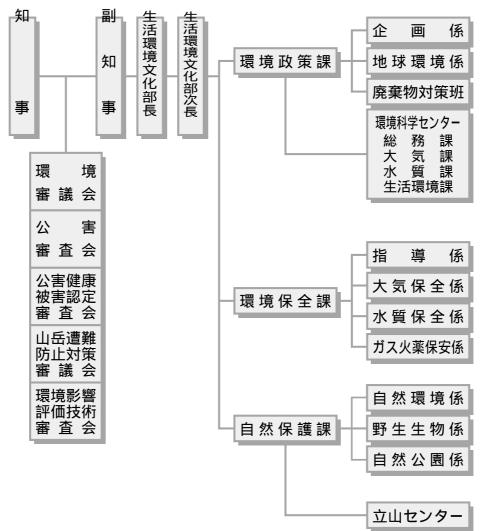
課題	目	的	結	果
赤潮に関する調査	赤潮の発生状況の把握		18年度は赤潮の発生は確認されなかった。	
富山湾の底生生物の調 査	底生生物か 湾底質の汚 握		富山湾沿岸域8か所で採 類数、現存量の調査を行っ 体確認された。底質では 産用水基準を上回った。	た。汚染指標種が6個

# 第2 日誌 (18年度)

月日	内
4 · 14	鳥獣行政担当者会議・ツキノワグマ連絡会議開催
4 · 18	富山県県土美化推進県民会議総会開催
4 · 19	とやまの名水選定書交付式
4 · 25	市町村環境担当課長会議開催
5 · 18	中国遼寧省との水質環境共同調査研究検討会開催(~19日)
5 · 24	海水浴場百選認定証授与式(環境省)
6 · 11	エコライフスタイル推進大会開催
6 · 15	改正容器包装リサイクル法公布
6 · 26	第5回ツキノワグマ等保護管理検討委員会開催
7 · 4	地下水保全・適正利用推進会議開催
7 · 6	NOWPAPワーキンググループ3(赤潮/HAB)・4(リモートセンシング)会議の開催
7 · 12 7 · 25	第1回富山県環境審議会開催(第10次鳥獣保護事業計画策定の諮問等) 富山県環境審議会土壌専門部会開催(神通川流域農用地土壌汚染対策地域の指定の一部解 除)
7 · 25	第 1 回富山県環境審議会温泉専門部会開催(温泉掘削等の許可)
7 · 27	リサイクル製品・エコショップ認定(前期)
8 · 21	北東アジア青少年環境シンポジウム2006の開催(~22日、ロシア沿海地方)
8 · 24	ツキノワグマ人身被害防止に係る講演会開催
8 · 24	第6回ツキノワグマ等保護管理検討委員会開催
8 · 25	第1回化学物質管理計画策定ガイドライン検討委員会開催
8 · 30	第3回富山湾共同環境調査検討会開催
8 · 31	富山県ツキノワグマ保護管理指針公表
8 · 31	ツキノワグマ出没予測発表
9 · 4	第1回富山県環境審議会野生生物専門部会開催(鳥獣保護区の指定等)
9 · 7	県庁本庁舎のISO14001定期審査(~8日)
9 · 8	地下水保全・涵養推進シンポジウム開催
9 · 9	ジュニアナチュラリスト認定式
9 · 30	富山県建築物又は工作物の解体等に伴う石綿粉じんの排出等防止措置要綱を廃止
10 · 4	第28回浄化槽行政担当者研究会開催
10 · 16	エコドライブ講習会の開催
10 · 21	とやま環境フェア2006、ごみゼロ推進県民大会開催(~22日)
11 · 8	鳥獣保護員会議開催
11 · 15	狩猟解禁パトロール実施
11 · 30	富山県大気環境計画推進協議会開催
12 · 16	地球温暖化防止県民大会開催
12 · 21	環境保全技術講習会開催
12 · 21	第1回ニホンザル保護管理計画改定検討委員会開催
12 · 21	富山湾水質改善対策推進協議会開催
12 · 22	第2回化学物質管理計画策定ガイドライン検討委員会開催
12 · 25	第2回富山県環境審議会野生生物専門部会開催(第10次鳥獣保護事業計画の策定、富山県ニホンザル保護管理計画の改定)
1 · 14	3 R推進講演会開催
1 · 15	ガン・カモ科鳥類生息数調査実施

月日	内
2 · 2 2 · 8 2 · 9 2 · 10 2 · 15 2 · 16 2 · 20 2 · 20 2 · 21 2 · 22 2 · 23 2 · 23	第1回有害鳥獣捕獲体制検討委員会開催 富山県環境審議会水環境専門部会開催(公共用水域等の水質測定計画) リサイクル製品認定(後期) トイレフォーラム開催 第6回立山懇談会開催 第2回有害鳥獣捕獲体制検討委員会開催 第2回ニホンザル保護管理計画改定検討委員会開催 富山県水質環境計画推進協議会開催 第2回富山県環境審議会温泉専門部会開催(温泉掘削等の許可) 第3回化学物質管理計画策定ガイドライン検討委員会開催 海辺の漂着物調査検討会の開催(~24日) 第3回富山県環境審議会野生生物専門部会開催(第10次鳥獣保護事業計画の策定、富山県ニホンザル保護管理計画の改定)
3 · 14 3 · 20 3 · 22 3 · 26 3 · 27 3 · 28 3 · 30 3 · 30 3 · 31	エコショップ認定(後期) 第4回ニホンザル保護管理対策委員会開催 第2回富山県環境審議会開催(第10次鳥獣保護事業計画策定の答申、富山県ニホンザル保護 管理計画改定の答申等) 第4回富山湾共同環境調査検討会開催 第7回ツキノワグマ等保護管理検討委員会開催 第2回NOWPAP海洋ごみワークショップの開催 富山県第10次鳥獣保護事業計画策定 富山県ニホンザル保護管理計画改定 廃棄物循環的利用推進指針策定

第3 富山県環境関係行政組織図(19年4月1日現在)



附属機関は環境行政関係に限る。

# 第 4 富山県環境関係附属機関

(19年4月1日現在)

名 称	設置年月日	委員数	根拠法令		
		安貝奴	依拠/公丁	────	4110124
環境審議会	6年 8月1日	22	環境基本法 自然環境保 全法 県環境基本 条例	環境保全及び自然環境保全に関する基本的事項及び重要事項について、調査審議する。	·大気騒音振動専門部会 ·水環境専門部会 ·土壌専門部会 ·廃棄物専門部会 ·自然環境専門部会 ·野生生物専門部会 ·温泉専門部会
公害審査会	45年 11月1日	12	公害紛争処 理法 県公害紛争 処理条例	公害紛争について、あっせん、調停、仲裁を 行うことにより、解決 を図る。	<ul><li>あっせん委員</li><li>調停委員会</li><li>仲裁委員会</li></ul>
公害健康被害 認定審查会	49年 10月1日	15	公害健康被 害補償法	公害に係る健康被害 の認定に関し、審査す る。	· 骨病理専門部会
山岳遭難防止 対策審議会	41年 4月1日	20	県登山届出 条例	山岳遭難防止につい て、必要な事項を調査 審議する。	
環境影響評価 技術審査会	11年 6月28日	13	県環境影響 評価条例	環境影響評価に関する技術的な事項について調査審議する。	

# 第 5 富山県環境関係分掌事務

# (1) 生活環境文化部 ア 本 庁

(19年4月1日現在)

		(19年4月1日現在 <i>)</i>
課	係	主な分掌事務
環境政策課	企 画 係	環境保全施策の企画及び調整 環境影響評価の手続き 公害に係る紛争処理 環境基本計画の推進 環境の状況に関する年次報告書の作成 中小企業環境施設整備資金の貸付 メンロックをでは、 ・対して、 ・が、 ・が、 ・が、 ・が、 ・が、 ・が、 ・が、 ・が、 ・が、 ・が
	地球環境係	地球温暖化対策の推進 地球温暖化対策推進計画の推進 低公害車の普及促進 フロン対策の推進 国際環境協力の推進 地球環境保全対策の推進 黄砂・酸性雨の調査 富岩運河等のダイオキシン類対策調査
	廃棄物対策班	一般廃棄物に係る市町村の支援 一般廃棄物処理施設の建設・管理支援 廃棄物減量化・再生利用の推進 県土美化運動の推進 とやま廃棄物プランの推進 合併処理浄化槽の普及促進 浄化槽保守点検業者の登録・指導 快適トイレ整備の推進 産業廃棄物の許可・届出 産業廃棄物の監視、指導 産業廃棄物の減量化・再生利用の推進 不法処理防止の推進
環境保全課	指 導 係	公害防止条例による規制、指導 土壌汚染の規制、指導 地下水採取の規制、指導及び地下水指針の推進 公害に係る苦情処理 公害防止組織の整備に関する指導 化学物質に関する指導 毒物及び劇物の業務上取扱者の指導 環境情報システムの運用
	大気保全係	大気汚染の監視 大気汚染防止の規制、指導 ブルースカイ計画の推進 騒音、振動及び悪臭の規制、指導 ダイオキシン類の規制、指導 環境放射能の調査

課	係	主な分掌事務				
環境保全課	水質保全係	水質汚濁の監視 水質汚濁防止の規制、指導 クリーンウオーター計画の推進 富山湾の水質保全対策の調査・検討				
	ガス火薬保安係	高圧ガスの製造等の指導 火薬類の製造等の指導 電気工事業の登録、届出				
	自然環境係	自然保護対策の総合調整 自然環境保全地域の指定及び保全管理 自然保護思想の普及啓発 自然環境保全基金の管理 自然環境指針の推進 県民公園(頼成の森・自然博物園「ねいの里」・野鳥の園)の管理				
自然保護課	野生生物係	鳥獣保護、狩猟取締り、傷病鳥獣の救護 鳥獣保護区等の指定、管理 狩猟免許の交付、有害鳥獣の捕獲 ビオトープづくりの推進				
	自然公園係	自然公園の指定及び保護管理 立山センターの管理運営 県定公園の管理 立山山麓家族旅行村の管理 自然公園等の公共施設の整備 植生復元事業の実施				

## イ 出先機関

	470112	11-13		
課				主な分掌事務
	総	務	課	環境科学センター各課業務の調整 環境科学センターに属する予算
環境科学センター	ディス 就 大気ジョン 大気ジョン 水 質 理 水質球			黄砂、酸性雨、有害大気汚染物質、地球温暖化の調査研究 大気汚染の常時監視
				水質環境の測定及び調査研究 工場排水の監視及び測定
生活環境課			竟 課	騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地下水、産業廃棄物、環境放射能等に 係る調査研究及び監視測定
立山セ	ン	タ	_	立山における自然環境の保全及び自然保護思想の普及啓発

## (2) その他の関係機関

### ア 本庁及び教育委員会

部	課	環境関係の主な分掌事務	
	地 域 振 興 課	ふるさと環境整備、まちづくり支援	
知事政策室	総合交通政策課	公共交通の活性化、ノーマイカー運動の推進	
	国際・日本海政策課	NOWPAP、日本海学の推進	
生活環境文化部	県 民 生 活 課	省資源・省エネルギー、水ビジョンの推進、開発行為の指導	
厚生部	健 康 課	公害等による健康被害者の救済	
	生活衛生課	食品等の汚染対策、飲用名水の衛生対策	
	商工企画課	新エネルギーの推進	
商工労働部	経 営 支 援 課	小規模企業者等設備導入資金等の貸付	
	立 地 通 商 課	環境に配慮した物流の推進	
	農産食品課	汚染米の対策、環境にやさしい農業の推進	
	農業技術課	農用地の土壌汚染防止対策、畜産環境保全の対策	
	耕地課	汚染田の復元	
農林水産部	農村環境課	農村下水道の整備、散居、棚田等の農村景観の保全と創出、 農業水利施設の水辺環境の整備	
	森林政策課	森林の保全・整備、森づくり、花と緑の県づくりの推進、 木質バイオマス	
	水産漁港課	内水面、海面の環境保全対策	
	建設技術企画課	建設リサイクル、公共事業環境配慮の推進	
	道 路 課	道路愛護や緑化等の推進	
	河 川 課	河川愛護や水辺環境の保全等の推進	
土木部	砂防課	砂防事業の推進	
	港 湾 空 港 課	港湾や海岸の環境保全	
	都 市 計 画 課	都市緑化、下水道の整備	
	建築住宅課	景観づくりの推進、開発行為の指導	
教育委員会	生涯学習・文化財室	文化的景観、文化財の保護	
X 月 女 貝 云	小 中 学 校 課	学校での環境教育の推進	

## イ 出先機関

機関	環境関係の主な分掌事務		
厚生センター	公害一般の相談、し尿処理施設の指導取締り		
衛 生 研 究 所	公衆衛生に必要な試験研究調査及び技術指導		
工業技術センター	産業廃棄物の有効利用、環境への負荷の低減に関する研究		
農業技術センター農業試験場	農用地の土壌汚染対策に関する試験		
農業技術センター畜産試験場 畜産環境保全の調査研究、環境負荷物質の低減に関する調査			
家 畜 保 健 衛 生 所 畜産環境改善の技術指導、畜産環境の苦情処理及び施設の点検			
林業技術センター林業試験場 森林の酸性雨等環境影響に関する調査研究			
林業技術センター木材試験場 木質バイオマスの有効利用に関する調査研究			
水 産 試 験 場	漁場環境保全に関する調査研究		

# 第6 市町村環境関係担当課一覧

# (19年4月1日現在)

市町村	環境(公害)担当課 (TEL)	鳥獣担当課(TEL)	自然公園担当課(TEL)	廃棄物担当課(TEL)
富山市環	環境保全課(076-443-2086)	森林政策課(076-443-2019)	森林政策課(076-443-2019)	環境政策課(076-443-2178)
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<b>林小政永禄(070 440 2013)</b>		環境センター(076-429-5017)
高岡市	地域安全課 環境政策室 (0766-20-1352)	農地林務課(0766-20-1316) 就安全課 <sub>(0766-20-1359)</sub>		環境サービス課(0766-22-2144)
	環境政策室(0/00-20-1302)	農業水産課(0766-20-1321)	16〜800歳(0700-20-1410)	環境サービ人跡(U/UU-22-2144)
魚津市	環境安全課(0765-23-1048)	みどり保全課(0765-23-1036)	みどり保全課(0765-23-1036)	環境安全課(0765-23-1048)
氷見市	環 境 課(0766-74-8065)	農 林 課(0766-74-8086)	商工観光課(0766-74-8106)	環 境 課(0766-74-8065)
滑川市	生活環境課(076-475-2111)	農 林 課(076-475-2111)	_	生活環境課(076-475-2111)
黒部市	市民環境課(0765-54-2111)	農林整備課(0765-54-2111)	商工観光課(0765-54-2111)	市民環境課(0765-54-2111)
砺波市	生活環境課(0763-33-1111)	農業振興課(0763-33-1111)	農地林務課(0763-33-1111)	生活環境課(0763-33-1111)
小矢部市	生活環境課(0766-67-1760)	農 林 課(0766-67-2951)	_	生活環境課(0766-67-1760)
南砺市	住民環境課 環境保全室 <sup>(0763-23-2035)</sup>	森林政策課(0763-23-2033)	森林政策課(0763-23-2033)	住民環境課 環境保全室(0763-23-2035)
射水市	環 境 課(0766-52-7967)	農地林務課(0766-82-1960)	_	環 境 課(0766-52-7967)
舟 橋 村	生活環境課(076-464-1121)	生活環境課(076-464-1121)	_	生活環境課(076-464-1121)
上市町	町 民 課(076-472-1111)	産 業 課(076-472-1111)	産 業 課(076-472-1111)	町 民 課(076-472-1111)
立山町	住民環境課(076-463-1121)	産業観光課(076-462-9974)	産業観光課(076-463-1121)	住民環境課(076-463-1121)
入善町	住民環境課(0765-72-1100)	農水商工課(0765-72-1100)	_	住民環境課(0765-72-1100)
朝日町	住 民 課(0765-83-1100)	産 業 課(0765-83-1100)	産 業 課(0765-83-1100)	住 民 課(0765-83-1100)

### 第7 環境用語の説明

#### 1 愛鳥週間(バードウィーク)

毎年、5月10日からの1週間であり、野鳥の繁殖の時期に合わせて野鳥に対する愛鳥の精神を普及するため「全国野鳥保護のつどい」をはじめ各地でいろいろな行事が開催されます。

本県でも、小学校6年生によるツバメの県下一斉生息調査や探鳥会など多彩な行事を 開催しています。

#### 2 赤 潮

海中のプランクトンが異常に増え海水が赤く変色する現象で、魚類等に影響を及ぼす こともあります。海水中の窒素、リン等の栄養塩類濃度、自然条件の諸要因が相互に関 連して発生すると考えられています。

#### 3 アメニティ

「快適性、快適環境」と訳され、生活環境を構成する自然や施設、歴史的・文化的伝統などが互いに他を活かしあうようにバランスがとれ、その中で生活する人々との間に調和が保たれている状態をいいます。

#### 4 上乗せ基準

法律等で定められる全国一律の排出基準又は排水基準に対し、都道府県が条例で定めるより厳しい排出基準又は排水基準をいいます。

#### 5 エコドライブ

アイドリングストップをはじめとする環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用のことです。

#### 6 エコマネー (地域通貨)

環境保全や福祉など、通常の貨幣によって市場価値を生みにくいサービスのやりとり を活性化させるため、一定の地域に限って発行される通貨等をいいます。

#### 7 オゾン層の破壊

太陽光に含まれる有害な紫外線を吸収し、生物を守っている大気中のオゾン層がフロン等により破壊されることをいい、地上に到達する有害な紫外線が増加し、人の健康や生態系などに悪影響が生じるおそれがあります。

#### 8 汚濁負荷量

大気や水などの環境に影響を及ぼす物質の量であり、一定期間における排出ガス量や 排水量等とその中に含まれる汚濁物質濃度の積で表されます。

#### 9 温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表の温度を上昇させる働きのあるガスで、17年2月に発効した気候変動枠組条約京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)及び六ふっ化硫黄の6種類を対象として定めています。このうち、地球温暖化への直接的な寄与は、二酸化炭素が最も大きくなっています。

#### 10 外因性内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)

動物の生体内に取り込まれた場合に、正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質であり、生殖機能障害等を引き起こす可能性が懸念されています。

#### 11 環境影響評価(環境アセスメント)

開発事業の実施に先立ち、それが大気、水質、生物等環境に及ぼす影響について事前に調査、予測、評価を行うとともに、環境の保全のための措置を検討し、環境への影響の回避や低減を図る仕組みです。

#### 12 環境会計

企業の財務分析の中に反映されにくかった環境保全に関する投資及び経費とその効果 を正確に把握するための仕組みであり、環境保全の取組みを定量的にとらえることによ り費用効果を向上させることが可能となります。

#### 13 環境基準

環境基本法等に基づき政府が定める人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい環境の質の基準です。

#### 14 環境コミュニケーション

県民、事業者及び行政の間の相互理解と連携協力体制を確立するため、行政が環境に 関する情報等を一方的に提供するだけでなく、県民や事業者との意見交換等を行うこと をいいます。

#### 15 環 境 税

環境への負荷に応じた課徴金制度の一つであり、二酸化炭素の排出量等を対象に検討が行われています。

#### 16 環境ビジネス

従来からの公害防止装置の製造メーカーや廃棄物処理業者等に加えて、緑化事業や環境調査・コンサルティング・サービス、環境への負荷の少ないエコロジーグッズの販売など、環境保全に関連した事業であり、今後の成長が期待されています。

#### 17 環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいい、工場からの排ガスや排水だけでなく、家庭からの生活排水やごみの排出、自動車の排ガス等も含まれます。

#### 18 環境報告書

企業等が環境保全への取組みの状況を社会に公表するため、環境保全に関する方針、環境負荷の低減に向けた取組み、環境マネジメントに関する状況(環境マネジメントシステム、環境会計その他)等について取りまとめた報告書です。

#### 19 環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくためのシステムのことです。

#### 20 環境リスク

環境の保全上の支障を生じさせる危険性をいい、環境に影響を与える物質等の発生や 挙動、経路などを考慮して評価されます。人の健康や生態系への影響を未然に防止する ためには、環境リスクを適切に管理していくことが重要です。

#### 21 休 猟 区

狩猟鳥獣の増殖を図るため、3年を限度として狩猟行為が禁止される区域です。

#### 22 京都議定書

1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において採択された議定書で、先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標や、その達成に向けた排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの仕組みが掲げられており、日本は、2008~2012年までの間の温室効果ガス排出量を1990年レベルと比べて6%削減することが義務付けられています。2005年2月に発効しました。

#### 23 クールビズ

冷房時のオフィスの室温を28℃にした場合でも「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称

です。「ノーネクタイ・ノー上着」スタイルがその代表です。

#### 24 グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することです。

#### 25 グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動のことです。

#### 26 クローズドシステム

排水、廃棄物等を工場外に出さずに、工場内で循環し、回収する仕組みです。

#### 27 公園街道

県民公園を結ぶ幹線歩道で、起点は県民公園太閤山ランド、終点は頼成の森の延長19.3 kmです。県民公園地域内の雑木林の中をいく、昔からの山道、歴史を秘めた峠道、素朴な田園の中の道をできるだけ活かして、レクリエーションや自然観察のために提供することを目的としています。

#### 28 光化学オキシダント

窒素酸化物や炭化水素類が太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより生成する酸化性の強い物質の総称で、高濃度では人の粘膜や呼吸器に影響を及ぼすほか、植物等への影響も報告されています。

#### 29 高山ハイデ

気象条件などの激しい高山にみられるツツジ科などの小低木群落で、県内では県東部 の高山帯の一部にみられます。

#### 30 国民休養地

自然との触れあいを回復するために、都市周辺の多様で豊かな自然に恵まれた県立自然公園内に自然との調和を図りながら整備された野外レクリェーションの場であり、単に保養の場としてのみならず、積極的に自然に働きかけるという体験を通じて自然と人間との調和のあり方を会得し、郷土の自然を守り育てていこうとする意識を培うことを目的としてます。

県内には、五箇山、あさひ、有峰湖の3休養地があります。

#### 31 酸 性 雨

主として化石燃料の燃焼で生する硫黄酸化物や窒素酸化物等により、酸性の度合いが強くなった(pH が低くなった)雨、霧、雪等のことをいいます。なお、雨水は大気中の二酸化炭素を吸収し、大気が酸性物質に汚染されていなくても弱い酸性を示すため、一般的には pH が5.6以下の場合を酸性雨といいます。

#### 32 三点比較式臭袋法

悪臭の調査方法の一つで、人の嗅覚により臭気濃度を求める方法です。

#### 33 自然博物園「ねいの里」

県民に、自然に関する学習の場を提供することを目的として富山市婦中町に設置された県民公園の一つで、外周約2kmの散策路やビオトープゾーンのほか展示館等の施設があります。

#### 34 自然保護憲章

自然保護の国民的指標として、49年6月5日に自然保護憲章制定国民会議が制定した 憲章であり、その大要は次のとおりです。

- 1 自然をとうとび、自然を愛し、自然に親しもう。
- 2 自然に学び、自然の調和をそこなわないようにしよう。
- 3 美しい自然、大切な自然を永く子孫に伝えよう。

#### 35 循環資源

廃棄物等の有用性に着目し、繰り返し再使用、再生利用及び熱回収が可能な資源として捉えなおした概念です。

#### 36 植生自然度

植生への人為的な影響を表す指標であり、高山植物群落や極相林のように人間の手の加わっていないものを10又は9とし、緑のほとんどない住宅地や造成地を1、その中間に二次林、植林地、農耕地等をランクし、10段階で表示します。

#### 37 生物多様性

生態系の多様性(世界の環境に応じて多様な生態系が存在すること)、種の多様性(生態系を支える様々な種が存在すること)、種内(遺伝的)の多様性(同じ種の中にも、集団や個体によって様々な違いがあること)の3つのレベルでとらえられる生物間の違い(変異性)です。

#### 38 ゼロエミッション

国連大学が提唱した概念で、生産・流通工程から排出される廃棄物を別の産業の再生原料として利用するなど、全体として「廃棄物ゼロ」を目指すことをいいます。

#### 39 潜在自然植生

人為的な影響を一切停止したときに生じると考えられる自然植生です。

#### 40 戦略的アセスメント

個別の事業計画に枠組みを与えることになる政策や上位計画の段階において、環境への影響を評価・把握し、環境への配慮が十分に行われることを確保するための仕組みです。

#### 41 総量規制

一定の地域内の汚染物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等からの汚染物質の排出量をもって規制する方法をいいます。一般的には、工場等の排出ガスや排出水に含まれる汚染物質の濃度による規制が行われていますが、濃度規制では地域の望ましい環境を維持達成することが困難な場合には、総量規制が導入されています。

#### 42 代償植生

本来の植生が、森林の伐採や農地の開墾、道路や住宅の整備など、自然に対する人為的な影響により置き換えられた植生をいいます。

#### 43 地球温暖化

地表から放射された熱を吸収し、再び地表に放射して温度を上昇させる効果をもつ二酸化炭素、メタン等の温室効果ガスが、近年の人間活動の拡大に伴って大量に排出されることによる地球的な規模での気候の変動です。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の報告によると、今世紀末までに平均気温が最大6.4℃上昇すると予測されており、海面水位の上昇、異常気象の頻発化、生態系、食糧生産への悪影響が懸念されています。

#### 44 チーム・マイナス6%

京都議定書による我が国の温室効果ガス6%削減約束に向けて、国民一人ひとりがチームのように一丸となって地球温暖化防止に立ち向かうことをコンセプトに、17年4月から政府が推進している国民運動です。

#### 45 鳥獣保護区

野生鳥獣の保護増殖を図るための区域で、捕獲行為が禁止されています。鳥獣保護区内に設けられる特別保護地区では野生動物の生息に影響を及ぼす行為は許可が必要です。

#### 46 低公害車

大気汚染物質である窒素酸化物や粒子状物質等及び温室効果ガスである二酸化炭素の排出が少なく、従来の自動車よりも環境への負担が少ない自動車の総称で、13年7月に国が策定した「低公害車開発普及アクションプラン」では、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び低燃費かつ低排出ガス認定車が低公害車として位置付けられています。

#### 47 適正揚水量

富山県地下水指針で17の地下水区を対象に塩水化の進行や大幅な地下水位の低下等の地下水障害を生じさせない揚水量として、地域の特性や住民の意向などの社会的条件を考慮して設定しています。

#### 48 デシベル

騒音の大きさを表す単位で、「ささやき声、木の葉のふれあう音」は20デシベル程度、「静かな事務所」は50デシベル程度、「電車の中」で80デシベル程度、「ジェット機の音」は120デシベル程度です。

#### 49 ナチュラリスト

本来は博物学者という意味ですが、富山県では自然環境等について一定の知識を持つ人をナチュラリストとして認定しており、4月上旬~11月上旬の間、県内4地区5か所の自然公園等で利用者に自然解説を行っています。

#### 50 ば い 煙

硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質の総称です。ばいじんとは、ボイラーや電気炉等から発生するすすや固体粒子をいい、有害物質とは、物の燃焼、合成、分解等に伴って発生するカドミウム、塩素、ふっ素、鉛、窒素酸化物等の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質をいいます。

#### 51 バイオマス

再生可能な生物由来の有機質資源で、化石燃料を除いたものをいいます。

#### 52 バードマスター (野鳥観察指導員)

野鳥の識別及び生態並びに鳥類学等について一定の知識を持ち、県の認定を受けた人で、富山新港臨海野鳥園での野鳥解説や、県、市町村及びその他団体が実施する探鳥会、講習会などの指導にあたっています。

#### 53 ビオトープ

本来は生物が生息する空間という意味で、野生生物の生息・生育空間を表します。

#### 54 ビジターセンター (博物展示施設)

国立公園や国定公園等の利用者に対し、その公園の自然や文化等についてパネル、ジオラマや映像装置などによってわかりやすく展示解説するとともに、利用指導や案内を行い、自然保護思想の高揚を図るための施設です。

#### 55 富栄養化

生活排水の流入等により海洋や湖沼で栄養塩類(窒素、りん等)が増加することをいい、プランクトンの増殖を引き起こし、赤潮等の原因となることがあります。

#### 56 名 水

「きれいな水で、古くから生活用水などに使用され、大切にされてきたもの」、「いわゆる名水として故事来歴のあるもの」、「その他、特に自然性が豊かであり、優良な水環境として後世に残したいもの」を指します。環境省の「名水百選」には本県から4か所が選定されており、県でも「とやまの名水」として66か所を選定しています。

#### 57 野鳥の園

野鳥の保護を図るとともに、県民に自然探勝の場を提供することを目的として設置さ

れた県民公園の一つで、富山市三ノ熊地内の古洞池地区のほか富山市婦中町高塚地内の 国設 1 級鳥類観測ステーション地区があります。

#### 58 有害大気汚染物質

継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるものをいい、ベンゼンやダイオキシン類等の234物質が該当し、うち22物質が優先的に対策に取り組むべき物質(優先取組物質)に選定されています。

#### 59 有機塩素化合物

塩素を含んでいる有機化合物の総称で、代表的なものとしては、金属部品等の脱脂洗 浄剤やドライクリーニングの溶剤として広く使われてきたトリクロロエチレンやテトラ クロロエチレンが挙げられます。

#### 60 要監視項目

人の健康の保護等に関連する水質汚濁物質のうち、現時点では環境基準が設定されていないものの継続して水質測定を行うことが必要なものであり、人の健康の保護に係るものとしてニッケル等27物質、水生生物の生息に係るものとしてクロロホルム等3物質が該当します。

#### 61 リスクコミュニケーション

リスクに関する正確な情報を市民、産業、行政等のすべてのものが共有しつつ、相互 に意思疎通を図ることです。

#### 62 リモートセンシング

人工衛星や航空機等に搭載されたセンサーによって、電波や光等の電磁波の状況を測定し、地表や海面等の状態を広範囲にわたって直接触れることなく調査する方法です。

#### 63 レッドデータブック

絶滅のおそれがある野生生物のリスト(レッドリスト)に掲載された種について、生息状況等を取りまとめた報告書です。

#### 64 労働衛生許容濃度

職場において、労働者の健康障害を予防する観点から設定されている有害物質等の基準値です。

- 65 BOD (生物化学的酸素要求量—Biochemical Oxygen Demand) 水中の汚濁物質が微生物によって分解されるときに必要な酸素の量で、河川の有機汚濁を示す代表的な指標です。
- 66 COD (化学的酸素要求量—Chemical Oxygen Demand) 水中の汚濁物質を化学的に分解するときに必要な酸素の量で、海域及び湖沼の汚濁を示す代表的な指標です。
- 67 DO (溶存酸素量—Dissolved Oxygen)

水に溶けている酸素の濃度であり、河川等が有機物で汚濁されると、この有機物を分解するため水中の微生物が溶存酸素を消費することから値が小さくなります。溶存酸素が不足すると魚介類に悪影響が生じます。

- 68 MSDS (化学物質等安全データシート- Material Safety Data Sheet) 化学物質の性状及び取扱いに関する情報を記載した帳票で、事業者間で化学物質の取 引を行う際には化学物質排出把握管理促進法に基づき、MSDSを提供することが義務 付けられています。
- 69 NOWPAP (北西太平洋行動計画 NorthWest Pacific Action Plan) 複数の国で共有される海域について、海洋環境保全に関して関係国の協調による行動 を推進するため、国連環境計画(UNEP)が進める地域海行動計画の一つで、日本海 及び黄海を対象とするものであり、1994年9月の第1回政府間会合において、日本、中

- 国、韓国及びロシアの4か国により採択されました。各国には地域活動センター(RAC)が指定され、NOWPAPの個別の事業を推進しています。日本では鯏環日本海環境協力センターが特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター(CEARAC)として指定されています。
- **70** PFI (Private Finance Initiative)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して行う手法です。

#### 71 pH

水素イオン濃度指数のことで、7は中性、これより小さいものは酸性、大きいものは アルカリ性です。

72 ppm (Parts Per Million)

微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われる単位で、100万分の1を意味します。同様の単位としては%(100分の1)、ppb(10億分の1)等があります。

73 PPP (汚染者負担の原則―Polluter Pays Principle) 汚染者が環境汚染の防止や改善に必要なコスト (費用) を負担すべきであるとする考 え方です。

#### 74 PRTR制度

PRTRとは Pollutant Release and Transfer Register の略称で、環境汚染物質排出・移動登録という意味です。有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運びだされたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

- 75 SS (浮遊物質量—Suspended Solid)
  - 粒径2mm以下の水に溶けない懸濁性の物質の濃度で、水の濁りの度合等を表します。
- 76 UNEP (国連環境計画 United Nations Enviroment Programme)
  1972年6月ストックホルムで開催された国連人間環境会議で採択された「人間環境宣言」及び「環境国際行動計画」を実施に移すため、同年の国連総会決議に基づき設立された機関で、国連機関が行っている環境に関する諸活動を総合的に調整管理するとともに、国連諸機関が着手していない環境問題に関して、国際協力を推進していくことを目的としています。
- 77 VOC (揮発性有機化合物—Volatile Organic Compounds)

トルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称であり、塗料、インキ、シンナー等に含まれるほか、ガソリンなどの成分になっているものもあります。

78 WECPNL (うるささ指数)

航空機騒音のうるささを表わす指数で、1日の航空機騒音レベルの平均と時間帯ごと の飛行回数から算定されます。

#### 79 3 R

「リデュース (Reduce): 廃棄物等の発生抑制」、「リユース (Reuse): 再使用」、「リサイクル (Recycle): 再生利用」の3つの頭文字をとったものをいいます。

### 平成19年版 環境白書

編集·発行 富山県生活環境文化部環境政策課 〒930-8501(住所表記不要) 富山市新総曲輪 1 - 7 TEL 076-444-3141 FAX 076-444-3480

富山県ホームページ http://www.pref.toyama.jp/ 環境白書についてご意見・ご感想をお寄せください。



室堂 雷鳥

# "とやまエコライフ・アクト10宣言しよう"!



みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6%

- | トライフ・アクト10宣言|
   ACT1 | 冷房の設定温度は28℃、暖房時の室温は20℃にしよう
   ACT2 | 蛇口はこまめにしめよう。
   ACT3 | ぶんわりアクセル「eスタート」をしよう
   ACT4 | 工製品を選んで買おう
   ACT5 | 無駄なレジ袋は断ろう
   ACT6 | コンセントからこまめに抜こう
   ACT7 | マイカーに乗らずに出かけよう
   ACT7 | 自然とがれるかい、縁を守り育てよう
   ACT9 | 資源回収等の地域の環境保全活動に参加しよう
   ACT10 | とやまの旬の食材を食べよう
   ACT10 | その15 | ・ ・ マイナス6 9%の取組み。

- ※ ACT1~6:チーム・マイナス6%の取組み、ACT7~10:とやまオリジナルの取組み

詳しくは、こちらをご覧ください。 http://www.pref.toyama.jp/cms\_sec/1705/kj00003967.html

